自己点検評価・外部評価報告書

（ 平 成 ３ ０ 年 度 事 業 ）

令和元年６月

独立行政法人日本学術振興会

目　　次

外部評価委員会委員長からの報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

外部評価結果の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

平成３０年度事業自己点検評価・外部評価報告書・・・・・・・・・・・・・・・9

平成３０年度監事監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・169

附属資料

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程・・・・・・・・・・・・・175

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員名簿・・・・・・・・・・・・・・177

独立行政法人日本学術振興会外部評価実施要領・・・・・・・・・・・・・・179

独立行政法人日本学術振興会計画・評価委員会規程・・・・・・・・・・・・183

独立行政法人日本学術振興会平成３１年度自己点検評価実施要領・・・・185

独立行政法人日本学術振興会平成３０年度事業の評価手法について・・・・189

独立行政法人日本学術振興会中期目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・225

独立行政法人日本学術振興会中期計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・243

平成３０年度独立行政法人日本学術振興会年度計画・・・・・・・・・・・・269

平成３０年度事業自己点検評価・外部評価の実施経緯・・・・・・・・・・・299

令和元年 6 月 28 日

独立行政法人日本学術振興会
理事長　里　見　　進　殿

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会
委員長　　巽　　和　行

平成３０年度事業外部評価報告書について

標記のことについて、独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程（平成１６年２月２０日規程第４号）第２条第２項の規定に基づき、報告します。

外部評価結果の総括

【序文】

本委員会は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の平成 30 年度における業務実績の全体について、振興会から提出される自己点検評価報告書等に基づき、効率及び効果の両面から評価を行った。

振興会は、平成 30 年 4 月 1 日より開始した第４期中期目標期間において、①世界レベルの多様な知の創造、②知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成、③大学等の強みを生かした教育研究機能の強化、④強固な国際研究基盤の構築、⑤総合的な学術情報分析基盤の構築の 5 本の柱を基盤に、各事業を推進している。本委員会は、これら 5 本の柱を含む第４期中期目標で定められた項目ごとに、その達成状況等について評価した。

なお、本委員会では、平成 30 年度の業務実績に対する評価にとどまらず、振興会の事業全般に関する今後の課題についても指摘した。その中には、早期に改善することが困難な課題、政府レベルで検討・実施すべき課題、あるいは振興会の業務の範囲を超える課題等に対する意見も含まれている。

本委員会による評価が振興会の業務のさらなる改善に活用され、振興会の事業がより優れた成果を挙げるとともに、我が国の学術が一層振興されることを期待して、次のとおり総括する。

１．法人の業務運営

振興会の業務運営については、多岐にわたる事業を比較的少数の職員により極めて効率的に遂行し、優れた成果をあげていると評価する。とりわけ、振興会事業の全般にわたって重要な位置を占める審査・評価業務については、公正かつ適切な審査・評価制度を構築し、かつ膨大な件数にもかかわらず短期間で滞りなく業務を実施していることは特筆すべきであり、高く評価したい。

一方で、審査・評価においては、それぞれの審査委員の質の確保、向上が極めて重要な課題である。学術システム研究センター研究員により、相応の審査委員候補者が選任されていると考えるが、科研費だけでも 7,000 名にものぼる審査委員の質を保証するためには、学術システム研究センターでの検証も極めて重要である。また、審査委員としての資質を向上させるために、すべての研究者が科研費を受給するだけではなく、科研費等審査を行うことを通して日本の学術の発展に寄与するという理解を共有すべきであり、振興会はこのような理解を進める方策を考えてほしい。

また、比較的少数の職員により効率的に業務が遂行されていることは評価できる一方で、職員の業務が増加していることにも目を向ける必要がある。膨大な審査・評価業務を計画通りに行うのみならず、審査委員に対してきめの細かい対応を行うなど、職員の献身的努

力を忘れてはならない。振興会事業の質の維持及び改善・見直しなど不断の検証が実現されるためには、担当職員に過度な負担が生じないような適切な措置も考慮する必要がある。

学術研究の多様性を確保することは大変重要であり、学際領域の状況や男女比といった観点で継続的に点検・評価する必要があるが、グローバル化の進展を背景として、外国人からの申請に対応することも重要な課題である。同時に、新たな学際領域の創設は、我が国の研究において大きな課題である。振興会の様々な事業においても、学際的研究を促進する取組が実施されているが、一層の充実を期待したい。また、振興会では女性審査委員の登用に配慮がなされているが、特別研究員事業では女性の審査委員比率の低下が見られていることもあり、多様性を確保する観点から、振興会事業において女性の審査委員を積極的に登用する努力を継続していただきたい。

２．世界レベルの多様な知の創造

振興会は、長年にわたり我が国の学術研究を支える科研費の実施業務を担うだけでなく、科研費改革にも鋭意取り組んでおり、その努力と成果は高く評価できる。応募件数が増大しているにもかかわらず、膨大な審査・評価業務を計画通り実施していることに加えて、審査システム改革に伴う不断の見直しを行っていることは特筆すべきである。我が国の学術研究が発展するためには、科研費の充実が特に重要であり、学術システム研究センターの機能を十分に活用しながら、より優れた科研費制度を目指して今後とも改革に取り組んでいただきたい。また、他の競争的研究資金制度と科研費制度との本質的役割分担を踏まえて、科研費制度においては短期的な出口志向・応用志向に流れることなく、一見地味であっても新しい学術基盤となる革新的研究や夢のある挑戦的課題をしっかりと支援することが強く望まれる。若手研究者が挑戦的で独自性のある新しい研究を生み出せる支援体制を構築するとともに、若手研究者への支援の効果について既存の調査を活用する等して定量的にフォローアップすることも重要である。このほか、科研費で得られた成果がデータベースで一元的に管理されていることは極めて有用であり、他の資金配分機関や民間企業等における当該データベースの活用状況などを解析することは、さらにその利用価値を高めることにつながると思われる。

国際的な共同研究等の推進については、事業を着実に実施しており、特にリードエージェンシー方式による審査を試行的に導入し、採択を行ったことは高く評価できる。今後も国際共同研究等の一層の充実が望まれる。国際共同研究プロジェクトについては、人事交流と研究活動の双方に財政支援が必要な場合があり、振興会の部署間の緊密な連携が求められるが、後述の国際統括本部の役割には大いに期待したい。

３．知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

振興会では、特別研究員や海外特別研究員、若手研究者海外挑戦プログラム等の若手研究者を育成するための種々の事業が行われており、事業内容や制度の改善を行いながら着実に業務を遂行している点は評価できる。特に、若手研究者育成の中核となる事業である特別研究員事業については、膨大な業務を計画通りに円滑に進めただけでなく、「特別研

究員-CPD」の創設を目指した取組や、事業内容の検討・見直しがなされた点は高く評価することができる。

しかしながら、特別研究員事業については、PD の採用率が低迷している。PD は研究職に就くためのひとつの重要なステップであり、PD 採用者の減少は、学問の未来に深刻な影響をもたらすと考えられる。採用人数確保のため、引き続き予算の獲得に努めていただきたい。また、PD への応募者が減少しており、その背景を分析することが望まれる。卓越大学院プログラムとの関係にも留意しながら、今後とも、現場の意見も踏まえた事業運営を期待したい。

また、海外特別研究員や若手研究者海外挑戦プログラムについては、若手研究者にとって研究力を向上させる大きな機会であり、派遣終了者が派遣期間中にどの程度レベルアップしたかを引き続き評価することは、今後の事業改善にとって有効であると考える。

４．大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

WPI、大学教育改革の支援、大学のグローバル化の支援のいずれにおいても、適切な審査・評価を着実に行い、各事業の透明性、信頼性、継続性を確保していること、また事業の広報にも意欲的に取り組んでいることは高く評価できる。特に、大学教育改革等の支援においては、フォローアップや事後評価、進行中のプログラムの発展的見直しの実施、好事例事業の水平展開など、多様な評価を実現していることは評価できる。

一方で、評価の在り方については、大学等の多様性を維持し、良い点をできるだけ評価する仕組みを確保していただきたい。また、教育の成果が短期間では現れるものではないことを踏まえた評価の仕組みも考えていただきたい。

また、真に「大学等の教育研究機能の強化」につながるよう、各事業の在り方も含めた提案をより積極的に行うことが望まれる。

５．強固な国際研究基盤の構築

振興会は伝統的に強い国際研究基盤を有しており、各国学術振興機関と強い連携関係を確保している。海外機関との連携が順調になされ、我が国の学術研究の海外展開と国際連携を支える重要な役割を担っていると評価できる。また、振興会内の国際的な取組を俯瞰する仕組みとして新たに国際統括本部が設置され、国際戦略を検討する体制が整備されたことは高く評価できる。諸外国の国際共同研究プログラムや研究支援制度は多様かつ流動的であるため、確固たる国際戦略を設定することが重要であり、今後、新規事業の開拓や多様な海外学術振興機関との一層の連携など、具体的な方策に結びつけていただきたい。

また、国際戦略に総合的な視点から取り組むに当たり、シンクタンク的支援組織がないことに不安を感じる。国際統括本部が必要に応じて高い見識を持った有識者の意見を聴取しながら進めるとともに、諸外国の学術情報を収集する体制を構築することが望まれる。

なお、本項目に関しては、振興会自身の国際化、振興会が運営する事業の国際化、振興会事業に支援された研究者の国際化と 3 つの異なる国際化が混在しており、これらを識別した自己点検・評価を期待したい。

６．総合的な学術情報分析基盤の構築

情報の一元的な集積・管理や振興会事業の動向等の分析、学術動向に関する調査等、学術情報分析基盤の構築に向けて、着実に業務が行われている。特に、学術情報分析センターを設置し、振興会の諸事業の成果等について情報収集、把握、分析を行っていることは高く評価できる。

振興会は、研究助成に関して膨大なデータを有しており、その活用は、今後の我が国の研究を更に推進する上で大きな原動力となり得る。これらの情報が、有意義な学術振興策へと展開されることが望まれる。同時に、振興会としての資源配分の有効性について明らかにする手法や指標を開発することが望まれる。学術情報分析センターの今後の活動に期待する。

７．横断的事項

情報発信や研究公正の推進等、振興会の各種事業に横断的に関わる取組についても着実に実施されている。これらの取組の中で特に、電子申請システムは極めて有効に働いていると考える。当該システムによって審査委員の負担軽減が図られているが、新たな課題が生じないか、慎重に見極めて対処されたい。一方で、当該システムは、課題の公募、審査、採択等の面で、他の多数の機関でも有効と思われるため、例えば他機関で同様の仕組みを導入する際に適切なサポートをすることも考えられないか。

また、情報発信に関しては、振興会事業への理解を深める取組の検討を期待したい。

８．その他

外部評価委員からは、評価項目に関連する上記の意見に加え、我が国の学術の振興を図る上で重要と考えられる以下のような意見も出されたので、ここに記す。

- 研究によって、研究期間中における各年度の所要経費のバランスは異なっており、その意味で科研費の一部種目の基金化は重要な改革であったが、比較的小型の研究にとどまっている。特別推進研究などの大型研究こそ基金化を実現すべきであると考える。今後も科研費の基金化は要求し続けていただきたい。
- 毎年一律に一般管理費の削減を行っているが、それにも限界がある。職員の献身的努力だけに頼った事業運営は、破綻を来す恐れがある。振興会には、我が国のプレゼンスを高め、グローバル社会において学術研究を先導する研究者の活動を支援する役割がある。それにふさわしい予算措置に向けて、理解を広げていただきたい。

【まとめ】

第 4 期中期目標期間の初年度である平成 30 年度の振興会の業務運営については、①世界レベルの多様な知の創造、②知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成、③大学等の強みを生かした教育研究機能の強化、④強固な国際研究基盤の構築、⑤総合的な学術情報分析基盤の構築の 5 本の柱を中心とするすべての評価項目において、中期計画通り、中期目

標に向かって順調に実績を上げていると言える。限られた予算の中で、極めて質の高い諸事業を展開していることを評価したい。

一方で、我が国からの学術論文の量と質の両面での減少傾向には依然として歯止めがかかっておらず、また、博士課程への進学者も減り続けており、我が国の研究活動が総体として退潮にあることが種々の統計データ等によって示され、科学技術白書等でも警鐘が鳴らされているところである。振興会としてもこの問題を正面から受け止め、研究支援の大きな枠組みから考え直すことが、我が国全体の研究力の向上のためにも必要ではないか。振興会には何より、これまでに蓄積してきた研究に関わる膨大なデータと研究現場に根ざした経験や知見がある。様々なセクターの研究現場の声を踏まえながら現状分析を行い、それに基づいた議論を提起し、提言を行う役割も期待したい。厳しい財政事情のもとで最大の効果をあげるためには、他の研究助成機関と密に連携することも必要だろう。今後とも、我が国の学術の新たな未来を切り開く上で、振興会が一層役割を果たすことを期待したい。

平成 30 年度事業
自己点検評価・外部評価報告書

令和元年 6 月

独立行政法人日本学術振興会

平成 30 年度事業の自己点検評価・外部評価の概要

○　自己点検評価・外部評価の位置づけ

・独立行政法人通則法では、中期目標管理法人の業務運営について、主務大臣が法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人はこれを達成するための計画（中期計画・年度計画）を作成し、これらに基づき業務運営を行うとされている。

・業務の運営状況については、独立行政法人通則法第 32 条に基づき、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣へ提出し、評価を受けなければならない。

○　自己点検評価・外部評価の体制

・独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」）に、計画・評価委員会を設置。委員会は理事長、理事、学術システム研究センター所長及び副所長、学術情報分析センター所長及び副所長、世界トップレベル拠点形成推進センター長、人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センター長、審議役、国際統括本部長、さらに、各部長及び監査・研究公正室長によって構成される。

・振興会に独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会を設置。委員は、学界及び産業界を代表する有識者の内から理事長が委嘱する。

○　自己点検評価・外部評価報告書の構成

評価項目毎に以下の内容で構成。

１．当事務及び事業に関する基本情報

２．主要な経年データ

３．事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績に関する自己点検評価及び外部評価委員による評価

４．その他参考情報

○　評価の基準

「独立行政法人の評価に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日　総務大臣決定）」に従い、評定区分は SABCD（B が標準）とする。

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の１２０％以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の１２０％以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の１００％以上１２０％未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の８０％以上１００％未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の８０％未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

目　　次

平成 30 年度事業の評価項目	ﾍﾟｰｼﾞ
Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	**1**
１　総合的事項	**1**
(1)　研究者等の意見を取り入れた業務運営	2
(2)　第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化	4
(3)　学術研究の多様性の確保等	9
２　世界レベルの多様な知の創造	**12**
(1)　科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進	16
(2)　研究の国際化と国際的な共同研究等の推進	29
(3)　学術の応用に関する研究等の実施	37
３　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	**41**
(1)　自立して研究に専念できる環境の確保	45
(2)　国際舞台で活躍する研究者の養成	52
(3)　研究者の顕彰・研さん機会の提供	64
(4)　研究者のキャリアパスの提示	71
４　大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	**73**
(1)　世界最高水準の研究拠点の形成促進	76
(2)　大学教育改革の支援	81
(3)　大学のグローバル化の支援	88
５　強固な国際研究基盤の構築	**92**
(1)　事業の国際化と戦略的展開	95
(2)　諸外国の学術振興機関との協働	96
(3)　在外研究者コミュニティの形成と協働	98
(4)　海外研究連絡センター等の展開	100
６　総合的な学術情報分析基盤の構築	**103**
(1)　情報の一元的な集積・管理	105
(2)　総合的な学術情報分析の推進	105
(3)　学術動向に関する調査研究の推進	108
７　横断的事項	**111**
(1)　電子申請等の推進	113
(2)　情報発信の充実	117
(3)　学術の社会的連携・協力の推進	124
(4)　研究公正の推進	127
(5)　業務の点検・評価の推進	129
Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項	**131**
１　組織の編成及び業務運営	131
２　一般管理費等の効率化	134
３　調達等の合理化	135
４　業務システムの合理化・効率化	140
Ⅲ　財務内容の改善に関する事項	**142**
Ⅳ　その他業務運営に関する重要事項	**148**
１　内部統制の充実・強化	149
２　情報セキュリティへの対応	152
３　施設・設備	153
４　人事	153
５　中期目標期間を超える債務負担	155
６　積立金の使途	156

平成 30 年度事業自己点検評価・外部評価報告書

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－１	１　総合的事項 （１）研究者等の意見を取り入れた業務運営 （２）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化 （３）学術研究の多様性の確保等				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学術振興会法第 13 条、第 15 条 第 6 号、第 9 号	業務に関連する政策・施策		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度
決算額（千円）	469,094				
従事人員数（人）	4				

注１）決算額は「１　総合的事項」の支出額を記載。

注２）従事人員数については「１　総合的事項」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価
				業務実績	自己点検評価	
我が国の学術振興の中核機関として、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割を十分に果たすため、研究者を中心とする幅広い関係者の意見を取り入れるとともに、研究者の自由な発想と研究の多様性、長期的視点、継続性等の学術研究の特性に基づき、挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。					評定　B <評定に至った理由> 平成30年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げており、評定をBとする。 <B評定の根拠> ・評議員会を２回開催する等、これらを通して、研究者の意見を取り入れた業務運営が図られた。 ・学術システム研究センターでは男女比のバランス、所属機関の形態、地域的なバランス等、多様な研究員を配置し基礎研究や人材育成の在り方などについて事業改善の提言・助言や業務運営を適切に行っている。 　また、特に集中的に審議が必要な重要な課題等についてワーキンググループ等を開催し研究者の視点に立ち積極的に検討を行った。 ・学術研究の多様性の確保や、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営を行うという目標達成に向けた取組が着実に行われている。 ・振興会諸事業における女性研究者の参画や支援に係る現状分析と具体的方策の検討がなされている。	評定　B <評定に至った理由> 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、自己点検評価に記載の内容で適切な評価が行われていると認められ、評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・さまざまな形で研究者の声を反映させるための努力が行われていることは評価できるが、従前のやり方から変更した場合などには思わぬ問題点が出てくることもあると考えられるので、これまで以上に注意深く見守ってほしい。 <その他事項> ―
（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営 　学術の振興を目的と	（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営 　研究者の自由な発想	（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営 　学術研究を実際に行	【評価指標】 １－１ 研究者等の意見聴取状況（評議員会の開	【評議員会】 ・評議員は、理事長の諮問に応じ、学術界、産業界、大学等を代表する学識経験者で構成されており、学術研究	（１） 研究者等の意見を取り入れた業務運営 補助評定：b	（１） 研究者等の意見を取り入れた業務運営 補助評定：b

する振興会の事業の特性に配慮し、評議員会や学術研究に対する高い識見を持つ学識経験者の意見を反映させるとともに、学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れることにより、研究者コミュニティの信頼を得つつ、効果的な業務運営を行う。

に基づく学術研究の成果は、人類社会共通の知的資産として文化的価値を形成するものであり、学問領域を限定せず、分野の性格に応じた適切な支援方法により、幅広くバランスをとって振興する必要がある。特に、長期にわたる試行錯誤を必要とする知的創造活動としての基礎研究への支援や、将来の学術研究を担う優秀な研究者の養成について十分配慮する必要がある。このため、学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れた業務運営を行う。

業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、各界・各層からの学識経験者で構成し、定期的に開催する。事業実施に当たっては、評議員会等での幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考とし、効果的に成果が上がるよう業務運営に反映させる。

う研究者を含めた各界の学識経験者から成る評議員会を平成 30 年度中に２回開催する。評議員会では、年度計画、予算案等の重要事項や各事業の実施状況を審議することにより、学術研究の特性を踏まえ、研究者の意見を取り入れた業務運営を図る。

また、学術研究に対する特に高い見識を有する学識経験者を学術顧問に委嘱し、振興会の業務に関する特定の事項について、専門的な助言を求める。

催実績等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

１－１ 研究者等の意見を取り入れる機会を確保し、業務運営に適切に反映されたか、評議員会の開催実績や学識経験者からの意見聴取実績及びそれら意見を踏まえた業務運営状況を参考に判断する。

支援に関する政策にも通じたメンバーを含んでいる。

・評議員会は平成 30 年 10 月 2 日及び平成 31 年 3 月 26 日に開催した。

・評議員会では、平成 31 年度計画、平成 31 年度予算案、若手研究者支援の進捗状況、学術研究の多様性の確保等を踏まえた業務運営状況の報告、事業に係る男女共同参画推進に向けた検討状況、日本学術振興会の学術国際活動に関する基本方針（JSPS 国際戦略）等について審議した。

・評議員会の議事要録は外部 HP で公開している。

●平成 30 年度評議員（第 8 期）

石川　冬木	京都大学大学院生命科学研究科 教授、日本学術会議第二部長
大野　英男	東北大学　総長、日本学術会議第三部長
五神　真	東京大学　総長
小林　喜光	経済同友会 代表幹事
榊原　定征（H30.5.30 まで）	日本経済団体連合会　会長
佐藤　岩夫	東京大学社会科学研究所 教授、日本学術会議第一部長
K.J.シャフナー	西南学院大学　学長
永田　恭介	筑波大学　学長
中西　宏明（H30.6.14～）	日本経済団体連合会　会長
原山　優子	前総合科学技術・イノベーション会議 議員、東北大学名誉教授
日比谷　潤子	国際基督教大学 学長
平野　眞一	上海交通大学 講席教授、平野材料創新研究所 所長
村田　治	関西学院大学　学長
室伏　きみ子	お茶の水女子大学　学長
森　重文	京都大学高等研究院 院長
山極　壽一	京都大学 総長、日本学術会議 会長

【学術顧問】

・学術の振興に係る諸課題について、理事長をはじめ役員や事業担当が必要に応じて各学術顧問と個別に意見

＜補助評定に至った理由＞

平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、補助評定を b とする。

（b 評定の根拠）

以下の評価指標に対する自己評価に記載のとおり、評議員会を 2 回、学術顧問会議を 1 回開催し、これらを通して、研究者の意見を取り入れた業務運営が図られ、計画通りに実施された。

（各評価指標等に対する自己評価）

・評価指標である１－１については、学術研究を行う研究者を含めた評議員会を 2 回、学術顧問会議を 1 回開催するなど、学識経験者から意見聴取を行った。また、評議員会で年度計画等の重要事項を審議することにより、研究者の意見を取り入れた業務運営が図られたと言えることから、計画通りに実施されたと判断する。

＜補助評定に至った理由＞

自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

交換を行うとともに、平成 30 年 6 月 14 日に学術顧問会議を開催し、学術研究に特に高い識見を持つ立場からの専門的な助言を聴取した。例えば、国際戦略のあり方や若手研究者の支援のあり方についての助言をいただいた。
・新規の学術顧問の就任依頼については必要性を検討したうえで行った。

●平成 30 年度学術顧問

吉川　弘之	（学術最高顧問）科学技術振興機構特別顧問
佐藤　禎一	（学術特別顧問）元ユネスコ日本政府代表部特命全権大使
浅島　　誠	帝京大学特任教授
飯野　正子	津田塾大学名誉教授
大隅　良典	東京工業大学栄誉教授
郷　通子	名古屋大学理事
小林　　誠	高エネルギー加速器研究機構特別栄誉教授
佐々木　毅	国土緑化推進機構理事長
長尾　　真（H31.2.28 まで）	京都大学名誉教授
野依　良治	科学技術振興機構研究開発戦略センター長
星　　元紀（H31.2.28 まで）	東京工業大学名誉教授
本庶　佑（H31.3.1～）	京都大学高等研究院副院長、特別教授

（２）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化
　学術システム研究センターに第一線級の研究者を配置し、事業の実施に必要な調査・研究機能や審査・評価業務に係る機能を充実・強化する。また、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行う。

（２）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化
　学術システム研究センターに第一線級の研究者を配置し、学問領域の専門的な知見に基づき、学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。特に、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行うよう努める。
　同センターの組織運

（２）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化
　学術システム研究センターに第一線級の研究者を所長、副所長、相談役、主任研究員及び専門研究員として配置することにより、人文学、社会科学から自然科学に至る全ての学問領域をカバーする体制を整備する。その上で、学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提

【評価指標】
１－２ 学術システム研究センターによる各種事業への提案・助言の状況（有識者の意見を踏まえ判断）

【目標水準の考え方】
１－２ 第一線級の研究者の知見を生かした、各種事業への提案・助言が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。

【学術システム研究センター】
■学術システム研究センターの体制
・9 つの専門調査班（人文学、社会科学、数物系科学、化学、工学系科学、情報学、生物系科学、農学・環境学、医歯薬学）を置くことにより、すべての研究分野に研究員を配置し、すべての学問領域をカバーしている。
　研究員の選考にあたっては、科研費に応募可能な研究機関の長に推薦依頼を行うとともに本会の産学協力事業の各委員会にも推薦依頼している。独立行政法人や民間の研究機関を含む組織から人材を選任している。選考の際には前任者と同一の機関からの選任を行わないようにするとともに、国・公・私立大学及び大学共同利用機関、産業界の研究機関等、組織形態のバランス、地域的バランス、男女比バランスに配慮している。また、選考過程において外部の学識経験者に意見を聴取することにより第一線で活躍中の研究者を確保している。

（２）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化
補助評定：a
＜補助評定に至った理由＞
平成 30 年度における中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、補助評定を a とする。

（a 評定の根拠）
・すべての研究分野に非常勤の任期付研究員を配置し、すべての学問領域をカバーしている。

・研究員の選考にあたっては、研究機関の長等からの推薦に基づき、さらに外部の学識経験者

（２）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化
補助評定：a
＜補助評定に至った理由＞
自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画を上回る業務の進捗が認められるため。
一方、新規研究員について、地域バランスや男女比についても考慮して選任されていることは好ましい。若干、女性の比率が下がったようであるが、大きな変化ではないと考えられる。

営に当たっては、運営委員会における高い識見に基づく審議及び意見を参考とし、その際、各種事業への提案・助言が適切に行われたかについても、同委員会において意見を得る。

さらに、同センターの業務内容の透明性の向上を図る観点から、同センターの活動について分かりやすく積極的な情報発信を行う。

案・助言等を行う。

重要でかつ継続的に審議が必要な課題に対し、必要に応じてワーキンググループやタスクフォースを設置し、機動的に対応する。特に、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行うよう努めるとともに、各種事業への提案・助言が適切に行われたかについて、運営委員会において意見を得る。さらに、事業における審査・評価等のプロセス等を含め、同センターの活動について分かりやすく積極的な情報発信を行う。

所長（1 人）	佐藤　勝彦
副所長（3 人）	盛山　和夫 西村　いくこ 永原　裕子
相談役（2 人）	村松　岐夫 勝木　元也

・主任研究員 20 人
・専門研究員 108 人

計 128 人（うち、独法等：2 名、民間：1 名）

・平成 30 年度に就任した新規研究員 44 名は、所属機関の形態や地域的なバランスに配慮しつつ、特に男女比のバランスを勘案し、女性研究員 19 名、研究員全体で 15%になり、前年度より女性研究員 3 名減となった。（平成 28 年度は、女性研究員 22 名、研究員全体で 18%）

■会議開催実績

・学術システム研究センターに以下の会議等を設置し、これらの会議の議論を踏まえて「学術研究の助成等」、「国際的な共同研究等の促進」及び「研究者の養成」の各事業について提案・助言等を行うとともに、各事業の審査・評価業務に専門的な見地から関与した。

・また、単なる提案・助言にとどまらず、各事業への実装の状況から、各種会議において再度検証を行い更なる事業改善に繋げる PDCA サイクルを絶えず回しよりよい審査・評価制度へ継続的に取り組んでいる。

＞主任研究員会議：20 回（原則月 2 回）
＞専門調査班会議：108 回（月 1 回・1 専門調査班、9

に意見を伺うことにより、第一線で活躍中の研究者を選考していることは高く評価できる。

・国・公・私立大学、大学共同利用機関のみならず、独立行政法人や民間の研究機関を含む幅広い人材を選任し、大学等からの研究員とは研究経歴や立場が異なる研究員も配置することにより、学術研究における基礎研究や人材育成の在り方などについての多様な視点からの意見を活かし、事業改善の提言･助言や業務運営を行っている。さらに、新規研究員の選考にあたっては、男女比のバランス、所属機関の形態、地域的なバランス等、多様性の確保に配慮し、研究員の選考基準については、運営委員会での検討後公開するなど、透明性の強化に努めていることは高く評価できる。

特に副所長 3 人のうち 2 人が女性であることは特筆に値する。

・定期的に開催される主任研究員会議や専門調査班会議のほか、特に集中的に審議が必要な重要な課題について検討を行うため、科学研究費事業及び特別研究員事業でワーキンググループを開催するとともに、短期的・集中的に審議が必要な特定の課題に対して意見をとりまとめ、提言するための タスクフォースを年間 15 回開催し、研究者の視点に立ち、以下のような検討を極めて積極的に行った。こ

班がそれぞれ実施）

＞科学研究費事業改善のためのワーキンググループ：10 回

【主な検討事項】
・審査における研究業績欄の取扱いについて、研究計画調書の研究業績欄の書かせ方や取扱いについて検討を行い、平成 31 年度公募に導入した。
・「国際共同研究強化（B）」の公募及び審査方式の見直しを行った。具体的には平成 30 年度から公募を開始した「国際共同研究強化（B）」について、審査等の状況を踏まえて検討を行い、公募内容、審査方式、評定基準等の見直しを行った。

＞特別研究員等審査システム改善のためのワーキンググループ：10 回

【主な検討事項】
・特別研究員事業の審査方針について検討を行い、変更内容を平成 32 年度（2020 年度）採用分の募集要項に反映した。
・特別研究員－CPD（国際競争力強化研究員）の創設に向けて、制度設計、審査方針の策定について検討を行った。
・若手研究者海外挑戦プログラムについて多様なニーズに応えるため、募集機会を年２回に増やすことを検討し、申請書の簡略化も検討を行った。

＞審査委員等選考支援システム合同タスクフォース：4 回

近年より増大している研究員の業務量を軽減すべく、主な業務である審査委員候補者等選考において、研究員が判断を行う際、その判断を支援するためのシステムを開発し導入できるかを検討するため、学術システム研究センターと学術情報分析センター双方の研究員からなる合同タスクフォースを平成 30 年 7 月に設置し、検討の結果、平成 30 年度はまず科研費の特別推進研究及び基盤研究(S)の審査意見書作成候補者の選考の際に参考となる研究者のリストを作成した。

＞科研費改革推進タスクフォース：11 回（特に多い）

科研費審査システム改革 2018 が本格始動して 1 年目の審査が終了し、新たなシステムによる応募及び審査等の検証、改善すべき点の迅速な対応、増加し続ける応募件数への対応を課題とし、科研費改革

れは、科研費やその他の事業の透明性、公平性の確保に大きく貢献しており、新たな課題等に柔軟に対応し、第一線級の研究者が学術研究に対する真摯な議論を行う学術システム研究センターならではのものとして、極めて高く評価できる。

・科研費の審査における研究業績欄の取扱いについて、研究計画調書の研究業績欄の書かせ方や取扱いについて検討を行う等、事業の改善に係る提案や、特別研究員制度における新たな制度の設計・申請書の改善に対する適切な助言を行ったことは高く評価できる。

・近年の科研費の応募数増大に伴う研究員の負担の軽減と業務の質の担保の双方の課題に対し、センター機能の効率化と質の向上に貢献したことは、高く評価できる。

・近年の科研費の応募数増大に伴う審査員の負担および審査コスト増への対応は、最近の科研費制度が直面する新たな課題であり、一朝一夕には解決できない困難な課題であるが、そのような困難な課題に対して検討結果を報告書にまとめ、文部科学省に提案したことは高く評価できる。

推進タスクフォースを平成 30 年 3 月に設置。応募件数増加の実態と要因を探るとともに、審査システム改革 2018 の検証を行い、審査負担の軽減を含む科研費制度の更なる改善に関する検討を行った。検討結果を「科研費改革推進タスクフォースにおける議論のまとめ」として文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会科学研究費審査部会科研費改革に関する作業部会（第 15 回）において報告を行った。

■運営委員会の実施

・センターの運営及び業務実施に関する方針等を策定するにあたって、多様な視点からの意見を反映できるように審議を行った（平成 30 年度は 3 回開催）。運営委員会では、所長及び副所長の人事、学術動向調査のあり方、さらにはセンター業務の透明性、センターによる各種事業への提案・助言の適切性について審議を行った。その審議結果をもとに、業務の改善に取り組むとともに、研究員の選考を含むセンター全体の体制整備にも反映させるなど、外部有識者による適切な意見を参考にする体制を整備した。平成 30 年度に科研費の申請書の検討において「研究業績リスト」の記載を「研究遂行能力」の記載に変更するセンターの提案・助言に対して、運営委員会において、適切な提案であった旨の意見を得るなど、センターが適切な業務運営を行っている旨、有識者の意見を得た。

●運営委員会名簿（平成 31 年 3 月現在）

小倉　和夫	独立行政法人国際交流基金顧問
栗原　和枝	東北大学未来科学技術共同研究センター教授
榊　裕之	豊田工業大学学長
佐々木　毅（委員長）	公益社団法人国土緑化推進機構理事長
田井　一郎	株式会社東芝　元取締役・代表執行役
高柳　雄一	多摩六都科学館長・元ＮＨＫ部外解説委員
田代　和生	慶應義塾大学名誉教授
八田　英二	同志社大学経済学部教授
宮嶌　和男	金沢工業大学産学連携室教授
山本　正幸	自然科学研究機構基礎生物学研究所所長
吉野　彰	旭化成株式会社顧問

■事業における審査・評価等のプロセス等のウェブサイトによる情報発信

・運営委員会については外部有識者のみから構成される諮問会議として機能向上を図りつつ、その審議・意見を参考に学術研究動向調査の充実化や各種事業への提案・助言の適切性の検討や、センター活動の積極的な情報発信の実施など、外部有識者による適切な意見を業務改善に繋げる体制の強化に取り組んでいることは高く評価できる。

・図表を用いて審査・評価等の各業務について詳細のプロセス

・センター業務の具体的な内容についてはウェブサイトにおいて図表を用いて公表しており、業務の内容ごと（審査委員の選考業務や審査の検証業務等）に整理し、そのプロセスについても可能な限り公表している。
https://www.jsps.go.jp/j-center/gyoumu_jyosei.html

審査の検証業務に関する記述は以下のとおり。

科研費審査の検証

学術システム研究センターにおいては、審査の質を高めるため、審査終了後、審査の検証を行い、その結果を翌年度の審査委員の選考に適切に反映しています。

具体的な作業内容

審査区分ごとに、複数の研究員を割り当て、専門的見地から、審査内容一つ一つについて下記のように検証を行います。
(1)審査結果の内容について、評点や審査意見が未記入などの不備がないか、利益誘導が行われていないか、「審査の手引き」で示した基準・方法等に基づいた審査が行われているか、他の審査委員の判断に役に立ち審査を行っているか等について検証を行う。
(2)各専門調査班会議において、検証結果を合議する。
(3)各専門調査班での検証結果について、主任研究員会議において検討、対応等を決定する。

まで示すことにより、分かりやすい情報発信となるよう改善したことは高く評価できる。

■説明会の実施
・平成 31 年 4 月就任の研究員に係る候補者の推薦を大学等の関係各研究機関へ依頼するにあたり、東京において説明会を実施した。
・学術システム研究センターの活動について、研究者等からの一層の理解と協力を得るため大学や学会等で事業説明・意見交換会を実施した（平成 30 年度 6 回）。また、センター研究員には所属する研究機関や、所属学会等で個別説明を行うよう依頼しており、センターの活動に対する理解だけでなく、科学研究費助成事業、特別研究員事業などの振興会事業についても広く周知を図るよう努めている。

・センターの活動に関する事業説明等（6 回）も着実に行われるなど、研究者等からの一層の理解と協力を得られるよう努めている。また、審査・評価業務のプロセス等、センターの活動について、国民に分かりやすい形で情報発信に努めており、積極的に情報発信に取り組んでいると評価できる。

■リーフレットの配付
・審査・評価業務に関するプロセス等センターの活動を

・リーフレットに研究員の体験を掲載することは、センターの

					イメージしやすい言葉や視覚に訴え理解しやすい図で示すとともに、主任・専門研究員経験者から研究員としての現場の体験についてのコメントを掲載するなど、活動内容を分かりやすくしたリーフレットを配付した。	活動の透明性及び信頼性を高める手段として有効な情報発信の方法であり、高く評価できる。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である１－２については、第一線級の研究者から構成されるセンター研究員による主任研究員会議、専門研究班会議、各種ワーキンググループ、及び各種タスクフォースにおける検討・議論を経て各種事業に対する提案・助言が行われた。これらの提案・助言に対し、有識者から構成される運営委員会に於いて、提案・助言の適切性を評価する意見を得ており高く評価できる。	
（３）学術研究の多様性の確保等 年齢や性別、分野、機関にかかわらず研究者が自らの能力を発揮できるよう多様性を確保するとともに、研究の長期的視点、継続性等を踏まえて事業を推進する。また、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。	（３）学術研究の多様性の確保等 研究者が、年齢、性別、分野、機関にかかわらず自らの能力を発揮することができるよう、事業の推進に当たっては、学術研究の多様性を確保するとともに、学術研究が無限の発展可能性を有していることを踏まえ、長期的視点を加えた継続的かつ着実な支援に努める。また、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた支援を行うとともに、我が国として途絶えさせてはならない学問分野の継承などに配	（３）学術研究の多様性の確保等 各事業において多様な分野、研究機関等を支援対象とすることを募集の段階から周知するとともに多様な審査委員を確保する。また、審査区分の大括り化や制度改善などにより、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた支援を行うとともに、我が国として途絶えさせてはならない学問分野の継承に配慮する。平成 30 年度中に開催する評議員会において、各事業の実施状況を審議し、学術研究の多	【評価指標】 １－３ 学術研究の多様性の確保と現代的要請を踏まえた業務運営状況（有識者の意見を踏まえ判断） 【目標水準の考え方】 １－３ 学術研究の多様性を確保する観点から、幅広い分野等への支援や女性研究者の参画を促進するとともに、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営が行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。	【学術研究の多様性の確保等】 ・中期目標に定められた、学術研究の多様性の確保や、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営の状況について明らかにするため、「学術研究の多様性の確保等を踏まえた業務運営状況の報告」を初めての試みとして取りまとめ、平成 31 年 3 月 26 日の評議員会において報告した。本報告書は、平成 30 年度を含む最近 5 年間を中心として振興会の諸事業の実施状況を取りまとめたもので、学術研究の多様性の確保に係る状況として、事業に参画する者等の多様性に係る状況を男女別、年齢別、研究分野別、研究機関別に示した。また、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営状況として、挑戦性、総合性、融合性及び国際性の各観点から、取組実績等を取りまとめた。 ・評議員会では、学術研究の多様性の確保や、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性という「観点から振興会の諸事業の状況を取りまとめた初めての試みである本報告書より、当該目標達成に向けた取組が行われていることについては確認できた」との意見を得た。	（３） 学術研究の多様性の確保等 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通りに実績を上げていると言えることから、補助評定を b とする。 （b 評定の根拠） ・左記の通り、評議員会において、学術研究の多様性の確保や、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営を行うという目標達成に向けた取組が行われていることが確認された。 ・今後は、情報基盤を充実するとともに、エビデンスに基づいた分析を行い、業務運営状況の報告の一層の充実を図ることが	（３） 学術研究の多様性の確保等 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 挑戦性、総合性、融合性及び国際性という観点について、エビデンスに基づいて点検し、業務計画を立てようとする姿勢は評価できる。

		慮する。 幅広い分野等への支援や女性研究者の参画促進、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営が適切になされているか、評議員会において意見を得る。 また、振興会の諸事業における女性研究者の参画や支援の状況について、男女共同参画推進委員会において検証し、必要な改善方策を検討する。	様性や挑戦性等が確保されているか確認する。 加えて、振興会の諸事業における女性研究者の参画や支援の状況について、男女共同参画推進委員会において検証し、必要な改善方策に向けた検討を行う。	一方で、本報告書に対して、データから見える課題についての自己分析がなされてないとの指摘や、学術研究の多様性の確保については国際的な観点も重要との指摘があった。これらの観点を踏まえた業務運営状況について確認するためには、振興会の活動について事業横断的に把握するための情報及びその分析が重要であり、情報基盤を充実するとともに、エビデンスに基づいた業務計画ならびに業務運営状況に照らし合わせた成果についての分析を行い、業務運営状況の報告の一層の充実を図ることを望むとの今後の方向性が示された。 【男女共同参画の推進】 ・平成 30 年 9 月 14 日に第四回男女共同参画推進委員会を開催した。同委員会においては、振興会事業における男女共同参画の推進に向けた具体的な方策を検討し、振興会事業に係る男女共同参画推進計画を策定するための作業部会を設置した。作業部会は平成 30 年 10 月 30 日、平成 30 年 11 月 16 日、平成 31 年 1 月 18 日に開催し、男女共同参画推進計画原案の策定に向けて、有識者からのヒアリングや、振興会の諸事業における女性研究者の参画や支援の状況に係る現状分析、男女共同参画推進に向けた具体的方策についての検討を行った。 ・女性研究者の参画を促進するため、審査会の委員等の選考の際には、分野等を勘案しつつ、女性研究者の割合にも配慮した総合的な判断を行った。 H29 年度 / H30 年度 女性審査委員比率 16.3% / 17.9% （内訳） 特別研究員等審査会 19.3% / 17.4% 科研費審査委員会（※） 15.6% / 18.1% ※研究活動スタート支援を除く （参考）日本における女性研究者の割合　16.2%	課題である。 ・学術分野における男女共同参画の推進の観点からは、男女共同参画推進委員会の下に作業部会を設置し、振興会事業における女性研究者の参画や支援に係る現状分析と具体的方策の検討がなされており、計画通り進捗している。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である１－３については、学識経験者から構成される評議員会において、目標達成に向けた取組が行われているとの意見を得た。	

				総務省統計局科学技術研究調査 （平成 30 年 3 月 31 日現在）		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－２	２　世界レベルの多様な知の創造 （１）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進 （２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進 （３）学術の応用に関する研究等の実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学術振興会法第 15 条第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 18 条	業務に関連する政策・施策		関連する政策評価・行政事業レビュー	
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】 世界レベルの多様な知の創造を目的とした研究支援業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関としての根幹をなすものであり、我が国の研究者が国内外で学術研究を先導していくための取組として極めて重要である。また、その実施に当たっては、膨大な研究課題の中から極めて効果的かつ効率的な手法により、短期間で公正性、透明性を確保した審査を行い、優れた研究課題を選定することや、前例のない国際共同研究への新たな支援枠組みの導入に際しては、相手国との間で、異なる諸制度の調整を行い、研究者にとって使いやすい仕組みを構築する必要があることから難易度は高い。				
参考ＵＲＬ	科学研究費助成事業　http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html 二国間交流事業　http://www.jsps.go.jp/j-bilat/bilat.html 日独共同大学院プログラム　http://www.jsps.go.jp/j-jg_externship/index.html 国際共同研究事業　http://www.jsps.go.jp/j-bottom/index.html 研究拠点形成事業　http://www.jsps.go.jp/j-c2c/index.html 課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業　http://www.jsps.go.jp/kadai/index.html				

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間実績等	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度
関連指標							
科学技術の状況に係る総合的意識調査（文部科学省科学技術・学術政策研究所）における科研費に関する調査（※）結果	－	5.6	5.3				
事後評価を行う科研費の研究種目において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合	－	73%	70%				
二国間共同研究・セミナーのうち、次のステージとなる共同研究に結び付いた発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究	－	75%	78%				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度
決算額（千円）	231,037,989				
従事人員数（人）	62				

	及びセミナーの割合							
	事後評価を行う国際的な共同研究等を支援する事業において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合	―	84%	92.9%				

（※）「科学研究費助成事業は、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦することに十分に寄与していると思いますか」という質問

注１）決算額は「２　世界レベルの多様な知の創造（１）学術研究の助成」の支出額を記載。

注２）従事人員数については「２　世界レベルの多様な知の創造」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
					業務実績	自己点検評価		
	我が国が世界の学術研究を先導していくため、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出する。	学術研究を支援する我が国唯一の資金配分機関として、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出するため、科学研究費助成事業を確実に実施するとともに、研究の国際化と国際的な共同研究等を推進する。			＜主要な業務実績＞	評定　A ＜評定に至った理由＞ 平成30年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定をAとする。 （A評定の根拠） ・科研費の審査業務については、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき着実に実施されており、かつ、近年応募件数が増大し、膨大な応募研究課題を受け付けている中においても、計画通りに審査を実施することで、研究者が研究を早期に開始することができるよう交付内定を発出している点は高く評価できる。また、公正かつ適切な審査制度を構築するとともに、審査システム改革後には、改革の実効性・有効性を検証するとともに改善を行った結果、審査委員の審査負担軽減に繋げている。評価業務については、科学研究費委員会に置かれた各部会において、それぞれの研究種目の目的・性格に応じ、厳正に実施している。 また、応募手続きの利便性向上や審査負担軽減のため、紙媒体書類の電子化や新たな制度の導入、システムの連携など積極的な改善を図っている。 以上のとおり、審査・評価業務の充実、募集業務・交付業務の	評定　A ＜評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、以下に示すように、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定をAとする。 ・科研費の審査・評価業務ともに、応募件数が増大している中においても、公正かつ適切な審査制度を拡充しつつ、計画通りに業務を実施している。拡大する一方の通常の科研費業務に加えて、科研費審査システムの改革に伴うたゆまない見直しを行い、審査委員の審査負担軽減など積極的な見直しを行っていることは高く評価できる。科研費に対する信頼が維持されているのも、これらの実績に基づくものであると評価できる。 ・科研費で得られた成果を国民に対して広く公開しており、情報発信が着実に行われている。 ・国際的な共同研究等を推進するため、二国間交流事業、研究拠点形成事業等を着実に実施しており、多国間交流および多国間との共同研究・セミナー・研究者交流、研究交流拠点の構築がされている。

					円滑な実施について、質の高い業務実績を上げており、これらの活動は、極めて高く評価できる。 ・科研費で得られた成果の効率的な情報発信のため、科学研究費助成事業データベース（KAKEN）や広報誌を活用し、国民に対し広く情報を公開していることは高く評価できる。 ・国際的な共同研究等を推進するため、二国間交流事業を着実に実行し、研究・研究者のニーズに対応する形で多様な国との共同研究及びセミナーを実施したこと、また、国際共同研究事業の審査業務についてはリードエージェンシー方式を試行的に導入しながらも、当初の予定どおりに採択課題を決定したことは高く評価できる。 研究拠点形成事業においては、多国間交流の枠組みによる共同研究・セミナー・研究者交流を行い、研究交流拠点の構築や若手研究者の育成を図るなど、業務を着実に実施している。 以上のとおり、国際的な共同研究等を総合的に推進したことは高く評価できる。	特に国際共同研究の審査において、リードエージェンシー方式審査が試行的に導入され、すでに採択課題が決定されていることは評価される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・国際的な共同研究をさらに推進すべく、中華人民共和国NSFCと新たに国際共同研究事業を開始する方向で協議が開始された。これに際して、政治色が強いことで国際的に懸念されている「一帯一路」政策に密接に関連した国際共同事業が提案された場合、日本学術振興会および文部科学省がどのように対応すべきかの検討を前もって進めておくことを強く推奨する。 ・日本学術振興会の国際事業への予算が漸減傾向にあることが懸念される。わが国の国際化が叫ばれて幾久しいが、これからも国際共同研究等のより一層の充実が望まれる。 ・研究成果が科学研究費助成事業データベース（KAKEN）で一元管理されていることは、大変有用なので、産業界との連携のみならず、JST やNEDOとの新テーマ発掘にもつながっているはずなので、その利用実態を調べることは意味がある。 ＜その他事項＞ ―

（１）科学研究費助成事業の充実･強化に資する取組の推進 科学研究費助成事業（科研費事業）により、人文学、社会科学、自然科学の各学問分野の独創的･先駆的な学術研究に対する幅広い助成を行い、創造的で優れた学術研究の発展に寄与する。科研費事業は、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業（文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基金運用方針に規定する事業）により実施する。その際、国の事業としての一体性を確保し、それぞれの研究種目に応じて長期的観点や国際的な観点も考慮して審査・評価業務を適切、公正に行うとともに、研究の進捗状況に応じた柔軟な運用を確保しつつ早期の交付に努める。 科研費の公募･審査の在り方を抜本的に見直した科研費審査システム改革について、研究者コミュニティにおける新たな審査システムの	（１）科学研究費助成事業の充実･強化に資する取組の推進 科学研究費助成事業（科研費事業）については、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により実施する。事業の実施に当たっては、文部科学者が定める基本的考え方･役割分担に基づき、以下により、滞りなく確実に実施する。 ・科研費事業の配分審査、研究評価等を行うために、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会を置く。 ･科研費事業の交付等の手続きに関する業務は、文部科学省が定めた規程、通知に従って行う。 ･科学研究費委員会において、科研費事業の毎年度の審査方針等を、文部科学省科学技術･学術審議会が示す審査の基本的考え方を踏まえて決定する。 文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、文部	（１）科学研究費助成事業の充実･強化に資する取組の推進 科学研究費助成事業（科研費事業）については、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により実施する。事業の実施に当たっては、文部科学省が定める基本的考え方･役割分担に基づき、以下により、滞りなく確実に実施する。また、文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、文部科学省との連携の下、振興会への一元化を行うための体制の整備へ向けた検討を行う。	【評価指標】 ２－１ 科研費の審査・評価の公正性、透明性（有識者の意見を踏まえ判断） ２－２ 科研費の交付処理状況（Ｂ水準：ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き４月上旬に交付内定を通知） 【関連指標】 ２－Ａ 科学技術の状況に係る総合的意識調査（文部科学省科学技術・学術政策研究所）における科研費に関する調査（※）結果 （※）「科学研究費助成事業は、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦することに十分に寄与していると思いますか」という質問 ２－Ｂ 事後評価を行う科研費の研究種目において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合	・科学研究費助成事業（科研費）の実施に当たっては、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき、以下のとおり滞りなく確実に実施した。また、文部科学省が直接公募・審査に係る業務を行っている新学術領域研究については、現在文部科学省にて見直し中であり、見直された新たな種目について、日本学術振興会に対しスムーズに移管が行えるよう文部科学省と連携の上、検討を行った。 ・科研費改革は、①審査システムの見直し、②研究種目・枠組みの見直し、③柔軟かつ適正な研究費使用の促進の三つの取組を柱として推進し、これまで挑戦的研究等の研究種目の見直しを行うとともに、平成 30 年度助成（平成 29 年 9 月公募）からは新たな審査システムを導入している。①審査システムの見直しでは、変化する学術動向に対応し、競争的環境の下で優れた研究課題を見出せることができるよう、審査区分及び審査方式の見直しを行った。具体的には、「分科細目」表を廃止し、より大括り化した新たな「審査区分表」を適用するとともに、同一の審査委員による書面審査と合議審査を実施する「総合審査」方式及び同一の審査委員が 2 段階にわたり書面審査を実施する「2 段階書面審査」方式を導入した。②研究種目・枠組みの見直しでは、「挑戦的研究」の創設（平成 29 年度公募～）、「特別推進研究」の複数回受給を原則不可、「若手研究（A）」を基盤研究へ統合、「若手研究」の応募要件を年齢（39 歳以下）から博士号取得後 8 年未満とする（平成 30 年度公募～）等の見直しを行った。 平成 30 年度は前述の科研費改革の個々の内容に関する詳細な検証を行うため、学術システム研究センターを中心に「科研費改革推進タスクフォース」を設置し、新たに導入した審査システムや種目の見直し等に係る分析・検証や、文部科学省の審議会より検討要請のあった応募件数の増加への対応に関する検討を行った。タスク	（１）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進 補助評定：s ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を質的に上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定を s とする。 （s 評定の根拠） ・科学研究費助成事業（科研費）業務については、中期計画に記載されている事項（科研費委員会の開催や透明性の高い審査・評価システムの構築、研究費の交付）を着実に実施するのみならず、並行して、新たな制度設計を行うなど科研費制度の不断の見直し・改善を以下のとおり行っている。 ・現在見直しが進められている新学術領域研究について、移管に向けた課題を着実に洗い出している。 ・<u>応募件数の増加やそれに伴う審査負担の増加といった、科研費事業における課題に対し、タスクフォースを設置することで、自ら分析、検証、改善を行い、その結果を文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会研</u>	（１）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進 補助評定：s ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については以下に示すように、中期計画を量的及び質的に上回る業務の進捗が認められるため。 ・審査業務については、中期計画に記載されている事項（科研費委員会の開催、審査の質的充実、透明性の高い審査・評価システムの構築、研究費の円滑な交付等）が着実に実施されていることが高く評価される。 とりわけ、約10万件の膨大な応募課題に対しても、約5ヶ月の短期間で計画通りに審査を実施し、大半の研究課題について4月当初から研究を開始できるように交付内定を通知したことは特筆される。 ・上記のように膨大な件数の審査、評価、交付を滞りなく進めたことに加え、学術研究のさらなる発展を図るべく科研費制度の不断の見直しに取り組み、以下の改善を行ったことを高く評価する。

	理解向上に資する取組を行いその定着を図りつつ、課題等の把握に努める。また、中期目標期間中に新たな審査システムの評価を行い、その結果を踏まえて必要な改善に取り組む。 科研費事業のうち、文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、業務の効率化と研究者の利便性の向上を図る観点から、中期目標期間中に振興会への業務の一元化を行うための体制を整備する。	科学省との連携の下、振興会への一元化を行うための体制の整備を図る。 ①　審査・評価の充実 学術システム研究センター等の機能を活用し、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を行う。 公募に当たっては、科学研究費委員会において決定した審査方針等について、研究者等が応募前に確認できるよう広く公表する。 審査・評価に当たっては、科学研究費委員会に置かれた各部会において、それぞれの研究種目の目的・性格に応じ、厳正に実施する。 科研費審査システム改革については、新たな審査システムの理解向上を図るため、審査委員等研究者に向けた説明会等、普及活動を実施する。また、審査等を通じて新たな審査システムの課題等を把握し、中期目標期間中に新たな審査システムの評価を行った上で、その結果を踏まえた必要な改善に取り組む。 審査・評価については、科学研究費委員会において、その公正性、透	① 審査・評価の充実 学術システム研究センター等の機能を活用して以下の業務を実施し、科学研究費委員会において、その公正性、透明性についての意見を得る。 （ｉ）審査業務 ・文部科学省科学技術・学術審議会が示す「審査の基本的考え方」を踏まえ、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会において、科研費事業の審査方針等を決定し、審査を行う。 ・審査委員については、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研	【目標水準の考え方】 ２－１ 資金配分機関として公正性、透明性を確保した適切な審査等が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。 ２－２ 交付処理の迅速性を確保する観点から、ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き４月上旬に交付内定を通知することを達成水準とする。 ２－Ａ 卓越した研究成果が持続的に生み出されるための環境の整備状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成 28 年度調査における実績（指数 5.6（※））を基準とした状況変化を評価において考慮する。 （※）指数 5.5 以上で、最も高い水準である「状況に問題はない」とされる。 ２－Ｂ 独創的・先駆的な学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度の評価において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価さ	フォースでは、公募・審査に係る膨大なデータから新たな審査システムの有効性や種目の見直しの影響、応募件数増加の実態と要因を分析し、各種目の在り方や審査負担の軽減方策を含む科研費制度の更なる改善に向けた検討を行った。タスクフォースの検討結果は報告書としてとりまとめ、文部科学省科学技術・学術審議会研究費部会等に対し、改善事項として報告した。また、審査負担軽減方策については、平成 31 年度助成の審査にも反映させた。 ・振興会の科研費担当職員に対し、科研費制度の沿革・改善など基本事項への理解を深めること、また、職務に対する意識向上を図ることを目的として、職員勉強会を 2 回開催した。「科研費をとりまく環境及び諸問題」「科研費の使い勝手の向上について」と題し、各回 40 名程度の参加があり、今後の開催についても検討を行っている。 【審査・評価の充実】 ■審査業務 （審査業務） ・10 月 3 日に科学研究費委員会を開催し、文部科学省科学技術・学術審議会が示す「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」に基づき、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」の一部を改正した。さらに学術システム研究センターにおいて、審査システムの更なる改善を図るため、基盤研究等の評定要素に関して、研究計画調書の研究業績欄等の見直しに合わせ評定基準を見直したことによって、応募者から提案があった、創造性・挑戦性に富んだ優れた研究課題を適切に採択できるよう、改善を図った。 ・具体的には、平成 31 年度の新規応募研究課題約 10 万件のうち、約 8 万 3 千件については、平成 30 年 11 月の応募締切後、平成 30 年 12 月上旬から平成 31 年 3 月中旬にかけて、4 月当初から研究を開始することが可能となるよう審査を行い、前年どおり平成 31 年 4 月 1 日 に交付内定通知を発出した。基盤研究(B)、(C)、若手研究については、同一の審査委員が２段階にわたり、書面審査を行い採否を決定する審査方式「２段階書面審査」を	究費部会等に対し報告したことは、今後の科研費改革の進め方の検討や科研費制度を改善していく上で大変重要なことであり、高く評価できる。 ・平成 30 年度において初めて開催した職員勉強会（2 回実施）において、科研費に携わる振興会職員に対しても、科研費制度への正しい理解や職務に対する意識向上を積極的に図ったことは高く評価できる。 【審査業務】 ・審査業務については、文部科学省が定める基本的考え方を踏まえ、適切な審査方針等を決定し、着実に審査が実施されている。 ・科研費の審査は、約 10 万件の膨大な応募研究課題を受け付け、応募件数が増加し続けている中でも、11 月から 3 月の約 5 ヶ月という短期間で約 7,000 名にも及ぶ審査委員がピアレビューにより優れた研究課題を選定している。 ・基盤研究（A）（B）（C）若手研究については、書面審査から採択課題選定に至る一連の配分審査を 1,397 回（1,316 の審査グループと 81 の小委員会）実施した。膨大な件数の中から優れた研究課題を迅速に選定し、前年度どおりのスケジュールで交付内定	１）審査委員一人当たりの審査件数の上限を低減して個々の審査委員の負担を軽減してより充実した審査を促した。 ２）審査システムに research map および科研費助成事業データベースとの連携を強化して審査の利便向上を図った。 ３）研究活動スタート支援の基金化に向けて電子申請システムを改修した。 ４）学術システム研究センターによって、前年度の膨大な審査内容の検証を実施し、審査の評点の適切性を検証して、公正で透明性の高い審査制度への改善を図った。 ５）審査システム改革の検証および科研費制度のさらなる改善に向け科研費改革推進タスクフォースを立ち上げて検討を行った。

		明性についての意見を得る。	究センターの機能を活用して選考を行うとともに、審査終了後に検証を行い、審査委員の選考や審査体制の改善につなげる。加えて、新たな審査システムに対応する具体的な公表方法について透明性・公正性を念頭に検討する。 ・新たな審査システムについて、幹事説明会や審査の手引等を通じて審査委員の理解向上を図る。また、新たな審査システムのさらなる改善を行うため、審査委員に対するアンケートや審査会での意見交換等を通じて課題等の把握に努める。	れた課題の割合：73%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。	実施した（審査委員約 6,000 名）。基盤研究(A)については、書面審査及び合議審査(審査委員約 500 名)を同一の審査委員が行い、審査委員相互の議論を通じて採択候補研究課題を選定する審査方式「総合審査」で配分審査のための小委員会を延べ 81 回実施し、約 26,000 件の採択を行った。 ・国際共同研究加速基金については、平成 30 年度助成分として、国際共同研究加速基金（帰国発展研究）についても基盤研究等と同様のスケジュールで、公募を実施し、より大きい区分で審査を行うことから、審査意見書を活用し、専門性も配慮しつつ、書面審査及び合議審査を同一の審査委員が行い、11 件を採択し、平成 31 年 3 月 18 日に交付内定通知を発出した。 ・平成 30 年度に国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B）が新設されたことに伴い、文部科学省科学技術・学術審議会が示す「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、国際科学研究費委員会において 5 月 17 日に「科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B））」審査要項」を決定し、5 月 18 日に公表した。国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））について、平成 30 年度の新規応募研究課題 505 件について、平成 30 年 10 月上旬から平成 31 年 1 月上旬にかけて同じ審査委員による書面審査及び合議審査（審査委員約 100 名。小委員会に設定した審査グループを 13 回開催）を実施し、162 件の採択を行い、平成 31 年 1 月 30 日に交付内定通知を発出した。国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））について、4 月 2 日に公募要領を公開し、新規応募研究課題 2,335 件について、平成 30 年 6 月下旬から平成 30 年 9 月中旬にかけて同じ審査委員による書面審査及び合議審査（審査委員約 500 名。小委員会に設定した審査グループを 77 回開催）を実施し、234 件の採択を行い、平成 30 年 10 月 9 日に交付内定通知を発出した。また、補正予算が措置されたことに伴い、23 件の課題について追加採択を行い平成 31 年 2 月 7 日に速やかに交付内定通知を発出した。 ・特別推進研究及び基盤研究（S）については「総合審査」にて実施しているが、支援規模等を踏まえて、より総合的な観点からの審査を実施するため、書面審査後に、ヒアリング審査を経て、合議審査を実施した。また、専門性も配慮し、審査意見書（特別推進研究については	通知を発出することで、研究者が研究を継続的かつ早期に開始することができるよう、着実に審査を実施していることは高く評価できる。 ・平成 30 年度科研費から創設された国際共同研究強化（B）及びその他の研究種目においても、迅速に審査を実施し、研究者が研究を早期に開始できるよう交付内定通知を発出している。	

				海外レフェリーも含む）を活用した。 ・基盤研究（B・C）（特設分野研究）、挑戦的研究（開拓・萌芽）については、総合審査を引き続き実施した。 また、応募件数が多い場合にはプレスクリーニング（事前の選考）を実施した。 ・平成 29 年度に創設された若手研究（B）における独立基盤形成支援（試行）について、6 月 1 日に公募要領を公開し、7 月 19 日の科学研究費委員会において 66 件の採択を行い、8 月 10 日に交付内定通知を発出した。 ・奨励研究については、審査区分毎に同一の審査委員が書面審査を２回行い採否を決定する「２段階書面審査」を引き続き実施した。 ・研究成果公開促進費については、小委員会において、書面審査を行った上で、同一の審査委員による合議審査を 7 回実施し、採択を行った。 （審査委員の選考） ・審査委員の選考に当たっては、学術システム研究センター研究員が審査委員候補者データベース（平成 30 年度において約 5,700 名の新規登録者を加え、登録者数は 102,000 名以上に充実）を活用し、専門的見地から適切な審査委員を選考した。具体的には、学術システム研究センターの研究員によって、審査に問題があった審査委員の特定や有意義な審査コメントを付した審査委員の選考を行うなど前年度の審査を検証（※）した上で選考した。 ※平成 30 年度科研費の審査の検証 実施時期：平成 30 年 2 月～5 月 実施件数：約 37 万件 ・審査に当たって第一段審査結果の評点が割れている研究課題については、第二段審査において慎重に審議するよう審査委員に依頼するなど、公正な審査が行われるよう努めている。さらに、学術システム研究センターで行う審査の検証時においても、同一の研究課題の審査を行っている他の審査委員と大きく異なる評価をしているケースなどについて、評点の適切性についても検証しており、少数意見の妥当性に係る目配りを行っている。 なお、7 月及び 10 月に開催された科学研究費委員会において平成 30 年度科研費の審査結果の総括を行い、文部科学省の審議会においても報告した後、ホームページ	・審査委員の選考にあたっては、審査委員候補者データベースの新規登録者数を着実に充実するとともに（登録者総数 102,507(対前年度 5.6%増)）、約 37 万件にも及ぶ前年度の審査を検証した上で、学術システム研究センター研究員の参画を得て、適切な審査委員を選考しており、また、審査の評点についても検証を行うなど公正で透明性の高い審査制度となっている。 7 月及び 10 月に開催された科学研究費委員会において、平成 30 年度科研費の審査結果の総括を計画通り行っている。	

				で公表した。 ●「審査に係る総括」 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/data/h30/h30_shinsa_soukatsu.pdf また、審査委員名簿についても、審査終了後にホームページ上で公表することとしており、全ての審査委員の任期が満了した研究種目について名簿を公表し、透明性の高い審査システムの構築を図った。 ●審査委員名簿 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/14_kouho/meibo.html （新たな審査システムの理解向上） ・審査を担当する審査委員の公平かつ公正な審査に資するため、審査の手引を作成した。平成 28 年度科研費の審査から引き続き、審査委員と応募者が審査に臨むに当たっての姿勢を示した「科学研究費助成事業（科研費）の審査について」を手引及び審査システム画面に示すことにより、ピアレビューによる科研費の審査がより健全に機能するよう改善を図った他、平成 29 年度科研費の審査から引き続き、審査の手引並びに幹事説明会において審査にあたっての姿勢を説明し、科研費の審査方式について、審査委員への周知を徹底した。また、基盤研究（A）において、採択課題における審査結果の所見の公開に向けて、審査委員への作成依頼、作成にあたっての留意点を周知するとともに、システムの改修等を行った。 （新たな審査システムの改善） ・科研費審査システム改革後、近年続いている応募件数の増加とそれに伴う審査負担の増加に対して、公正な審査を引き続き実施し、科研費審査システム改革の実効性・有効性の検証と、さらなる改善を念頭に、学術システム研究センターにおいて、科研費改革推進タスクフォースを立ち上げ、審査負担軽減について検討・改善を行い、報告書を取りまとめた。この報告書の内容を踏まえ、改善を行った結果、平成 31 年度科研費の審査より、2 段階書面審査における 1 人あたりの審査件数の上限を従前	・全ての審査委員の任期が満了した種目について速やかに審査委員名簿を公表することで透明性の高い審査システムの構築を図っている。 ・審査では、平成 28 年度科研費の審査から引き続き、審査委員と応募者が審査に臨むに当たっての姿勢を示した「科学研究費助成事業（科研費）の審査について」を手引及び審査システム画面に示すことにより、ピアレビューによる科研費の審査がより健全に機能するよう改善を図っていること、平成 29 年度科研費の審査から引き続き、審査マニュアルにおいて、学術的な意義に基づいて審査を実施するよう、審査委員への周知を徹底することで、理解向上を図った。また、新たに基盤研究（A）の採択課題における審査結果の所見を公開するにあたって着実に準備を行い、体制を整備した。 ・科研費審査システム改革後、	

				の 150 件から 100 件に低減した。また、基盤研究(A)における 1 委員会当たりの審査件数の上限を従来の 60 件から 50 件に低減した。さらに、審査負担軽減への対応に必須となる審査委員候補の拡充を図るための検討を行った。 ・科研費審査システム改革の検証や改善のため、審査会での意見交換や審査委員に対するアンケート等の実施により、審査委員からの新たな科研費の審査方式等に対する意見を把握した。総合審査については、「広い見地から個々の研究計画の学術的メリットを評価することに合議審査が有効に機能した」との意見が多く、また、2 段階書面審査については、アンケートより約 9 割の審査委員から、2 段階の書面審査による審査方式は適切であったとの回答が得られており、改革によって、他の審査委員の評価結果を参考に再評価する仕組みを機能させることができた。	改革の実効性・有効性を検証するため、科研費改革推進タスクフォースでの検討結果をもとに改善を行った結果、審査委員 1 人あたりの審査件数の上限を低減し、審査委員の審査負担軽減を行ったことは高く評価できる。 また、更なる審査負担軽減に対応するため、今後の課題を把握できたことは、科研費制度の改善を進めるにあたり大変重要である。 ・審査会での意見交換やアンケート等及び学術システム研究センター研究員の検証により、新たな審査システムである総合審査、2 段階書面審査とも有効に機能していることが確認された。また、他の審査委員の評価結果を参考に再評価する仕組みが機能していることからも、審査の質の向上が図られていると考えられる。 以上より、公正で透明性の高い審査制度を着実に整備している点は大変高く評価できる。	
			（ⅱ）評価業務 ・特別推進研究及び基盤研究（S）については研究進捗評価、研究成果公開促進費（国際情報発信強化）については中間評価を実施する。またその評価結果については、ホームページにおいて広く公開する。	■評価業務 （研究進捗評価の実施） ・科学研究費委員会において、「特別推進研究」及び「基盤研究（S）」については、これまでの研究成果、研究組織の適切性、研究費の使用、研究目的の達成見込みといった当該研究課題の研究の進捗状況を把握し、当該研究の今後の発展に資するため、現地調査・ヒアリング・書面・合議による研究進捗評価（106 件）、及び研究成果の検証（96 件）を行った。 なお、研究進捗評価及び研究成果の検証結果については、平成 31 年 1 月 16 日、2 月 14 日にホームページに広く公開するとともに、研究進捗評価結果を平成 31 年度	【評価業務】 ・「特別推進研究」、「基盤研究（S）」の研究進捗評価及び研究成果の検証は適切に実施されている。評価結果についてはホームページにおいて広く公開されており、また、評価を受けた研究者がその後に科研費へ応募する際の配分審査においても活用されており、着実に業務が実施されている。	

科研費の配分審査に活用した。

●研究進捗評価の実施状況

部会名	研究種目	研究進捗評価・追跡評価の別の内容	委員会開催実績	実施課題数
審査・評価第一部会	特別推進研究	研究進捗評価（現地調査）	H30年5～9月	13件
		研究進捗評価	H30年8～9月	14件
		研究進捗評価（検証）	H30年8～9月	14件
審査・評価第二部会	基盤研究（S）	研究進捗評価	H30年7～9月	79件
		研究進捗評価（検証）	H30年7～9月	82件
			計	202件

・特別推進研究

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/25_tokusui/hyouka_30.html

・基盤研究（S）

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/12_kiban/cg_hyouka30.html

（中間評価の実施）

・研究成果公開促進費（国際情報発信強化）について、平成27年度より新たに中間評価を導入し、5年間の内約を行った継続事業課題のうち3年目の課題について、ヒアリング等による評価を実施した。なお、評価結果をホームページにおいて公開している。加えて、中間評価を受けた課題を発展させる目的で、助成期間最終年度において平成31年度科研費に応募がなされた場合は、中間評価結果を科研費の配分審査に活用した。

●平成30年度中間評価実施件数：12件

・研究成果公開促進費（国際情報発信強化）

http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13_seika/index.html

・「研究成果公開促進費（国際情報発信強化）」についても、平成27年度より新たに中間評価を導入しヒアリング等による評価を適切に実施している。なお、評価結果についてはホームページにおいて公開するとともに、中間評価を受けた課題を発展させる目的で助成期間最終年度において平成31年度科研費に応募する際の配分審査においても活用されており、高く評価できる。

② 助成業務の円滑な実施

科学研究費補助金事業及び学術研究助成基

② 助成業務の円滑な実施

（ｉ）募集業務（公募）

・公募に当たっては、科

【助成業務の円滑な実施】

■募集業務（公募）

・平成31年度公募に関する情報について、9月作成の日

【助成業務の円滑な実施】

・日本語版の公募要領等に加え、英語版の公募要領等も作成し公

	金事業の特性に配慮しつつ、研究費が有効に活用されるよう早期交付に努める。特に、採否に関する通知は、ヒアリング審査等の実施が必要な研究課題を除き、４月上旬までに迅速かつ確実に行う。 研究費の交付に当たっては、研究の進捗状況に応じて前倒して使用することや次年度以降に使用すること等を可能とするなど、弾力的に運用する。	学研究費委員会において 決定した審査方針等について、研究者等が応募前に確認できるよう広く公表・説明等を行い、研究計画調書の様式や公募要領を研究者等が迅速に入手できるようにする(外国人研究者の利便性向上を図るための英語版の公募要領等の作成を含む)。 ・研究機関からの要望に応じて、全国各地で説明会を行い、制度の改善等に係る正しい理解の促進を図る。 ・応募者の利便性向上のため、応募書類について、researchmap との連携を開始する。	本語版の公募要領等に加え、英語版の公募要領等も作成し、併せてホームページで公表することにより、研究計画調書の様式などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにした。 なお、例年英語版の公募要領等は日本語版の公募要領等より２～３週間後に公表をしていたが、研究計画調書の様式及び記入要領については日本語版の公募要領と同日に公表した。 ・11 月上旬の基盤研究等の応募受付期限前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう 10 月 3 日に科学研究費委員会において審査方針等を決定後、10 月 5 日に公表した。 ・研究活動スタート支援については、平成 31 年 3 月 1 日より公募を開始し、英語版の公募要領等を 3 月 22 日に提供開始した。 ・説明会の実施 大学等の研究機関等への事業説明について、科研費改革の概要、平成 31 年度公募内容の変更点として、研究計画調書及び評定要素の変更や研究者倫理の遵守、応募件数の増加に対する研究機関への留意事項周知等を説明の目的として、文部科学省と共催で「公募要領等説明会」を 9 月 6 日に東京大学、9 月 13 日に関西学院大学で開催した。また、制度の改善や公募の内容等に係る正しい理解の促進を図るため、機関等からの要望に応じて全国各地で個別説明会を開催した（54 回)。 ・researchmap との連携 「競争的資金における使用ルール等の統一について（平成 27 年 3 月 31 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」により、研究者等に researchmap への登録及び入力等を促すこと等が求められていることを踏まえ、平成 30 年度研究活動スタート支援の公募において、科研費電子申請システム（応募システム）に、応募書類に researchmap の掲載情報を取り込む機能を設けた。当該公募の終了後、同機能の利用状況等を踏まえ、また、研究計画調書の業績欄の見直しに合わせ検討した結果、	表しており、日本の研究機関に所属している外国人研究者が応募する際の利便性の向上を着実に図っており着実に業務を実施している。 ・応募受付期限の約 1 ヶ月前に科学研究費委員会を開催し、審査方針を決定後、研究者等が確認できるよう応募受付期限の 1 ヶ月前に公表しており、研究者の申請準備の便宜の向上や、透明性を確保していることは高く評価できる。 ・大学等の研究機関等に対して全国で実施している科研費の事業説明会（56 回実施）において、新審査システムについて説明するとともに、交付決定後の各種手続きや公募要領等の説明を行うことにより、制度の正しい理解の促進を積極的に図っており、高く評価できる。科研費改革の趣旨・目的等について、学界・研究者をはじめとした多くの方々の理解の促進を着実に図っている。 ・研究計画調書の業績欄の見直しに合わせ、科研費電子申請システム（審査システム）に researchmap だけでなく科学研究費助成事業データベース（KAKEN）との連携機能を設けることで、審査委員の利便性等の向上を図ったことは高く評価できる。

（ⅱ）交付業務
・科学研究費委員会の審査結果及び文部科学省からの通知に基づき、研究費が有効に活用されるよう平成 30 年度課題に係る交付業務を迅速に行う。
・採否に関する通知は、ヒアリング審査等の実施が必要な研究課題を除き、４月上旬までに行う。
・研究費の交付に当たっては、研究費の前倒し使用や次年度使用を活用し、研究計画等の進捗状況に応じた弾力的な運用を行う。
・平成 29 年度に補助事業期間が終了する課題に係る額の確定、並びに平成 30 年度に継続する基金事業の課題に係る状況の確認及び国庫債務負担行為を適用している特別推進研究の課題に係る額の確認を行う。
・研究者 ・研究機関が

平成 31 年度公募においては、科研費電子申請システム（審査システム）に researchmap を連携させることとし、併せて科学研究費助成事業データベース（KAKEN）との連携機能を設けることで、審査委員が審査の際、審査システム上のリンクから researchmap 及び KAKEN にアクセスし、その掲載情報を必要に応じて参照できることとした。

・応募時の研究分担者承諾手続きについては紙媒体にて行っていたが、全ての研究種目において電子化した。

■交付業務
・平成 30 年度科学研究費助成事業について、科学研究費委員会等の審査結果及び文部科学省からの通知に基づき、下記のとおり研究種目の交付業務を迅速に行った。

●交付内定通知の日程

研究種目	交付内定日
・基盤研究（A・B・C）、若手研究の新規研究課題及び継続研究課題、新学術領域研究の継続の研究領域に係る新規研究課題及び継続研究課題 ・特別推進研究、基盤研究（S）、挑戦的研究（開拓）、研究活動スタート支援及び特定奨励費の継続研究課題 ・研究成果公開促進費（研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の新規事業課題及び継続事業課題 ・奨励研究の新規研究課題	4 月 1 日
特別研究員奨励費の新規研究課題及び継続研究課題	4 月 25 日
特別推進研究の新規研究課題	4 月 23 日
基盤研究（S）の新規研究課題	6 月 11 日
新学術領域研究の新規の研究領域	6 月 29 日
挑戦的研究（開拓・萌芽）の新規研究課題	6 月 29 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	7 月 1 日
基盤研究（B・C）「特設分野研究」の新規研究課題	7 月 18 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	7 月 25 日
研究活動スタート支援の新規研究課題	8 月 24 日
若手独立基盤形成支援（試行）の新規研究課題	8 月 10 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	10 月 1 日
国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））	10 月 9 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	10 月 12 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	11 月 9 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	1 月 1 日
国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））	1 月 30 日

・研究分担者承諾書の電子化に伴い、応募者の利便性等が向上した。
【交付業務】
・科学研究費委員会の審査結果に基づき、大部分の研究種目について、年度当初の 4 月 1 日付で交付内定通知を発出している。書面審査だけでなくヒアリング審査も行っている研究種目についても、交付業務を迅速に行っている。
・大部分の研究種目について、計画通り、4 月 20 日に電子申請システムを活用して速やかに審査結果を開示しており、迅速に業務を行っていることは評価できる。
・科研費（補助金分）の繰越や調整金による前倒し使用・次年度使用、科研費（基金分）の前倒し使用・次年度使用が増加する中（平成 25 年度を基準とした増加率　繰越：約 1.5 倍、調整金（次年度使用）：約 4.3 倍、調整金（前倒し使用）：約 2.8 倍、科研費（基金分）前倒し使用：約 1.5 倍、科研費（基金分）次年度使用：約 1.4 倍）研究者の研究計画等の進捗状況に応じて弾力的に研究費を使用できるよう対応したことは高く評価できる。

作成する各種様式に関し、関係規程を改正することにより、印刷物での提出を不要とし、研究者・研究機関の利便性向上を図る。

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）	3 月 18 日

※4 月上旬より後に交付内定通知を発している種目は「ヒアリング審査等を行っている」「公募や応募の時期が異なる」などの種目である。

・ヒアリングを実施するなど研究種目にふさわしい審査を実施している特別推進研究や基盤研究（S）、新しい審査方式の試行的な取組を行っている基盤研究（B・C）（特設分野研究）、公募・審査の時期を別途設定している研究活動スタート支援等を除き、基盤研究、若手研究の不採択となった応募者のうち希望者に対し、総合評点、おおよその順位、評定要素毎の平均点、不十分と評価された項目など第一段審査の結果について、平成 30 年 4 月 20 日に電子申請システムにおいて開示を行った。

（制度改善による弾力的な運用）

・科研費（補助金分）については、従前通り繰越手続により次年度に研究費を繰越しており、平成 31 年度に繰越す研究課題は約 2,500 件であった。

・平成 25 年度から科学研究費補助金に「調整金」の枠を設け、補助金分の対象研究種目において前倒し使用や繰越事由に該当しない研究課題について次年度使用を可能とする制度改革を行い、平成 30 年度はのべ 213 件の研究課題の前倒し使用、418 件の研究課題の次年度使用の承認を行うなど、研究等の進捗状況に応じて弾力的に経費の執行ができるようにした。

・学術研究助成基金を基に執行している科研費（基金分）については、前倒し使用（平成 30 年度申請実績約 1,000 件）や次年度使用（平成 30 年度に次年度使用した研究課題は約 34,700 件）等の年度にとらわれない弾力的な運用を行った。

・若手研究者等が海外渡航によって科研費での研究を断念することなく、帰国後の研究費を保障できるよう海外渡航時における科研費の中断・再開制度の平成 31 年度の導入に向けて検討を行い、平成 31 年 3 月 6 日に研究者及び研究機関に向けて制度導入を周知した。

・平成 31 年度からの研究活動スタート支援の基金化に伴い、電子申請システムの改修などスムーズな移行に向けての準備を行い、平成 31 年 1 月 10 日に研究者及び研究機関に向けて周知するとともに、基金化導入に伴う留意事項も併せて通知した。

・科学研究費助成事業は、これまでも、平成 23 年度から一部種目に基金化を導入したほか、海外渡航時における科研費の中断・再開制度の平成 31 年度からの導入及び研究活動スタート支援の基金化に向けた準備を着実に実施、体制を整備し、常に他の競争的資金制度に先がけて制度改善を行い、多くの研究活動の活性化や研究費の効率化、研究者の負担軽減が図られている。

				（額の確定及び状況の確認） ・平成 30 年度に提出された科学研究費助成事業に係る実績報告書（約 40,000 件（うち基金分約 18,900 件））を 5 月 31 日までに提出を受け、8 月 24 日に額の確定を行った。 ・平成 30 年度に継続した科研費（基金分）の課題については、5 月 31 日までに実施状況報告書の提出を受け、約 42,800 件（平成 23 年度採択分約 4 件、平成 24 年度採択分約 20 件、平成 25 年度採択分約 100 件、平成 26 年度採択分約 700 件、平成 27 年度採択分約 5,600 件、平成 28 年度採択分約 17,200 件、平成 29 年度採択分約 19,200 件）について状況の確認を行った。 ・国庫債務負担行為が導入された特別推進研究の平成 30 年度に継続する課題については、5 月 31 日までに実績報告書の提出を受け、額の確認を行った。	・実績報告書及び実施状況報告書の提出件数が年々増加している中、実績報告書に基づく額の確定処理を円滑に行っていることは高く評価できる。
				（各種様式の電子化） ・交付内定後の各種様式の提出方法について、電子申請システムに対応した様式の紙媒体による提出を不要とした。 ・平成 30 年度に新設された「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））」について、交付内定後の研究分担者承諾手続きを電子化した。	・科研費の交付業務を、電子申請システムにより着実に実施している。また、様式の紙媒体による提出を不要としたこと及び研究分担者承諾手続きを電子化したことにより、研究者、研究機関の負担軽減に寄与している。 科研費は、現時点においても、学術研究の特性を踏まえた、非常に効率的・効果的な助成制度となっているが、学術研究の更なる発展を図るべく不断の見直し等を行っており、高く評価できると考える。
		（ⅲ）学術研究助成基金の管理及び運用 ・基金管理委員会において定めた運用方式に基づき、流動性の確保と収益の向上に努めつつ、安全かつ安定的な基金の運用を行う。		【学術研究助成基金の管理及び運用】 ・学術研究助成基金については、「独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金の運用に関する取扱要項」（平成 21 年度制定）に基づき、安全性の確保を最優先としつつ、流動性の確保や収益性の向上に留意した管理及び運用を行った。 具体的には、助成金の交付時期及び交付額を考慮した上で、運用期間、運用額及び金融商品を設定して流動性を確保するとともに、金融庁の指定する格付け機関のう	【学術研究助成基金の管理及び運用】 ・学術研究助成基金については、安全性の確保を最優先としつつ、運用期間、運用額及び金融商品を設定して流動性を確保するとともに、複数の金融機関から引き合いを行い、収益性の向上に留意し、着実な管理及び運

		③　研究成果の適切な把握 　科研費事業の研究課題の研究成果について適切に把握するとともに、産業界や他の研究機関等において活用できるようホームページ等において広く公開する。	③ 研究成果の適切な把握 （ｉ）研究成果の把握・公表 　平成 30 年度に受理した研究課題の研究実績の概要・研究成果報告書を科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に速やかに公開する。	ち、2 社以上から高い格付けを受けた金融機関を選定することにより、安全性を確保した。また、これら複数の金融機関から引合いを行い、運用利回りのより高い金融商品を選ぶことにより、競争性の確保及び運用収益の向上に努めた。 【研究成果の適切な把握及び社会還元・普及】 ■研究成果の把握・公表 　平成 29 年度に終了した研究課題の研究実績の概要及び研究成果報告書について、KAKEN により公開した。平成 30 年度において、KAKEN において PDF ファイルで公開している研究成果報告書のダウンロード数は、昨年度比で、約 1.7 倍の約 235 万回と大幅に増加している。 ・「研究成果の発信」に関し、現在、学術雑誌等では、近年の ICT（情報通信技術）の発展に伴い、インターネットを通じて無料で自由に論文にアクセスできる「オープンアクセス」化の流れが世界的に拡大していることを踏まえ、公募要領で周知するとともに、「実績報告書（研究実績報告書）」で報告する科研費論文については、オープンアクセス化の状況についても併せて報告を受けた。 ※研究実績（実施状況）報告書で平成 30 年度中に報告された科研費論文数に占めるオープンアクセス化した（予定含む）論文数の割合　約 31.3%（約 5 万 5 千件） ・平成 30 年 6 月末に各研究機関の研究成果報告書の提出が予定されている課題の一覧を電子申請システムで確認できる方法を通知するなどにより、適切な提出を求め、平成 31 年 3 月末時点で、けがや病気等の特段の理由がある課題を除き、約 23,500 件全てについて提出を受けた。 ・ 科研費の研究開始時における公開情報の充実について、平成 31 年度からの科学研究費助成事業データベース（KAKEN）への研究概要の公表に向けて交付申請書の様式を見直し、新たに「研究概要」欄を設けることとした。また、科研費の研究終了後における公開情報の充実について、研究成果報告書の様式を見直し、新たに「研究成果の学術的意義や社会的意義」欄を設け、研究成果	用を行っている。 【研究成果の適切な把握及び社会還元・普及】・KAKEN について、研究成果報告書のダウンロード数の大幅な増加は KAKEN を通じた研究成果の社会還元・普及等が着実に行われていると評価できる。 ・世界的に進んでいる「オープンアクセス」化の動向を踏まえ、科研費としても公募要領で周知するとともに、「実績報告書（研究実績報告書）」において、その実績を把握していることは高く評価できる。 ・平成 29 年度に終了した研究課題の研究成果報告書について、国民へ研究成果を還元するという観点から、報告が可能な全ての研究課題について提出させており、着実に業務を実施した。 ・国民が科研費においてどのような研究が行われているか、また、研究成果が生み出されたかを知ることができるよう、分かりやすい形での情報提供を行うよう改善した点は評価できる。	

（ⅱ）広報誌等
「科研費 NEWS」、エッセイ「私と科研費」、研究費の規模が大きい研究課題の概要を記した「我が国における学術研究課題の最前線」等、最近の科研費による成果や科研費への期待等をホームページに掲載し、科研費の情報発信・広報普及活動を行う。

をより分かりやすく説明した内容を含めることとした。
更に、「KAKEN の使い方」を KAKEN に掲載し、国民がより KAKEN を利用しやすくなるよう改善を図った。

・「科研費 100 周年記念シンポジウム」を平成 30 年 11 月 5 日に東京大学本郷キャンパス安田講堂にて開催した。

■広報誌等
・「科研費 NEWS」（四半期ごとに発行）について、学術システム研究センターの専門研究員による推薦に基づき、主任研究員会議において掲載候補者を選考した上で、科学コミュニケーターを起用して作成した。また、執筆研究者の連絡先を掲載し、興味を持った読者がコンタクトを取ることができるようにした。紹介した研究成果については、科研費ホームページのトップページに写真付きで目立つように表示し、注目度を上げるよう取り組んだ。さらに、科研費による助成を受けた研究者に、科研費に関する意見・期待等をエッセイ「私と科研費」として執筆してもらい、科研費ホームページに掲載するなど、科研費にかかる一層の情報発信・広報普及活動を行った。
・「科研費 NEWS」に掲載した「科研費からの成果展開事例」は科研費ホームページにも公開しているが、このページに、文部科学省の「科研費による研究成果展開」のホームページのリンクを貼り、国民がより多くの科研費の研究成果に触れることができるようにした。
●科研費 NEWS
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/22_letter/index.html
●私と科研費
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/29_essay/index.html
●学術研究課題の最前線
http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/30_front/index.html
・特別推進研究、新学術領域研究（研究領域提案型）、基盤研究(S)の新規採択研究課題の研究概要を取りまとめた「我が国における学術研究課題の最前線」を平成 30 年 12 月に作成し、科研費ホームページで平成 31 年 1 月に公開した。

・100 周年シンポジウムにおいて学術研究の重要性及び科研費の意義を改めて認識する機会を設けた。

・「科研費 NEWS」については、学術システム研究センターの機能の活用や科学コミュニケーターの起用により、研究成果を分かりやすく紹介するとともに、執筆者の連絡先掲載やホームページにおける公開方法を工夫しており、科研費に関する継続的な情報発信や広報普及活動に着実に取り組んでいる。

（各評価指標等に対する自己評価）
・評価指標である２－１については、外部有識者で構成する科学研究費委員会において平成 30 年度の応募・採択件数、審査の組織、方法、経過等について総括を行い、審査・評価の公正性・透明性が確保されていることが確認された。また、各年度の審査終了後に行う審査の検証においても、審査の中で利害関係や利益誘導が行われていないか等を確認しており、様々な形で審査・評価の公平性・透明性を確認できる仕組みを構築している点は高く評価できる。

・評価指標である２－２については、中期目標に定められた水準にて交付処理を行うだけでは

なく、迅速かつ正確に約 10 万件の新規応募課題を処理していることや毎年の応募、審査、交付業務を行う傍ら、科研費の審査システムに係る不断の見直しや改善を図っている点は高く評価できる。

・関連指標である２－Ａについては、平成 30 年度の科学技術の状況に係る総合的意識調査指数は 5.3 であり、「ほぼ問題はない」との評価を得ている。

・関連指標である２－Ｂについては 70%であった。今後も推移を確認しつつ、研究成果が一層生み出されるよう、引き続き制度改善を行っていくこととする。

（２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

国を越えた学術研究を振興する観点から、学術研究を支援する事業における国際性を高めるとともに、国際的な共同研究等を支援する。

特に、諸外国の学術振興機関とのマッチングファンドによる国際共同研究については、世界レベルの研究を円滑・確実に支援する新たな枠組みを検討・調整し、中期目標期間の早期に導入する。

（２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

我が国の研究水準の向上や国際競争力の強化を一層進めるため、以下の取組を行い、国際的な共同研究等を総合的に推進する。

・諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、又は新興国等の新たなニーズに対応し、二国間の共同研究やセミナー・シンポジウムの開催を支援する。

・海外の学術振興機関との連携の下、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力し

（２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

我が国の研究水準の向上や国際競争力の強化を一層進めるため、以下の取組を行い、国際的な共同研究等を総合的に推進する。

① 諸外国との二国間交流の支援

諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、共同研究やセミナーの開催、研究者交流を支援する。加えて、多様な国との交流ニーズに応えるため、国交のある全ての国・地域を対象としたオープンパートナーシ

【評価指標】

２－３ 国際共同研究における新たな枠組みの導入による申請・審査過程の効率化・国際化（有識者の意見を踏まえ判断）

【関連指標】

２－Ｃ 二国間共同研究・セミナーのうち、次のステージとなる共同研究に結び付いた発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究及びセミナーの割合

２－Ｄ 事後評価を行う国際的な共同研究等を

【諸外国との二国間交流の支援】

■二国間交流事業

●協定等に基づく共同研究・セミナー・研究者交流

我が国の研究水準の向上、国際競争力の強化を一層進めるため、諸外国の学術振興機関との協定等に基づき実施される二国間交流事業においては、34 か国、46 機関との協定等に基づき、下記のとおり実施した。

平成 28 年度に覚書を締結したリトアニア（RCL）及び英国（Royal Society）は平成 29 年度に共同研究の募集を行い、平成 30 年度に新規でそれぞれ 2 件・5 件を実施した。また、ブラジル（CAPES）は平成 29 年度に募集を再開し、2 件の共同研究枠のところ、22 件の申請を受け付け平成 30 年度に 2 件を実施した。

＞共同研究：361 件・セミナー：41 件

派遣交流総数：1,576 人

受入交流総人数：1,235 人

＞研究者交流：17 人（派遣：3 人、受入：14 人）

＞申請・採択実績（平成 30 年度実施分）

	申請件数	採択数	採択率
共同研究・	1,101 件	216 件	19.6%

（２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

補助評定：a

＜補助評定に至った理由＞

平成 30 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定を a とする。

（a 評定の根拠）

【諸外国との二国間交流の支援】

・二国間交流事業では、研究者のニーズや諸外国の学術振興機関との関係に配慮して、継続的な見直しを行いながら学術国際交流を進めており評価できる。

（２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

補助評定：a

＜補助評定に至った理由＞

平成 30 年度における中期計画の実施状況については、以下に示すように、自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画を上回る業務の進捗が認められるため。

・諸外国の学術振興機関との協定に基づく２国間交流事業として、共同研究（361 件）、共同セミナー（41 件）、研究者交流（17 人）が実施され、さらに協定を結んでいない国との交流も多数支援していることは高く評価される。また、国際共同研究教育パートナー

て行う共同研究を推進する。その際、相手国対応機関と審査を分担し、審査を一方の機関で行うリードエージェンシー方式による新たな枠組みを検討し、平成 30 年度中に導入する。
・先端研究分野における世界的水準の研究交流拠点の形成やアジア・アフリカ地域における諸課題解決に資する中核的な研究交流拠点の形成を推進する。
・科研費事業のうち国際共同研究加速基金において、国を越えた学術研究を支援する。
　また、学術研究を支援する事業において、研究の国際性を高めるための取組を検討し、実施する。
　これらの事業の実施に当たっては、国際事業委員会等において、審査の公正性・透明性を確保し、厳正な審査を行う。また、国際共同研究における新たな枠組みについては、その導入による申請・審査過程の効率化・国際化が図られたかについての意見を得る。

ップ共同研究・セミナーを着実に実施する。その際、各国の研究水準・研究ニーズや外交的観点等、学術に関する国際交流の必要性に配慮しつつ、円滑に実施する。
　また、大学院教育の国際化及び博士課程における若手研究者の育成のため、ドイツ研究振興協会（DFG）と協力し、日独の大学が大学院における教育研究を共同で行う日独共同大学院プログラムを実施する。

支援する事業において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合

【目標水準の考え方】
２－３ 英語での申請に加え、相手国対応機関と審査を分担することにより、審査過程の効率化・国際化が図られたか、有識者の意見を踏まえ判断する。

２－Ｃ 国際的な共同研究の促進と国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査結果（平成 25～28 年度の調査において、研究成果の発展予定、別事業への申請予定、相手国側とのネットワークの形成・拡大、研究者の育成等の点で進展があると評価された共同研究及びセミナーの割合：75%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

２－Ｄ 国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実

セミナー			
研究者交流派遣	12 件	3 人	25.0%

●オープンパートナーシップ共同研究・セミナー
協定等に基づく二国間交流事業を実施している国以外との交流に対する研究現場からのニーズにも幅広く応えるため、我が国と国交のある全ての国（台湾及びパレスチナについてはこれに準じて取り扱う）を対象に、下記のとおり実施した。
＞共同研究・セミナー：97 件
　派遣交流総数：450 人
　受入交流総人数：84 人

●オープンパートナーシップ申請・採択実績（平成 30 年度実施分）

	申請件数	採択数	採択率
共同研究・セミナー	237 件	51 件	21.5%

上記採択数のうち、協定等に基づく交流を平成 30 年度実施していない国との交流は 25 か国・42 件（下表参照）であり、研究現場からの多様な国との交流ニーズに幅広く対応出来た。

●オープンパートナーシップ採択内訳（交流相手国・地域）

	共同研究	セミナー
協定等に基づく交流の募集を平成 30 年度実施していない国（共同研究:22 か国・37 件、セミナー：5 か国・5 件）	カザフスタン、カンボジア、スリランカ、ネパール、ブータン、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、台湾、ガーナ、オーストラリア、アイスランド、オランダ、スイス、スペイン、ノルウェー、フィンランド、ベラルーシ、アラブ首長国連邦、ボリビア、ホンジュラス、米国	インドネシア、台湾、英国、カナダ、米国
協定等に基づく交流の募集を平成 30 年度実施している国（共同研究:6 か国・9 件）	シンガポール、中国、イタリア、ドイツ、英国、ブラジル	

■日独共同大学院プログラム
・平成 30 年度実施件数：2 件

シッププログラム等の国際共同プログラムへの支援も順調に行われている。

・欧州との社会科学分野に限定した国際共同プログラムも順調で、新たに３件の新規課題が採択されたことも評価できる。

・特筆される事項は、ドイツ DFG および英国 UKRI との提携によって試行的に開始されたリードエージェンシー方式による審査で、試行錯誤ながら期待通りに採択課題が決定されたことは高く評価できる。特に、英国との国際共同研究プログラムでは、当初の想定を大幅に超えた申請があった（採択率約 6%）ことはこの新審査方式が有効であることを示している。

・中華人民共和国 NSFC と新たに国際共同研究事業を開始する方向で協議が開始された。今後の展開が大いに期待される。

・国際研究拠点形成事業において、研究を進める上でのネットワークの確立、また、アジア・アフリカ地域特有の問題解決をめざす基盤形成事業が進展していることが評価される。

績（平成 25～28 年度の評価において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：84%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

② 国際的な共同研究の推進

海外の学術振興機関との連携の下、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う国際共同研究事業を実施する。平成 30 年度は、ドイツ研究振興協会（DFG）、英国研究会議（RCUK）との間で審査をどちらか一方の機関で行うリードエージェンシー方式による新たな枠組みを試行的に導入する。

科研費事業のうち国際共同研究加速基金においては、他の科研費同様に文部科学省が定める基本的考え方・分担に基づき、国際的な学術研究を支援する。平成 30 年度は、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化を図るため、国際共同研究強化（B）を新たに創設する。

また、若手研究者が真に国際的な視野を持つリーダーとして活躍できるよう、志を同じくし

【国際的な共同研究の推進】

■欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム（ORA プログラム）

・欧州 4 か国の主要な学術振興機関である、フランス国立研究機構（ANR）、ドイツ研究振興協会（DFG）、英国社会科学研究会議（ESRC）、オランダ科学研究機構（NWO）が共同で実施する、社会科学分野における多国間国際共同研究事業を実施した（平成 30 年度支援件数：5 件）ほか、平成 32 年（2019）度の新たな公募に向けて協議を開始した。

■国際共同研究教育パートナーシッププログラム（PIRE プログラム）

・米国国立科学財団 NSF と連携して行う国際共同研究事業を実施した。（平成 30 年度支援件数：2 件）

■スイスとの国際共同研究プログラム（JRPs）

・スイス科学財団（SNSF）と連携して行う国際共同研究事業を実施した。（平成 30 年度支援件数：4 件）。

・平成 31 年度採択に向けて、SNSF が実施した予備審査を通過した申請について本審査を実施し、来年度に実施する合同審査パネルに向けて日本側の書面審査を完了した。

■国際化学研究協力事業（ICC プログラム）

・平成 26 年度採択課題の終了を受けて、平成 30 年度に事後評価を実施した。

●事後評価の実施・公表実績

実施課題数	評価結果
2	A: 当初設定された研究計画の達成度は想定以上であった。／1 課題 B: 当初設定された研究計画は概ね達成された。／1

【国際的な共同研究の推進】

・国際共同研究において、現在採択している課題を滞りなく支援したほか、リードエージェンシー方式による審査を試行的に導入し、先方との交渉を含めたマネジメントをしながら、当初の予定通りに採択課題を決定したことは高く評価できる。特に、英国との国際共同研究プログラムでは、厳しい公募・審査スケジュールの下、当初の想定を大幅に超えた申請があった（採択率約 6%）ことにより、リードを取った英国側に大幅な作業の遅れや審査手順等の変更があったにもかかわらず、日本人書面審査員及び合議審査に参画する委員に関して、英国側に柔軟に協力して無事に審査を終えるよう努力し、期日までに審査を完了したことは極めて高く評価できる。

これらの取組により、他の主要国学術振興機関との国際共同研究のさらなる推進も期待され、実際に中国や欧州と新しい共同研究の枠組みが構築されつつあることからも、学術研究活動のグローバルな展開に対応するとともに、共同研究支援のネットワークを一層推進するものとし

	課題

た研究者との交流や相互連携の強化を図る機会としてJSPS-LEADSNET（リーズネット）事業研究交流会を開催する。

■リードエージェンシー方式の試行的導入
・ドイツ（DFG）及び英国（UK リサーチ・イノベーション（UKRI））との間でリードエージェンシー方式を試行的に導入し、新たな国際共同研究を実施すべく協議を行った。また、新たな審査スキームの導入にあたり、国際事業委員会に新たに専門委員を設置し専門分野別の合同審査パネルの実施に向けた準備を行ったほか、学術システム研究センターの協力を得て実際の応募状況を見ながら専門委員の選考を行った。

■ドイツとの国際共同研究プログラム（JRPs-LEAD with DFG）
・DFG と連携して行う国際共同研究事業の公募（対象分野：Geoscience）を行い、25 件の応募から 9 件を採択した。なお、審査については前述したリードエージェンシー方式を採用し、ドイツ側のリードの元、書面審査はドイツ側のみで行い、合議審査は双方の審査委員による合同審査パネルで実施した。

■英国との国際共同研究プログラム（JRPs-LEAD with UKRI）
・UKRI と連携して行う国際共同研究事業の公募（対象分野：生命科学、環境科学分野）を行い、169 件の応募から 10 件を採択した。なお、審査については前述したリードエージェンシー方式を採用し、英国側のリードの元、書面審査及び合議審査とも、双方の審査委員による審査を実施した。

■中国との国際共同研究プログラム（JRPs with NSFC）（仮称）
・新しく本会と中国国家自然科学基金委員会（NSFC）との間で国際共同研究事業を開始することについて先方から提案があり、来年度の公募に向けて募集分野等の具体的内容について検討及び調整を行った。

■国際共同研究加速基金
平成 30 年度に国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B）が新設されたことに伴い、文部科学省科学技術・

て、高く評価できる。

平成 30 年度科研費から創設され

学術審議会が示す「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、国際科学研究費委員会において 5 月 17 日に「科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B））」審査要項」を決定し、5 月 18 日に公表した。国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））について、平成 30 年度の新規応募研究課題 505 件について、平成 30 年 10 月上旬から平成 31 年 1 月上旬にかけて同じ審査委員による書面審査及び合議審査（審査委員約 100 名。小委員会に設定した審査グループを 13 回開催）を実施し、162 件の採択を行い、平成 31 年 1 月 30 日に交付内定通知を発出した。国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））について、4 月 2 日に公募要領を公開し、新規応募研究課題 2,335 件について、平成 30 年 6 月下旬から平成 30 年 9 月中旬にかけて同じ審査委員による書面審査及び合議審査（審査委員約 500 名。小委員会に設定した審査グループを 77 回開催）を実施し、234 件の採択を行い、平成 30 年 10 月 9 日に交付内定通知を発出した。また、補正予算が措置されたことに伴い、23 件の課題について追加採択を行い平成 31 年 2 月 7 日に速やかに交付内定通知を発出した。（再掲）
国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））について、審査終了後には審査委員からの意見をまとめ、次年度公募・審査に向けて対応案を検討した。

■JSPS-LEADSNET（ﾘｰｽﾞﾈｯﾄ）の開催
これまで、国際共同研究強化（平成 30 年度から国際共同研究強化（A）に改称）の研究代表者を対象として開催していた JSPS-LEADSNET（ﾘｰｽﾞﾈｯﾄ）事業研究交流会について、平成 30 年度から新たに創設した国際共同研究強化（B）の研究代表者及び研究分担者、平成 31 年度新規採用の海外特別研究員まで対象を拡大した。平成 31 年 3 月 11 日～3 月 12 日に JSPS-LEADSNET（ﾘｰｽﾞﾈｯﾄ）事業研究交流会を開催し、国際的な研究活動を展開する上で必要となるノウハウ等の共有を図る等、真に国際的な視野を持つリーダーとして活躍できるよう、志を同じくした研究者との交流や相互連携の強化を図る機会を提供するとともに、国際共同研究の進め方等について情報交換を行うことができた。

た国際共同研究強化（B）について、円滑な交付を実施するとともに、次年度に向けての課題を早急に把握し、改善点を検討したことは高く評価できる。

・平成 30 年度より対象者を広げ、JSPS-LEADSNET（ﾘｰｽﾞﾈｯﾄ）事業研究交流会を開催し、国際的な研究活動を展開するためのノウハウ等を共有する等して国際共同研究の強化に資する取り組みを行ったことは高く評価できる。

③ 研究交流拠点の形成支援

先端的又は地域共通課題の解決に資する研究分野において、世界的水準又は地域における中核的な研究交流拠点の構築を図る研究拠点形成事業を実施する。また、日中韓の学術振興機関との協定等に基づき、アジアにおける世界的水準の研究拠点の構築を図る日中韓フォーサイト事業を実施する。

これらの事業の実施に当たっては、国際事業委員会等において、審査の公正性・透明性を確保し、厳正な審査を行う。

【研究教育拠点の形成支援】

■研究拠点形成事業

（A. 先端拠点形成型）

・先端的かつ国際的に重要な研究課題について、米英独仏等の 31 か国・地域との間で 17 機関 37 課題を実施し、日本と複数の交流相手国との多国間交流の枠組みで共同研究・セミナー・研究者交流を行った。

・また、各課題において、院生を含む若手研究者の海外発表やセミナーの実施をはじめとした若手研究者を育成した。

・採択 3 年目の課題に対する中間評価を実施した。また、支援期間を終了した課題に対し、事後評価を実施した。

●中間評価の実施･公表実績

	実施課題数	評価結果
中間評価	6	B：想定どおりの成果をあげつつあり、現行の努力を継続することによって目標の達成が概ね期待できる／4 課題 C: ある程度の成果をあげつつあるが、目標達成のためには一層の努力が必要である／2 課題

中間評価結果：

http://www.jsps.go.jp/j-c2c/hyouka_a.html

●事後評価の実施・公表実績

	実施課題数	評価結果
事後評価	8	A：想定以上の成果をあげており、当初の目標は達成された／2 課題 B：想定どおりの成果をあげており、当初の目標は達成された／6 課題

事後評価結果：

https://www.jsps.go.jp/j-c2c/hyouka_a.html

●交流国・地域数：31 か国（29 年度：29 か国）

アルゼンチン、イタリア、インド、インドネシア、英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、シンガポール、スイス、スウェーデン、タイ、台湾、中国、チリ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベトナム、

【研究教育拠点の形成支援】

・研究拠点形成事業で、国際的に競争の激しい先端研究分野及び地域共通課題の解決に資する研究分野において多国間交流の枠組みによる共同研究・セミナー・研究者交流を着実に実施していることは、研究交流拠点の構築や若手研究者の育成を図る観点から評価できる。

（各評価指標等に対する自己評価）

・評価指標である２－３について、国際共同研究事業でリードエージェンシー方式による新たな枠組みに基づく審査をドイツ、英国の２か国を対象に実施し、スケジュールどおりに採択課題決定にまで至ったことは、高く評価できる。

・関連指標２－Ｃについて、前期中期目標期間を上回る 78%の課題で発展的な成果を出したと研究者自身が評価したことは評価できる。

・関連指標２－Ｄについて、前中期目標期間を上回る 92.9%の課題で想定どおりあるいはそれ以上の成果を上げていることは評価できる。

ベルギー、ポーランド、マレーシア、ラオス、ロシア

●申請採択状況（平成 31 年度募集分）
事業のニーズが高い中、国際事業委員会において、課題の先端性・重要性やネットワークの構築等多角的な視点から選考を実施した。

	申請件数	採択数（予定数含む）	採択率
研究拠点形成事業（A. 先端拠点形成型）	52 件	8 件	15.4%

（B. アジア・アフリカ学術基盤形成型）
・アジア・アフリカ地域の問題解決に資する研究課題について、34 か国・地域との間で 27 機関 34 課題を実施し、日本と複数の交流相手国との多国間交流の枠組みで共同研究・セミナー・研究者交流を行った。
・本事業に採択された研究交流課題については支援期間終了後にアンケートを実施した結果、拠点機関から申請時の目標を達成でき、今後も相手国研究者との交流を継続・発展するとの回答を得る等、我が国及び相手国の拠点形成に寄与したことを確認した。

●交流国・地域数：34 か国（29 年度：34 か国）
アルジェリア、イスラエル、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、エチオピア、ガーナ、韓国、カンボジア、ケニア、コンゴ民主共和国、ザンビア、シンガポール、スーダン、スリランカ、タイ、台湾、タンザニア、中国、ナイジェリア、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、ボツワナ、マレーシア、南アフリカ、ミャンマー、モザンビーク、モンゴル、ラオス

●申請採択状況（平成 31 年度募集分）
事業のニーズが高い中、国際事業委員会において課題の重要性・必要性やネットワークの構築等多角的な視点から選考を実施した。

	申請件数	採択数（予定数含む）	採択率
研究拠点形成事業（B. アジア・アフリカ学術基盤形成型）	74 件	10 件	13.5%

【審査・評価業務】
（審査業務）
・公募事業は国際事業委員会等において利害関係者の取扱いに厳正を期しつつ、書面審査及び合議審査（ヒアリング審査を含む）を競争的な環境の下で行った。
＞審査委員に審査の手引等を配布して、審査基準及び評価方法等を明確に示し、併せて利害関係者の取り扱いについても周知し、公平で公正な審査体制を維持した。
＞書面審査員の名簿は任期終了後に、合議審査を行う国際事業委員会委員の名簿は年度終了後にホームページで公開するとともに、審査方針や審査方法も公開し、審査の透明性確保に努めた。
＞研究課題の審査に当たり第一段審査結果の評点が割れている研究課題については、第二段審査において慎重な審議を審査委員に依頼するなど、公正な審査が行われるよう努めた。
＞審査の公正性の向上を一層図るべく、学術システム研究センターを活用して書面審査結果の分析・検証を行った。評点分布において他の審査委員と乖離の見られる審査委員については、審査意見の妥当性を慎重に検討すると共に、有意義な審査意見を付した審査委員は顕彰するなどして、その結果を翌年度の書面審査員選考に反映させた。

（評価業務）
・上述のとおり、「研究拠点形成事業（A.先端拠点形成型）」、「日中韓フォーサイト事業」、「国際化学研究協力事業（ICC プログラム）」、「日独共同大学院プログラム」の 4 事業において、事業の成果及び効果を把握するため、採択を終了した課題に対する事後評価を実施したほか、「研究拠点形成事業（A.先端拠点形成型）」「日中韓フォーサイト事業」及び「日独共同大学院プログラム」においては採択 3 年目の課題に対して、事業の進捗状況等を確認し、適切な助言を行うとともに、その課題を継続すべきかどうかを判断するため中間評価を実施した。事後評価、中間評価いずれの結果も報告書とともにホームページに公開した。

（３）学術の応用に関する研究等の実施 様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、我が国の学術及び社会の発展や社会的問題の解決につながるような学術研究等を行う。	（３）学術の応用に関する研究等の実施 様々な学術的・社会的要請に応えるために、国の審議会等による報告等を踏まえつつ、学術の発展や社会問題の解決につながるような学術研究等を行う。 ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業 文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について（報告）」を踏まえ、先導的な人文学・社会科学研究を推進する。 事業の実施に当たっては、委員会を設けて課題を設定するとともに、研究の進捗状況等について評価する。様々な学術的・社会的要請に応える課題設定に向けた取組として、有識者から意見聴取や情報収集等を行う。また、ホームページへの掲載やセミナー・シンポジウムの開催等により、広く研究成果を発信する。 人文学・社会科学のデータの共有、利活用を促進するオールジャパンの基盤の構築を推進す	（３）学術の応用に関する研究等の実施 課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業において、平成24年７月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会報告「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について」を踏まえ、「領域開拓プログラム」、「実社会対応プログラム」及び「グローバル展開プログラム」による共同研究を推進し、先導的な人文学・社会科学研究を推進する。併せて平成30年度より「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築プログラム」を実施する。 平成30年度は、平成29年度までに採択された「領域開拓プログラム」、「実社会対応プログラム」及び「グローバル展開プログラム」の研究テーマのフォローアップを行う。また、平成27年度に採択された「実社会対応プログラム」の研究評価を行い、評価結果に基づき研究期間の延長の可否を決定するとともに、同プログラムの新規課題の設定に当たっては、様々な学術的・社会的要請に応	【評価指標】 ２－４ 学術の応用に関する研究における適切な課題設定に向けた取組状況（有識者からの意見聴取実績等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 ２－４ 様々な学術的・社会的要請に応えた課題設定に向けた取組が行われたか、有識者からの意見聴取実績や情報収集の取組等を参考に判断する。	【課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業】 以下の3つのプログラムを実施した。 ■実社会対応プログラム（平成25～27年、27～30年、30年～2021年） ・平成27年度に採択し、既に開始している11件、及び平成25年度に採択し研究期間の延長が認められた1件の研究テーマについては、委託業務実績報告書により研究の進捗状況を確認するなどのフォローアップを行い、社会的貢献に向けた共同研究を推進した。 －課題設定型研究テーマ：2件 －公募型研究テーマ：10件 ・上記12件の研究テーマの研究期間が最終年度のため、研究評価を実施した。研究成果の状況について、事業委員会及び部会において有識者による評価を行い、12件中、Aが8件、Bが4件と判断された。 ・上記12件中、研究期間の延長申請のあった5件について、新規公募と並行して延長審査を行い、十分な成果がありかつ研究を継続する価値があるかどうか審査した結果、延長採択はせず新規での採択を優先した。 ・平成30年度新規採択については、平成29年度に外部有識者の意見を踏まえ設定した課題である、研究テーマ公募型4つ（世代間衡平性・持続可能性・社会安全性等の倫理的観点を考慮した政策設計のための実践的研究、LGBTおよび性的少数者をめぐる社会的ダイバーシティの実現に関する研究、人口減少社会における多様な文化の共生をめざすコミュニティの再構築及び忘却に関する学際的研究と社会対応基盤の構築）の課題について、研究テーマを公募し、審査要項に基づき外部有識者による公正な審査を経て、67件中8件の研究テーマを採択し支援を開始した。 －研究テーマ設定型研究テーマ：無し －研究テーマ公募型研究テーマ：8件 ■ グローバル展開プログラム（平成25～28年、平成28～31年（2019年）） ・平成28年度に採択し、既に開始している7件の研究テーマについては、委託業務実績報告書により研究の進捗状況を確認するなどのフォローアップを行い、人文学・社会科学の様々な分野を対象とした国際共同研究を	（３）学術の応用に関する研究等の実施 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成30年度の業務が中期計画どおり実施され、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 （b評定の根拠） ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業では、平成30年度は3プログラムのフォローアップを行うとともに、「実社会対応プログラム」において、研究テーマの新規採択審査に加え、延長審査を着実に実施している。また、事業の効果的な成果普及とプレゼンス向上のために、研究成果の概要、異分野間での研究プロジェクト運営の好事例・課題点、研究成果の波及効果等について広く情報発信を行っており、着実に事業を実施している。 ・人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業では、専門的知見を有する者で構成する人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センターを設置し、本事業の中心機関である振興会と各拠点機関とで緊密な連携を図り、事業を円滑かつ着実に推進した。 （各評価指標等に対する自己評	（３）学術の応用に関する研究等の実施 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成30年度における中期計画の実施状況については、以下に示すように、自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ・計画通りに研究テーマの新規採択および延長審査が実施され、円滑な運営がなされた。 ・人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センターが設置され、日本学術振興会と各拠点機関とで緊密な連携を図って諸事業の円滑な推進に貢献したことが評価される。 ・先導的人文学・社会科学研究推進事業の実社会対応プログラムなどが着実に実施されている。 ・上記事業の成果の周知普及を図り、事業のプレゼンスを向上させるべく、その内容をホームページに掲載するとともに、シンポジウムを開催し、さらに分野横断的なデータカタログの作成にも着手するなど、人文学・社会科学分野の研究の推進に努めたことが高く評価される。

		る。	える課題を設定するために、有識者からの意見聴取等を行う。プログラムの実施に当たっては、専門家による公正な審査体制を整備し、透明性・信頼性の確保及び適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報の公開に努める。さらに、研究成果についてシンポジウムの開催等により情報発信を行う。 「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築プログラム」の推進に当たっては、委員会を設置しプログラムの適切かつ円滑な運営を図り、併せてポータルサイトの運営に向けた予備的調査に着手する。また、データのアーカイブ化等を担う機関を選定し、アーカイブ機能の強化等を図る。	推進した。 －課題設定型研究テーマ：1 件 －公募型研究テーマ：6 件 ■ 領域開拓プログラム（平成 26～29 年、平成 29～2020 年） ・平成 29 年度に採択し、既に開始している 12 件の研究テーマについては、委託業務実績報告書により研究の進捗状況を確認するなどのフォローアップを行い、諸学の密接な連携や総合性を視野に入れた共同研究を推進した。 －課題設定型研究テーマ：無し －公募型研究テーマ：12 件 また、3 つのプログラムに共通して、以下の取組を行った。 ・各プログラムの実施に当たっては、専門家による公正な審査を実施するため事業委員会及び各プログラム毎に部会を設置し、透明性・信頼性の確保及び適切かつ円滑な運営を図るとともに、外部有識者に加え学術システム研究センターの知見を活用するため、同センター研究員を委員に任命している。 ・公募要領等の審査に係る基本的な情報の他、各プログラムの採択研究テーマの研究概要及び概要図についてホームページで情報を公開した。 ・円滑な事業実施の観点から、複数年の委託契約を締結し、研究費の年度間繰越を認め、研究の進捗状況に応じて研究費を執行できる弾力的な経費執行の促進に努めた。 ・本事業の効果的な成果の周知普及・プレゼンス向上のため、平成 30 年度より新たに平成 29 年度に研究期間が終了した領域開拓プログラムの研究成果の概要、異分野間での研究プロジェクト運営の好事例・課題点・工夫した点、研究成果の波及効果等についてホームページに掲載し、より広範囲かつ長期的に周知普及を図るために研究成果等を発信した。 その他、科学技術・学術審議会　学術分科会　人文学・社会科学振興の在り方に関するワーキンググループにおいて、振興会における本事業の概要や実績等について報告した。なお、「人文学・社会科学が先導する未来社	価） ・評価指標である２－４については、３プログラムにおいて、設定された課題に対して採択された研究テーマのフォローアップを行うとともに、「実社会対応プログラム」において、設定された課題に対する研究テーマの新規採択審査に加え、延長審査を行うことで着実に実施している。	

					会の共創に向けて（審議まとめ）」（平成 30 年 12 月 14 日　科学技術・学術審議会　学術分科会　人文学・社会科学振興の在り方に関するワーキンググループ）においては、課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業における研究支援は、一定の成果を上げてきていると記載されるとともに、今後の人文学・社会科学の現代的役割を踏まえた人文学・社会科学の研究支援の在り方について新たな問題提起がなされている。このような人文学・社会科学の振興に関する動向を踏まえ、事業の今後の進め方等を検討している。また、人文学・社会科学の学術研究における評価に関して、今後の検討が求められる課題としてあげられており、振興会としては引き続き動向を注視していく。 【人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業】 ・平成 30 年度から本事業を新規に開始し、事業の実施に当たっては「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センター」を設置した。 ・運営委員会及び必要な事項等を調査審議する 4 つの作業部会を設置し事業を運営した。 ・人文学・社会科学分野における学術的調査データの現状について、日本国内の研究機関に所属する研究者を対象に調査データの概要や保管状況等の基本的情報を調査し、今後の事業展開のための基礎資料として取りまとめた。 ・社会科学系データのアーカイブ化等を担う拠点機関として、大学等の研究所等を対象に公募を行い、4 機関を選定し事業を推進するとともに、分野横断的なデータカタログの作成等に向けて、予備的調査において調査予定であった技術的項目等について、必要な項目のリストアップを行い、国立情報学研究所と連携体制を構築し、さらに振興会・拠点機関・国立情報学研究所の三者でデータインフラストラクチャー構築の取組状況の共有やデータカタログの作成等に必要な技術的項目の検討を実施した。 ・7 月及び 10 月にシンポジウムを開催し、人文学・社会科学系研究者等を対象に、本事業の目的・意義を発信した。		

４．その他参考情報

○日本の論文に占める科研費が関与する論文の状況

	（1996 年-1998 年）	（2001 年-2003 年）	（2006 年-2008 年）	（2011 年-2013 年）
日本の論文に占める科研費が関与する論文（Wos-KAKEN 論文）の件数	23,800	30,940	37,393	40,157
日本の TOP10%補正論文に占める科研費が関与する論文（Wos-KAKEN 論文）の件数	2,630	3,141	3,695	3,893

	（1996 年-1998 年平均）	（2001 年-2003 年平均）	（2006 年-2008 年平均）	（2011 年-2013 年）
日本の論文に占める科研費が関与する論文（Wos-KAKEN 論文）の割合	36.0%	41.5%	49.0%	52.0%
日本の TOP10%補正論文に占める科研費が関与する論文（Wos-KAKEN 論文）の割合	52.1%	55.6%	61.5%	60.4%

※出典：「論文データベース（Web of Science）と科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の連結による我が国の論文産出構造の分析」追加資料

（文部科学省科学技術・学術政策研究所）

１．当事務及び事業に関する基本情報

Ⅰ－３	３　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成 （１）自立して研究に専念できる環境の確保 （２）国際舞台で活躍する研究者の養成 （３）研究者の顕彰・研さん機会の提供 （４）研究者のキャリアパスの提示				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学術振興会法第 15 条第 2 号、第 3 号	業務に関連する政策・施策		関連する政策評価・行政事業レビュー	
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 次世代の研究者の養成に係る業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関として、研究支援業務と並んで根幹をなすものであり、将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくための取組として重要であるため。				
参考ＵＲＬ	特別研究員事業　https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html 海外特別研究員事業　https://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html 若手研究者海外挑戦プログラム　https://www.jsps.go.jp/j-abc/index.html 国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業　https://www.jsps.go.jp/j-kokusaikatsuyaku/index.html 頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム　https://www.jsps.go.jp/j-zunoujunkan3/index.html 外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員）　https://www.jsps.go.jp/j-fellow/index.html 外国人研究者招へい事業（外国人招へい研究者）　https://www.jsps.go.jp/j-inv/index.html 論文博士号取得希望者に対する支援事業　https://www.jsps.go.jp/j-ronpaku/index.html サイエンス・ダイアログ　https://www.jsps.go.jp/j-sdialogue/index.html			日本学術振興会賞　https://www.jsps.go.jp/jsps-prize/index.html 日本学術振興会育志賞　https://www.jsps.go.jp/j-ikushi-prize/index.html 国際生物学賞　https://www.jsps.go.jp/j-biol/index.html 野口英世アフリカ賞　https://www.jsps.go.jp/j-noguchiafrica/index.html HOPE ミーティング　https://www.jsps.go.jp/hope/index.html ノーベル・プライズ・ダイアログ　https://www.jsps.go.jp/j-nobel_prize_dialogue/index.html 先端科学シンポジウム　https://www.jsps.go.jp/j-bilat/fos/index.html リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業　https://www.jsps.go.jp/j-lindau/index.html 卓越研究員事業　https://www.jsps.go.jp/j-le/index.html	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間実績等	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度
評価指標							
特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（B水準:アンケート調査により肯定的評価を得た割合が 80%程度）	80%程度		97.4% 94.9%				
特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が 80%程度）	80%程度		92.8% 100.0%				
外国人研究者を受け入れた研究機関における研究環境	75%程度	76.8%	89.4%				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度
決算額（千円）	23,469,021				
従事人員数（人）	30				

の国際化状況（B水準：受入研究者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が75%程度）								
若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（B水準：振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が 95％程度）	HOPE ミーティング	95%程度	91～100%	100%				
	ノーベル・プライズ・ダイアログ			96.8%				
	先端科学シンポジウム			96%				
関連指標								
特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況	5年経過後 1段：PD 2段：海特	―	91.6% 94.2%	86.2% 91.9%				
	10年経過後（DC）	―	88.5	84.3%				

注１）決算額は「３　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成」の支出額を記載。

注２）従事人員数については「３　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
					業務実績	自己点検評価		
	将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくため、国際的な頭脳循環を踏まえながら、若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実するとともに、優れた研究者の顕彰や国際的な研さんの機会を提供すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成する。	国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成するため、優れた若手研究者に対する経済的支援や海外で研さんを積むことができる環境の整備等に取り組む。 事業を実施するに当たっては、第一線で活躍する若手研究者も含む人材育成企画委員会を置き、人材育成に係る諸課題について検討を行う。			＜主要な業務実績＞ ■人材育成企画委員会 平成 30 年度は人材育成企画委員会を 1 回開催し、前年度に同委員会で纏められた「特別研究員事業に関する検討の取りまとめ」を踏まえ、平成 30 年度において実施した特別研究員事業の改善事項等を報告した。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げており、評定をＢとする。 （B 評定の根拠） ・特別研究員事業の募集、審査、採用に係る一連の業務を採用計画に基づき円滑に実施したほか、更なる制度改善にも積極的に取り組んでいる。 ・優れた若手研究者が積極的に海外で研さんする機会を推進する取組、外国人研究者招へいの取組においても制度改善を行いつつ計画的かつ継続的に事業を実施している。 ・研究者の顕彰、研さん機会の提供及び研究者のキャリアパスの提示についても、中期計画に沿って適切に事業を実施している。 以上のことから、平成 30 年度の業務は中期目標に向かって計画どおりに遂行されたと評価することができる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、自己点検評価に記載の内容で適切な評価が行われていると認められ、評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ・特別研究員事業は、若手研究者育成の中核となる基盤事業。大学改革を目指し各大学で開始する卓越大学院事業などにより研究の重点化が進むことが考えられる中、あまり日のあたらない研究領域の学生や若手研究者にも配慮した支援をお願いしたい。 ・特別研究員事業の膨大な業務をスケジュールの中で円滑に進めたことには敬意を払うが、特別研究員（特にＰＤ）の採用率が低迷しており、ある程度の採用数を確保するためにも引き続き予算の獲得に努めていただきたい。 ・特別研究員―CPD の創設を目指した取り組みは高く評価

							することができる。 ・特別研究員の事業内容の検討・見直しは評価できる。 ・若手にとっては、海外での研究の経験は、研究力の向上の大きな機会であるので、海外特別研究員や若手研究者海外挑戦プログラム等の派遣終了者が派遣期間中にどの程度レベルアップをしたかを引き続き評価し、今後のよりよい仕組づくりを図ってほしい。 ・外国人研究者招へい事業について、平成30年度地域別受入実績を見ると、北米が相対的に低いように思われるので、招へい人数を増やす方策を検討することも必要ではないか。 ・日本学術振興会賞、日本学術振興会育志賞の受賞者のその後について引き続き把握して欲しい。 ・卓越研究員事業は、民間の事業への参画は十分とは言えないので、引き続きアンケート結果などをフィードバックして制度の改善を図ってほしい。 ・ノーベル賞受賞者とのHOPEミーティングやノーベル・プライズ・ダイアログなど、ノーベル賞に関係したイベントが盛大に行われ、次世代研究者の育成に寄与している。これ

（１）自立して研究に専念できる環境の確保

若手研究者に対し、自由な発想の下に主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、目的や対象者に応じた多様な方法により、研究を奨励するための資金を支給する「特別研究員事業」を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。

（１）自立して研究に専念できる環境の確保

大学院博士課程（後期）学生又は博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員」として採用し、研究奨励金を支給する。

博士の学位を有する者で特に優れた研究能力を有する者については、世界レベルでの活躍を期待して、能力に応じた処遇を確保する。

対象者に応じた多様な採用区分を設け、採用計画を毎年度整備し、幅広い研究分野における優れた若手研究者を計画的・継続的に採用する。

また、学術研究分野における男女共同参画を進めるため、出産・育児に配慮した取組を推進する。

（１）自立して研究に専念できる環境の確保

大学院博士課程（後期）学生又は博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員-DC」「特別研究員-PD」として採用し、研究奨励金を支給する。また、世界最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保するため、PD採用者のうち、特に優れた者を「特別研究員-SPD」として採用し、研究奨励金を支給する。

学術研究分野における男女共同参画を推進する観点も踏まえ、出産・育児により研究を中断し、研究現場復帰を希望する優れた若手研究者を「特別研究員-RPD」として採用し、研究奨励金を支給する。特別研究員の出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを実施する。また、出産育児による中断期間中も短時間の研究を

【評価指標】

３－１ 特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（Ｂ水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）

３－２ 特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（Ｂ水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）

【関連指標】

３－Ａ 特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況

【目標水準の考え方】

３－１ 特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、採用者のニーズを踏まえてさらなる制度改善を図る観点から、現状の支援に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

【大学院博士（後期）課程学生や博士の学位を有する者等への支援】

■特別研究員事業

・採用計画に基づき下表のとおり特別研究員を採用し、若手研究者の育成・支援を行った。また、出産・育児により研究を中断した研究者に対して、研究復帰を支援するため、RPDとして採用し、研究奨励金を支給した。

●特別研究員の採用状況

（単位：人）

資格	平成29年度からの継続者数	平成30年度新規採用者数	中途辞退者数	採用期間満了者数	次年度への継続者数
SPD	26	18	10	10	24
PD	559	333	171	187	534
DC1	1,334	695	80	624	1,325
DC2	899	1,096	286	800	909
RPD	136	73	27	41	141
合計	2,954	2,215	574	1,662	2,933

－SPD：PD申請者のうち、特に優れた者
－PD：博士の学位取得者等
－DC1：博士課程（後期）第1年次に在籍する者等
－DC2：博士課程（後期）第2年次以上に在籍する者等
－RPD：出産・育児により研究活動を中断した者
－審査を受けた際の資格により集計
－中途辞退者数は、平成31年3月31日現在の数
－育志賞受賞による採用者を含む
※中途辞退者数の約9割が就職を理由に辞退

●特別研究員の平成31年度(2019年度)採用分申請者数

（単位：人）

	PD	DC1	DC2	RPD	合計
申請者数	2,070	3,604	5,513	299	11,486

（男女共同参画を進めるための取組）

・特別研究員事業において、出産・育児の際に採用を中断しその期間分延長できる制度や、研究再開準備支援として採用中断期間中に短時間の研究を継続できるよう、

（１） 自立して研究に専念できる環境の確保

補助評定：a

＜補助評定に至った理由＞

平成30年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから、評定をａとする。

（a評定の根拠）

特別研究員事業の募集、審査、採用に係る一連の膨大な業務を、限られたスケジュールの中で採用計画に基づき円滑に実施した。特に、PD・DCの申請受付（6月）から第1次採用内定者の決定までは4ヶ月の短期間であり、業務の迅速な遂行は優秀な若手研究者の確保に資するものとして高く評価できる。このほか、出産・育児に伴う採用期間の中断・延長や研究再開準備支援など、男女共同参画の推進を見据えた採用後の支援も着実に行った。

加えて、審査方針の見直しや、PD申請時における研究機関移動要件の簡素化、人材育成企画委員会の提言を踏まえ採用見込証明書発行時期の早期化を実現したことは、更なる制度改善を着実に進めたものとして高く評価で

らのイベントには、ノーベル賞にとどまらず、猿橋賞や京都賞の受賞者等、様々な分野の有識者が参加しており、引き続き事業の推進に当たっては多様性の確保に努めていただきたい。

（１） 自立して研究に専念できる環境の確保

補助評定：a

＜補助評定に至った理由＞

自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画を上回る業務の進捗が認められるため。

行うことで、中断後の研究の再開が円滑に図れるよう、中断期間中に研究奨励金の半額を支給する取扱いを実施する。

３－２ 特別研究員及び海外特別研究員の受入先に対し、特別研究員及び海外特別研究員の活動状況に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

３－A 事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成28 年度の状況（５年経過後特別研究員-PD は91.6%、５年経過後海外特別研究員は 94.2%、10 年経過後特別研究員-DC は 88.5%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

研究奨励金の半額を支給する制度を実施した。これらの取組により、女性研究者の活躍促進を図った。

●出産・育児に伴う中断及び延長の取扱数

（単位：人）

資格等	中断・延長者数	うち研究再開準備支援取得者数（※）
SPD, PD, DC	50	20
RPD	28	16
合計	78	36

※中断期間中に研究奨励金の半額を支給

・平成 30 年度採用分を含む過去 5 年間の特別研究員の申請・採用状況について、男女別の人数をホームページで公表し、女性研究者の申請・採用実績を領域別に明確に示すことにより、女性研究者が積極的に申請できるようにした。

・女性研究者の比率を将来的に高められるよう、募集要項説明会等において、学術研究分野における男女共同参画を進める観点から、女性研究者の申請を奨励している旨を説明し、RPD の趣旨や実施状況を周知するとともに、PD、DC も含む各資格・領域別の女性研究者の申請・採用状況、特別研究員採用中の出産･育児に伴う中断･延長の取扱等について紹介した。

・特別研究員-RPD 研究交流会について、分野を超えた研究交流・情報交換を目的として、平成 29 年度 RPD 採用者を対象に明治記念館で開催した（開催日：平成 30 年 7 月 10 日）。開催にあたっては、秋篠宮妃殿下の御臨席を賜るとともに、常勤の研究者となった RPD 経験者等も参加し、参加者全員が「他の RPD と意見交換できたことが有効であった」とアンケートで回答した。

●平成 30 年度採用分申請者数・採用者数に占める女性比率

資格	申請者	採用者
PD(SPD を含む)	26.9%	23.3%
DC1	24.2%	24.9%
DC2	26.3%	23.1%
RPD	94.6%	90.4%

きる。

また、「特別研究員－CPD」の創設に向けた取組は、優れた若手研究者に世界レベルでの活躍を促すための新たな施策を中期計画の初年度から積極的に推し進めたものとして高く評価できる。

なお、主たる評価指標である「特別研究員採用者への支援に対する評価」及び「特別研究員の受入先の評価」では、いずれも中期目標に定められた水準を大きく上回る実績を上げており、特別研究員事業が採用者及び受入先の双方から極めて高い評価を得ていることが分かる。

（各評価指標等に対する自己評価）

・評価指標である３－１については中期目標に定められた水準（80％程度）を大きく上回る97.4%であった。

・評価指標である３－２については中期目標に定められた水準（80％程度）を大きく上回る92.8%であった。

・関連指標である３－A については、５年経過後特別研究員-PD の就職状況は 86.2%、10 年経過後特別研究員-DC の就職状況は84.3%となっている。中期目標の基準となっている平成 28 年度の状況（５年経過後特別研究員-PD は 91.6%、10 年経過後特別研究員-DC は 88.5%））よりもやや低くなっているのは、好調な経済環境を背景に、博士号取

①審査の適切な実施

特別研究員の選考に当たっては、我が国の第一線の研究者を審査委員とする特別研究員等審査会を設置し、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に審査を実施する。

若手研究者の挑戦性・創造性に富んだ研究を促すよう、平成30年度より新たな審査区分を導入して審査を実施する。若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針を整備するとともに、審査方針等をホームページ等で公開する。

審査委員は、学術システム研究センターからの推薦に基づき、理事長が選考する。

① 審査の適切な実施

審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員とする「特別研究員等審査会」を設置し、審査方針に基づき、書面審査に加え面接審査を効果的に活用して審査を実施する。

若手研究者の挑戦性・創造性に富んだ研究を促すよう、平成30年度より新たな審査区分を導入する。若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針等を整備するとともに、書面審査の基準及び評価方法の書面審査委員への周知、面接終了後の合議審査により、公正かつ精度の高い審査を実施する。また、審査の透明性を確保する観点から、審査方針等をホームページ等で公開する。

審査委員の選考について、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターが候補者名簿案を作成する。書面審査の不採択者に対し、その詳細な評価結果を開示する。

◆審査の適切な実施

・平成31年度(2019年度)採用分の特別研究員等の選考については、学術システム研究センターでの検討を経て平成30年2月に定めた新たな審査区分を用い、審査方針に基づいて書面審査、合議審査及び面接審査を効果的に活用して適切な審査を実施した。

具体的には、1万1千人を超える申請者について、255の審査グループ（延べ約1,500名の審査員）による書面審査を行った上、「特別研究員等審査会」を3回（計16日間）開催し延べ19の区分別部会による合議審査、延べ37の区分別部会による面接審査を行い、平成30年10月12日にPD及びDCの第1次採用内定、平成31年1月10日にPD及びDCの第2次採用内定とSPDの採用内定を該当者に対して通知した。(RPDについては、これより早く平成30年8月3日に採用内定を通知した。)

・学術システム研究センターに設置したワーキンググループにおける審議を踏まえ、各事業の対象者層に対応した審査における評価の考え方をより明確化して分かりやすく審査の手引に記述した。

・審査委員に対して、審査の手引等を配布して書面審査の基準や利害関係者の取扱いについて明記して周知した。また、研究機関移動要件（後述）に係る審査方法を明確化し分かりやすく審査の手引に記述し、精度の高い審査を実施した。

・平成31年(2019年度)度採用分PDの選考に際しては、研究者の流動性の向上のため、採用後の所属研究機関は博士課程在学時から移動することを申請資格（特例措置有り）とし、審査委員にもその確認を慎重に行うように周知し、資格審査を実施した（平成27年度採用分までは研究室移動）。

●博士の学位を取得した研究機関以外の場で研究する者（平成30年度採用分）

資格	新規採用者数（育志賞受賞に伴う採用者を除く）	博士の学位を取得した研究機関以外の場で研究する者の数	割合
SPD	18人	18人	100.0%
PD	330人	330人	100.0%
合計	348人	348人	100.0%

得者のキャリアパスが多様化していることの表れであると考えられる。

・学術システム研究センターに設置したワーキンググループにおいて、特別研究員の募集要項や審査方針等について検討を行った。また、審査方針や審査方法、書面審査セット等をホームページ上で公開した。
https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_sinsa-set.html
・審査方針や審査方法をホームページ上で公開し、審査の透明性の確保に努めた。選考結果については、第一次選考（書類選考）の不採択者に、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び当該領域におけるおおよその順位を通知している。なお、採用者については振興会のホームページ上で氏名、研究課題名、受入研究機関等を公開している。
https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_houhou.html
・「特別研究員等審査会」の委員（59名）、専門委員（約1,800 名）については、学術システム研究センター研究員が審査委員候補者データベースを活用して候補者名簿案を作成した。
なお、センターの推薦の段階から、選考基準にあるとおり、選考の過程においては、各分野の申請状況や候補者の所属機関のバランスに配慮し、適切な人材を選定すること等を前提としながら、女性研究者の登用にも配慮した。（平成30年度審査委員女性比率：17.4%）
・第１次選考（書類選考）で不採択となった申請者に対して、個別審査項目の評価、総合評価のＴスコアや不採用者の中のおおよその順位を開示した。

◆事業の評価と改善
（進路状況調査等）
・採用期間終了後の進路状況調査を実施し、常勤の研究職への就職状況を通じて事業の効果を確認した。また、進路状況調査の結果は、ホームページ等で「就職状況調査」として国民に判りやすい形で公表した。
https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_syusyoku.html

●PD、DCの常勤の研究職への就職状況

平成28年度	DC		PD	
	終了5年後	終了10年後	終了5年後	終了10年後
常勤の研究職	75.1%	88.5%	91.6%	92.2%
ポスドクフェロー	9.1%	1.5%	2.3%	0.5%

②事業の評価と改善
採用期間終了後の就職状況調査や、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、事業の実施状況や支給の効果等について評価・検証を行う。その際、採用者への支援に関する調査及び採用者の受入先への研究活動

② 事業の評価と改善
特別研究員採用期間終了後の進路状況等の調査を行い、研究奨励金支給の効果等について確認する。また、調査結果をホームページ等で国民に分かりやすい形で公表する。
特別研究員等審査会の審査結果について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検証を行い、審査委員の

に関する調査については、それぞれ 80%程度の肯定的評価を得る。

また、これらの評価・検証結果を活かし、学術システム研究センターや人材育成企画委員会等での議論を踏まえ、事業趣旨に留意しながら、必要に応じ、運用上又は制度上の改善を図る。

選考や審査体制等の改善に反映させる。

「特別研究員-SPD」については、研究の進捗状況等について評価を行い、その結果を本人に通知する。

事業趣旨に留意しながら、若手研究者の実態等を踏まえつつ、必要に応じて事業内容の検討・見直しを行う。改善・見直し内容については十分な周知期間、経過措置を講じた上で、募集要項等に反映させ、ホームページへの掲載、説明会の開催等を行い、広く周知する。また、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、それぞれ 80%程度の肯定的評価を得る。

非常勤の研究職	2.5%	1.0%	2.0%	1.9%
非研究職	11.8%	8.6%	3.8%	4.3%
学生	0.5%	0.1%	-	-
無職等	1.0%	0.2%	0.3%	1.1%

平成 30 年度	DC		PD	
	終了 5 年後	終了 10 年後	終了 5 年後	終了 10 年後
常勤の研究職	69.6%	84.3%	86.2%	90.9%
ポスドクフェロー	8.4%	1.2%	2.8%	1.4%
非常勤の研究職	2.5%	1.1%	2.6%	1.9%
非研究職	18.0%	13.2%	8.3%	5.3%
学生	0.8%	0.0%	-	-
無職等	0.7%	0.2%	0.0%	0.5%

・平成 30 年度若手研究者を対象とした賞において、以下のとおり特別研究員採用経験者が受賞した。

●特別研究員採用経験者の受賞実績

（単位：人）

賞の名称	特別研究員採用経験者の受賞者数（全受賞者数）
平成 30 年度文部科学大臣表彰若手科学者賞	64（99）
第 15 回日本学士院学術奨励賞	2（6）
第 15 回日本学術振興会賞	14（25）
第 9 回日本学術振興会育志賞	18（18）

（審査結果の検証）

・特別研究員等審査会の審査結果について、学術システム研究センターにおいて評点分布や審査意見の適切性等について分析・検証、合議を行い、問題のあった審査委員は翌年度に継続して委嘱しない等、翌年度の審査委員候補者の選考に反映させた。

また、審査区分毎の申請者数の状況を確認し、審査委員の配置や審査委員数の調整を行う等の審査体制の改善を行うとともに、有意義な審査コメントを残した審査委員 137 名を選考し表彰した。

（特別研究員 SPD の評価）

・特別研究員-SPD については、学術システム研究センターにおいて、中間評価（1 年目終了後：研究発表会を開催し、評価を担当するセンター研究員との質疑応答を踏まえて研究状況等を検証、2 年目終了後：SPD 本人の自

己評価及び受入研究者が作成した評価書を基に研究状況等を検証)、事後評価（採用終了後：SPD 本人の自己評価及び受入研究者が作成した評価書を基に採用期間全体の研究状況等を検証）を行い、その評価結果について、本人に対して通知した。

（事業内容の検討・見直し）
・平成 29 年度に人材育成企画委員会において作成された「特別研究員事業に関する検討のまとめ」からの提言を受け、特別研究員が子弟の保育所入所をはじめとする行政サービス等を享受しやすくなるよう、以下の制度改善を行った。
＞自治体の保育所申請担当者等に向けて特別研究員制度についての説明文書を作成し、学振のウェブサイトに掲載した。
＞保育所への入所申込み等の手続きを早めに行えるよう、採用内定者に対する採用見込証明書の発行可能時期を 2 ヶ月程度早期化した。

・学術システム研究センターに設置したワーキンググループにおいて、特別研究員事業の趣旨に留意しながら、募集要項や審査方法等について検討・見直しを行った。
具体的な対応は下記のとおりである。
＞PD の審査方針について、既存の研究を発展させるのか新たな研究課題に挑戦するのか不明確であり、審査員に誤解される表現がある、とのワーキンググループでの意見を踏まえ、審査方針を一部変更した。
＞「特別研究員-ＰＤ申請資格審査要項」において、特別研究員等審査会が、受入研究機関および受入研究者の選定について、実質的な研究機関移動の判定を行うことを定めていたが、特別研究員等審査会の審査員からの見直しの要望を踏まえ、ワーキンググループで検討し、「特別研究員-ＰＤ申請資格審査要項」を一部改正した。

・学位取得後間もない優れた若手研究者に、国内にも所属機関を持ちつつ海外の研究機関で長期間（原則３年間）に渡り主体的に研究課題を選んで研究に専念する機会を与える「特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）」の創設に向けて、募集要項作成等の準備を進めた。

●特別研究員等審査システム改善のためのワーキンググループの開催実績

開催日	議事内容
H30 年 4 月 20 日	・平成 30 年度の検討事項について ・特別研究員－ＲＰＤ書面審査の手引について
H30 年 5 月 18 日	・特別研究員等書面審査の手引について ・特別研究員－ＲＰＤ合議審査および追加書面審査の手引について ・平成 29 年度に実施した審査に係る検証結果の周知について ・平成 30 年度特別研究員－ＳＰＤ研究発表会の開催について
H30 年 6 月 15 日	・平成 30 年度特別研究員等審査会について ・特別研究員等合議審査等の手引について ・平成 31 年度（2019 年度）採用分特別研究員等の申請状況について ・特別研究員－ＲＰＤの支援対象について
H30 年 7 月 20 日	・特別研究員等面接審査の手引について
H30 年 9 月 20 日	・平成 30 年度特別研究員等審査の検証及び平成 31 年度審査委員の選考について ・若手研究者海外挑戦プログラム書面審査・合議審査の手引について ・ERC との協力による特別研究員の海外渡航支援事業について
H30 年 11 月 16 日	・第 3 回特別研究員等審査会（SPD 面接審査）への陪席について ・若手研究者海外挑戦プログラム 平成 31 年度（2019 年度）採用分（第 2 回募集）について ・若手研究者海外挑戦プログラム 平成 32 年度（2020 年度）採用分に係る選考について ・特別研究員 平成 32 年度（2020 年度）採用分募集要項について ・海外特別研究員 平成 32 年度（2020 年度）採用分募集要項について
H30 年 12 月 21 日	・特別研究員等審査会での意見について ・特別研究員 平成 32 年度（2020 年度）採用分募集要項について ・海外特別研究員 平成 32 年度（2020 年度）採用分募集要項について
H31 年 1 月 18 日	・平成 31 年度特別研究員事業等予算案の概要 ・平成 31 年度（30 年度分）特別研究員－ＳＰＤ評価について
H31 年 2 月 15 日	・特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）について ・平成 32 年度（2020 年度）採用分若手研究者海外挑戦プログラムの審査方針について
H31 年 3 月 1 日	・特別研究員－CPD（国際競争力強化研究員）平成 31 年度（2019 年度）採用分募集要項等について ・若手研究者海外挑戦プログラム平成 32 年度（2020 年度）採用分募集要項について ・平成 30 年度のまとめと次年度検討事項について

③募集・採用業務の円滑な実施

③ 募集・採用業務の円滑な実施

◆募集・採用業務の円滑な実施

・特別研究員に支給する研究奨励金については、「独立行

		研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複支給を防止するための取組を引き続き行う。	研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、募集要項等に重複受給を禁ずる旨を掲載するとともに、採用内定者情報を同機構に提供し、重複チェック等を行う。 特別研究員事業等についての説明会を開催し、事業内容等の周知を図る。		政法人日本学術振興会の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案（平成 18 年 12 月 15 日文部科学省）に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、平成 19 年度に整えた同機構とのチェック体制に従い、平成 20 年度から採用内定者情報を同機構に提供し重複チェックを行っている。本取組は平成 30 年度においても引き続き実施した。 ・制度について広く周知を図るための説明会や、平成 31 年度(2019 年度)採用分および平成 32 年度(2020 年度)採用分の募集に係る申請書作成について各機関の事務担当者に注意点を広く周知するための説明会を実施した。なお、説明会においては、女性研究者からの申請を促進するため、特別研究員の出産・育児による採用期間中の「中断」及び「研究再開準備支援」の取扱についての説明や、出産・育児による研究中断後に、円滑に研究現場に復帰することを支援する RPD 制度の周知に努めた。 ●平成 30 年度の説明会開催実績：8 回 開催大学等 平成 31 年度(2019 年度)採用分 麻布大学、茨城大学、信州大学、埼玉大学、名古屋大学 平成 32 年度(2020 年度)採用分 東洋大学、上智大学、大阪大学		
	（２）国際舞台で活躍する研究者の養成 国際舞台で活躍する世界レベルの研究者を養成するため、目的や対象者に応じた多様な方法により、「海外特別研究員事業」等、優れた若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や	（２）国際舞台で活躍する研究者の養成 若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。また、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいする取組を実施することにより、国内の大学等研究機関における研究環境の国際化を支援する。 各種事業における選考審査は、特別研究員等審査会又は国際事業委員会において、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に実施	（２）国際舞台で活躍する研究者の養成 国際舞台で活躍できる世界レベルの研究者を育成するため、若手研究者個人の海外派遣とともに、研究機関の国際研究戦略に沿った組織的な研究者海外派遣など、若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。 また、国内の大学等研究機関における研究環境の国際化を支援するため、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいす	【評価指標】 ３－１ 特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（Ｂ水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が 80%程度） ３－２ 特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（Ｂ水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が 80%程度） ３－３ 外国人研究者を受け入れた研究機関における研究環境の国際		（２） 国際舞台で活躍する研究者の養成 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度の業務が中期計画どおり実施され、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 （b 評定の根拠） 海外特別研究員事業や若手研究者海外挑戦プログラム等、優れた若手研究者が積極的に海外で研鑽する機会を推進する取組みを計画的かつ継続的に実施している。また、若手研究者海外挑戦プログラムの募集を従来の年	（２） 国際舞台で活躍する研究者の養成 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

	制度改善等の対応を行う。また、目的やキャリアステージに応じた優れた外国人研究者の招へいや研究者の交流を行い、国際的な頭脳循環の中で若手研究者の研究環境の国際化を図る。	する。	る。 各種事業における選考審査は、特別研究員等審査会等において、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に実施する。	化状況（B水準：受入研究者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が 75%程度） 【関連指標】 ３－Ａ 特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況 【目標水準の考え方】 ３－１ 特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、採用者のニーズを踏まえてさらなる制度改善を図る観点から、現状の支援に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。 ３－２ 特別研究員及び海外特別研究員の受入先に対し、特別研究員及び海外特別研究員の活動状況に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。 ３－３ 国際的な頭脳循環の中で、外国人研究者の受入れによって受入機関の研究環境の国際化を図る観点から、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査の結果（平成 25～	1回から年2回に増やしつつ申請書類の簡略化や審査期間短縮の検討を進めたことや、「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム」の内容を見直しつつ採択事業を円滑に継続させたことは、申請・採用動向等の変化に応じて適切な制度改善を行ったものと言える。 また、外国人研究者招へいの取組においても、目的やキャリアステージに応じた様々なプログラムを用意して複数回の募集を行うと共に、英語版 FAQ の整備など研究者や受入研究機関が事業を有効かつ適切に実施するための環境整備を進め、国内の大学等研究機関における研究環境の国際化支援を着実に実施した。 以上のことから、平成 30 年度の業務は中期目標に向かって計画どおりに遂行されたと評価することができる。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である３－１については中期目標に定められた水準（80％程度）を大きく上回る 94.9%であった。 ・評価指標である３－２については中期目標に定められた水準（80％程度）を大きく上回る 100.0%であった。 ・評価指標である３－３については中期目標に定められた水準（75%程度）を上回る 89.4%%であった。 ・関連指標である３－Aについて	

				28 年度実績：76.8%）を踏まえ、75%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。 ３－Ａ 事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成 28 年度の状況（5 年経過後特別研究員-PD は 91.6%、5 年経過後海外特別研究員は 94.2%、10 年経過後特別研究員-DC は 88.5%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。		は、5 年経過後海外特別研究員の就職状況は 91.9%であり、中期目標に定められた基準（平成 28 年度の状況（5 年経過後海外特別研究員は 94.2%））からわずかに減少した。	
		① 若手研究者の海外派遣 我が国の大学等学術研究機関に所属する常勤の研究者や博士の学位を有する者の中から優れた若手研究者を「海外特別研究員」として採用し、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念させるため、滞在費等を支給する。また、採用期間終了後の就職状況調査や、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、事業の実施状況や支給の効果等について必要に応じて	① 若手研究者の海外派遣 （ｉ）海外特別研究員 海外の大学等研究機関に優れた若手研究者を派遣する海外特別研究員事業に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。 また、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、結婚・出産・育児・看護・介護のライフイベントによる研究中断等を経た優れた若手研究者を海外の大学等研究機関に派遣する海外特別研究員-RRA 事業に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。 両事業については、採		【若手研究者の海外派遣（個人支援）】 ■海外特別研究員事業 （執行業務） ・平成 30 年度は、平成 31 年度採用分の選考・審査業務を行う一方、平成 30 年度新規採用者・継続採用者合計 394 名（うち新規 180 名）に対する資金支給業務を適切かつ効率的に実施した。 ・希望者に対して、出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いの手続きを行った。（平成 30 年度実績：8 名）また、病気により研究に専念することが困難な者病気を理由とする採用の中断及び延長の取扱いの手続きも行った。（平成 30 年度実績：1 名） （審査業務） ・特別研究員等審査会（委員 59 名、専門委員約 1,800 名）を設け、専門的見地から書面審査、合議審査及び面接審査により選考を行った。 ・審査の公正性・透明性を確保するため、審査会委員の選考については、学術システム研究センターが作成する		

評価・検証を行う。その際、採用者への支援に関する調査及び採用者の受入先への研究活動に関する調査については、それぞれ 80%程度の肯定的評価を得る。また、これらの評価・検証結果を活かし、学術システム研究センターや人材育成企画委員会等での議論を踏まえ、事業の趣旨に留意しながら、必要に応じ、運用上又は制度上の改善を図る。

我が国の大学院に在籍する博士後期課程学生の中から海外に挑戦する優れた若手研究者を採用し、海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供するため、滞在費等を支給する。

頭脳循環により優れた研究者の育成を図るため、研究機関の国際研究戦略に沿って、若手研究者を海外へ派遣し、派遣先の研究機関と行う世界水準の国際共同研究に携わり、様々な課題に挑戦する機会を提供する大学等研究機関の支援等を行う。

用期間終了後の就職状況調査を行い、調査結果をホームページ等で国民に分かりやすい形で公表する。また、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、それぞれ 80%程度の肯定的評価を得る。

審査員候補者データベース等を活用して、各分野の申請状況、候補者の所属機関のバランス及び女性研究者の登用等に配慮しつつ適切に行った（平成 30 年度審査委員女性比率：17.4%）。

また、書面審査、面接審査における審査の基準や、利害関係者の取扱いについて明記した手引を委員に対して配布し、審査に厳格を期した。

なお、学術システム研究センターに設置されたワーキンググループでの検討を踏まえ、募集要項や書面、合議、面接の各段階での審査方法の見直し等を図ることにより、公正で透明性の高い選考・審査体制の整備に継続的に取り組んだ。

選考結果については、第一次選考の不合格者に、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び当該領域におけるおおよその順位を通知した。なお、採用者については、振興会のウェブサイト上で氏名等を公開した。

採用者一覧：
https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_list.html

・特別研究員等審査会の審査結果について、学術システム研究センターの研究員が分析・検証を行い、翌年度の審査委員候補者の選考に反映させた。また、書面合議審査に役立つ審査コメントの例を書面審査の手引に掲載するとともに、書面合議審査に役立つ有意義な審査コメントを残した審査員を選考し表彰した。

（募集業務）
・平成 30 年度には、平成 32 年度(2020 年度)採用分海外特別研究員の募集と併せて、平成 32 年度(2020 年度)採用分海外特別研究員-RRA 事業の募集を行った。

・平成 32 年度（2020 年度）採用分募集要項より、申請時において常勤・非常勤の別を問わないこととし、単に我が国の大学等学術研究機関への所属状況を問う形式へと変更した。

・募集要項、申請書、審査方針、書面審査セット、申請・採用状況、採用者一覧及び特別研究員等審査会委員の氏名・所属等について、振興会ウェブサイトを通じて、広

く一般に公開し、申請者が迅速に入手できるようにしている。

・平成 25 年度に申請書の作成から提出まで完結させる電子申請システムを運用に移し、平成 30 年度においては、さらに、申請者及び事務担当者の利便性を考慮し、使いやすいよう改修を行った。
・併せて、電子申請システムの体験版や簡易版操作手引を整備しているほか、専用のコールセンターを引き続き設置し、申請者が円滑に申請できるよう図った。
募集要項（海外特別研究員事業）：
https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sin.html
募集要項（海外特別研究員－RRA 事業）：
https://www.jsps.go.jp/j-ab/rra_sin.html
選考方法（審査方針等）・審査会委員の氏名等：
https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_houhou.html
申請・採用状況：
https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_shinsei.html
採用者一覧：
https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_list.html
書面審査セット：
https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sinsa-set.html

・特別研究員事業と併せて海外特別研究員事業の制度について広く周知を図るための説明や平成32年度(2020年度)採用分の募集に係る申請書作成について各機関の事務担当者に注意点を広く周知するための説明会を実施した。

●特別研究員事業等説明会実績：8 回（平成 30 年度）

開催大学等
平成 31 年度(2019 年度)採用分 麻布大学、茨城大学、信州大学、埼玉大学、名古屋大学 平成 32 年度(2020 年度)採用分 東洋大学、上智大学、大阪大学

（就職状況調査）
・平成 30 年度に海外特別研究員（平成 27 年度採用者）の採用終了後の就職状況調査を実施した。また、調査結果をウェブサイト上で公表する準備を行った。

●平成 27 年度採用者の採用期間終了後の就職状況

（集計中）

区分	人数	割合
常勤の研究職（国内）	69 人	41%
常勤の研究職（海外）	26 人	15%
非常勤の研究職	4 人	2%
ポストドクター（国内）	7 人	4%
ポストドクター（海外）	54 人	32%
非研究職	10 人	6%
計	170 人	－

・採用期間終了後 1 年、5 年及び 10 年経過した者を対象とした就職状況等の追跡調査を実施し、事業の効果を検証した。また、調査結果をウェブサイト上で公表する準備を行った。

●海外特別研究員の常勤の研究職への就職状況

区分	割合
5 年経過後（平成 22 年度採用者）	91.9%

（ⅱ）若手研究者海外挑戦プログラム

海外という新たな環境へ挑戦する優秀な博士後期課程学生を海外の大学等研究機関に派遣する「若手研究者海外挑戦プログラム」に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。

■若手研究者海外挑戦プログラム

（審査業務・募集業務）

・博士後期課程学生が積極的に海外での研究に従事できるよう支援するため、平成 29 年度に新たに創設した「若手研究者海外挑戦プログラム」について、平成 30 年度初頭に募集を開始した平成 31 年度採用分の審査業務を 10～11 月の限られた期間内に迅速かつ適切に行い、12 月には採用結果を開示した。また、これと並行して、申請希望者の多様なニーズに応えるため、平成 31 年度採用分の第 2 回募集に係る要項を作成し、平成 31 年 2 月に公開した。当該募集要項の作成にあたっては、第 1 回募集時と比較して申請書類を簡略化し、より簡易に申請できるようにした。

また、平成 32 年度採用分の募集に向けて、審査の合理化・迅速化について検討した。

（採用手続き）

・平成 30 年度採用分については、採用後の手続きを簡潔に記した手引を新たに準備すると同時に、各種手続き様式一式を準備した。手引及び様式を準備するに当たって

				は、採用者の負担を可能な限り減らすため、簡易な手続き方法となるよう努めた。平成 31 年度採用分については、30 年度採用分で問合せがあった部分や分かりにくい表現を適宜改め、全般的に手引及び様式の見直しを行った上で、採用手続きを行った。また、手引及び様式は振興会ウェブサイトで公開し、容易に入手できるよう工夫に努めた。 （執行業務） ・平成 30 年度は、平成 31 年度採用分の選考・審査業務を行う一方、平成 30 年度採用分合計 144 名に対する資金支給業務を適切かつ効率的に実施した。 ・特に、類似の例のないベンチフィーの支払いに当たっては、受入機関によって異なる請求内容を丁寧に確認し、適切な支給か否かを見極めた上で、事例を収集・分析しつつ適切な執行に努めた。 ■海外渡航を促進するための取組 ・特別研究員を対象としてスイス及びインドの大学等研究機関の研究者と共同研究する機会を提供する「若手研究者交流事業」を引き続き実施した。平成 30 年度は国際事業委員会による選考を経て、13 名の特別研究員がスイスに、2 名の特別研究員がインドに渡航した。 ・ERC（European Research Council（欧州研究会議））と協力し、引き続き「ERC との協力による特別研究員の海外渡航支援事業」を実施した。 ・平成 31 年度分の募集については、平成 31 年 2 月に特別研究員の受入れを希望する ERC 研究費支援を受けている研究者の情報を特別研究員に提供するとともに、オンラインシステムにて申込受付を開始した。また、渡航希望者が受入研究者と円滑に連絡が取り合えるよう、振興会から受入研究者宛に事業趣旨や特別研究員事業の説明を記載した英文レターを準備し、振興会ウェブサイトで公開している。		
		（ⅲ）国際的な活躍が期待できる研究者の育成		【若手研究者の組織的な海外派遣（組織支援）】 ■国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業			

			事業 　頭脳循環により優れた研究者の育成を図るため、「国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業」において、研究機関の国際研究戦略に沿って、若手研究者の海外派遣及び研究者の招へいを実施し、派遣先の研究機関と行う世界水準の国際共同研究に携わり、様々な課題に挑戦する機会を提供する大学等研究機関の支援等を行う。終了した事業について事後評価を行うとともに、前年度に交付した補助金について、補助事業者から提出される実績報告書の確認や、必要に応じて行う現地調査等により、額の確定を行う。 公募に関する情報や報告書等については、ホームページを通じて広く公開する。	（交付業務） ・「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム」として平成 28 年度に採択した 12 事業と平成 29 年度に採択した 12 事業の計 24 事業について、平成 29 年度行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ、平成 30 年度から、人材育成に重きを置いた事業内容に見直しを図った上で「国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業」として事業を継続させ、事業の実施に必要な補助金を交付した。 ・事業実施機関からの問合せに対してこれまでの回答状況を網羅的に確認しつつ、事業を取り巻く周辺環境を考慮した上で最適な回答を提示した。また、事業実施機関から申請のあった事業計画の変更承認手続について、事業が円滑に実施されるよう迅速かつ的確に処理した。 ・そのほか、事業実施機関に対して実地調査を実施し、事業の進捗状況を把握するとともに、補助金の執行状況について確認し、所要の指導を行った。 ■頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム （評価業務） ・平成 27 年度に採択された 12 事業について、国際事業委員会及び当該委員会の下に設置された分野別の審査・評価部会（人社系、理工系、生物系、総合系の 4 部会。計 67 名の委員で構成）において、書面評価及び合議評価による事後評価を実施した。その結果、若手研究者の人材育成が国際共同研究と有機的に連携して実施され、事業終了後も、海外の研究機関等との研究ネットワークの継続が見込まれるなど、4 段階評価の総合的評価で 5 事業が「4」（高く評価できる）、7 事業が「3」（概ね高く評価できる）の評価を得た。事後評価結果については、事業実施機関に速やかに通知するとともに、審査・評価部会の委員名簿と併せてホームページで公開した。 （交付業務） ・平成 27 年度から 29 年度までに採択された 36 事業に交付した平成 29 年度補助金について、事業実施機関から提出された実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて事業実施機関への現地調査を行い、事業に要する経費か否か厳格に精査した上で交付した補助金の額の確定を実施した。		

② 外国人研究者の招へい

内外の研究者が我が国の大学等研究機関で切磋琢磨する国際的な研究環境を創出し、若手研究者の養成等に資するため、優秀な若手研究者や世界的研究業績を有する著名研究者等、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者招へいのための取組を推進し、我が国の研究機関の研究環境の国際化について、75%程度の受入研究者からの肯定的評価を得る。また、外国人研究者招へい事業については、事業の質をより高める観点からの検証を行う。

加えて、招へいした外国人研究者の協力を得て、我が国の将来を担う高校生に科学や国際社会への関心を深める機会を提供する。

② 外国人研究者の招へい

（ｉ）外国人研究者招へい事業

様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいするための事業を実施する。「外国人特別研究員」では、多様な国からの研究者の招へいを着実に図る。とりわけ、海外対応機関との連携及び海外研究連絡センターを通じた積極的な広報活動等を通じて、優秀な若手研究者の確保に努める。

「外国人招へい研究者」では、優れた研究業績を有する外国人研究者を招へいし、討議や意見交換、講演等の機会を与える。

【諸外国の優秀な研究者の招へい】

■外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員、外国人招へい研究者）

（募集・審査業務等）

・招へいの目的や外国人研究者のキャリアステージに合わせることができるよう、複数のプログラムにより事業を構成し、国内公募と海外対応機関からの推薦により申請を受け付けた。

・英語版を含むリーフレットを作成し、海外研究連絡センターによる事業説明の際に広く配布している。

・外国人研究者の招へい計画を十分に検討できるよう、英語版を含む募集要項を来日時期の 1 年前に作成、公開した。また、様々な計画に対応できるよう、年複数回に分けて募集した。

・平成 30 年度は、これまで一部紙媒体での提出を求めていた申請手続きを不要とし、すべて電子申請システムで行えるようにすることにより、申請受付の効率化及び受入研究機関の負担軽減を図った。

・平成 30 年度は募集要項とともに審査区分表等を作成、公開することにより、申請者に対する選考方法の透明性を高めるとともに、幅広い分野の審査員によるピアレビューを適切に機能させ、優れた外国人研究者を適切に採用する仕組みを整備した。

・国内公募分の選考にあたっては、外国人特別研究員事業（一般）及び外国人招へい研究者では、各研究分野から高い見識をもつ研究者で構成される特別研究員等審査会において、専門的見地から書面審査及び合議審査による二段階審査を行った。また、外国人特別研究員（欧米短期）では、年 4 回の申請機会に機動的に対応するため国際事業委員会にて採用者を決定した。

・平成 30 年度は特別研究員等審査会における合議審査では、審査資料の様式を他事業と統一することにより、審査員の負担軽減を図った。

・審査員に対し、審査基準、審査方針等の他、利害関係者の排除、秘密保持と研究者倫理の遵守等について明記した審査手引等を配布した。また、書面審査で評定が分かれた申請については、合議審査において書面審査の妥当性について確認することを合議審査の指針に取り入れた。

・平成 30 年度は審査スケジュールを見直すことにより、採否結果の通知を前倒しした。
・審査基準、特別研究員等審査会委員及び任期を終了した専門委員名簿について、ホームページ上で公開した。
https://www.jsps.go.jp/j-ippan/senko.html
https://www.jsps.go.jp/j-oubei-s/senko.html
https://www.jsps.go.jp/j-inv/senko.html
https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_houhou.html
なお、採用者一覧もホームページ上で公開している。
https://www.jsps.go.jp/j-fellow/saiyo/index.html
https://www.jsps.go.jp/j-inv/adoptlist.html

（採用期間中の運営業務）
・外国人研究者管理システムを改修し、個々の招へい計画に応じた効率的かつ迅速な滞在費支給等を行った。
・平成 30 年度は英語版を含む FAQ を作成、公開することにより、研究者や受入研究機関が事業を有効活用及び適切に執行する環境整備を行った。また、採用後の手続きにかかるすべての様式を日英併記とすることで外国人研究者にとっての利便性を高めた。さらに、調査研究費を海外出張旅費に支出できるようにするなど外国人研究者の制限事項を緩和し、柔軟な運用を認めることで事業の魅力を高めた。
・平成 30 年度は外国人研究者が来日・離日する際の国際航空券手配業者を入札で選定することにより、業務の透明性を確保するとともにサービスの向上に努めた。

（事業の評価）
・事業の改善を目的とし、事業終了後、外国人研究者及び日本側受入研究者に対してアンケート調査への回答や報告書の提出を求めることにより実績等の把握に努めている。平成 30 年度中に採用期間が終了した外国人特別研究員（一般）の日本側受入研究者へのアンケート調査においては、89.4%が肯定的な評価をしている。
・外国人特別研究員や日本側受入研究者の研究業績のデータを分析することにより、事業の成果や効果についての検証を試行的に実施した。

●平成 30 年度プログラム別受入実績（単位：人）

	申請・採用実績		受入実績	
	国内公募	海外	新規	総滞

	申請数	採用数	採用率	推薦*	来日者実数	在者数**
外国人特別研究員（一般）	2,449	240	9.8%	99	299	808
外国人特別研究員（定着促進）	−	−	−	0	0	6
外国人特別研究員（欧米短期）	267	60	22.5%	72	114	193
外国人特別研究員（戦略的ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ）	−	−	−	27	27	41
外国人特別研究員（ｻﾏｰ･ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ）	−	−	−	102	102	102
外国人招へい研究者（長期）	259	60	23.2%	0	57	79
外国人招へい研究者（短期）	605	180	29.8%	0	170	178
外国人招へい研究者（短期S）	12	4	33.3%	0	4	4

＊ 延べ約 50 の海外対応機関からの推薦。
** 総滞在者数：前年度からの継続滞在者を含む。

●平成 30 年度地域別受入実績（単位：人）

地域	受入実績（総滞在者数*）	割合
アジア	540	38.27%
オセアニア	34	2.41%
アフリカ	36	2.55%
ヨーロッパ	579	41.03%
北米	169	11.98%
中南米	28	1.98%
中東	25	1.77%
合計	1,411	100%

＊ 総滞在者数：前年度からの継続滞在者を含む。

（外国人特別研究員（一般／定着促進／欧米短期／戦略的プログラム／サマー・プログラム））・計 79 国・地域から計 1,150 名を招へいし、若手研究者に日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供した。

・海外対応機関との連携のもと、戦略的に重要な特定の欧米諸国やインドから優秀な若手研究者を招へいする戦略的プログラムを実施し、優秀な若手研究者確保に努めた。
・平成 28 年度に新規採用した外国人特別研究員（一般）301 名のうち 108 名（35.9%）が採用期間終了後も我が国

の大学等研究機関で研究を継続している。
・博士号取得前後の若手研究者を夏季 2 か月招へいするサマー・プログラムについては、海外研究連絡センターと連携して来日前にオリエンテーションを実施した。また、推薦を行う海外対応機関と綿密に調整し、採否結果の通知を前倒しした。

（外国人招へい研究者（長期／短期／短期 S））
・計 53 国・地域から計 261 人を招へいし、我が国の大学等研究機関に対し、共同研究、討議、意見交換、講演等の機会を提供した。
・日本側受入研究者のアンケートによれば、国際共著論文等が執筆されているなど、国際共同研究の進展に結びついている。

（ⅱ）論文博士号取得希望者への支援事業
　論文提出により我が国の博士号取得を希望するアジア･アフリカ諸国等の若手研究者を支援する事業を実施する。

■論文博士号取得希望者への支援事業
・対象国を ODA の被支援国に限定するなど制度を見直した上で、アジア・アフリカ諸国等の論文博士号取得希望者 58 人に対して学位取得のための研究に必要な支援を実施した。
・平成 27 年度に新規採用された者のうち、48%が平成 29 年度までに博士号を取得した。
●平成 30 年度支援状況

申請者数	採用者数	継続者数	総被支援者数
62 人	20 人	38 人	58 人

（ⅲ）招へい研究者への交流支援
　長期に来日する研究員に対しては､我が国での研究生活を円滑に開始するためのオリエンテーションを来日直後に実施し､日本語研修支援等を行い､日常生活面においても支援する。
　さらに､我が国の将来を担う高校生等を対象に､科学や国際社会への

■招へい研究者への交流支援
・来日直後の外国人特別研究員に対し、年 5 回にわたりオリエンテーションを実施し、日本語及び日本文化研修を行った。また、日常生活で必要となる情報や学術関連情報を記載した生活ハンドブックを配付し、日本での円滑な研究生活を支援した。
●オリエンテーションの実施日と参加人数実績

実施日	参加人数
平成 30 年 6 月 19 日～21 日	19 名
平成 30 年 9 月 4 日～6 日	16 名
平成 30 年 11 月 6 日～8 日	29 名
平成 31 年 1 月 22 日～24 日	30 名
平成 31 年 2 月 26 日～28 日	30 名
延べ参加者数	124 人

			関心を深めさせることを目的とし、外国人研究者が高等学校等において、自身の研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログ事業を実施する。 平成 30 年度においては、外国人研究者招へい事業が我が国の研究機関の研究環境の国際化にどの程度貢献しているかアンケート調査を実施し、75%程度の肯定的評価を得るとともに、より事業の質を高めるための方策について検討する。		・外国人特別研究員創立 30 周年に際し、歩みをふりかえる記念誌を作成、公開するとともに、記念イベントを開催し、現役及び過去の外国人特別研究員がネットワークを形成する機会を創出した。 ■サイエンス・ダイアログ事業 ・招へいした外国人特別研究員が、高等学校等において、研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログを 延べ 137 回実施し、6,577 名の生徒が参加した。 ・多くの様々な高校生等が参加できるよう、積極的な広報活動を行い、初めて実施する学校は 10 校に上った。		
（３）研究者の顕彰・研さん機会の提供 研究者としてのキャリアステージに応じ、優れた研究能力を有する研究者を顕彰することにより、研究者の研究意欲を高め、研究の発展を促進する。また、優れた若手研究者に対し、シンポジウムやセミナーの開催等を通じて国際的な研さんの機会を提供することにより、学術的・国際的視野を広げ、リーダーとなる人材の育成を図る。	（３）研究者の顕彰・研さん機会の提供 優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰や、国際的な研さんを積む機会の提供などの取組を行う。	（３）研究者の顕彰・研さん機会の提供 優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰や、若手研究者に対する国際的な研さんを積む機会の提供などの取組を行う。	【評価指標】 ３－４ 若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（B 水準:振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が 95%程度） 【目標水準の考え方】 ３－４ 若手研究者の学術的・国際的視野を広げる観点から、振興会が実施するシンポジウム等へ参加したことによる効果についてアンケート調査を実施し、前中期目標期間におけるアンケート調査の結果（平成 25～28 年度実績：91～100%）を踏まえ、各シ		（３）研究者の顕彰・研さん機会の提供 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度の業務が中期計画どおり実施され、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 （b 評定の根拠） ・第 15 回日本学術振興会賞及び第 9 回日本学術振興会育志賞の募集、選考、授賞に係る業務を通して、創造性に富み優れた若手研究者の顕彰を円滑かつ着実に実施した。 ・国際生物学賞及び野口英世アフリカ賞に係る事務を円滑かつ着実に実施した。 ・HOPE ミーティング、ノーベル・プライズ・ダイアログ、先端科学	（３）研究者の顕彰・研さん機会の提供 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

				ンポジウム等において95%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。		シンポジウム事業を計画どおり実施して博士課程学生を含む若手研究者や科学に関心を有する一般市民に研鑽の機会を提供した。 ・リンダウ・ノーベル賞受賞者会議への派遣や、ブラジルサンパウロ州立研究財団及びインド科学技術庁との共催によるワークショップ・セミナーの実施を通じて日本人若手研究者に国際的な研鑽機会を提供した。 以上のことから、平成30年度の業務は中期目標に向かって計画どおりに遂行されたと評価することができる。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である３－４についてはHOPEミーティングは100%、ノーベル・プライズ・ダイアログは96.8%、先端科学シンポジウムは96%と、中期目標に定められた水準（95%）を上回ったことは評価できる。	
		① 研究者の顕彰 我が国の学術研究の発展への寄与が期待される研究者の養成に資するため、優れた若手研究者を顕彰する「日本学術振興会賞」及び大学院博士課程学生を顕彰する「日本学術振興会育志賞」を実施する。 また、国際生物学賞委員会により運営される生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰	① 研究者の顕彰 （ｉ）日本学術振興会賞 我が国の学術研究の水準を世界のトップレベルに発展させるため、創造性豊かな優れた研究を進めている若手研究者を見いだし、早い段階から顕彰してその研究意欲を高め、独創的、先駆的な研究を支援する日本学術振興会賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。		【優れた若手研究者の顕彰】 ■日本学術振興会賞 ・人文学、社会科学及び自然科学の全分野において、45歳未満で博士又は博士と同等以上の学術研究能力を有する者のうち、論文等の研究業績により学術上特に優れた成果をあげている研究者を対象に第15回日本学術振興会賞受賞候補者の推薦について、我が国の学術研究機関及び学協会に対し依頼した。 ・被推薦者について、学術システム研究センターにおける5ヶ月に及ぶ綿密な予備選考を経て、平成30年10月29日開催の本賞審査会（委員長：野依良治 科学技術振興機構研究開発戦略センター長、他12名で構成）における選考結果に基づき、受賞者を決定した。 ・授賞式は、秋篠宮同妃両殿下に御臨席を賜り、平成31		

		する国際生物学賞に係る事務、野口英世博士の功績に因み、アフリカの医学研究・医療活動分野において卓越した業績を挙げた研究者を顕彰する賞（野口英世アフリカ賞）のうち医学研究分野の審査業務を担当し、着実に実施する。				
			（ⅱ）日本学術振興会育志賞 我が国の学術研究の発展への寄与が期待される若手研究者の養成に資するため、優秀な大学院博士課程学生を顕彰する育志賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。		
			（ⅲ）国際生物学賞 国際生物学賞委員会により運営され、生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰す			

年 2 月 7 日に日本学士院において挙行した。

●第 15 回日本学術振興会賞の推薦・受賞状況

推薦要項発送数	候補者数	受賞者数	割合
3,659 機関	426 人	25 人	5.9%

■日本学術振興会育志賞

・人文学、社会科学及び自然科学の全分野において、34 歳未満で大学院における学業成績が優秀であり、豊かな人間性を備え、意欲的かつ主体的に勉学及び研究活動に取り組んでいる大学院博士後期課程学生を対象に第 9 回日本学術振興会育志賞候補者の推薦について、我が国の大学及び学協会に対し候補者の推薦を依頼した。

・被推薦者について、学術システム研究センターにおける面接選考を含む約 7 ヶ月に及ぶ予備選考を経て、平成 31 年 1 月 10 日開催の本賞選考委員会（委員長：清水 孝雄 国立国際医療研究センタープロジェクト長、他 8 名で構成）における選考結果に基づき、受賞者を決定した。

・授賞式は、秋篠宮同妃両殿下に御臨席を賜り、平成 31 年 3 月 8 日に日本学士院において挙行した。

●第 9 回 日本学術振興会 育志賞の推薦・受賞状況

推薦要項発送数	候補者数	受賞者数	割合
2,460 機関	155 人	18 人	11.6%

・育志賞受賞者のネットワーク構築を図ることを目的として、平成 30 年 9 月 6 日に育志賞研究発表会を開催した。当日は、第 1～8 回の受賞者及び選考委員会委員等約 40 名が参加し、第 7 回受賞者受賞者 8 名の口頭発表及び第 1 回受賞者 2 名の共同研究成果発表を聞くと共に、受賞者 24 名がポスター発表を行い、活発な交流が行われた。

【国際生物学賞に係る事務】

・国際生物学賞委員会は、授賞対象分野で著名な外国人研究者を含む審査委員会を組織し、計 3 回の会議を経て、第 34 回国際生物学賞を、85 件の推薦からハーバード大学のアンドリュー・ハーバート・ノール博士に授与する

ることにより国際的にも高い評価を受けている国際生物学賞の第34回顕彰に係る事務を行うとともに、第35回顕彰に向けた準備の事務を積極的に実施する。また、国内外に向けて本賞の意義や内容の周知活動に努める。

ことを決定した。
・授賞式は、平成 30 年 11 月 19 日に日本学士院において天皇皇后両陛下の御臨席を賜り挙行した。
・11 月 21 日、22 日には、本会と名古屋大学との共催による国際生物学賞記念シンポジウムを開催し、その中で受賞者による特別講演会を実施し、約 200 名が参加した。
・国際生物学賞パンフレットを作成し、1,600 件を超える関係機関、研究者に配布し広報を行った。
・国際生物学賞基金の募金趣意書を作成し、寄付金の拡大に努め、2,290,000 円（6 件）の寄付を受け入れた。
・基金の管理・運用については、銀行預金のほか、利付国債（2 億円）により適切に運用した。
・第 35 回国際生物学賞の審議は、平成 30 年 11 月 7 日に基本方針を決定し、同日に第 1 回の審査委員会を開催（授賞式は平成 31 年 11～12 月頃に実施予定）した。

●第 34 回及び 35 回顕彰に係る事務

開催日	内容
H30 年 5 月 31 日	第 34 回国際生物学賞審査委員会（第 2 回会議）（受賞候補者を 10 名程度に絞込）
H30 年 6 月 25 日	第 34 回国際生物学賞審査委員会（第 3 回会議）（受賞候補者の選定）
H30 年 8 月 23 日	第 35 回授賞分野に関する会議
H30 年 8 月 23 日	第 68 回国際生物学賞委員会（第 34 回国際生物学賞受賞者の決定）
H30 年 11 月 7 日	第 69 回国際生物学賞委員会(審査委員長・幹事・専門委員の選出等）及び第 35 回国際生物学賞審査委員会（第 1 回会議）（専門委員選考等）
H30 年 11 月 19 日	第 34 回国際生物学賞授賞式
H30 年 12 月 27 日	第 35 回国際生物学賞審査委員会（第 2 回会議）（審査委員会の日程、審査手順の確認、受賞候補者推薦依頼状等）

（ⅳ）野口英世アフリカ賞

野口英世博士の功績に因み、アフリカの医学研究・医療活動分野において卓越した業績を挙げた研究者を顕彰する野口英世アフリカ賞の医学研究分野の選考を

【野口英世アフリカ賞に係る事務】
●推薦委員会の運営

学術研究に高い識見を有し、研究評価及び経験が豊富かつアフリカでの感染症等の疫病対策に造詣の深い研究者から成る推薦委員会（医学研究分野のみ）を振興会に設置し、平成 30 年度中に第 2 回～第 5 回の推薦委員会を開催した。

●外国人委員の選定

		行う「野口英世アフリカ賞医学研究分野推薦委員会」における、審査業務を円滑に実施する。		内閣府との協議、第2回推薦委員会での検討を経て、外国人委員を選定した。 ●審査 推薦委員会での検討を経て、選考方法や基準を決定、書面審査の後、最終的に推薦委員会において「野口英世アフリカ賞」受賞者を選考した。	
		② 国際的な研さん機会の提供 （ｉ）HOPE ミーティング ノーベル賞受賞者等の著名研究者とアジア太平洋アフリカ地域の大学院博士課程学生等が参加する合宿形式の会議を開催し、若手研究者に国際的環境でのリーダーシップを身につけさせるとともに、将来の研究リーダー同士のネットワークを作る機会を提供する。	② 国際的な研さん機会の提供 我が国と先進諸国やアジア・アフリカ諸国等の幅広い若手研究者の育成及び相互のネットワーク形成を促すため、若手研究者の集中的な討議の機会を提供するシンポジウム・セミナー等の取組を実施する。その際、振興会が実施するシンポジウム等に参加したことによる効果について、95%程度の参加者から肯定的評価を得る。	【ノーベル賞受賞者と若手研究者との対話の場の提供】 ■HOPE ミーティング ・第11回HOPE ミーティングは、物理学、化学、生理学・医学及び関連分野を対象分野に開催した。梶田隆章運営委員長（2015年ノーベル物理学賞）を始めとする6名のノーベル賞受賞者及び1名の著名研究者と、104名の参加者による講演・討議、参加者によるポスター発表やチームごとの発表等が行われ、活発な質疑応答・意見交換がなされた。 ・日本側参加者は公募により選考し、HOPE ミーティング運営委員会にて書面審査及び最終的な参加者を決定した。 ・会議後に行った参加者へのアンケート調査では、回答者の全員がHOPE ミーティングを「すばらしい」あるいは「良い」と評価した。 ●第11回HOPE ミーティング 期間：平成31年3月4日～3月8日 開催場所：沖縄県恩納村 講演者：・天野浩（2014年ノーベル物理学賞） ・梶田隆章（2015年ノーベル物理学賞） ・アーロン・チカノーバー（2004年ノーベル化学賞） ・アダ・ヨナット（2009年ノーベル化学賞） ・ベン・Ｌ・フェリンハ（2016年ノーベル化学賞） ・ティム・ハント（2001年ノーベル生理学・医学賞） ・グンナー・エクイスト（前スウェーデン王立科学アカデミー事務総長） 参加国・地域数：日本、バングラデシュ、中国、エジプト、インド、インドネシア、イスラエル、ケニア、韓国、マレーシア、ミャンマー、ネパール、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、南アフリカ、台湾、タイ、ベトナム（19か国・地域から104名参加）	

（ⅱ）ノーベル・プライズ・ダイアログ
　ノーベル・メディアとの共催により、若手研究者及び一般市民向けの講演会であるノーベル・プライズ・ダイアログを実施し、ノーベル賞受賞者を含む著名研究者と社会との対話の機会を提供する。

■ノーベル・プライズ・ダイアログ
・ノーベル・メディア（ノーベル財団広報部門）と連携し、同団体が 2012 年よりスウェーデンにおいて毎年ノーベル賞授賞式の時期に開催している一般向け公開シンポジウム Nobel Week Dialogue を、2015 年 3 月にスウェーデン国外としては世界で初めて開催した第 1 回、2017 年 2 月、2018 年 3 月に引き続き、第 4 回目となる「ノーベル・プライズ・ダイアログ東京 2019」を開催した。
・当日は 5 名のノーベル賞受賞者を含む国内外の著名な研究者・有識者 19 名が登壇し、「The Age to Come 科学が拓く明るい長寿社会」をテーマに、様々な角度から講演、ディスカッションを行った。登壇したパネリストは、産学から幅広く第一線で活躍する有識者が集まった。国内外から研究者や学生を含む 1,000 名が参加するとともに、また、特設サイトにて全セッションの同時中継を行うとともに、開催後はノーベル財団の公式 YouTube チャンネルにて全録画を公開し、全世界に向けて発信を行った。（開催後約 1 ヶ月時点で各動画視聴回数計 3,700 回超）
・また、当日はシンポジウム後のレセプションに高円宮妃殿下の御臨席を賜った。
・開催後に行った参加者へのアンケート調査では、回答者の 96.8%がノーベル・プライズ・ダイアログにまた参加したいと評価した。
・ノーベル・メディア AB との間で、第 5 回開催に向けて検討を開始した。
（主な登壇者）
・本庶 佑（2018 年生理学・医学賞）
・エリザベス・H・ブラックバーン（2009 年生理学・医学賞）
・ティム・ハント（2001 年生理学・医学賞）
・ランディ・シェックマン（2013 年生理学・医学賞）
・アンガス・ディートン（2015 年経済学賞）
・川島 隆太（東北大学加齢医学研究所所長）
・山海 嘉之(CYBERDYNE 株式会社代表取締役社長/CEO)
・サラ・ハーパー（オックスフォード大学教授）
・原山 優子（東北大学名誉教授）

等

（ⅲ）先端科学シンポジウム事業
　次世代を担う研究者

【若手研究者への国際的な研鑽機会の提供】
■先端科学シンポジウム事業
・フンボルト財団（ドイツ）との共催で、自然科学から

の育成等のため、諸外国の学術振興機関と連携し、学際的な観点から先端的な研究課題について集中的に議論を行う先端科学シンポジウム事業を実施する。

（ⅳ）国際的な会議等への若手研究者の参加支援

国際経験を培うべく、ノーベル賞受賞者との討議等を行うリンダウ・ノーベル賞受賞者会議など、国際的な会議等への若手研究者の参加を

人文学・社会科学にわたる異分野間で先端科学について討議を行う先端科学シンポジウムを実施した。日本側からは計 30 名の若手研究者が参加した。

・シンポジウム実施にあたり、セッショントピックやスピーカー等の選定を含むセッションの構成を参加者である企画委員（PGM）が自ら企画するなど、主体的に運営に携わった。

・先端科学シンポジウム事業委員会を 2 回開催し、事業の運営についての検討や公募による候補者も含めた参加者の選考等を行うとともに、平成 31 年度以降のシンポジウムの枠組みについて、検討を行った。

・平成 31 年度には、英国王立協会との共催により平成 28 年度以来の開催となる第 3 回日英先端科学シンポジウムを開催することを合意した。また、カナダ王立協会及びカナダ先端研究機構との共催により、平成 31 年度以降に日加先端科学シンポジウムを継続的に開催することを合意した。加えて、フランス国立科学研究センターとの共催により、平成 26 年度以来の開催となる日仏先端科学シンポジウムを平成 32 年度以降、継続的に開催することを合意した。

・平成 31 年度に実施する日米独及び日英、日加先端科学シンポジウム並びに平成 32 年度に実施する日仏先端科学シンポジウムに向けて、先端科学シンポジウム事業委員会にて企画委員（PGM）が選定さた。日米独先端科学シンポジウムについては、相手国 PGM とともにトピックの選定を行う PGM 会議が開催された。

30 年度参加者アンケート（抜粋）	回答率
学術的な視野が広がった	100%
同種のシンポジウムにもう一度参加したい	96%

○第 14 回日独先端科学（JGFoS）シンポジウム
日程：平成 30 年 9 月 6 日～9 日
開催場所：日本・京都市
参加者数：日本 30 名、ドイツ 26 名（計 56 名）

■国際的な会議等への若手研究者の参加支援

リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業

・日本人参加者候補の選考については、国際事業委員会で審査を行った。日本人若手研究者 11 名（生理学・医学分野）に対し、同会議に参加する経費支援を行った。会議後に行ったアンケートでは、参加者 11 名全員が「「参加は有益だった」「他の日本人若手研究者にも本事業への参加を勧めたい」と回答した。

・これまでに JSPS 推薦によるリンダウ・ノーベル賞受賞

			支援する。		者会議への日本からの参加者は計 123 名（平成 21 年度～30 年度）にのぼる。派遣された参加者からは、「世界各国の著名なノーベル賞受賞者や同世代の意欲的な研究者達との交流を通じ、自分の研究を客観的に捉え、科学的素養を身に付けた人間としてその知識や経験をどのように社会へ還元していくべきかを、明確に考えるきっかけを得られた」といった声が寄せられている。 〇リンダウ・ノーベル賞受賞者会議（第 68 回生理学・医学） 開催期間：平成 30 年 6 月 24 日～29 日		
			（ｖ）国際ワークショップ及びセミナーの実施 若手研究者のための国際ワークショップ及びセミナーを開催し、専門性の向上とネットワーク形成の機会を提供する。 平成 30 年度においては、振興会が実施するシンポジウム等に参加したことによる効果を確認するため、各シンポジウム等においてアンケート調査を実施し、95%程度の肯定的評価を得る。		■国際ワークショップ及びセミナーの実施 ・ブラジルサンパウロ州立研究財団、インド科学技術庁との共催により、2 件のワークショップ・セミナーを実施し、121 の若手研究者が参加した。 ・若手研究者は、実施機関が幅広く周知・選考し、質の確保に努めた。		
		（４）研究者のキャリアパスの提示 全国の大学等の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示する卓越研究員事業について、国の方針を踏まえ、審査及び交付業務を行う。卓越研究員候補者の審査に関しては、審査の公正性、透明性を確保し実施する。	（４）研究者のキャリアパスの提示 新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が、大学等において安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現するとともに、全国の大学等の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示すること	【卓越研究員事業】 ・平成 30 年 4 月に研究者 494 名の申請を受け付け、我が国の第一線級の研究者等からなる卓越研究員候補者選考委員会を設置した上で、同委員会による書面審査を実施し、審査結果を文部科学省に報告した（同省において書面審査結果に基づき卓越研究員候補者を 200 名決定）。 ・文部科学省が定めた審査方針や審査方法をホームページ上で公開するとともに、審査終了後にホームページを通じて、任期を終了した審査員の名簿を公表するなど、審査の透明性の確保に努めた。 ・審査員に対して、審査の手引き等を配付して書面審査	（４）研究者のキャリアパスの提示 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度の業務が中期計画どおり実施され、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 （b 評定の根拠） 事業の実施に当たっては、専門	（４）研究者のキャリアパスの提示 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

			を目的とした国の事業である「卓越研究員事業」について、審査及び交付業務を行う。 平成30年度は、卓越研究員候補者選考委員会において、新たに公募する卓越研究員の審査を行うとともに、研究機関に対する交付業務を行う。		の基準や利害関係者の取扱いについて周知し、精度の高い審査を実施した。 ・ポストを提示した研究機関と卓越研究員候補者の当事者間交渉を支援するため、候補者に関する情報提供を行った（その後、当事者間交渉が完了した候補者55名について、文部科学省が卓越研究員に決定）。 ・卓越研究員を採用した研究機関（新規分、継続分の計63機関）に対して、円滑に補助金を交付した。 ・平成31年度の公募に向け、申請や一覧化公開等のための電子申請システムを構築し、29研究機関から59件のポストの申請を受け付け、申請結果を文部科学省に報告するとともに、ポスト情報をホームページで一覧化し公開した（平成31年3月末時点。ポスト申請は令和元年12月まで可能）。 ・平成30年度の本事業への理解促進のため、平成30年4月に研究者を対象とした公募説明会を東京、福岡で開催し、合計77名の参加があった。また、平成31年度の本事業への理解促進のため、平成31年3月に研究者を対象とした公募説明会を東京、大阪で開催し、合計113名の参加があった。 ・文部科学省における本事業の効果的な運営に資するよう、平成30年度の申請者、卓越研究員候補者及びポスト提示研究機関、並びに平成31年度公募説明会参加者及び参加機関に対して、アンケート調査を実施した。 ・本事業を広く周知するため、公募に関する情報をホームページで公開し、情報発信を行った。また、本事業の概要や卓越研究員の声等をまとめたパンフレットを増刷するとともに、新たに研究機関用パンフレット、研究者用リーフレット及び公募説明会開催案内チラシを作成し配布した。併せて、各種パンフレット等はホームページで公開した。 https://www.jsps.go.jp/j-le/index.html	家による公正な審査体制を整備し、事業の透明性、信頼性を確保しながら、文部科学省の定めた審査要領に従って審査業務を着実に実施した。また、研究機関への交付を円滑に実施した。 これに加え、当事者間交渉実施後や公募説明会時等にアンケートを実施し、文部科学省へ結果を提供していることは、今後の本事業の効果的な運営に資するものと高く評価できる。 以上のことから、平成30年度の業務は中期目標に向かって計画どおりに遂行されたと評価することができる。	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－４	４ 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化 （１）世界最高水準の研究拠点の形成促進 （２）大学教育改革の支援 （３）大学のグローバル化の支援				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学術振興会法第 15 条第 8 号	業務に関連する政策・施策		関連する政策評価・行政事業レビュー	
当該項目の重要度、難易度					
参考ＵＲＬ	世界トップレベル研究拠点プログラム　http://www.jsps.go.jp/j-toplevel/index.html 博士課程教育リーディングプログラム　http://www.jsps.go.jp/j-hakasekatei/index.html 卓越大学院プログラム　https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu-pro/index.html 大学教育再生加速プログラム　http://www.jsps.go.jp/j-ap/index.html 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業　http://www.jsps.go.jp/j-coc/index.html 大学の世界展開力強化事業　http://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html スーパーグローバル大学創成支援事業　https://www.jsps.go.jp/j-sgu/index.html				

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間実績等	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度
評価指標								
大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断）		－	42～77回	73回				
関連指標								
大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況	世界トップレベル研究拠点プログラムにおいて、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合	－	100%	－				
	大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事業の割合	－	75%	79%				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度
決算額（千円）	620,258				
従事人員数（人）	22				

注１）決算額は「４ 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化」の支出額を記載。

注２）従事人員数については「４ 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
					業務実績	自己点検評価		
	卓越した知を生み出す環境を整備するため、学術振興の観点から、大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能の強化を行う。	大学等の教育研究機能を強化するため、大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化に関わる国の助成事業について、審査・評価等業務を実施する。また、事業による成果等について情報発信を行う。			＜主要な業務実績＞	評定　A ＜評定に至った理由＞ 平成30年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定をAとする。 （A評定の根拠） ・各事業における審査、フォローアップ、評価等、計画を着実に実施し、その上で更なる審査・評価等業務の改善にも積極的に取り組んでいる。 ・海外への広報が必要であると捉え、従来の日本語版の事業紹介パンフレットに加え、新たに英語版のパンフレットを発行する等、事業の広報にも意欲的に取り組んでいる。 ・新規事業の審査、構想の発展的な見直し等平成30年度に新たな業務を行った事業において、事業の透明性、信頼性、継続性の確保にとどまらず、事業実施主体である文部科学省との綿密な連絡調整により事業趣旨を的確に捉えた審査や部会運営等を円滑に行ったことは高く評価できる。 ・引き続き質の高い審査を行うことができるよう課題を把握するため部会委員及び審査意見書作成者からの意見聴取が必要であると捉え、アンケート調査を実施し、その回答を踏まえ次年度以降の公募に向けて審査プロ	評定　A ＜評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、以下に示すように、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定をAとする。 ・WPIにおいては、各種委員会における外国人比率30%以上を達成し、審査・評価・管理業務が国際的視点で着実に行われているほか、大学教育改革の支援、グローバル化の支援においても適切な審査・評価、事後評価を着実に行い、各事業の透明性、信頼性、継続性を確保している。 ・成果の公開ほか、広報に意欲的に取り組んでいる。 ・大学教育改革の支援においては、課題のある事業に加えて好事例事業に対して現地視察を行い、各大学に紹介することにより水平展開を図っているほか、終了プログラムについての事後評価を着実に行うなど、フォローアップも充実している。 ・スーパーグローバル大学創成支援事業においては、事業開始後 5 年経過したことから、発展的な見直しを実施す

						セスについて不断の見直しを図っていることに加え、文部科学省に対し公募に関する改善点の提案を行ったことは、計画以上の取組であり、高く評価できる。 ・フォローアップのプロセスの改善にも取り組んでおり、委員会での議論を踏まえ、事業の現地視察について、当初計画していた課題がある事業に加え、好事例となる事業についても現地視察を行うことが重要であると捉え、平成 30 年度は好事例となる事業についても現地視察を行い、そこで得られた事例を各大学に普及させたことは高く評価できる。 以上のとおり、平成 30 年度においては計画以上の取組を実施しており中期目標を上回るペースで実績を上げていると言える。	るなど、事業趣旨を的確にとらえた運営を行っている。 以上のとおり、平成 30 年度においては計画以上の取組を実施しており中期目標を上回るペースで実績を上げていると言える。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 個々のプログラムや事業を超えて、真に「大学の教育研究機能の強化」につながるよう、こうした事業やプログラムのあり方もふくめた提案をより積極的に行ってほしい。 ＜その他事項＞ ―
	（１）世界最高水準の研究拠点の形成促進 国の方針を踏まえ、国際的な体制の下で審査・評価等を行い、国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成や、その成果の最大化に向けた取組を総合的に支援する。	（１）世界最高水準の研究拠点の形成促進 国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成を目的とした国の助成事業について、国の定めた制度・方針に従い、審査・評価等業務を行うとともに、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務を行う。 審査・評価等の実施に当たっては以下の取組	（１）世界最高水準の研究拠点の形成促進 高いレベルの研究者を中核とした研究拠点構想を集中的に支援し、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える研究拠点」の形成を目的とした国の助成事業である「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」について、国の定めた制度・方針に従い、審査及び評価・進捗管理業務を行うとともに、当該事業で得られた	【評価指標】 ４－１ 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る国際的な審査・評価等の実施状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備状況等を参考に判断） 【関連指標】 ４－Ａ 大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況	・学振において定めた「世界トップレベル研究拠点プログラム委員会規程」に基づき、国内外の学術研究機関の長・教員並びに学識経験を有する者等からなるプログラム委員会等を組織し、審査・評価・管理業務を実施した。 ・業務に当たっては、国の定めた制度・方針を踏まえ、プログラム・ディレクター（PD）、プログラム・ディレクター代理（DPD）及び拠点ごとのプログラム・オフィサー（PO）を配置し、専門的な観点からプログラムの進捗状況を管理する体制を整備している。また、平成 29 年度に文部科学省により WPI アカデミーが設けられたが、その認定を受けた拠点のフォローアップのため、アカデミー・ディレクター（AD）及び拠点ごとのアカデミー・オフィサー（AO）を配置し進捗状況を確認している。 ・各拠点のフォローアップは、プログラム委員会及び拠点作業部会において、いずれも構成メンバーの 30%以上	（１）世界最高水準の研究拠点の形成促進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に、実績を上げていると言えることから、自己点検評価に記載の内容で適切な評価が行われていると認められ、評定を b とする。 （b 評定の根拠） ・国の定めた制度・方針を踏まえ、PD・PO 体制を構築するとと	（１）世界最高水準の研究拠点の形成促進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保するとともに、審査・評価等を行う委員会における国際的な体制を整備する。
・審査・評価等を担う委員会の設置
・審査に関する情報の公表
・利益相反に配慮した審査の実施
・審査・評価等終了後の委員名の公表
・評価結果等の公表
また、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務として、当該事業全体としてのブランドを維持・向上させる活動を行うとともに、世界最高水準の研究拠点の形成に係る情報収集・分析や経験・ノウハウの共有・展開を行う。

成果の最大化に向けた活動への支援業務を行う。

平成 30 年度は、新たな拠点の採択審査を行うとともに、平成 19 年度に採択された１拠点、平成 22 年度に採択された１拠点、平成 24 年度に採択された３拠点、平成 29 年度に採択された２拠点に対して年次評価を行う。

審査・評価等の実施に当たって、審査・評価等を行う委員会における国際的な体制を整備するとともに、公正な審査・評価等が行われるよう利益相反への配慮を行う。また、透明性を担保するため、審査に関する情報に加え、審査・評価等の終了後にはその結果を委員名とともにホームページにおいて公表する。さらに、評価・進捗管理業務を専門的な観点から行うため、プログラムを担当するプログラム・ディレクター及び拠点ごとのプログラム・オフィサー等を配置する。

WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援業務として、WPI プログラム全体が社会から「見える」存在となることを目指し、サイエンスシンポジウム

【目標水準の考え方】
４－１ 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、国際的な観点から事業及び研究拠点の形成に有益な指摘を得るための審査・評価等が適切に行われたか、委員会における外国人委員参画割合、英語による審査・評価等を行う体制整備の状況等を参考に判断する。

４－A 振興会の関与を通じ、国の方針を踏まえた取組が適切に行われたかを把握するため、事業採択機関における取組状況について事後評価等を通じて毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業については、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が 100％（平成 28 年度実績）、大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援については、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事業の割合が 75％（平成 25～28 年度における中間評価及び事後評価の実績））を基

（委員 71 名中外国人 28 名、39.4%）の外国人委員の参画を得て、国際的な視点で実施するとともに、新規拠点採択審査においても前述のプログラム委員会に加えメールレビュアにも外国人研究者を配置し、国際的な視点に配慮した。

●世界トップレベル研究拠点プログラム委員会名簿

（平成 30 年 9 月現在）

生駒　俊明	東京大学 名誉教授
川合 眞紀	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 分子科学研究所長
黒川　清	政策研究大学院大学 名誉教授
小林　誠	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 特別栄誉教授
永井　良三	自治医科大学 学長
鈴木　典比古	公立大学法人国際教養大学 理事長・学長
中村　道治	国立研究開発法人科学技術振興機構顧問 特別主監
野依　良治（委員長）	国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター長
濵口　道成	国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長
松本　紘	国立研究開発法人理化学研究所 理事長
ハリエット・ウオルバーグ	カロリンスカ大学 前学長
クラウス・フォン・クリッツィング	マックス・プランク研究所 部局長
リタ・コーウェル	メリーランド大学 名誉教授
ビクター・ヨセフ・ザウ	米国医学アカデミー 会長
ジャン・ジンージュスタン	原子力・代替エネルギー庁 フランス宇宙基礎科学研究所学術顧問
リチャード・ダッシャー	スタンフォード大学 特任教授
チュアン・ポー・リム	シンガポール科学技術研究庁 長官

プログラム委員名簿及び各拠点作業部会委員名簿については、HP で公開している。

■審査・評価・進捗管理業務に加え、WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動支援を行うため、世界トップレベル拠点形成推進センター（以下「WPI センター」という。）のセンター長に WPI プログラムに深い知見を有する PD を委嘱し、業務を円滑に実施するための万全の体制を敷いた。

もに、プログラム委員会や拠点作業部会において外国人研究者も参画した体制を整備することにより、審査・評価・進捗管理業務を国際的な視点で着実に実施した。

			の開催や、高校生等向けアウトリーチ活動等の広報活動、拠点に向けたファンドレイジングに係る研修会、国際頭脳循環の加速・拡大に資する取組等を実施する。また、WPI プログラム全体の運営戦略の検討に用いるため、拠点の認知度等に関する調査分析、過去の拠点在籍者に係るデータの収集、WPI プログラムの成果の評価方法の検討を行う。さらに、WPI プログラムの実施により得られた国際研究拠点形成に係る経験・ノウハウの共有・展開を行うため、それらを取りまとめたコンテンツを掲載するウェブサイトの新設等を行う。	準とした状況変化を評価において考慮する。	■審査 平成 30 年度の公募について、13 件の申請に対して、プログラム委員会及びプログラム委員会の下に設置された審査委員会により、二段階の書類審査及びヒアリングを伴う審査の三段階審査を行い、2 件の採択候補拠点を決定するとともに審査委員会からのコメントをとりまとめ、文部科学省に報告した（その後、同省において 2 件の採択拠点を決定・発表）。審査においては、システムレビュア 7 名及びサイエンスレビュア 40 名を選考し、国内外の研究者によるサイエンスメリットとシステム改革面の両面から詳細な審査を行うとともに、各審査委員の利益相反に配慮した。また、審査結果については、事業ホームページで公開した。 ■フォローアップ 以下のとおり拠点構想進捗状況の把握と適切な管理を実施した。また、フォローアップにおいては、各委員の利益相反に配慮した。	・PD 及び PO を中心とした拠点作業部会による現地視察及びプログラム委員会によるヒアリング（視察・ヒアリングいずれも海外委員を含む）を経て進捗状況等をきめ細かく把握し、各拠点の改善すべき点等をとりまとめて提示するとともに、平成 31 年度に実施する最終評価及び延長審査の手順をプログラム委員会において定めており適切に業務を実施している。加えて、平成 19 年度採択拠点の拠点長交代に係る審議を適切かつ着実に実施している。 また、平成 30 年度の新規拠点採択審査においては、メールレビ	

					□平成 19・22・24・29 年度採択拠点（7 拠点） PD 及び拠点担当の PO を中心とした拠点作業部会による現地視察（平成 22 年度採択拠点のみ PD・PO による現地視察）を行うとともに、プログラム委員会が進捗状況についてヒアリングを実施し、フォローアップ結果として、拠点の改善すべき点等をとりまとめた。 加えて、平成 19 年度採択拠点から拠点長交代の申し出があったことから、短期間のうちに審議に必要な体制を整え、プログラム委員会において審議・了承した。 □平成 30 年度採択拠点（2 拠点） 採択決定後速やかに拠点ごとに新 PO を配し、採択時コメントへの対応状況を確認するため、PD、DPD とともに拠点訪問を行い、指導・助言を行った。 平成 29 年度までの採択拠点に対するフォローアップ結果は、文部科学省から各ホスト機関に通知することができるよう、とりまとめて報告するとともに、事業ホームページにおいて公開した。 また、平成 31 年度に実施される平成 22 年度採択拠点の最終評価及び平成 24 年度採択拠点の延長審査のため、PD、DPD 及び文部科学省と協議の上、最終評価の手順及び延長審査の手順をプログラム委員会で決定した。 □WPI アカデミー拠点（補助金支援拠点を除く 4 拠点） 昨年度実施した AD・AO による拠点訪問の結果を、プログラム委員会に報告し、フォローアップを行った。また、翌年度のフォローアップに向けて、AD・AO による拠点訪問を行った。	ュアに外国人研究者を配置するなど、国際的な視点に配慮しつつ、審査を適切かつ着実に実施している。	
					■WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援 業務の実施にあたっては、拠点の事務部門の長を集めた会議、またアウトリーチ担当者による会議を通じ、WPI 拠点や文部科学省との情報・方向性の共有を図った。また実施した取組は、アウトリーチ担当者会議、もしくは学振理事、PD、DPD、AD 等で構成される WPI センター会議において、幅広い対象を適切にカバーできているか、認知・理解の向上に繋がる種をどれだけまいたか、目的に則した取組であったか等の観点から評価し、その結果を次の取組にフィードバックした。 □アウトリーチ等 WPI プログラム全体が社会から「見える」存在となるこ	・WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援業務を、業務目的を踏まえた検証を行いつつ、WPI 拠点や文部科学省と足並みを揃えながら適切に行っている。 国内外の幅広い層に向けた多様なアウトリーチ活動や外部の専門業者の知見を利用したファンドレイジング活動支援、国際頭脳循環の促進に繋がる活動の支援など、対象・内容が異なる多岐に亘る取組を着実に実施している。	

とを目指し、以下の取組を行った。

・アウトリーチ
国内外に向けた情報発信媒体として、事業及び各拠点の概要と成果を示したパンフレット（日英併記）を作成・配布したほか、学振ウェブサイトにおいても日英ほぼ同内容の情報を適宜発信した。パンフレットの作成に際しては、アウトリーチ担当者会議において使用場面・目的に則した内容・体裁であるか等を改めて検証し、従前はそれぞれ作成していた成果集との統合、紙の見直しによるスリム化などを図った。
国内に向けた取組としては、一般層を対象としたサイエンスシンポジウムを開催し、800 人を超える参加者に分野融合を進める WPI 拠点の取組を紹介した。高校生対象の科学イベントと連携することで参加者の約半数を中高生から得て、アンケートにおいては、回答者の 92%（中高生の 92%）から WPI の研究/活動に興味を持ったとの回答があった。若い層へのアウトリーチとしては、WPI 拠点と協働し、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）生徒研究発表会へのブース出展も行った。また、企業関係者の関心・理解を得るべく、日本経済団体連合会の協力を得て、その部会メンバーに WPI 拠点主催イベント等の情報の周知を行った。
海外に向けた取組としては、アメリカ科学振興協会（AAAS）年次総会にブース出展を行ったほか、学振の海外研究連絡センターと連携し、センターが英国王立協会（Royal Society）や在外公館等と共催するシンポジウムにおいて WPI 拠点の研究者が WPI やその成果を紹介する機会を設けた。

・ファンドレイジング活動の支援
昨年度から引き続き、WPI 拠点の財政基盤の多様化等に資するべく、WPI アカデミー拠点（AIMR、iCeMS、IFReC、MANA）にファンドレイジングの専門家を派遣し、拠点が主体的に行うファンドレイジング活動の支援を行った。
また、全ての WPI 拠点及びその所属機関関係者を対象とした研修会を 2 回開催した。研修会の開催に当たっては、アンケートや事前の意見聴取により、拠点担当者の希望も取り入れつつ実施した。

・国際頭脳循環の促進に繋がる活動の支援

また、成果横展開のプラットフォームとなるウェブサイト「WPI Forum」の開設、研究大学コンソーシアム（RUC）との共催シンポジウムの開催など、WPI 拠点に蓄積された経験・ノウハウの共有・展開も積極的に進めている。

（各評価指標等に対する自己評価）
・評価指標である４－１については、ノーベル賞受賞者を含むプログラム委員会及び拠点作業部会のいずれも 30%以上の外国人委員構成比率を保つとともに、英語による資料の作成及び会議の運営を行っており、例年どおりの水準で達成された。
・関連指標である４－Ａについては、平成 30 年度は最終評価の対象となる拠点がない。

					日本の国際頭脳循環の加速・拡大に資するべく、WPI アカデミー拠点と業務委託契約を締結し、国際シンポジウムの開催や研究者の招へい・派遣などの活動を支援した。 □情報収集・分析 国内外の研究者及び研究開発を行う国内企業に対し、WPI の下での「目に見える拠点」の形成状況、「国際頭脳循環のハブ」としての認識状況を測るアンケートを実施した。 □成果の共有・展開 WPI 拠点の知見を国内の大学等と共有するためのプラットフォームとしてウェブサイト「WPI Forum」を開設し、外国人研究者の受け入れ環境整備に関するノウハウ等を掲載した。研究大学コンソーシアム（RUC）との共催シンポジウム等で開設案内を行ったことで、開設当初のアクセス数は 2,000 件と伸び、その後も月平均 300 件のアクセスを得ている。 外国人研究者の受入環境整備をテーマとしたセッションを設けて、 RUC との共催シンポジウムを実施した。シンポジウムには 60 機関から 270 名以上の参加があり、参加大学の一つからは、後日、大学執行部等を対象とした出張講演の依頼が WPI 拠点にあった。 上記に加え、新規拠点の採択にあわせ、WPI 拠点間での経験・ノウハウ共有を促進する場となるよう、拠点の事務担当者が集う機会を設けた。		
	（２）大学教育改革の支援 大学が自らの強みや特色を生かし学部や大学院の教育改革に取り組むことで、我が国の大学教育を牽引することができるよう、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。	（２）大学教育改革の支援 大学の学部や大学院の教育改革を支援する以下のような国の助成事業について、審査・評価等実施機関の公募が行われ、振興会の有する審査・評価等に関する知見が活用できる場合には、当該事業への応募及び実施機関として選定されるよう努め、審査・	（２）大学教育改革の支援 大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業について、国の定めた制度・方針を踏まえ、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。 平成 30 年度は、以下	【評価指標】 ４－２ 大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断） 【関連指標】 ４－Ａ 大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等	・大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業について、事業ごとに振興会において定めた委員会規程に基づき、大学の学長・教員並びに学識経験を有する者等からなる委員会等を組織し審査・評価業務を実施。 ●委員会等開催実績 博士課程教育リーディングプログラム委員会 1 回 同　類型別審査・評価部会 36 回 同　PO 会議 1 回 卓越大学院プログラム委員会 5 回 同　審査・評価部会 4 回 同　PO 会議 1 回 大学教育再生加速プログラム委員会 4 回 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業委員会 3 回 ・上記審査・評価に当たっては、国の定めた制度・方針	（２） 大学教育改革の支援 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていることから評定を a とする。 （a 評定の根拠） ・大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業につ	（２） 大学教育改革の支援 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画を上回る業務の進捗が認められるため。

		評価等業務を行う。 ・世界をリードする教育拠点の形成支援 ・地域再生・活性化の拠点としての大学の取組の支援 ・革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する意欲的な取組の支援 審査・評価等の実施に当たっては国の定めた制度・方針に従うとともに、以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保する。 ・審査・評価等を担う委員会の設置 ・審査に関する情報の公表 ・利益相反に配慮した審査の実施 ・審査・評価等終了後の委員名の公表 ・評価結果等の公表 また、事業の成果及び課題について情報発信するとともに、当該情報が事業の改善や国における施策の検討に活用されるよう努める。	の事業に係る審査・評価等を行う。	を支援する事業における採択機関の取組状況 【目標水準の考え方】 ４－２ 国の方針を踏まえた審査・評価等が適切に行われたか、委員会等開催実績や審査・評価等実施件数等を参考に判断する。 ４－Ａ 振興会の関与を通じ、国の方針を踏まえた取組が適切に行われたかを把握するため、事業採択機関における取組状況について事後評価等を通じて毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業については、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が 100％（平成 28 年度実績）、大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援については、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事業の割合が 75％（平成 25～28 年度における中間評価及び事後評価の実績））を基準とした状況変化を評価において考慮する。	等を踏まえ、事業ごとに専門家によるプログラム委員会等の公正な審査・評価体制を整備している。 ・継続的・効果的なプログラムとなるように補助期間終了後の継続性や発展性についての評価項目を設けた審査・評価をするとともに、プログラムオフィサーと委員会の連携の強化や、大学等に対するアンケート内容を充実させることによる分析・活用の強化を図るなど、優れた取組や共通する問題点の共有などにより、より有効な審査・評価を行ったほか、審議・評価結果の速やかなホームページ掲載など、広報戦略の検討を行って積極的な情報公開に努めた。また、審査・評価結果を文部科学省に通知し、今後の施策検討の参考となるよう努めた。	いて、事業ごとに委員会や部会等を合計 55 回開催し、審査・評価業務に従事している。事業の実施に当たっては、事業ごとに国の定めた制度・方針等を踏まえ、専門家による公正な審査・評価体制を整備し、事業の透明性、信頼性、継続性を確保している。また、審査・評価結果の速やかなホームページ掲載、従来の日本語版の事業紹介パンフレットに加え新たに英語版の事業紹介パンフレットを作成する等、広報戦略について検討を行い、積極的な情報公開を着実に実施している。 ・事業実施主体である文部科学省との綿密な連絡調整により事業趣旨を的確に捉えた評価や部会運営等を円滑に行ったことは高く評価できる。 ・アンケート調査を実施し、その回答を踏まえ、次年度以降の公募に向けて審査プロセスについて不断の見直しを図っていることに加え、文部科学省に対し公募に関する改善点の提案を行ったことは、計画以上の取組であり、高く評価できる。 ・事業目的の着実な達成に資するためプログラムへのフォローアップ体制を整備している。フォローアップ担当委員やプログラムオフィサーによる現地視察、現地訪問を計画通りに実施した。 ・フォローアップのプロセスの改善にも取り組んでおり、委員会での議論を踏まえ、事業の現地視察について、当初計画していた課題がある事業に加え、好	

			① 博士課程教育リーディングプログラム 俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、国内外の第一級の教員・学生を結集し、産学官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援することを目的とした国の助成事業である「博士課程教育リーディングプログラム」について、委員会を開催し、評価業務を行う。 平成30 年度は、平成24 年度に採択された	【博士課程教育リーディングプログラム】 ・平成 30 年 2 月の博士課程教育リーディングプログラム委員会（以下「委員会」という）において決定された評価要項等に基づき、平成 24 年度に採択された 24 件のプログラムについて事後評価を実施した。 ・類型別審査・評価部会（以下「部会」という）を計 36 回実施し、全 24 採択プログラムに対して書面評価、現地調査（必要と判断された 6 件）、ヒアリングを実施し、事後評価結果案をとりまとめた。なお、書面評価の参考とするため、対象プログラムの全修了者 485 名（平成 29 年度末までに修了した学生）、全学生 1,288 名（平成 29 年度末までに入学し、平成 30 年度現在在籍している学生）、及びプログラム担当者 385 名（無作為に抽出した約 3 割の担当者）に対してウェブサイトによりアンケート調査を実施したほか、各採択プログラムに配置されているプログラムオフィサー（PO）が、現地訪問の際に評価項目を踏まえて確認した取組状況を各部会へ報告した。部会はそれらの結果や報告を評価に活用した。 ・とりまとめた事後評価結果案は平成 31 年 2 月の委員会において報告され、事後評価結果を決定した。評価結果は、24 件のうち 7 件が 4 段階評価で最良の「S」（計画を超えた取組が行われ、優れた成果が得られていること	事例となる事業についても現地視察を行うことが重要であると捉え、平成 30 年度は好事例となる事業についても現地視察を行い、そこで得られた事例を各大学に普及させたことは高く評価できる。 ・事後評価及びフォローアップのための現地視察、現地訪問を延べ 91 回実施し、限られた人員で担当委員、プログラムオフィサー及び大学との連絡調整、現地への同行、資料作成、事前打ち合わせ、記録、資料整理等を審査・評価業務と併行して滞りなく確実に行ったことは高く評価できる。 【博士課程教育リーディングプログラム】 ・委員会が決定した評価要項に基づき、類型別審査・評価部会において公正な評価、その後の委員会における決定など、迅速かつ適切な評価を行っている。また、全修了者・全学生・プログラム担当者を対象としたアンケートを実施し評価に活用していることは多様な視点からの評価を可能とし、事業へのフィードバックに活用できる取組として高く評価できる。さらに、評価終了後はホームページを通じて事後評価結果や、優れた取組や課題等の、関係情報の提供について積極的に実施しており、評価の透明性、信頼性の確保が認められる。 ・事後評価を実施するに当たり、事業実施主体である文部科学省	

		24 件の事業の事後評価を行うとともに、平成 25 年度に採択された 18 件の事業のフォローアップを行う。		から、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。)、10 件が「A」(計画どおりの取組が行われ、成果が得られていることから、本事業の目的を達成できたと評価できる。)、7 件が「B」(概ね計画に沿った取組が行われ、一部で十分な成果がまだ得られていない点もあるが、本事業の目的をある程度は達成できたと評価できる。) であった。 ・70.8%が目的を達成することができたとの評価結果となる一方、29.2%が一部で十分な成果がまだ得られていない点もあるという評価結果であり、事後評価における結果（成果や不十分な点）についての改善・充実の方策として、評価結果に具体的に求められる不十分な点を記し、支援期間終了後の学位プログラムの定着等の大学院教育の水準向上を促すとともに、産学官民における博士号取得者の活躍を促進するために各プログラムの成果等を明らかにし、社会に公表した。 ・事後評価結果は、今後の大学院教育振興施策に資するよう事後評価結果報告（冊子）を作成するとともに、ホームページを通じて、プログラムの概要、事後評価結果、優れた取組や課題の概要、アンケート調査結果の概要、委員名簿、事業全体を総括した見解等を含め、積極的な関係情報の提供を行った。 http://www.jsps.go.jp/j-hakasekatei/jigo_kekka.html ・委員会において、平成 25 年度採択プログラムの事後評価に係る評価要項等について決定した。 ・委員会に諮った評価要項等、事後評価関係情報は、同委員会終了後、ホームページを通じて迅速に提供した。 ・平成 24～25 年度採択の全 42 プログラムについて計 31 名の PO による現地訪問の実施により採択プログラムのフォローアップを延べ 42 回実施した。 フォローアップにおいては各採択プログラムの進捗状況及び審査意見・中間評価意見として付した留意事項等への対応状況を確認するとともに、部会において PO フォローアップ報告書を決定し、各大学に通知することにより、同報告書に記載されている改善を要する点等への対応を求めた。 ・ホームページを通じて、各プログラムから提出された実施状況報告書を公開した。 http://www.jsps.go.jp/j-hakasekatei/followup.html ・平成 31 年度に実施する事後評価及びフォローアップに先立ち、平成 31 年 3 月にプログラムオフィサー会議	との綿密な連絡調整により事業趣旨を的確に捉えた評価や部会運営等を円滑に行ったことは高く評価できる。 ・プログラムの着実な実施に向けて専門的な観点からプログラムの進捗状況を管理するため、延べ 42 回のフォローアップ担当委員による現地視察及びプログラムオフィサーによる現地訪問を着実に実施している。さらに、プログラムオフィサー会議の開催等によるプログラムオフィサーへの積極的な情報提供など、フォローアップ体制の充実・強化に努めたことは高く評価できる。	

				（PO 会議）を開催し、文部科学省や委員会からの情報提供や意見交換を行うとともに、評価結果を踏まえて優れた取組や効果的と思われる助言等について情報交換を行った。 ・文部科学省における今後の施策の参考となるよう、各部会における事業全般に係る意見や事後評価アンケート調査結果の概要を同省へ提供した。さらに、PO 会議や委員会・部会においては 、文部科学省も交えて事業全体について議論を行った。 ・留学生の獲得も見据え、本プログラムを海外に向けて広く周知する必要があると考え、新たに英語版の事業紹介パンフレットを発行し、留学フェア等で配布した。また、部会委員等からの修了者のキャリアパスの明確化及びキャリアパスのより一層の拡大に向けた取組の要請を受け、事業の成果である修了者の各界での活躍状況をまとめた広報用成果報告書を新たに発行し、関係各所に配布した。	・文部科学省における今後の大学院教育振興施策検討に当たっての参考情報を提供したことは高く評価できる。 ・海外への広報が必要であると捉え、従来の日本語版の事業紹介パンフレットに加え、新たに英語版の事業紹介パンフレットを発行したこと、及び部会委員等の要請を的確に捉え広報用成果報告書を発行し、関係各所に配布することで、事業の広報に意欲的に取り組んでいることは高く評価できる。	
			② 卓越大学院プログラム 　各大学の持つ学術研究・大学院教育における強みを核として、これまでの大学院改革の成果を生かし、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した５年一貫の博士課程学位プログラムを構築し、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材を育成することを目的とした国の助成事業である「卓越大学院プログラム」について、委	【卓越大学院プログラム】 ・平成 30 年 2 月のプログラム委員会（以下「委員会」）において審査要項等を決定の上、6 月に 38 大学から 54 件の申請を受け付けた。その後審査・評価部会において、書面・面接・合議による客観的かつ公正な審査を行い、9 月開催の委員会において採択候補プログラムを決定した（その後、文部科学省が 15 件の採択を決定）。 ・審査は、審査・評価部会委員による書面審査及び面接審査の２段階審査に加え、本事業ではさらに、申請プログラムに深く関係する分野における知見を生かして国際的な特色や卓越性・優位性等の観点を踏まえたより精緻な審査を行うため、申請プログラムに関連する分野の学識経験者が、プログラムが立脚するあるいは密接に関連する学問分野における「プログラムの卓越性」、「構想の実現可能性」、「プログラムの継続性及び発展性」、「プログラムの実効性」について審査意見書を作成し、書面審査の参考資料とした。審査意見書の作成に当たっては、申請プログラムに深く関係する分野に沿って、事務局で１件当たり複数名の審査意見書作成者の候補者を	【卓越大学院プログラム】 ・本事業における初めての審査を実施するに当たり、事業実施主体である文部科学省との綿密な連絡調整により事業趣旨を的確に捉えた部会運営等を円滑に行ったことは高く評価できる。 ・申請プログラムに深く関係する分野にかかる学識経験者の意見を取り込んで国際的な特色や卓越性・優位性等の観点を踏まえたより精緻な審査を行ったことは高く評価できる。また、迅速かつ適正な審査に資するよう、大学や学識経験者と調整を重ね、部会による審査に必要な審査意見書を速やかに整えたことは評価できる。	

			員会を開催し、審査業務を行う。 平成 30 年度は、新たに公募する事業の審査を行う。	挙げ、所属機関を通じて審査意見書作成の依頼を行い、作成された審査意見書を速やかに整理した。その後、それらの審査意見書を参考にし審査・評価部会委員が書面審査を行った。なお、審査・評価部会委員からは、審査に当たり当該分野における研究の最新動向や国際的な観点から見た卓越性や優位性等を把握することに審査意見書が大変参考になったとの評価を得ている。 ・審査終了後、ホームページ等を通じて審査結果や調書等を含め関係資料を公表することで、審査の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu-pro/saitaku/saitaku_h30.html ・次年度以降の審査に向け、引き続き質の高い審査を行うことができるよう、課題を把握することで公募及び審査の在り方をさらに検討し、審査プロセスについて不断の見直しを図るため平成 30 年度の審査に関わった審査・評価部会委員及び審査意見書作成者に「卓越大学院プログラム」にかかるアンケート調査（回答率約 88%）を行った。アンケート結果をもとに、審査プロセスの見直しを図るとともに、申請者の事業への理解促進や負担軽減、またより実効的な審査に資するべく、文部科学省に対し公募に関する改善点の提案を行った。 ・平成 30 年度に採択された 15 件のプログラムが申請時の計画に沿って着実に取組を進めることができるよう、各プログラムのテーマに即してプログラムオフィサー（PO）を速やかに配置し、13 件について PO 現地訪問を実施した（残りの 2 件については平成 31 年 4 月に実施予定）。PO 現地訪問に当たっては、採択プログラムが事業趣旨を踏まえた取組を展開できるよう、博士課程教育リーディングプログラムにおける PO 制度で蓄積された知識や経験を本事業の PO と共有したほか、事前に開催した PO 会議において事業趣旨や PO の役割を説明し、また資料を作成し個別に打ち合わせを行うなどにより、PO が各プログラムの準備状況に応じて的確に相談、助言等を行えるよう努めた。 ・各採択プログラムの概要をわかりやすく説明したパンフレットを作成し広く配布することで、事業の広報に努めた。	・引き続き質の高い審査を行うことができるよう課題を把握するために部会委員及び審査意見書作成者からの意見聴取が必要であると捉え、アンケート調査を実施し、その回答を踏まえ、次年度以降の公募に向けて審査プロセスについて不断の見直しを図っていることに加え、文部科学省に対し公募に関する改善点の提案を行ったことは、計画以上の取組であり、高く評価できる。 ・採択プログラムが申請時の計画に沿って着実に取組を進めることができるよう、採択プログラムに PO を速やかに配置し PO 現地訪問を実施するなど、フォローアップ体制の整備・充実に努めたことは高く評価できる。	
			③ 大学教育再生加速プログラム 高等学校や社会との	【大学教育再生加速プログラム】 ・大学教育再生加速プログラム委員会（以下「委員会」という）において決定されたフォローアップ要項等に基	【大学教育再生加速プログラム】 ・フォローアップを実施するに	

			円滑な接続のもと、入口から出口まで質保証の伴った大学教育を実現するため、先進的な取組を実施する大学等（短大、高専を含む）を支援することを目的とした国の助成事業である「大学教育再生加速プログラム」について、委員会を開催し、評価業務を行う。 平成30年度は、平成26年度に採択された46件、平成27年度に採択された12件及び平成28年度に採択された19件の事業のフォローアップを行う。	づき、平成26年度に採択された46件、平成27年度に採択された12件及び平成28年度に採択された19件の事業についてフォローアップを実施した。 ・フォローアップに当たっては、委員会委員による報告書の確認及びフォローアップ報告書の開示を行った上で、委員会において現地視察を実施する大学等（7件）を決定した。なお、現地視察については、従来は課題がある取組を対象としていたが、委員会での議論を踏まえ平成30年度は好事例のため現地を視察すべきと委員会が判断した場合にも実施することとし、好事例の各大学への波及を図った。現地視察では中間評価に付された留意事項及び参考意見、開示したフォローアップ報告書の課題への対応を中心に、取組の進捗状況を確認し、必要な指導、助言等を行った。 ・フォローアップ終了後、ホームページを通じてフォローアップ結果の概要等を含め関係資料を公表することで、評価の透明性に配慮した。 フォローアップ結果の概要： https://www.jsps.go.jp/j-ap/followup_kekka_h30.html 委員名簿： https://www.jsps.go.jp/j-ap/iinkai.html ・各プログラムの概要・成果をわかりやすく説明したパンフレットを作成し広く配布することで、事業の広報に努めた。	当たり、委員会でのフォローアップ要項の決定、77件のフォローアップに係る報告書の確認及びフォローアップ報告書の開示、その後の委員会における現地視察に対応するため、迅速に事務体制を整えるとともに、適切な評価を行ったことは高く評価できる。 ・委員会での議論を踏まえ、事業の現地視察について、当初計画していた課題がある事業に加え、好事例となる事業についても現地視察を行うことが重要であると捉え、平成30年度は好事例となる事業についても現地視察を行い、そこで得られた事例を各大学に普及させたことは高く評価できる。 ・フォローアップ結果等をホームページで公開することにより、積極的な情報発信に努めており、公正さ、透明性、信頼性の確保が図られたと認められる。
			④ 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業 地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援することを目的とした国の助成事業である「地（知）の拠点大学による地方創生推	【地（知）の拠点大学による地方創生推進事業】 ・地（知）の拠点大学による地方創生推進事業委員会（以下「委員会」という）において決定されたフォローアップ要項等に基づき、平成27年度に採択された42件の事業についてフォローアップを実施した。 ・フォローアップに当たっては、委員会委員による報告書の確認及びフォローアップ報告書の開示を行った上で、委員会において現地視察を実施する大学（23件）を決定した。なお、現地視察については、従来は課題がある事業を対象としていたが、委員会での議論を踏まえ平成30年度は好事例のため現地を視察すべきと委員会が判断した場合にも実施することとし、好事例の各大学への普及を図った。現地視察では中間評価に付された留意事項及び参考意見、開示したフォローアップ報告書の課題への対応を中心に、事業の進捗状況を確認し、必要な	【地（知）の拠点大学による地方創生推進事業】 ・フォローアップを実施するに当たり、委員会でのフォローアップ要項の決定、42件のフォローアップに係る報告書の確認及びフォローアップ報告書の開示、その後の委員会における23件に及ぶ現地視察に対応するため、迅速に事務体制を整えるとともに、適切な評価を行ったことは高く評価できる。 ・委員会での議論を踏まえ、事業の現地視察について、当初計画していた課題がある事業に加

			進事業（COC＋）」について、委員会を開催し、評価業務を行う。 平成30年度は、平成27年度に採択された42件の事業のフォローアップを行う。	指導、助言等を行った。 ・フォローアップ終了後、ホームページを通じてフォローアップ結果の概要等を含め関係資料を公表することで、評価の透明性に配慮した。 フォローアップ結果の概要： https://www.jsps.go.jp/j-coc/followup_kekka_h30.html 委員名簿： https://www.jsps.go.jp/j-coc/iinkai.html	え、好事例となる事業についても現地視察を行うことが重要であると捉え、平成30年度は好事例となる事業についても現地視察の対象とし、全事業の半数超である23件の現地視察を行い、そこで得られた事例を各大学に普及させたことは、高く評価できる。 ・フォローアップ結果等をホームページで公開することにより、積極的な情報発信に努めており、公正さ、透明性、信頼性の確保が図られたと認められる。	
（３）大学のグローバル化の支援 我が国の大学教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。	（３）大学のグローバル化の支援 大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、審査・評価等実施機関の公募が行われ、振興会の有する審査・評価等に関する知見が活用できる場合には、当該事業への応募及び実施機関として選定されるよう努め、審査・評価等業務を行う。 審査・評価等の実施に当たっては国の定めた制度・方針に従うととも	（３）大学のグローバル化の支援 大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、国の定めた制度・方針を踏まえ、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。 平成30年度は、以下の事業に係る審査・評価等を行う。	・大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、事業ごとに振興会において定めた委員会規程に基づき、大学の学長・教員並びに学識経験を有する者等からなる委員会等を組織し審査・評価業務を実施。 ●委員会等開催実績 大学の世界展開力強化事業プログラム委員会 3回 同　審査部会 3回 同　中間評価部会 6回 同　事後評価部会 4回 スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会 2回 ・上記審査・評価に当たっては、国の定めた制度・方針等を踏まえ、事業ごとに専門家によるプログラム委員会等の公正な審査・評価体制を整備している。 ・優れた取組や共通する問題点の共有などにより、より有効な審査・評価を行ったほか、審議・評価結果の速やかなホームページ掲載など、積極的な情報公開に努め	（３）大学のグローバル化の支援 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 平成30年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていることから評定をaとする。 （a評定の根拠） ・大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、事業ごとに委員会や部会等を合計18回開催し、審査・評価業務に従事	（３）大学のグローバル化の支援 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画を上回る業務の進捗が認められるため。

		に、以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保する。 ・審査・評価等を担う委員会の設置 ・審査に関する情報の公表 ・利益相反に配慮した審査の実施 ・審査・評価等終了後の委員名の公表 ・評価結果等の公表 　また、事業の成果及び課題について情報発信するとともに、当該情報が事業の改善や国における施策の検討に活用されるよう努める。		た。また、審査・評価結果を文部科学省に通知し、今後の施策検討の参考となるよう努めた。	している。事業の実施に当たっては、事業ごとに国の定めた制度・方針等を踏まえて、専門家による公正な審査・評価体制を整備し、事業の透明性、信頼性、継続性の確保はもちろんのこと、審査・評価結果を速やかにホームページに掲載するなど、積極的な情報公開を着実に実施している。 ・国の定めた方針を踏まえ専門家による公正な審査や中間・事後評価実施体制と関係要項等を整備した上で、透明性と信頼性に配慮した審査・評価業務と情報公開を着実に実施したことは高く評価できる。 ・構想の発展的な見直しを初めて実施するに当たり、事業実施主体である文部科学省との綿密な連絡調整により事業趣旨を的確に捉えた委員会運営等を円滑に行ったことは高く評価できる。	
		① 大学の世界展開力強化事業 　大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流の実施等を推進する国際教育連携やネットワークの形成の取組の支援を目的とした国の助成事業である「大学の世界展開力強化事業」について、委員会を開催し、審査・評価		【大学の世界展開力強化事業】 ・平成 30 年 3 月のプログラム委員会（以下「委員会」）において審査要項等を決定の上、5 月に 21 件の申請を受け付け、審査部会において書面・面接・合議による客観的かつ公正な審査を行い、8 月の委員会において採択候補を決定した（その後、文部科学省が 10 件の採択を決定）。 ・審査終了後、審査結果報告（冊子）やホームページを通じて計画調書や部会委員名簿を含め関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した。 ・平成 28 年度採択の全 25 件について、30 年 3 月の委員会において中間評価要項等を決定の上、評価部会において書面・面接・現地調査（1 件）・合議による客観的かつ公正な評価を行い、31 年　3 月の委員会において評価を決定した。結果は、4 件が 5 段階評価で最良の「S」、15	【大学の世界展開力強化事業】 ・国の定めた方針を踏まえ専門家による公正な審査や中間・事後評価実施体制と関係要項等を整備した上で、透明性と信頼性に配慮した審査・評価業務と情報公開を着実に実施したことは高く評価できる。	

		業務を行う。 平成30 年度は、新たに公募する事業の審査を行う。また、平成 28 年度に採択された 25 件の事業の中間評価、平成 25 年度に採択された7件の事業の事後評価を行うとともに、平成 26 年度に採択された９件、平成 27 年度に採択された 11 件及び平成 29 年度に採択された 11 件の事業のフォローアップを行う。	件が標準の「A」（これまでの取組を継続することによって、事業目的を達成することが可能と判断される）、2 件が「A⁻」、3 件が「B」、1 件が「C」（「D」はなし）であり、多くのプログラムにおいて質の保証を伴う付加価値の高い魅力的な教育の取組が実施され、当初の計画どおり順調に進んでいることを確認した。各プログラムに対しては、評価コメントにおいて今後対応が求められる課題等を併せて記し、必要な改善を促した。 ・評価終了後、中間評価結果報告（冊子）やホームページを通じて部会委員名簿を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 ・平成 25 年度採択の全 7 件について、30 年 3 月の委員会において事後評価要項等を決定の上、評価部会において書面・合議による客観的かつ公正な評価を行い、31 年 3 月の委員会において評価を決定した。結果は、2 件が 5 段階評価で最良の「S」、3 件が標準の「A」、1 件が「A⁻」、1 件が「B」（「C」「D」はなし）であり、個々の大学のグローバル展開力の強化に対応したきめ細やかな体制基盤の確立と、ニーズを踏まえた事業展開によって得た実績や経験を積み上げることで当初の計画に沿って目的を概ね実現し、期待された成果を挙げたことを確認した。 ・評価終了後、事後評価結果報告（冊子）やホームページを通じて部会委員名簿を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 ・平成 26 年度採択の全 9 件、27 年度採択の全 11 件及び 29 年度採択の全 11 件の各取組内容や目標の達成に向けた進捗についてフォローアップを行い、とりまとめた結果を 31 年 1 月の委員会に報告した。 ・フォローアップ結果は、我が国の大学のグローバル展開力強化のための参考となるようホームページを通じて公表し、社会に向けた情報発信を行った。 ・次年度採択分の公募及び英語による審査を事業として初めて海外交流相手先と共同で実施することや申請調書の受付を平成 30 年度中に開始すること、審査日程が例年との比較で 1 か月程度早まることに伴い、文部科学省との連携により相手側機関との間で綿密な連絡調整を行うことで、事業の円滑な実施に努めた。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html	・本事業において初めてとなる海外交流相手側機関との公募・英語による審査を共同で実施するに当たり、事業実施主体である文部科学省との連携により相手側機関との間で綿密な連絡調整を行ったことは高く評価できる。	
		② スーパーグローバル大学創成支援事業 世界トップレベルの	【スーパーグローバル大学創成支援事業】 ・事業の公募要領において平成 30 年度に構想の発展的な見直しを実施することとなっていることを受け、26 年	【スーパーグローバル大学創成支援事業】 ・本事業において初めてとなる		

			大学との交流・連携を実現、加速するための人事・教務システムの改革など国際化を徹底して進める大学や、学生のグローバル対応力育成のための体制強化を進める大学を支援し、我が国の高等教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を目的とした国の助成事業である「スーパーグローバル大学創成支援事業」について、委員会を開催し、評価業務を行う。 平成30年度は、平成26年度に採択された37件の事業のフォローアップ等を行う。		度採択の全37大学のうち、希望する34大学から提出のあった構想見直しの申請内容を精査の上、前年度実施の中間評価を担当した有識者に対して見直しの可否に関する意見を照会した。 ・とりまとめた結果は10月のプログラム委員会（以下「委員会」）における審議を経て決定した後、平成31年2月に委員会において構想見直し結果を総括した。委員会委員及び有識者名簿を含め、ホームページを通じて該当する各大学の見直し後の構想調書を公表することで、事業の透明性に配慮した。 ・各プログラムの取組内容や目標の達成に向けた進捗状況についてフォローアップを行い、とりまとめた結果を委員会において報告の上、我が国の大学の国際化に向けた取組のための参考となるようホームページを通じて公表することで、社会に向けた情報発信を行った。 ・行政改革推進会議による平成30年行政事業レビュー（秋の年次公開検証）の指摘を受け文部科学省及び採択大学が作成した資料やリンク先をホームページに掲載することで、事業としての同会議による指摘への対応に資するとともに、社会に向けた情報発信を行った。 https://www.jsps.go.jp/j-sgu/index.html	構想の発展的な見直しを実施するに当たり、事業実施主体である文部科学省との綿密な連絡調整により事業趣旨を的確に捉えた委員会運営等を円滑に行ったことは高く評価できる。	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－５	５ 強固な国際研究基盤の構築 （１）事業の国際化と戦略的展開 （２）諸外国の学術振興機関との協働 （３）在外研究者コミュニティの形成と協働 （４）海外研究連絡センター等の展開				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学術振興会法第 15 条第 3 号	業務に関連する政策・施策		関連する政策評価・行政事業レビュー	
当該項目の重要度、難易度	【難易度：高】 強固な国際研究基盤の構築に当たっては、振興会の業務全般を横断する基盤的機能を有する組織の整備という初めての取組を行うこととしており、また、これまで長期的に実施してきた事業の在り方を検討する際には、多様な関係者の理解を得ながら実施するプロセスが不可欠であることから、難易度は高い。				
参考ＵＲＬ	グローバルリサーチカウンシル（GRC） https://www.jsps.go.jp/j-grc/index.html 日中韓フォーサイト事業 https://www.jsps.go.jp/j-foresight/index.html 招へい研究者への交流支援、研究者ネットワークの強化 https://www.jsps.go.jp/english/e-plaza/index.html 外国人研究者再招へい事業（BRIDGE Fellowship Program） https://www.jsps.go.jp/j-plaza/bridge/index.html 留日経験研究者データベース https://www.jsps.go.jp/j-affiliated/index.html JSPS Researchers Network(JSPS-Net) https://www.jsps.go.jp/english/e-plaza/jsps-net.html 海外研究連絡センターにおける調査・情報収集 https://www-overseas-news.jsps.go.jp/				

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間実績等	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度
評価指標							
同窓会の活動状況及び在外日本人研究者コミュニティとの連携状況（同窓会イベント等の開催実績等を参考に判断）	－	56	56				
海外研究連絡センター等における活動状況（Ｂ水準：ホームページによる情報発信数が年間 840 件程度）	年間 840 件程度	年間 652～1,181 件	715				
関連指標							
国際交流事業の採用者による国際共著論文数	－	年間 341～422 件	331				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度
決算額（千円）	816,454				
従事人員数（人）	10				

注１）決算額は「５ 強固な国際研究基盤の構築」の支出額を記載。

注２）従事人員数については「５ 強固な国際研究基盤の構築」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
					業務実績	自己点検評価		
	国際的な競争が激しさを増す中で、我が国の研究者が学術研究を先導し、そのプレゼンスを高めていくことができるよう、諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築する。	諸外国との強固かつ双方向の国際研究基盤を構築・発展させるため、我が国を代表する資金配分機関として、戦略的・機動的に国際的な取組を展開する体制を整備するとともに、諸外国の学術振興機関、海外研究連絡センター、在外研究者コミュニティ等と協働する取組を推進する。			＜主要な業務実績＞	評定　B ＜評定に至った理由＞ 平成30年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をBとする。 （B評定の根拠） ・国際統括本部を新たに設置し、振興会内の国際的な取組について横断的に検討しながら国際戦略案を練り上げた。 ・グローバルリサーチカウンシルを初めとする学術振興機関長会議に積極的に参画し、海外の学術振興機関とのパートナーシップを強化した。 ・研究者コミュニティ（同窓会）、再招へい事業、ソーシャルネットワークサービスと様々な角度から研究者ネットワークの形成を支援した。 ・海外研究連絡センターにおいては着実に海外情報の収集や発信を行った他、大学の国際化にも寄与している。 以上のことから、平成30年度の業務は中期目標に向かって計画どおりに遂行されたと評価することができる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、以下に示すように、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、自己点検評価に記載の内容で適切な評価が行われていると認められ、評定をBとする。 ・日本学術振興会は伝統的に強い国際研究支援基盤を有しており、各国学術振興機関と強い連携関係を確保している。これら海外機関との国際連携事業も順調になされており、日本の学術界における国際研究活動を支援する重要な役割を担っていると評価される。 ・日本学術振興会に国際統括本部が新たに設置され、国際的な諸事業を横断的に情報共有してより効果的な国際戦略案の策定が開始されたことは高く評価できる。 ・JSPS 同窓会がさらに充実され、加入する会員が増加したことによって国際的ネットワークが強化されていること、また、ソーシャルネットワークサービス（JSPS-Net）の運用が開始されたことは評価される。

							・海外研究連絡センターの組織と活動は大変充実しており、多くのイベント開催や各国においての的確な情報収集と情報発信がなされている。日本学術振興会の国際活動や国際戦略策定に欠かせない存在となっている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・国際統括本部設置によって、国際戦略に総合的な視点から取り組むことが期待されるが、現時点では理事長に直属する委員会的組織のように見え、シンクタンク的支援組織がないことに不安を感じる。必要に応じて高い見識を持った有識者の意見を聴取しながら進めていくことが望ましい。 ・国際統括本部には海外研究連絡センター及び国際事業部との連携が求められ、グローバルな研究環境の変化にあわせた戦略の策定に取り組んでいただきたい。 ＜その他事項＞ ・国際戦略の中で、アジア、とりわけ中国に対する取り組みが多くの分野の研究状況をみても最も重要で、多くの議論がなされていることは評価できる。 特に、中国に関して、学術のレベルでどのような協力関係

（１）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、各種事業を通じた国際的な活動の動向や海外関係機関等の動きなどを定期的に集約・共有するとともに、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開できる体制を整備し、積極的に事業の国際化に取り組む。

また、前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について検討し、中期目標期間の早期に一定の結論を得て、必要な改善・強化を行う。

さらに、中期目標期間

（１）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、新たに設置する国際統括本部において、各種事業を通じた国際的な活動の動向や、海外関係機関等の動向等を集約・共有する会合を定期的に開催するとともに、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開する仕組みを構築し、積極的に事業の国際化に取り組む。

前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について、必要に応じて外部有識者の意見も聴取した上で検討し、平成 30 年

（１）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、国際統括本部を設置して、各種事業を通じた国際的な活動の動向や、海外関係機関等の動向等を集約・共有する会合を定期的に開催する。また、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開する仕組みを構築し、積極的に事業の国際化に取り組む。

平成 30 年度は、前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について、必要に応じて外部有識者の意見も聴取した上で検討し、平成 30 年度中を目

【評価指標】

５－１ 前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務との比較による改善・強化状況（有識者の意見を踏まえ判断）

５－２ 国際的な取組の内容に関する発信状況（有識者の意見を踏まえ判断）

【関連指標】

５－Ａ 国際交流事業の採用者による国際共著論文数

【目標水準の考え方】

５－１ 事業の在り方に係る検討を経て、効果的な改善・強化が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。

５－２ 国際的な取組を体系的に整理し、効果的な周知がなされたか、有識者の意見を踏まえ判

【国際共同研究等に係る基本的な戦略】

・国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、国際統括本部を設置して、各種事業の国際的な活動や海外関係機関等の動向・現状を共有する国際統括本部会議及び連絡会を計 5 回開催した。

また、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策等について、本会評議員等の外部有識者や文部科学省の意見も聴取して「国際戦略」案を固めた。なお、海外研究連絡センターの在り方については検討会を開催し、今後の方針等について議論した。

JSPS 国際戦略：
http://www.jsps.go.jp/j-kokusai/data/JSPS_kokusaisenryaku.pdf

【事業説明会の実施】

・大学等研究機関や学会からの要望に応えて事業説明会に赴き、学術国際交流事業の制度や募集の内容等に係る認知度の向上と理解の促進に努めた。

○平成 30 年度事業説明会対応実績

開催場所	開催月	対象・目的
京都大学	平成 30 年 4 月	ハイデルベルク大学デー
本会会議室	平成 30 年 5 月	在京大使館科学技術アタッシェ対象本会事業説明会
横浜国立大学	平成 30 年 7 月	教職員向け本会事業説明会
京都市内会議場	平成 30 年 9 月	生化学会大会
京都大学	平成 30 年 10 月	ハンブルク大学デー
早稲田大学	平成 30 年 11 月	バーミンガム大学デー
北海道大学	平成 31 年 2 月	教員・大学院生

（１）事業の国際化と戦略的展開

補助評定：b

＜補助評定に至った理由＞

平成 30 年度の業務が中期計画どおり実施され、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。

（b 評定の根拠）

国際統括本部が主導して国際統括本部会議等を開催し、振興会内の国際的な取組に係る事業について横断的に情報共有を行うことにより、国際戦略案を策定したほか、情報発信についても積極的に行っていることから、平成 30 年度の業務は中期目標に向かって計画どおりに遂行されたと評価することができる。

・大学等研究機関からの要望に応え、学術国際交流事業に関する説明会を全国で実施し、積極的に認知度の向上と理解の促進に努めたことは評価できる。

（各評価指標等に対する自己評

を築くかは、ますます重要となる。

・各海外研究連絡センターが個別に実施する取り組みは、それぞれに価値のあるものであるが、拠点により、実施回数や参加人数に偏りもあるので、戦略に沿ったマネジメントが必要。

（１）事業の国際化と戦略的展開

補助評定：a

＜補助評定に至った理由＞

自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画を上回る業務の進捗が認められるため。

自己評価では b 評定であるが、以下に示す通り、評定を引き上げるべき進捗があったと認められるため評定を a とする。

・新たに国際統括本部が設置され、国際事業全般を俯瞰する仕組みが構築されたことによって、戦略的な国際共同研究のあり方や外国人招へい事業の更なる発展を見据え、総合的な視点から国際戦略の案が固まってきた。それにより国際事業がより充実したものとなることが期待される。

	の早期に、国際的な取組の種別や内容が研究者にとってより分かりやすくなるよう体系的に整理し、発信する。	度中を目途に基本的な戦略を策定する。その戦略に基づき、事業の見直しを要するものについては順次着手可能なものから着手し、中期目標期間中に必要な改善・強化を行う。 また、振興会の業務に係る国際的な取組を体系的に整理し、研究者や国民にとって分かりやすい情報発信の在り方を検討・実施するとともに、説明会の開催等、積極的な情報発信を行う。 さらに、事業の在り方に係る検討を踏まえ、事業の効果的な改善・強化や周知が行われたかについて、有識者の意見を得る。	途に基本的な戦略を策定する。 また、振興会の業務に係る国際的な取組を体系的に整理し、ホームページ上で示すなど、研究者や国民にとって分かりやすい情報発信の在り方を検討・実施するとともに、説明会の開催等、積極的な情報発信を行う。	断する。 ５－Ａ 学術の国際的な競争・協働の中で我が国のプレゼンス向上の状況を把握するため、国際交流事業の採用者による国際共著論文数について毎年度確認を行うとともに、その状況変化を評価において考慮する。				
	（２）諸外国の学術振興機関との協働 地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けた多国間の学術振興機関ネットワークにおいて主導的な役割を果たすとともに、各国学術振興機関とのパートナーシップを形成し、質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築・強化する。	（２）諸外国の学術振興機関との協働 地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けて議論を行うための学術振興機関長会議や、多国間の学術振興機関ネットワークにおいて積極的に役割を果たす。また、各国学術振興機関との交流協定等に基づくパートナーシップを形成する。交流協定については、戦略的に重要な諸外国との交流を推進し、必要性及び予算状況に	（２）諸外国の学術振興機関との協働 諸外国の学術振興機関とのネットワークを強化・発展させるべく、世界各国の主要な学術振興機関の長によるグローバルリサーチカウンシル（GRC）に積極的に参画し、各国共通の課題に係る認識を共有するとともに、その課題解決に向けた取組を進める。 また、アジア 10 か国の学術振興機関長がアジア地域共通の課題解	【評価指標】 ５－３ 諸外国の学術振興機関等との交流の見直し等の状況（有識者の意見を踏まえ判断） 【目標水準の考え方】 ５－３ 質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築する観点から、各国の学術振興機関との交流状況に応じて適切に協定の廃止・改訂や、新規立ち上げが行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。	【諸外国の学術振興機関との連携】 ■グローバルリサーチカウンシル（Global Research Council: GRC） 平成 30 年 5 月 15～16 日にロシア基礎科学財団（RFBR）主催、韓国研究財団（NRF）共催により第 7 回 GRC 年次会合がロシア（モスクワ）で開催され、振興会からは理事長が出席した。 「ピア／メリット・レビュー」及び「サイエンス・ディプロマシー：リサーチカウンシルとグローバルリサーチカウンシル（GRC）の役割」という 2 つの議題に沿って、52 か国から集まった 60 の学術振興機関長等が、研究支援を取り巻く課題を共有し、学術振興機関が果たしていくべき役割について議論を交わした。議論の成果として「ピア／メリット・レビューの原則に関する宣言」と題する成果文書が採択された。 （アジア・太平洋地域会合）	（２） 諸外国の学術振興機関との協働 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度の業務が中期計画どおり実施され、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 （b 評定の根拠） グローバルリサーチカウンシルは年次会合、アジア・太平洋地域会合に出席したほか、運営委員会のアジア・太平洋地域代表メンバーとして、GRC 全体の運営に貢献するなど、積極的に参画	（２） 諸外国の学術振興機関との協働 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、以下に示すように、自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。） ・諸外国の学術振興機関と強い連携関係を確保しており、これら海外機関との国際連携事業も順調になされていることは評価できる。

		向け本会国際事業説明会
湘南国際村	平成 31 年 3 月	米国電気電子工学会（IEEE）ロボット関連部門（Robotics and Automation Society）春期スクール（SoAIR）2019

価）

・評価指標である５－１について、事業の効果的な改善・強化に向けて研究者を含む関係各所からの意見を集約しつつ国際戦略案を練り、完成に近づけたことは評価できる。

・評価指標である５－２については、国際的な取組に係る事業を目的別に整理し、ウェブサイトに掲載した他、学術国際交流事業に関する説明会を積極的に行い、研究者や URA 等大学・研究機関関係者から好評を得た。

・関連指標である５－Ａについては 331 件であり、前中期目標期間実績等（年間 341～422 件）と同水準である。

		応じて廃止、改訂又は新規立ち上げを行う。その際、各国の学術振興機関等との交流状況に応じた適切な協定の見直し等が行われているかについて、有識者の意見を得る。	決や地域全体の研究水準の向上に向けて広く意見交換を行うアジア学術振興機関長会議（ASIAHORCs）及び日中韓によるハイレベルな研究活動促進に向けた議論を行う日中韓学術振興機関長会議（A-HORCs）に積極的に参画し、関係機関との協力を推進する。 さらに、A-HORCs の合意に基づき北東アジアシンポジウム及び日中韓フォーサイト事業を実施する。 加えて、各国学術振興機関との交流協定等に基づくパートナーシップを形成する。交流協定については、戦略的に重要な諸外国との交流を推進する観点から、交流状況を検証し、必要性及び予算状況に応じて廃止、改訂又は新規立ち上げを検討する。	・平成 30 年 11 月 21～22 日に Iran National Science Foundation（INSF）主催の GRC アジア・太平洋地域会合がイラン（テヘラン）で開催され、6 か国 7 機関が参加し、「社会的価値を生み出す研究へのファンディング」、「研究が、知の進歩、社会、そして経済へ与える影響の評価と実証」及び「女性研究者」をテーマに議論がなされた。振興会は「研究成果の評価と実証」に関するプレゼン発表を行い、GRC 運営委員会メンバーとして両テーマにかかる議論の取りまとめに貢献した。 （GRC 運営委員会） ・振興会は GRC 運営委員会（Executive Support Group）のアジア・太平洋地域代表メンバーとして、GRC 全体の運営に貢献した。 ■先進 8 か国学術振興機関長会議（G8-HORCs） ・平成 30 年度も昨年に引き続き、政治情勢の悪化のため、G8-HORCs 自体の開催は見送られたが、GRC 年次会合時に、G8-HORCs メンバーと個別に交流を図った。また、6 月にカナダ（オタワ）で開催された研究評価ワーキンググループ・ミーティングに参加した。 ■アジア学術振興機関長会議（ASIAHORCs） ・平成 30 年度は、 ASIAHORCs 自体の開催は見送られたが、GRC 地域会合時に、ASIAHORCs メンバーと個別に交流を図り、関係諸国との連携・協力強化に努めた。 ■日中韓学術振興機関長会議（A-HORCs） ・平成 30 年度は、本会の主催により、第 16 回 A-HORCs を日本（名古屋）で開催し、本会理事長が議長を務めた。「Challenges & Policies on Support for Basic Research」をテーマとし、プレゼン、質疑応答及び意見交換を行い、日中韓 3 カ国の連携・協力強化に努めた。 ・A-HORCs において重要とされた研究テーマに基づき、翌年には当該テーマにおける日中韓の研究者が一同に会し、国際共同研究開始につながるネットワーク構築を目的とする「北東アジアシンポジウム」を開催するとともに、そのさらに翌年には、当該テーマに基づき、日中韓 3 カ国を中核としたアジア地域における世界的水準の研究拠点構築等を支援する「日中韓フォーサイト事業」を実施。このように、A-HORCs において日中韓 3 カ国に	して各国共通の課題解決に向けて活動を続けている。その他の学術振興機関長会議やそこから派生した研究支援事業についても着実に実施し、各国学術振興機関とのパートナーシップを着実に強化していることは評価できる。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である５－３について、振興会は GRC 運営委員会メンバーとして GRC 全体の運営に貢献する等、GRC に参加する学術振興機関等との交流を深め日本のプレゼンスを高めていることは評価できる。	・グローバルリサーチカウンシル（GRC）とそのアジア太平洋地域会合に積極的に参加し、日本学術振興会理事長が GRC の理事会メンバーとしてその運営に貢献している。さらに、日中韓の学術振興機関の連携にも関与している。 ・このように、日本の国際研究活動を支援すべく、各国学術振興機関とのパートナーシップを強化して日本の国際的存在感を高める重要な役割を担っていると評価される。

	（３）在外研究者コミュニティの形成と協働 振興会の事業を経験した外国人研究者や在外日本人研究者によるコミュニティの形成やその活動支援を行うことにより、我が国と諸外国との学術交流を持続的に発展させる。	（３）在外研究者コミュニティの形成と協働 振興会の事業により我が国での研究滞在を終えて母国に帰国した外国人研究者や、在外日本人研究者によるコミュニティの形成やその活動の支援を行う。 在外研究者コミュニ	（３）在外研究者コミュニティの形成と協働 振興会事業を終えて帰国した研究者のネットワーク強化を図るため、世界 18 か国において形成された研究者コミュニティ（同窓会）による活動を支援するとともに、海外研究連絡セ	【評価指標】 ５－４ 同窓会の活動状況及び在外日本人研究者コミュニティとの連携状況（同窓会イベント等の開催実績等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 ５－４ 同窓会主体の活	とって重要とされたテーマを、研究者のネットワーク構築及びその後の国際交流推進による研究水準の構築につなげるなど、学術振興機関長会議の決定内容を研究者の取組に反映させる仕組を設けている。 ・A-HORCs において重要と認められた課題に関して開催する北東アジアシンポジウムについては、平成 30 年 9 月 19 日～20 日に日本（名古屋）において第 20 回シンポジウムを開催し、「21 世紀の原子核物理学（Nuclear physics in the 21st century）」をテーマに 3 か国から 36 名の研究者が参加し、ネットワークの構築が図られた。 ■日中韓フォーサイト事業 ・A-HORCs において重要と認められた分野において公募を行い、新規採択 2 件を含む 7 機関 12 課題を実施し、日中韓の枠組みで共同研究・セミナー・研究者交流を行った。 ・採択 3 年目の課題について中間評価を行った。また、5 年間の支援期間を終了した課題について事後評価を実施した。 ●終了時･中間・事後評価の実施・公表実績 ※評価は A～D の 4 段階で実施 評価結果： http://www.jsps.go.jp/j-foresight/11_hyouka.html 【研究者ネットワークの強化】 ・振興会事業経験者による研究者コミュニティ（JSPS 同窓会）については、既存の 18 か国のコミュニティが行う諸活動（シンポジウム・年次総会の開催、Web やニューズレターを通じた広報など）の支援を行った。また、アジア、アフリカ、欧州、中南米といった幅広い地域から新規同窓会設立に関する問い合わせも数多く寄せられており、ノルウェー及びマレーシアが JSPS の同窓会として近く正式に認定される見込みとなっている。同窓会会員数は平成 31 年 3 月末現在で 7,873 名となってお	（３）在外研究者コミュニティの形成と協働 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 既存の同窓会が着実に日本との学術交流を発展させ、日本人研究者とのネットワークを強化しているのみならず、振興会事業経験者による新たな同窓会設立の体制が整ってきており、研究	（３）在外研究者コミュニティの形成と協働 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況は、以下に示すように、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

	実施課題数	評価結果
中間評価	2	B：想定どおりの成果をあげつつあり、現行の努力を継続することによって目標の達成が概ね期待できる／2 課題
事後評価	2	B：想定どおりの成果をあげており、当初の目標は達成された／2 課題

	ティの活動の支援においては、我が国と諸外国との学術交流が持続的に発展するよう留意する。	ンター等の協力を得ながら、新たに体制が整った研究者コミュニティ（同窓会）の活動を支援する。 また、在外日本人研究者との連携を強化するとともに、日本への滞在経験を持つ諸外国の研究者や、諸外国との研究協力に関心を持つ在外日本人を含む日本人研究者等の情報を集めたデータベース及びソーシャル・ネットワーク・サービス（JSPS-Net）を運用し、登録者間のネットワーク強化を図る。	動が活発に行われたか、また外国人研究者と在外日本人研究者コミュニティ等が連携する機会が提供されたか、同窓会イベント等の開催実績、会員数等を参考に判断する。	り（前年度 3 月末 7,759）、会員に対しては振興会の英文ニューズレター（JSPS Quarterly）を送付するなどして情報提供に努めている。 また、同窓会は主催行事としてシンポジウムや学術セミナー等を現地で開催し、日本から基調講演者を招き日本との学術交流を深めているほか、振興会事業説明会も同時に開催し、積極的に振興会事業の広報活動を行っている。例えば、設立 10 周年を迎えた韓国同窓会の記念シンポジウムは、平日に開催されたにもかかわらず、当初の予定を大幅に上回る出席者を得た。 ・海外研究連絡センター等の協力を得ながら、各国の研究者コミュニティに所属する研究者に対し、再度来日して日本人研究者との研究協力関係を形成・維持・強化する機会を提供することを目的に、外国人研究者再招へい事業（BRIDGE Fellowship Program）を実施し、42 名の研究者を招へいした。今年度より事業のフォローアップも兼ねて、来日したフェローやホスト研究者へのインタビューを実施しており、振興会事業を終えて帰国した研究者ネットワークを改めて維持・強化することができるようになった。 ・日本への留学・滞在経験を有する海外の研究者との国際的な研究協力に関心を持つ日本人研究者が情報を登録する留日経験研究者データベース（Japan-Affiliated Research Community Network: JARC-Net）の運用を平成 30 年 12 月末をもって終了し、日本への滞在経験を持つ諸外国の研究者や、諸外国との研究協力に関心を持つ在外日本人を含む日本人研究者等の情報を集めたデータベース及び平成 28 年度より開始した在外日本人研究者等のためのソーシャル・ネットワーク・サービス（JSPS-Net）に統合した。その結果、現在 JSPS-Net には 1,388 名（平成 31 年 3 月 1 日末現在）の登録を得ている。登録者に対して、会員間の検索機能やグループ作成機能を提供するとともに、JSPS の公募事業の案内等の情報提供を行った。さらに、様々な分野で活躍する研究者が自らの研究生活について語る「My Research Life」機能や、若手研究者の受入を希望する研究者と若手研究者とのマッチングするサービスを開始している。	者ネットワークのさらなる強化につながっていることから、評定をｂとする。 （b 評定の根拠） ・18 か国の研究者コミュニティが行うシンポジウム等の諸活動を支援した。特に、韓国で同窓会設立 10 周年の記念シンポジウムを開催できたことは、継続的で着実な研究者ネットワークが構築されていることを示すものであり、高く評価できる。他の同窓会主催のシンポジウム等についても時宜に応じたテーマで開催しており、関係者の高い関心が寄せられた。また、同窓会会員に対して継続的に情報提供を行うことで、帰国した研究者のネットワークを維持・強化していることも、評価できる。 ・外国人研究者再招へい事業を着実に実施するとともに、インタビューを行うことによって、現場のニーズを踏まえたより効率的な事業へと転換していることは評価できる。 ・ソーシャル・ネットワーク・サービスを JSPS-Net に一元化し、コンテンツを充実させたことで運用面での効率を高めたことは、高く評価できる。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である５－４については、韓国同窓会の記念シンポジウムが当初の予定を大幅に上回る出席者を得る等、JSPS 同窓会という在外研究者コミュニテ	・ドイツフンボルト財団では、各国にフンボルト協会が設けられるなど、フンボルト財団の国際事業に関わった海外研究者のネットワークが構築されていることは周知の事実である。いわゆるフンボルト財団事業の国際的同窓会に相当する組織であるが、その活動は大変活発で、フンボルト財団の国際的認知度をあげるのに効果的である。その観点から、日本学術振興会が JSPS 同窓会を積極的に充実させようとして、その成果が実際に上がっていることは心強い。 ・JSPS 同窓会に加入する会員増加によって、国際的ネットワークが強化されていること、また、ソーシャルネットワークサービス（JSPS-Net）の運用開始は評価される。

	（４）海外研究連絡センター等の展開 海外研究連絡センター等が、所在地域の学術振興機関、在外公館、その他の海外拠点等と連携し情報の収集と発信に努め、我が国の大学等のグローバル化を支援するとともに、我が国の学術研究のプレゼンスの向上に寄与する。	（４）海外研究連絡センター等の展開 海外研究連絡センター及び海外アドバイザーは、所在する地域の学術振興機関、在外公館、その他の関係機関の海外拠点等と連携し、当該地域の学術動向等に係る情報の収集及び発信を行う。その際、全センターからの情報を集約し、ホームページにおいて、合わせて年間 840 件程度（前中期目標期間実績：年間 652～1,181 件）の情報発信を行う。 また、学術研究ネットワーク形成支援や我が国の大学等のグローバル化支援の拠点としての機能を果たす観点から、世界の学術振興機関との関係構築、大学の海外展開の支援、セミナー、シンポジウムの開催等を実施する。	（４）海外研究連絡センター等の展開 我が国の研究者や大学等研究機関の国際的なネットワーク形成を支援する拠点としての機能を果たす観点から、学術振興機関との関係構築、セミナー・シンポジウムの開催、我が国の大学の海外展開の支援を行う。海外の学術動向や高等教育に関する情報収集・調査については、体系的な情報収集及び国内への情報発信の充実を図り、平成 30 年度は全センターからの情報を集約し、ホームページにおいて、合わせて年間 840 件程度の情報発信を行う。 我が国の大学等のグローバル化支援においては、海外の学術動向や高等教育に係る情報を大学関係者に提供することに加え、将来的な大学の国際交流を担当する職員の育成を目的と	【評価指標】 ５－５ 海外研究連絡センター等における活動状況（B水準：ホームページによる情報発信数が年間 840 件程度） 【目標水準の考え方】 ５－５ 現地の事務所を利用した効果的な情報収集・情報発信を実施する観点から、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度実績：年間 652～1,181 件）を踏まえ、全センターのホームページで年間 840 件程度の情報発信が行われることを達成水準とする。	【海外研究連絡センター等展開】 ・諸外国の学術振興機関や内外の大学等との共催で年間を通じて 120 回の学術シンポジウム等を開催し、日本の優れた研究者による最先端の研究成果等を世界に向けて発信した。平成 29 年度からの取り組みである世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI プログラム）総合支援事業との連携も着実に継続し、WPI 拠点における研究成果について海外研究連絡センター主催シンポジウムを通じて海外に発信し続けている。こうした活動により、現地において関係機関との強固な協力関係を構築しつつ積極的な広報に努めている。これらのイベントには延べ 8,500 名を集めた。 ・ストックホルム研究連絡センターでは、平成 30 年 11 月に、スウェーデン王立科学アカデミー（KVA）、在スウェーデン日本国大使館との共催で、KVA-JSPS セミナー「New Windows to the Universe」を開催した。平成 27 年ノーベル物理学賞受賞者である梶田隆章東京大学教授と東京大学カブリ数物連携宇宙研究機構の村山斉機構長が、参加した若手研究者を含むスウェーデン側講師と講演を行うとともに活発な意見交換を行った。 ・ロンドン研究連絡センターでは、英国のロイヤルソサエティ（王立協会）との共催で、平成 30 年 6 月にセミナーを実施した。今回のシンポジウムは 2016 年の日英先端科学シンポジウム（英国開催）の際、先方からの提案があり、それが実ったものである。テーマは、”Regenerative Medicine” 及び ” Materials for Energy” で、WPI 拠点のひとつである京都大学 物質－細胞統合システム拠点の北川進拠点長や、陰山洋教授をはじめ、計	ィと JSPS 本部が協働することにより、我が国と諸外国との学術交流を持続的に着実に発展させている。他の同窓会イベントについても同様に、同窓会が主体的にテーマ設定から運営、広報活動等の準備作業を行い、日本との学術交流の維持・発展に努めている。 （４）海外研究連絡センター等の展開 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度の業務が中期計画どおり実施され、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 （b 評定の根拠） ・海外研究連絡センターにおいて現地の学術振興機関や大学等と共催でシンポジウム等を開催し、日本の最新の学術情報を発信することで、新たな研究者ネットワークの構築を促進したほか、海外の学術動向や高等教育について、ポータルサイトを設けて一元的に発信するなど、中期目標に向かって計画どおりに事業を遂行したと評価することができる。 ・大学等海外活動展開協力・支援事業として、計 6 の大学等に 3 箇所の海外研究連絡センターの利用機会を提供することで、大学の海外展開を支援した。さらに各センターにおいて若手大学等職員の実地研修を行うことで	（４）海外研究連絡センター等の展開 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況は、以下に示すように、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ・諸外国の大学等などと共催するなどして、年間 120 回の学術シンポジウムを開催するなど、多くのイベントが企画実施され、日本学術振興会の国際活動の拠点として高く評価される。 ・諸外国での的確な情報収集と活発な情報発信がなされており、日本学術振興会の国際活動と国際戦略策定に欠かせない存在となっている。

して若手職員を対象に「国際協力員」として海外実地研修を行う機会を提供する。

11名の著名な研究者を招へいし、日本の高水準で優れた研究成果を発信した。

●シンポジウム等開催件数

海外センター名	開催件数		
	参加者50名以上	参加者50名未満	合計
ワシントン	8	1	9件
サンフランシスコ	6	3	9件
ボン	3	5	8件
ロンドン	8	4	12件
ストックホルム	6	10	16件
ストラスブール	2	14	16件
バンコク	6	0	6件
北京	5	7	12件
カイロ	9	15	24件
ナイロビ	4	3	7件
サンパウロ	1	0	1件
計	58	62	120件

・各国において現地在住の日本人研究者の会合・勉強会の開催、データベースの整備など、海外での研究者ネットワーク構築のための活動を積極的に展開した。
・大学等の海外活動展開協力・支援事業として、6大学等が3研究連絡センター（ロンドン、北京及びカイロ）を海外事務所として利用し海外拠点活動を展開した。
・各国において、振興会事業説明会を88回開催するなど、積極的な広報活動に努めた。
・平成27年6月に新設された、「海外学術動向ポータルサイト」において、各海外研究連絡センター及び海外アドバイザーが収集した情報を引き続き国内の大学関係者等に広く情報提供した。
https://www-overseas-news.jsps.go.jp/
・「国際学術交流研修」として、振興会本部での1年間の研修を経た国公私立大学の職員16名を海外研究連絡センターで1年間受け入れ、センター業務に従事させることにより、国際交流に関する幅広い見識と高度な実務能力を有する事務系職員の養成を図った。また、同研修についてのパンフレットを作成して大学に配布するなど周知活動にも努めた。

国際人材の育成を行い、ハード・ソフト両面で大学の国際化を支援していることは高く評価できる。

（各評価指標等に対する自己評価）
・評価指標である５－５については715件であり、前中期目標期間実績と同水準である。

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－６	６ 総合的な学術情報分析基盤の構築 （１）情報の一元的な集積・管理体制の構築 （２）総合的な学術情報分析の推進 （３）学術動向に関する調査研究				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学術振興会法第 15 条第 6 号	業務に関連する政策・施策		関連する政策評価・行政事業レビュー	
当該項目の重要度、難易度					
参考ＵＲＬ	学術システム研究センター（調査報告等） http://www.jsps.go.jp/j-center/chousa_houkoku.html グローバル学術情報センター http://www.jsps.go.jp/j-cgsi/index.html				

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間実績等	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度
【評価指標】							
情報の分析や調査研究の成果の発信状況（B 水準：中期目標期間中に 10 件程度）	中期目標期間中に 10 件程度	－	4 件（適時の成果の公表を含む）				
学術動向調査の実施件数（B水準：中期目標期間中に 614 件程度）	中期目標期間中に 614 件程度	614 件	128 件				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度
決算額（千円）	335,160				
従事人員数（人）	4				

注１）決算額は「６ 総合的な学術情報分析基盤の構築」の支出額を記載。

注２）従事人員数については「６ 総合的な学術情報分析基盤の構築」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
					業務実績	自己点検評価		
	事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支えることができるよう、振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析･活用する基盤を構築する。	振興会の諸事業等に関する情報を総合的に活用する基盤を構築し、事業の成果の把握､分析を行うとともに､事業の改善や高度化に向けた取組を実施する。			＜主要な業務実績＞	評定　B ＜評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画どおり、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をＢとする。 （B 評定の根拠） ・平成 30 年度における総合的な学術情報分析基盤の構築について、中期目標に向かって、システム実装等について検討を進めるとともに、学術情報分析センター及び学術システム研究センターにおいて実績を上げている。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、自己点検評価に記載の内容で適切な評価が行われていると認められ、評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・情報の分析が振興会事業にどのようにフィードバックされているのかを示すことも必要か。 ＜その他事項＞ ・学術振興会は、学術研究の支援などの面でこれまで多大なデータを蓄積しており、その分析は今後の学術基盤の構築や、優れた研究への推進・助成で大きな原動力となる可能性がある。センターの今後の活動に期待する。 ・海外の学術動向の調査は大変重要で、特に、学際的研究の推進についてはよく調査して欲しい。その際、海外のファンディングエージェンシーの学際的研究への助成のあり方や審査体制をよく調査分析して欲しい。

	（１）情報の一元的な集積・管理 　事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、情報セキュリティや個人情報保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する。	（１）情報の一元的な集積・管理 　情報セキュリティの確保や個人情報の保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する体制を整備するとともに、事業横断的な分析を可能とするための情報の整理に取り組む。	（１）情報の一元的な集積・管理体制の構築 　事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、振興会の諸事業に係るデータについて、情報セキュリティの確保や個人情報の保護を徹底した上で、業務の状況を勘案しつつ集約・共有及び一元的な管理を進める。	【評価指標】 ６－１　情報の一元的な管理の状況（取組実績を参考に判断） 【目標水準の考え方】 ６－１　事業の枠を超えた活用を可能とする情報基盤が構築されているか、情報の一元的な管理に係る取組実績を参考に判断する。	【情報の一元的な集積・管理】 ・事業の枠を超えて情報を総合的に活用するために必要とする情報セキュリティの確保に関する方策、システム実装について検討を開始した。 ・業務基盤システムに新たな共有ファイルシステムを構築し、データの集約、アクセス制限の見直し及び強化を実施した。 ・事業の枠を超えたデータの活用が可能な環境を実現するにあたりデータの扱いや業務プロセスについて各課との調整が不可欠であり、各事業課へのヒアリング等を着実に進めているところである。	（１）情報の一元的な集積・管理 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度における情報の一元的な集積・管理について、中期計画どおり、中期目標に向かって順調に実施していると言えることから、補助評定をｂとする。 （b 評定の根拠） ・事業の枠を超えて情報を総合的に活用するための検討を開始するとともに、業務基盤システムへの新たな共有ファイルシステム構築によるデータ集約・アクセス制限の見直しや情報の一元的な管理に向けてヒアリング等実施するなど計画通りに実施されたことは評価できる。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である６－１については、事業の枠を超えて情報を総合的に活用するための土台として、業務基盤システムに新たな共有ファイルシステムを構築、データの集約及びアクセス制限の強化を実施した。これにより職員と業務委嘱者（審査委員等）の権限が明確に分離され、今後一元的に管理を行うための基礎を構築することができたことは評価できる。	（１）情報の一元的な集積・管理 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。
	（２）総合的な学術情報分析の推進 　振興会の諸事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとと	（２）総合的な学術情報分析の推進 　学術情報分析センターにおいて、振興会の諸事業に係る情報を横断	（２）総合的な学術情報分析の推進 　学術情報分析センターにおいて、振興会の諸事業に係る情報を横断	【評価指標】 ６－２　情報の分析や調査研究の成果の発信状況（Ｂ水準：中期目標期間中に 10 件程度）	【学術情報分析センター】 ・学術情報分析センターの設置 　学術情報分析センターは、平成 30 年 3 月末まで設置されていたグローバル学術情報センターを改組し、平成	（２）総合的な学術情報分析の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の	（２）総合的な学術情報分析の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で

	もに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行うことにより、総合的視点に立った企画・立案と事業改善に資する。	的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行う。その際、関係機関との連携協力を進める。 分析や調査研究の成果については、学術システム研究センターや諸事業の担当部署に提供・提案するとともに、必要に応じホームページ等において情報発信を行う。分析や調査研究の成果の発信については、中期目標期間中に10 件程度のテーマについて実施する。	的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を開始する。その際、関係機関との連携協力を進める。 分析や調査研究の成果については、学術システム研究センターや諸事業の担当部署に提供・提案するとともに、ホームページ等において情報発信を行う。情報発信については２件の報告書の他、適時に成果の公表を行う。	【目標水準の考え方】 ６－２ 振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析する観点から、10 件程度のテーマを設定し、分析や調査研究を行い、その成果について発信することを達成水準とする。	30 年４月に新たに設置された。 同センターは、所長の下、分析研究員及び分析調査員により構成されており、分析研究員３名（大学等の学術研究機関において教授または准教授の職にある者が兼務。うち１名は副所長）は、それぞれのテーマに係る調査分析を総括するとともに、振興会の諸事業に係る調査分析に関し助言を行った。また、分析調査員（常勤）は分析研究員の指導の下、当該テーマに係る調査分析の業務を担うとともに、事業動向など事務的な調査分析業務を処理した。 ・連絡会議の設置 学術情報分析センターの業務の円滑な推進を図るため、学術情報の分析に係る関係機関その他の有識者の委員により構成される連絡会議を設置し、会議を開催するとともに、適時に学術情報分析センターの活動に対する助言を得ることが出来る体制を整えた。 ・調査分析のための情報基盤の構築 グローバル学術情報センターから引き継いだ、科研費の応募、審査、採択課題、研究成果に関する諸データに、新たなデータを追加収集した。 また、Elsevier 社から購入した Scopus カスタムデータを利用し、書誌計量学的分析を実施出来る体制を整備した。 さらに振興会事業全体にかかる「基礎データ集」を作成し、振興会の諸事業について基礎的なデータの収集・蓄積を行うとともに、振興会内で情報を共有した。 ・審査意見書作成候補者選考支援システムの開発 グローバル学術情報センターにおける確率的潜在意味解析（LDA）の取組の成果を発展させ、審査委員等の選考を支援するシステムの実装を進めた。具体的には、科研費の特別推進研究、基盤研究(S)の応募書類の研究計画調書の記載内容を分析し、その審査の際に参考とされる審査意見書を作成する候補者のリストを出力し、学術システム研究センター研究員が行う選考の参考に提供した。 ・振興会の諸事業に関する調査分析 - 科研費助成事業に関連した調査分析	実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、補助評定をｂとする。 （b 評定の根拠） 振興会の諸事業を対象の動向や成果の把握・分析を実施し、また、関係機関とも連携協力を行った結果、十分に中期計画通りの成果を上げるとともに、審査意見書作成候補者選考支援システムの開発など中期計画を上回る成果も上げることが出来た。 なお、情報発信については、JSPS-CSIA REPORT を４件刊行し、報告書の数としては年度計画の２件を上回っているが、これに加える形で予定された適時の成果の公表も JSPS-CSIA REPORT の刊行として行われたことから、概ね中期計画通りの成果を上げた。 ・学術情報分析センターの設置は、グローバル学術情報センターの成果を継承しつつ、科研費助成事業、研究者養成事業、国際交流事業といった広範な事業の動向や成果を、新たな観点や手法により横断的に把握・分析することを可能としており高く評価できる。 ・分析研究員及び分析調査員は、学術情報の分析について高い専門性を備えている。 ・連絡会議は、振興会と他の学	示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

＜研究者のネットワーク分析＞
　科研費の申請等のデータに基づく研究者のネットワークの分析を行い、分野を超えた研究者の協力関係等を視覚化した。
＜成果論文に記載された謝辞の分析＞
　科研費助成事業等の支援の成果を把握・分析するため、Scopus データの謝辞情報を利用し、論文等の資金配分者を同定する取組を行った。

- 研究者養成事業に関連した調査分析
＜ポストドクター等の動向分析＞
　ポストドクターを中心とする若手研究者の動向の把握・分析を実施し、フェローシップ事業や海外研鑽機会の効果や意義等について明らかとなった内容をJSPS-CSIA REPORT において報告した。

- 振興会事業の国際性に関連した調査分析
　国際交流事業、科研費で採択された諸課題における国際共同研究、特別研究員の海外での活動、そして、大学の教育研究機能の向上のための事業を通した海外大学との協力等の活動を取りまとめ、JSPS-CSIA REPORT において報告した。

- 男女共同参画に関する情報の把握・分析
　振興会の特別研究員－RPD 事業に関する各種人数データの推移、採用者の各種状況、事業の制度改善等について取りまとめ、JSPS-CSIA REPORT において報告した。

・調査分析の成果の情報発信
　調査分析の成果を、JSPS-CSIA REPORT（CSIA は、学術情報分析センターの英文名称「Center for Science Information Analysis」の略）として 4 件刊行した。

号	刊行日	名称
1	平成 30 年 7 月 6 日	日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開
2	平成 30 年 12 月 26 日	日本学術振興会特別研究員事業によるポストドクターのフェローシップと海外研鑽の効果について ポストドクター等の動向分析から見えるもの①
3	平成 31 年 3 月 29 日	出産・育児による研究中断を経験した若手研究者支援への取り組み －「特別研究員 - RPD(Restart Postdoctoral Fellowship)」の現状と推移－

術情報の分析に係る機関との間で相互に情報やノウハウを共有される新たな枠組みとして機能している。

・科研費の審査意見書作成候補者選考支援システムの開発は、学術システム研究センター研究員の業務の支援に向け大きな前進となる取組と言える。

（各評価指標等に対する自己評価）
・評価指標である６－２については、JSPS-CSIA REPORT を 4 件刊行し、報告書の数としては年度計画の 2 件を上回る成果を上げたことは評価できる。

（課題と対応）
・分析調査員について、3 名のうち 2 名が兼務または短時間勤務となっていることが調査分析活動の制約要因となっていたことから、次年度は拡充の予定である。

	（３）学術動向に関する調査研究の推進 振興会の諸事業を長期的観点に立って効果的に展開するため、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究を行うとともに、その結果を新たな事業の企画・立案等に活用する。	（３）学術動向に関する調査研究 学術システム研究センターにおいて、学問領域の専門的な知見に基づき、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等、振興会の業務運営に関して必要な調査・研究を実施する。 国内外における学術振興施策については、学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、海外研究連絡センターにおける収集情報などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。 学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。特に、	（３）学術動向に関する調査研究 学術システム研究センターにおいて、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等に関する調査・研究を実施し、その結果を取りまとめ、振興会事業の企画・立案等に活用する。 国内外における学術振興施策については、学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、海外研究連絡センターにおける収集情報などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を行う。 学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を行う。特に、学術シス	【評価指標】 ６－３ 学術動向調査の実施件数（B水準：中期目標期間中に 614 件程度） 【目標水準の考え方】 ６－３ 学術の振興を図るための諸事業を長期的観点に立って効果的に展開する観点から、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究について、前中期目標期間における実績（614 件）と同程度実施することを達成水準とする。	4 | 平成 31 年 3 月 29 日 | 学術情報分析センター平成 30 年度活動報告 ・研究評価に関する G7 ワーキンググループへの参加 平成 30 年 6 月にオタワで開催された「研究評価に関する G7 ワーキンググループ会合」に参加し、学術情報分析センターの取組を発表するとともに、各国の関係機関の調査分析活動状況について情報を入手した。 【学術システム研究センター】 ・振興会事業の審査方法の在り方の検討等に当たっては、Scopus 収録論文における科研費成果論文の分析や、主要国のファンディングエージェンシーにおける審査システム等の情報分析を行っている学術情報分析センターと連携した。 ・海外研究連絡センターが取りまとめた海外の学術動向等を学術システム研究センター研究員にも情報提供し、国内外の学術研究動向や研究者動向等の調査・研究に活用した。 http://www.jsps.go.jp/j-kaigai_center/higher_education.html ・学術システム研究センター研究員を研究担当者として振興会と研究員が所属する研究機関（平成 30 年度は 51 研究機関（128 課題））が委託契約を締結し、各分野等における学術動向等に関する調査研究を実施した。 ・学術動向等に関する調査研究は、揺籃期にある学術分野または横断的学問分野等の派生した分野等の最新動向、さらにはこれまでの学術分野の動向（その分野が抱える課題）も含む学問全般に係る学術の動向調査であり、下記のような振興会の審査・評価業務の向上や、事業全般に対する提案・助言等に活用した。 ＞科研費における審査システム業務改善：学術動向を踏まえつつ、審査委員の選考や公募要領、審査の手引き等の見直しを実施した。 ＞特別研究員事業における審査システム業務：学術動向を踏まえつつ、審査委員の選考や分野毎の書面審査セットの見直しを行うとともに、審査の手引、募集要項、審査方針等の見直しを行った。 ＞審査委員等の候補者案の作成及び審査結果の検証	（３） 学術動向に関する調査研究の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、補助評定を b とする。 （b 評定の根拠） ・学術情報分析センターや海外研究連絡センターと日常的に連携することは情報収集の効率的な方法であり高く評価できる。 ・研究員を研究担当者として、振興会と学術システム研究センター研究員が所属する研究機関との間で、「学術動向等の調査研究」のための委託契約を締結し、各研究員の専門領域にとどまらない、全般的な学術の振興を見据えた学術動向等に関する調査研究を行っている。これらの成果は、審査員選考方法をはじめとする審査システム、評定基準・評価方法などの様々な面での業務の改善等に活用しており評価できる。 ・学術動向を踏まえつつ、研究	（３） 学術動向に関する調査研究の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

		学術システム研究センターの研究員全員に専門分野についての学術動向研究を依頼し、毎年度報告を受けるとともに、結果を取りまとめ、事業の企画・立案に活かす。 これらの調査・研究については、前中期目標期間の実績と同程度の件数を実施する（前中期目標期間実績：614 件）。また、その成果については、必要に応じ報告書等に取りまとめホームページ等において公表する。	テム研究センターの研究員が専門分野に係る学術動向研究を年間 125 件程度実施し、その成果をより適切な審査委員の選考や評価システムの整備等に反映させ、振興会が行う審査・評価業務等の向上に役立てる。 また、これらの成果については、必要に応じて報告書等に取りまとめ、ホームページ等において公表する。		＞日本学術振興会賞及び日本学術振興会 育志賞の予備的審査 ＞国際交流事業に係る個別の助言等：本会と関係のある諸外国の学術振興機関との協力事業等の実施に当たって、学術動向を踏まえつつ、１）フィリップ・フランツ・ジーボルト賞（ドイツ）の候補者となる研究者について助言し、２）中国国家自然科学基金（NSFC）との国際共同プログラムについて候補となる公募分野の提案を行った。 ・科研費特設分野研究及び特設審査領域代表者交流会の実施 特設分野研究又は特設審査領域に採択された研究代表者が、互いの研究課題を知ることで、既存の分野を超えた新たなネットワークが構築され、新しい学術の芽が生まれてくることを期待し、学術システム研究センターでは平成 28 年度、平成 29 年度及び平成 30 年度に設定された６分野・２領域（「グローバル・スタディーズ」「人工物システムの強化」「複雑系疾病論」「オラリティと社会」「次世代の農資源利用」「情報社会におけるトラスト」「高度科学技術社会の新局面」「超高齢社会研究」）において研究代表者交流会を開催した。 「グローバル・スタディーズ」 （開催日：平成 30 年 9 月 11 日　23 名） 「人工物システムの強化」 （開催日：平成 30 年 10 月 17 日　21 名） 「複雑系疾病論」 （開催日：平成 30 年 10 月 3 日　29 名） 「オラリティと社会」 （開催日：平成 30 年 10 月 9 日　20 名） 「次世代の農資源利用」 （開催日：平成 30 年 10 月 10 日　19 名） 「情報社会におけるトラスト」 （開催日：平成 30 年 10 月 22 日　13 名） 「高度科学技術社会の新局面」（開催日：平成 30 年 10 月 1 日　8 名） 「超高齢社会研究」	者の視点に立った制度運営の実現に向けて積極的に活動しており高く評価できる。 ・学術研究動向調査研究の実施計画や予算の審議、及び、前年度の報告書の確認については、外部有識者で構成される運営委員会でも行っており、評価できる。 ・科研費特設分野及び特設審査領域研究代表者交流会の実施は、課題の枠組みをつくるだけでなく、研究代表者間のネットワーク構築を促すことは、我が国が今後国際的に先導していくべき研究を発掘し、育てていくという新たな試みである点で評価できる。 ・研究発表は、各研究員がどのような研究を行っているか理解を深めることができるとともに、特に異分野の研究者が集まる場（例：主任研究員会議）での研究発表は、異分野融合、境界領域や揺籃期の研究に貢献するものであり、評価できる。	

					（開催日：平成 30 年 10 月 15 日　30 名） ・研究発表等の実施 主任研究員会議・専門調査班会議において、各研究分野における歴史的発展や最新研究動向、各分野の基礎研究の現状や人材育成の状況等について学術動向調査の結果を踏まえつつ情報交換を行い、学術研究の現場の視点を踏まえた業務改善に役立てるとの観点から、その意義について発表を実施した。 ・研究成果の公開 平成 30 年度の委託契約に基づく調査研究成果が『調査研究実績報告書』として提出され、それらを取りまとめ、未発表の研究情報や個人情報が含まれる場合には公開について個別に検討を行い、ウェブサイトで公開を行う準備をした。 http://www.jsps.go.jp/j-center/chousa_houkoku.html	・知的所有権や個人情報の問題に配慮しながらも、積極的に研究成果を公開していることは評価できる。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である６－３については中期目標に定められた水準（中期目標期間中に 614 件）で実施されている。	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－７	７ 横断的事項 （１）電子申請等の推進 （２）情報発信の充実 （３）学術の社会的連携・協力の推進 （４）研究公正の推進 （５）業務の点検・評価の推進				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学術振興会法第 15 条第 5 号、第 7 号、第 9 号 独立行政法人通則法第 32 条	業務に関連する政策・施策		関連する政策評価・行政事業レビュー	
当該項目の重要度、難易度					
参考ＵＲＬ	振興会ホームページ　和：https://www.jsps.go.jp/index.html、英：https://www.jsps.go.jp/english/index.html メールマガジン（バックナンバー）　https://www.jsps.go.jp/j-mailmagazine/backnumber.html ひらめき☆ときめきサイエンス事業　https://www.jsps.go.jp/hirameki/index.html 卓越研究成果公開事業　https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu/index.html 学術の社会的連携・協力の推進事業　https://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/index.html 不正使用・不正行為受付窓口　https://www.jsps.go.jp/j-kousei/madoguchi.html 研究公正推進事業　https://www.jsps.go.jp/j-kousei/index.html				

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間実績等	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度
【評価指標】							
振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断）	－	4,783,818 件	8,899,354 件				
大学と産業界の研究者等による情報交換の場として新たに設置した委員会・研究会数（Ｂ水準：中期目標期間中に８件程度）	８件程度	10 件	４件				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度
決算額（千円）	832,517				
従事人員数（人）	9				

	研究倫理教育の高度化に係る支援状況（B水準：研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度２回程度開催）	毎年度２回程度	６回	２回					

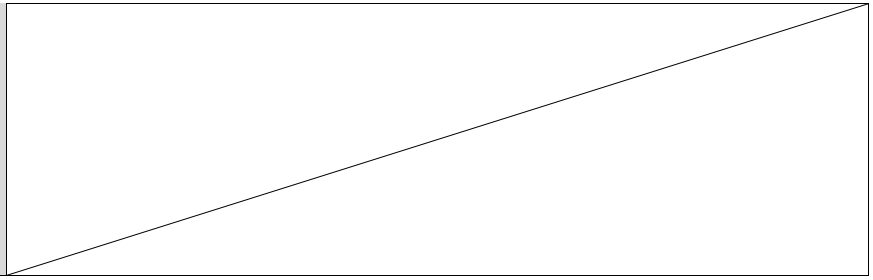

注１）決算額は「７ 横断的事項」の支出額を記載。

注２）従事人員数については「７ 横断的事項」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
				業務実績	自己点検評価		
振興会の事業が、研究者のみならず社会からもより高い支持、信頼を得られるよう、横断的な取組を行う。				＜主要な業務実績＞	評定　B ＜評定に至った理由＞ 平成30年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をBとする。 （B評定の根拠） ・募集要項・応募様式等の書類をホームページから入手可能な状態とすること、電子申請システムにより各事業の応募受付、審査業務、交付業務を実施すること、e-Radの連携活用を推進すること、適切な情報セキュリティ対策を実施することなど、計画を着実に実施している。 ・ホームページ等による迅速な情報発信や、わかりやすいパンフレットの作成、計画を着実に実施している。 ・大学と産業界の研究者等による情報交換の場を着実に開催・運営している。 ・研究倫理プログラム履修義務化についての周知や研究倫理教育教材の開発・改修等、計画を着実に実施している。 ・自己点検評価及び外部評価実施し、PDCA サイクルを着実に実施しており、計画通りに着実に実施している。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、自己点検評価に記載の内容で適切な評価が行われていると認められ、評定をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・振興会の事業は見えにくいこともあり、理解を深める一環として、メディアとの懇談会なども検討してはどうか。 ＜その他事項＞ ・学術とイノベーションとの関係を議論する場が、多くの場面で設置されていることは評価できる。そのような議論の場では、民間サイドの、研究ニーズを学術レベルまでブレイクダウンして議論する姿勢が重要。
（１）電子申請等の推進 研究者の負担軽減や	（１）電子申請等の推進 公募事業については、	（１）電子申請等の推進 研究者へのサービス	【評価指標】 ７－１ 電子申請等の推	【公募事業における電子化の推進】 ・募集要項・応募様式等の書類については、全ての公募	（１）電子申請等の推進 補助評定：b	（１）電子申請等の推進 補助評定：b	

	業務効率化の観点から、電子申請等に必要な情報システムを整備する。	研究者、審査委員及び大学等研究機関の負担を軽減し、業務を効率的に実施するため、情報システムを活用する。その際、応募や審査に係る機密性の高い情報を保護するため、情報セキュリティを確保する。 公募事業の応募手続き及び審査業務については、「電子申請システム」を整備し、費用対効果を勘案しつつ、電子化を推進する。電子化に当たっては、府省共通研究開発管理システムとの連携を図りつつ、積極的に推進する。 なお、両システムに共通する機能については、業務効率化の観点から十分な検証を行い、重複開発を行わないように調整を図る。	向上等を図るため、募集要項・応募様式等の書類は、原則として全ての公募事業においてホームページから入手可能な状態とする。 研究者からの申請書類を電子的に受け付ける「電子申請システム」については、本格運用を開始している公募事業を継続して実施する。 なお、実施に当たっては、文部科学省が開発・運用を行っている府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の連携活用を推進し、柔軟に対応する。 また、システムの設計・開発に当たっては、情報セキュリティ・ポリシー及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を含む政府機関における一連の対策を踏まえた情報セキュリティ対策を実施する。システムの基幹部分において必要に応じてアップグレードを行い、セキュリティを確保する。 （ｉ）科学研究費助成事業 応募手続・審査業務・交付業務について電子申請システムを活用するとともに、制度改善に伴う電子申請システムの見直しを行い、研究者・	進状況（応募手続や審査業務等の電子化実績等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 ７－１ 研究者の負担軽減や業務効率化を図るための情報システムが整備されているか、応募手続や審査業務等の電子化の実績及び制度改善や研究者等の意見を踏まえたシステムの改修実績等を参考に判断する。	事業においてホームページから入手可能な状態とした。 ・電子申請システムについては、平成 30 年度も引き続き、各事業の応募受付、審査業務、交付業務を実施した。また、研究者や事務担当者の意見等に基づき、利便性の向上等を図るとともに、適宜電子化の拡充、制度改善等に伴う改修を実施した。 ・科学研究費助成事業において電子申請システムと e-Rad の双方向連携を実施するなど、e-Rad の連携活用を推進した。 ・電子申請システムの設計・開発において、情報セキュリティポリシー及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を含む政府機関における一連の対策を踏まえた情報セキュリティ対策を実施し、可能な限り脆弱性を保有しないように努めた。また、電子申請システムの基幹部分において、必要に応じてアップグレードを行い、セキュリティを確保した。 ■科学研究費助成事業 （全般的事項） ・平成 30 年度に「国際共同加速基金（国際共同研究強化（B））」が新設されたことに伴い、応募手続、審査業務、交付業務の電子化を行った。 また、e-Rad との双方向連携機能の本格的な運用を開始したことで応募情報や採否情報、交付情報等を電子申請システムから e-Rad へ送信できるようになり、迅速な	＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度における電子申請等の推進については、中期計画どおり履行し、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、補助評定を b とする。 （b 評定の根拠） ・募集要項・応募様式等の書類をホームページから入手可能な状態とすること、電子申請システムにより各事業の応募受付、審査業務、交付業務を実施すること及び利便性の向上、電子化の拡充、制度改善等に伴う改修を実施すること、e-Rad の連携活用を推進すること、適切な情報セキュリティ対策を実施することなど、計画を着実に実施している。 ・「国際共同加速基金（国際共同研究強化（B））」の新設や審査時の researchmap 等の活用など、制度改正に伴う電子申請システムの見直しを着実に実施している。また、迅速な e-Rad 更新により、競争的資金の e-Rad による一元的な管理に寄与してい	＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

		研究機関の利便性向上を図る。		e-Rad の更新を行っている。 ・「競争的資金における使用ルール等の統一について（平成 27 年 3 月 31 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ ）」により、研究者等に researchmap への登録及び入力等を促すこと等が求められていることを踏まえ、平成 30 年度研究活動スタート支援の公募において、科研費電子申請システム（応募システム）に、応募書類に researchmap の掲載情報を取り込む機能を設けた。当該公募の終了後、同機能の利用状況等を踏まえ、また、研究計画調書の業績欄の見直しに合わせ検討した結果、平成 31 年度公募においては、科研費電子申請システム（審査システム)に researchmap を連携させることとし、併せて科学研究費助成事業データベース（KAKEN）との連携機能を設けることで、審査委員が審査の際、審査システム上のリンクから researchmap 及び KAKEN にアクセスし、その掲載情報を必要に応じて参照できることとした。（再掲） （応募手続） ・平成 30 年度も引き続き、科研費の応募受付を電子申請システムにより行った（一部の研究種目を除く。）。 　また、全ての研究種目において、応募時の研究分担者承諾手続きを電子化した。（再掲） （審査業務） ・平成 30 年度も引き続き、科研費の審査業務を電子申請システムにより行った（一部の研究種目を除く。）。 　また、総合審査を導入している研究種目において、審査委員が研究計画調書を電子申請システムから一括でダウンロードできるように改修した。 （交付業務） ・平成 30 年度も引き続き、科研費の交付業務を電子申請システムにより行った（一部の研究種目を除く。）。 また、交付内定後の各種様式の提出方法について、電子申請システムに対応した様式の紙媒体による提出を不要とした。	る。 ・研究計画調書の業績欄の見直しに合わせ、科研費電子申請システム（審査システム）に researchmap だけでなく科学研究費助成事業データベース（KAKEN）との連携機能を設けることで、審査委員の利便性等の向上を図ったことは高く評価できる。 ・科研費の応募受付を、電子申請システムにより着実に実施している。また、研究分担者承諾手続きの電子化により、研究者、研究機関の負担軽減に寄与している。 ・科研費の審査業務を、電子申請システムにより着実に実施している。また、一括ダウンロード機能の実装により、審査委員の利便性向上に寄与している。 ・科研費の交付業務を、電子申請システムにより着実に実施している。また、様式の紙媒体による提出を不要としたこと及び研究分担者承諾手続きを電子化したことにより、研究者、研究機関の負担軽減に寄与してい

		（ⅱ）特別研究員事業、海外特別研究員事業 応募手続、審査業務について電子申請システムを活用するとともに、制度改善等に伴い電子申請システムの見直しが必要な場合は、随時開発を行うことにより、申請者、審査委員の利便性向上を図る。 （ⅲ）学術の国際交流事業 既に電子申請システムを用いて応募手続・審査業務を行っている事業は、当該システムを活用する。 ただし、推薦書等の第三者による認証が必要な調書の提出を伴う事業については、調書の提出以外の申請手続において電子申請システムを活用することとする。 新たに応募・審査業務の電子化を検討する際には、申請数や公募を行う回数等とシステム開発に要する費用を比較し、電子化することの効率性も勘案して導入の是非を判断する。		・「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））」について、交付内定後の研究分担者承諾手続きを電子化した。 ■特別研究員事業、海外特別研究員事業 ・平成 30 年度も引き続き申請受付、審査業務を電子申請システムにより行った。 ・特別研究員事業においては、審査区分表を用いた審査の導入に伴う改修等により、システムの充実を図った。 ・さらに、若手研究者海外挑戦プログラムの募集回数増に伴う改修を行い、より多くの申請者の利便性向上を図った。 ■学術の国際交流事業 ・既に電子化を行っている事業については、平成 30 年度も引き続き申請受付・審査業務を電子申請システムにより行った。 ・推薦書の添付が必要な「外国人特別研究員事業」、「外国人研究者招へい事業」及び「論文博士号取得希望者に対する支援事業」においても、推薦書等の提出を含めた完全電子申請化を実現し、利便性を高めた。 ・半年毎に、各事業の担当から電子申請システムの改修希望を聴取して取り纏め、システム開発業者から見積を徴取した上で、学術国際交流事業全体としての費用対効果を勘案し、必要部分についての改修を行った。	る。 ・学術国際交流事業において、引き続き電子申請システムを活用した申請受付・審査業務を推進し、申請者・審査員の利便性を高めたことは評価できる。また、半年毎に事業担当者の希望を聴取することで迅速なシステム改修を可能とする一方で、学術国際交流事業全体としての費用対効果を勘案して改修の是非を判断できていることは、業務運営の効率性の面で評価できる。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である７－１については、各事業とも、電子申請システムにより研究者、事務担当者、審査委員等の負担軽減及び業務効率化を図っている。	

	（２）情報発信の充実 振興会の活動及びその成果を総合的・効果的に情報発信することができるよう、広報活動に係る体制を整備する。その上で、受け手のニーズを踏まえた積極的な情報発信に取り組むとともに、情報発信の在り方について更なる検討を進め、中期目標期間の早期に一定の結論を得る。	（２）情報発信の充実 ①　広報と情報発信の強化 振興会の活動及びその成果を総合的・効果的に情報発信することができるよう、広報活動に係る体制を整備するとともに、研究者、関係機関、国民等の受け手のニーズを踏まえた積極的な情報発信を行う。 情報発信に際しては、広報誌等出版物、メールマガジン、ホームページ等の内容充実や見やすさ・分かりやすさの確保に努めるほか、ホームページへのアクセス動向等を踏まえ、最新情報を多様な媒体を活用しながら迅速かつ効果的に提供する。 また、振興会の活動及びその成果に係る一層効果的な情報発信の在り方について、更なる検討を進め、平成 30 年度中を目途に一定の結論を得る。	（２）情報発信の充実 ① 広報と情報発信の強化 広報活動に係る体制を整備し、振興会の活動及びその成果に係る一層効果的な情報発信の在り方について、外部有識者の意見も聴取した上で検討を行うとともに、平成 30 年度中を目途に一定の結論を得る。 また、各事業の実施状況等、学術研究に関わる情報について、以下の方法により公開し、積極的な情報発信を行う。 （ｉ）ホームページの活用 公募情報を中心として、振興会の業務内容に	【評価指標】 ７－２ 振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 ７－２ 振興会の活動及びその成果の総合的かつ効果的な情報発信が行われているか、ホームページへのアクセス件数（平成 26～28 年度の各年度平均実績：478 万件）、コンテンツごとのアクセス動向等を参考に判断する。	【広報と情報発信の強化】 ・平成 30 年 4 月により効果的な情報発信に向けて広報企画室を新設した。 ・理事長を委員長とする広報委員会において、外部有識者の意見も参考に効果的な情報発信について議論し、情報発信戦略の方向性を取りまとめた。 ・平成 30 年度はひらめき☆ときめきサイエンス事業やSSH 生徒発表会において、学生や教員に積極的に研究の魅力や振興会の役割を紹介した。また平成 29 年度に賛助会員となった日本科学技術ジャーナリスト会議の月例会として、振興会を会場に、科研費 100 周年を振り返る機会を設けた。 ■ホームページの活用 ・振興会ホームページへのアクセス数が 890 万件と前年度に比べ約 200 万件増加した。 訪問数：8,899,354 件	また、電子化の範囲を適宜拡充するとともに、制度改善や研究者等の意見を踏まえたシステムの改修を実施している。 （２）情報発信の充実 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度における広報と情報発信の強化について、中期計画どおり、中期目標に向かって順調に実施していると言えることから、補助評定をｂとする。 （b 評定の根拠） ・効果的な情報発信に向けての枠組み作りは概ね計画どおりである。 ・ひらめき☆ときめきサイエンス、卓越研究成果公開事業は順調に成果を上げている。 【広報と情報発信の強化】 ・研究者や国民にとって必要な情報をわかりやすく迅速に提供	（２）情報発信の充実 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

関する最新情報をホームページで迅速に提供する。また、コンテンツごとのアクセス動向等を踏まえ、一般国民や研究者のニーズに応える的確かつ見やすい情報提供に努める。

（ⅱ）ブローシャー等の発行

振興会の事業内容について分かりやすく編集したブローシャーを作成し、大学等関係機関、行政機関、海外の諸機関に配布するほか、必要に応じて事業ごとにリーフレット等を発行・配布する。また、英語版ニューズレターを年４回発行し、振興会の事業により来日経験のある外国人研究者、海外の学術振興機関、在日大使館等に配布する。

（平成 29 年度：6,728,356 件）

・公募情報を中心に、最新の情報を速やかにホームページにて告知し、内外の研究者や一般向けに広く迅速な情報発信を行った。

・既存の事業については、公募が終了した後の採択に関する情報や事業報告についてもホームページでの公開を積極的に行い、広く国民等へ情報発信を行った。

■ブローシャー等の発行

・ブローシャー（法人概要）のほか、科学研究費助成事業、各種国際交流事業、HOPE ミーティング等の事業ごとにパンフレット等を分かりやすく作成・編集し国内外の関係者に広く周知した。また、英文ニューズレター（JSPS Quarterly）を年 3 回（各回 7000-12,500 部程度）発行し、国内外の外国人研究者や大学等研究機関、海外の学術振興機関、在日大使館等に配布し、国内外の研究者、国民への情報発信に努めた。作成したパンフレット等は以下の振興会ホームページで電子媒体でも公開した。

日本語版：
https://www.jsps.go.jp/publications/index.html
英語版：
https://www.jsps.go.jp/english/publications/index.html

●パンフレット等作成実績

標題又は内容	発行時期	発行部数
JSPS 2018-19（ブローシャー）	H31 年 3 月	2,600 部
科研費パンフレット 2018（和文）	H30 年 9 月	1,300 部
科研費パンフレット 2018（英文）	H30 年 12 月	400 部
科研費 NEWS Vol.1	H30 年 6 月	16,700 部
科研費 NEWS Vol.2	H30 年 9 月	ー※1
科研費 NEWS Vol.3	H30 年 12 月	ー※1
科研費 NEWS Vol.4	H31 年 3 月	ー※1
ひらめき☆ときめきサイエンス事業パンフレット（A4 版）	H30 年 6 月	17,500 部
世界トップレベル研究拠点プログラムパンフレット第 13 版第 2 刷	H30 年 6 月	1,000 部

し、表示の仕方が工夫されている。

・ブローシャーのほか、科学研究費助成事業、ひらめき☆ときめきサイエンス事業、各種国際交流事業、HOPE ミーティング等の事業ごとにパンフレット等を分かりやすく作成・編集し国内外の幅広い年齢層の関係者に着実に周知できている。

・英文ニューズレターを年 3 回発行し、国内外の外国人研究者や大学等研究機関、海外の学術振興機関、在日大使館等に配布し、振興会ホームページにも掲載していることは国内外の研究者、国民への情報発信に大きく資するものと考えられる。

世界トップレベル研究拠点プログラムパンフレット第14版	H30 年 12 月	4,000 部
WPI 融合研究冊子 「Science Transcending Boundaries -Answer from WPI-」	H31年1月	200 部
JSPS Quarterly No.64	H30年6月	12,500 部
JSPS Quarterly No.65	H30 年 12 月	12,500 部
JSPS Quarterly No.66 及び 67 合併号	H31年3月	7,000 部
第11回 HOPE ミーティング広報チラシ	H30年6月	11,000 部
ノーベル・プライズ・ダイアログ東京2019（和文ちらし）	H31年1月	5,180 部
ノーベル・プライズ・ダイアログ東京2019（英文ちらし）	H31年1月	420 部
ノーベル・プライズ・ダイアログ東京2019 プログラム	H31年3月	1,400 部
平成31年度先端科学シンポジウム参加者募集ちらし（日米独）	H30 年 10 月	3,200 部
平成31年度先端科学シンポジウム参加者募集ちらし （日英・日加）	H31年3月	3,200 部
JSPS International Fellowships for Research in Japan 2019 リーフレット（和文）	H31年1月	8,400 部
JSPS International Fellowships for Research in Japan 2019 リーフレット（英文）	H31年1月	22,000 部
JSPS Summer Program 2019（ちらし A4 版）	H30 年 10 月	5,500 部
JSPS Science Dialogue Program 2019	H31年1月	1,600 部
30th Anniversary Postdoctral Fellowships for Research in JAPAN	H31年3月	300 部
平成32年度海外特別研究員・海外特別研究員―RRA 応募チラシ	H31年2月	2,000 部
平成31年度第2回若手研究者海外挑戦プログラム応募チラシ	H31年1月	13,000 部
平成 30 年度特別研究員-RPD 研究交流会パンフレット	H30年6月	170 部
第15回日本学術振興会賞パンフレット	H31年1月	400 部

第9回日本学術振興会 育志賞リーフレット	H31年2月	300部
博士課程教育リーディングプログラム パンフレット（和文）	H30年4月	3,700部
博士課程教育リーディングプログラム パンフレット（英文）	H30年4月	3,700部
博士課程教育リーディングプログラム 成果報告書	H30年4月	4,000部
卓越大学院プログラムパンフレット	H31年3月	2,000部
大学教育再生加速プログラム（AP）パンフレット	H31年3月	2,600部
平成30年度卓越研究員事業パンフレット（増刷）	H30 年 10月/11月	1,100部
2019年度卓越研究員事業パンフレット【研究機関用】	H31年1月	3,000部
2019年度卓越研究員事業リーフレット【研究者用】	H31年2月	2,000部
2019年度卓越研究員事業公募説明会開催案内チラシ	H31年2月	ー※２
産学協力（和文）パンフレット2018-19	H30年8月	500部
産学協力（英文）パンフレット (University-Industry Research Cooperation) 2018-19	H30年8月	500部
第33回国際生物学賞授賞式パンフレット	H30 年 11月	300部
第33回国際生物学賞授賞式記録	H31年3月	800部
国際生物学賞パンフレット（和文）	H31年1月	1,100部
国際生物学賞パンフレット（英文）	H31年1月	1,100部
国際学術交流研修	H30 年 10月	2,000部

※１　Vol.2 より冊子化廃止。電子データ（電子ブック及び PDF ファイル）をホームページに掲載。

※２　電子媒体にて作成・配布

●ポスター作成実績

標題又は内容	作成時期	作成部数
ひらめき☆ときめきサイエンス事業ポスター	H30年6月	680部
第11回HOPEミーティングポスター	H30年6月	1,500部

リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業ポスター	H30年6月	1,000部
ノーベル・プライズ・ダイアログ東京2019ポスター（和文）	H31年1月	1,415部
ノーベル・プライズ・ダイアログ東京2019ポスター（英文）	H31年1月	55部
第2回研究大学コンソーシアムシンポジウムのポスター（A2）	H30年9月	10部
第2回研究大学コンソーシアムシンポジウムのチラシ（A4）	H30年9月	500部
世界トップレベル研究拠点プログラム11拠点ポスター	H30年9月	2部
世界トップレベル研究拠点プログラム13拠点ポスター	H30年12月	2部
平成31年度先端科学シンポジウム参加者募集ポスター（日米独）	H30年10月	2,500部
平成31年度先端科学シンポジウム参加者募集ポスター（日英・日加）	H31年3月	2,500部
JSPS International Fellowships for Research in Japan 2019ポスター	H31年1月	4,500部
平成32年度分海外特別研究員募集ポスター	H31年2月	－※
平成32年度分海外特別研究員-RRA募集ポスター	H31年2月	－※
平成31年度第2回若手研究者海外挑戦プログラム募集ポスター（A2判）	H31年1月	100部
平成31年度第2回若手研究者海外挑戦プログラム募集ポスター（B2判）	H31年1月	10部

※ 平成26年度分募集より各機関へのポスター郵送は廃止し、作成したポスター電子データをホームページに掲載。

（ⅲ）メールマガジンの発信

インターネットを活用したメールマガジンにより、公募案内や行事予定等の情報提供を行う。

■メールマガジンの発信

・毎月およそ23,000名の登録者にメールマガジン「学振便り（JSPS Monthly）」を配信し、公募情報や行事予定の紹介に加え、科研費関連ニュース等、事業内容や公募・イベント情報の周知に努め、情報発信の強化を図った。公募情報については、受け手にわかりやすいよう、目的別に整理して発信した。

・メールマガジンの登録者数（年度末）が23,114件と前年度に比べ約1,000件増加した。

・毎月メールマガジンを配信し、公募情報や行事予定の紹介、科研費関連ニュース等、事業内容の周知に努めるとともに、内容の改善を図っており、登録者数が着実に伸びている。

年度末登録者数：23,114 件
（平成 29 年度：22,141 件）

●月別登録件数実績

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
22,200 件	22,257 件	22,644 件	22,788 件	22,840 件	22,882 件
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
22,194 件	22,589 件	22,920 件	22,932 件	22,946 件	23,114 件

●月別記事数

月	ﾄﾋﾟｯｸｽ	公募案内	科研費関連ﾆｭｰｽ	海外動向	行事予定	お知らせ
4 月	3	13	2	1	1	4
5 月	3	14	2	1	1	3
6 月	1	10	2	4	4	2
7 月	2	12	2	1	2	2
8 月	2	11	2	3	3	2
9 月	2	7	2	9	3	3
10 月	2	5	1	3	5	3
11 月	2	6	1	5	4	5
12 月	5	3	1	1	3	5
1 月	3	4	1	1	3	4
2 月	1	7	1	1	2	4
3 月	4	12	1	2	1	2

■ソーシャルメディアの活用

・WPI や HOPE ミーティング事業、先端科学（FoS）シンポジウム事業、ノーベル・プライズ・ダイアログでは、公募やイベントの情報を一元的かつ迅速に発信するため、フェイスブック等を活用している。
https://ja-jp.facebook.com/wpi.japan/
https://www.facebook.com/jspskenkyo2
https://www.facebook.com/jspshope/

・ソーシャルメディアにより WPI、 HOPE ミーティング事業、先端科学シンポジウム事業、ノーベル・プライズ・ダイアログ等について、事業活動、公募、イベントの情報・報告を一元的かつ迅速に発信したことは、評価できる。

（ⅳ）ソーシャルメディアの活用

多様な媒体による迅速な情報発信を行うため、公募やイベントの情報等について、必要に応じてソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用する。

② 成果の社会還元・普及・活用

（ⅰ）ひらめき☆ときめきサイエンス事業

我が国の将来を担う児童・生徒を主な対象として、研究者が科研費による研究について、その中に含まれる科学の興

【成果の社会還元・普及・活用】

■ひらめき☆ときめきサイエンス事業

・「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を全国各地の 152 機関で 278 プログラムを実施した。応募件数は昨年度と比較して、5 件増加した。（平成 30 年度：427 件（191 機関））

・科研費による研究成果を積極的に社会・国民に発信す

【成果の社会還元・普及・活用】

・全国 152 機関で 278 プログラムが実施されており、研究者が科学研究費助成事業の研究成果を分かりやすく説明することなどを通じて、学術と日常生活との関わり等に対する理解を深め

② 成果の社会還元・普及・活用

（ⅰ）学術システム研究センター等の調査・研究の成果、学術情報分析センターの分析結果、海外研究連絡センターの収集情報、及び科研費事業をはじめ振興会が実施

	する各事業において支援対象者から提出された実績報告書等については、知的所有権等に配慮した上で、事業の企画立案等に活用するとともに、ホームページへの掲載や出版等により、研究者をはじめ社会に積極的に提供し、広く社会還元を目指すとともに普及を図る。	味深さや面白さを分かりやすく発信する「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を全国各地の大学等で実施する。	ることを奨励するため、当事業において継続的にプログラムを実施し、子ども達の科学する心を育み知的好奇心の向上に大きく貢献した研究者を讃える「ひらめき☆ときめきサイエンス推進賞」を創設しており、平成 30 年度は平成29年度までに実施代表者としてプログラムを5回以上実施した研究者の中から委員会による選定の上27名を表彰した。 ・平成 30 年度までは委託事業により実施していたが、平成 31 年度からは委託事業ではなく、科学研究費助成事業として実施するための公募と審査を行った。 ■学術システム研究センターの調査・研究 ・平成 28 年度の委託契約に基づく調査研究成果が各研究員から『調査研究実績報告書』として提出され、それらを取りまとめ、未発表の研究情報や個人情報が含まれる場合には公開について個別に検討を行い、ホームページで公開した。 https://www.jsps.go.jp/j-center/chousa_houkoku.html ■海外研究連絡センターの収集情報 ・海外研究連絡センターが収集した海外の学術・高等教育動向に関する情報を集約した「海外学術動向ポータルサイト」において、最新のニュースやレポートを発信した。 http://www-overseas-news.jsps.go.jp/	る機会を積極的に提供するための取組を行っている。また、191機関、427 プログラムの応募があり、応募件数が着実に増加していることは、広報や情報発信が効果的に行われ、事業の重要性が広く認知されているという点で評価できる。 ・科学研究費助成事業として実施することで研究機関と個別に締結していた業務委託契約手続が不要となり、交付内定後速やかに研究費を執行できるようになる。このような研究機関及び振興会における業務効率化に取り組んだ点は評価できる。 ・学術システム研究センターにおける調査研究成果について、『調査研究実績報告書』をもとに、審査システム、評定基準・評価方法などの業務の改善等に役立てており評価できる。 ・公開に当たっては、知的所有権等に配慮して、公開について個別に検討を行っており評価できる。 ・平成 27 年度に開設したポータルサイトを活用し、海外の学術・高等教育動向に関する情報をわかりやすく発信できており評価できる。
	（ⅱ）学術研究の進展により生じた卓越した研究成果を広く一般に公開することにより、学術	（ⅱ）卓越研究成果公開事業 学術の進展により生じた卓越した研究成果	■卓越研究成果公開事業 ・本事業の運営体制を見直し、事業委員会を学識経験のある者数名で構成し、より機動的な運営体制とすることとした。	・卓越研究成果公開事業において、運営体制を見直し事業委員会を機動的な体制に整備した点

		研究の成果・普及及びその重要性についての理解促進に努める。また、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する。	をデータベースにより広く一般に公開することを目的とする「卓越研究成果公開事業」を実施する。 平成 30 年度は、委員会を開催し、「発見と発明のデジタル博物館（卓越研究データベース）」の充実方策について検討し、実施する。		・参画機関等との調整の上、データベース公開ページの改修を実施した。 ・本事業に参画している学協会の研究成果をデータベースに登録（累計データ登録件数：3,158 件）するとともに、新たに 11 件を公開した。	やデータベース公開ページの改修、参画機関の新たなデータベースの登録・公開を行うなど着実に事業を実施している。 （各評価指標等に対する自己評価） ・振興会ホームページへのアクセス状況について、平成 30 年度のアクセス数は 8,899,354 件と、中期目標に記載された平成 26～28 年度の各年度平均実績（4,783,818 件）に比べて 1.9 倍、前年度（6,728,356 件）に比べて 1.3 倍と増加していることは、ホームページによる情報提供へのニーズが高く、それに応えているものと評価できる。	
（３）学術の社会的連携・協力の推進 大学と産業界の研究者等による情報交換等を促進することにより、相互のインターフェイス機能の充実を図る。	（３）学術の社会的連携・協力の推進 大学等の研究のシーズ及び産業界の研究のニーズに応じた情報交換、交流促進を図るための場、また学界と産業界の連携による若手研究者の人材育成の場としての産学協力研究委員会等を、研究者の発意に基づいて設置する。その際、学界と産業界の研究者等が協力し、平成 29	（３）学術の社会的連携・協力の推進 学界と産業界の第一線の研究者等からのボトムアップによる発意に基づき、自由な研究発表、情報交換を行う場を提供し、産学協力の橋渡しを行う。 平成 30 年度は、以下の会議等を開催するとともに、産学協力研究委員会等の活動及び産学協力総合研究連絡会議	【評価指標】 ７－３ 大学と産業界の研究者等による情報交換の場として新たに設置した委員会・研究会数（Ｂ水準：中期目標期間中に８件程度） 【目標水準の考え方】 ７－３ 適時適切な研究テーマの設定により、学界と産業界の交流・連携を促進する観点から、平成 29 年度中に活動し	【学術の社会的連携・協力の推進】 ■産学協力総合研究連絡会議 産学協力総合研究連絡会議を 3 回実施し、以下の通り産学協力に関する諸事業の充実強化を図った。 ①設置継続及び新規設置に関する審査 平成 30 年度は 6 件の設置継続と 1 件の新規設置の審査について、活動の成果や今後の活動方針の提案に基づき審査を行い、7 件すべてにおいて継続と新規の設置が認められた。また、継続設置が認められた委員会に対して、活動の方向性や委員会メンバーの強化といった各委員会の取組みの強化につながる指摘を行った。また、新規設置が認められた委員会について、活動方針の指摘を	（３）学術の社会的連携・協力の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度における年度計画の実施状況について、中期計画どおり履行し、中期目標に向かって順調に実施していることから、補助評定を b とする。 （b 評定の根拠） 【学術の社会的連携・協力の推進】 今後の活動について、得られる	（３）学術の社会的連携・協力の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

		年度中に活動している研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計８委員会全てを刷新し、新たなテーマを設定した委員会・研究会を８件程度設置する。委員会等の設置に当たっては、学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携によって発展が期待される研究のシーズや分野及びその推進の方法・体制等について検討する産学協力総合研究連絡会議を開催し、審議結果を積極的に外部に情報発信する。また、国内外の研究者を集めてのセミナー、シンポジウムを開催するとともに研究成果の刊行を通じて、これら研究委員会の研究成果を発信する。 学術関係国際会議の開催のため、免税措置を受けられない主催者に代わり、特定公益増進法人としての募金の事務を行う。	の審議結果についての情報発信に努める。 ・産学協力総合研究連絡会議 産学協力研究委員会等諸事業の充実強化を図るとともに、学界と産業界との学術の社会的連携・協力によって発展が期待される分野やその推進方策を検討する。また、委員会・研究会の設置にあたって調査・審議を実施する。 ・産学協力研究委員会 産学の研究者の要請や研究動向に関し幅広い角度から自由に情報・意見交換を行うとともに、蓄積された成果発信の場として国際シンポジウム等の開催、活動成果の刊行を行う。 ・研究開発専門委員会 将来発展が期待される分野及び解決すべき課題について、新たなテーマを設定した委員会・研究会を３件程度新規設置し、専門的な調査審議を行う。	ている研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計８委員会全てを中期目標期間中に刷新することを達成水準とする。	行った。 ② 研究開発専門委員会の設置 学界と産業界との学術の社会的連携と協力によって発展が期待される分野やその推進方策について検討を重ねた結果、平成 30 年度に下記 4 つの委員会を設置した。 研究開発専門委員会 :「多様性をイノベーションに繋ぐ要因の研究と新たな評価法の提案」 :「自律型・複合型ＡＩ先端計測の新しい価値創造」 :「リソースロジスティクスに基づくサプライチェーンリスク戦略」 :「電力と情報通信のネットワーク基盤の融合による超スマート社会」 ③ 国際シンポジウム開催の支援 産学協力に資するため、テーマの重要性、事業計画の妥当性、成果の発信と学術の国際交流の促進、援助の必要性といった観点で産学協力によるシンポジウムを計 4 件支援した。 平成 30 年度の国際シンポジウムの支援について、無機・有機エレクトロルミネッセンスといった急速に発展を遂げている分野のシンポジウムだけでなく、成熟した半導体デバイス関連分野の中でも真空ナノエレクトロニクスという次世代の社会実装に関するテーマについても積極的に支援した。 ④ 事業運営改善のための検討 学術の社会的協力連携・推進事業において、各産学協力研究委員会は「自由でインフォーマルな活動を行う場」であることが事業の推進のために必要である。そのため、さらなる事業の推進を目指し現在抱える諸課題の整理と共有を本会議にて複数回にわたり実施し、事業運営方針の見直しも含めた今後の対応方策の検討を行った。 課題の整理と問題意識の共有を経て、業務内容の適正化を図り、適切な事業運営への取組みに着手した。 ■産学協力研究委員会の活動 大学、企業等の研究者・技術者が学界・産業界のそれ	成果だけにとどまらず、委員会の運営を踏まえた活動方針にまで積極的に指摘を行った点が評価できる。 シンポジウムで扱うテーマについて、現時点での重要性にとどまらず、これから発展するであろうテーマについても専門的な知見で支援を実施した点が評価できる。 産学協力総合研究連絡会議において、現状維持にとどまることなく、本事業の目的・意義を問い直す等、本質的な議論に臆することなく取り組んだ点は評価できる。	

					ぞれの要請や研究動向について情報交換等を行い、学術の社会的連携・協力の推進を図る場を設けるなど、産学協力の橋渡しを行った。なお、平成 31 年 3 月末現在、70 委員会が活動している。 ■研究開発専門委員会の活動 産学協力研究による研究開発を促進するため、将来の発展が期待される分野から選定した課題について専門的に調査審議を行い、5 委員会により計 15 回の会議を開催した。 また、設置期間終了に伴う新旧委員会の入れ替えを実施し、新たな研究課題や産業界のニーズに対応したテーマを発信した。 ■情報発信 事業の概要 http://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/index.html 産学協力総合研究連絡会議委員名簿 http://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/index2_1.html 産学研究協力委員会一覧 http://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/index2_2.html 研究開発専門委員会・先導的研究開発委員会一覧 http://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/index2_3.html 【学術関係国際会議開催に係る募金事務】 ・指定寄附金による募金及び特定公益増進法人としての募金について、平成 30 年度中に新規受託した募金事務はなかった。 ・引き続きホームページでの募金事務の受託基準、依頼方法、申請書類、FAQ 等を掲載して、周知に努めている。	学術の社会的連携・協力の推進を図るため、「産学協力研究委員会」を設置しており、全 70 委員会が精力的に活動しているといえ、評価できる。 研究開発専門委員会において流動的な社会情勢に対応すべく、今後の発展を促すべき適切な研究課題やニーズの高まりが予想される先導的な研究課題について専門的な調査審議を行うなど、着実に事業を運営しており評価できる。 インターネットを利用し、随時更新した情報を発信していることは評価できる。 （各評価指標等に対する自己評価） 評価指標である７－３については初年度から半数を達成した点が評価できる。 また、AI の先端計測や電力問題といった新規に設置した委員会の内容が時宜にかなっており、それらの点が評価できる。	
			また、学術関係国際会議の開催のため、指定寄付金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。				

（４）研究公正の推進 助成・支援事業の実施に当たり、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策を徹底するとともに、研究者の所属機関に対し、研究費の適切な管理・執行を促す。	（４）研究公正の推進 助成・支援事業のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止策を強化する。 このため、政府等の方針を踏まえ、研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、同システムを通じ、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供する。 また、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為を防止するため、文部科学省との適切な役割分担の下、各研究機関の不正防止に対する取組について、必要に応じ、事業ごとに適切な指導を行う。 さらに、研究機関を対象とする調査や利用者を対象とするアンケートから抽出したニーズを踏まえ、研究倫理教育教材の開発・改修を進める。また、研究機関における研究倫理教育の高度化を支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度２回	（４）研究公正の推進 研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、各事業の特性に応じ、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用するとともに、同システムを通じ、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供する。 研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為を防止するため、必要に応じ、事業毎に各研究機関における不正防止に対する取組の状況等を把握し、指導を行う。また、各事業に参画する全ての研究者に対して、事業説明会や公募要領への記載等の方法により、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為については厳格に対応する旨周知するとともに、研究倫理教育に関するプログラムの履修を徹底させる。 公正な研究活動を推進するため、研究機関を対象とする調査や利用者を対象とするアンケートから抽出したニーズを踏まえ、学生向け研究倫理教育教材の開発及び既存の研究倫理教育教材の改修を進める。また、研究分野横断的又	【評価指標】 ７－４ 研究倫理教育の高度化に係る支援状況（Ｂ水準：研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度２回程度開催） 【目標水準の考え方】 ７－４ 研究機関における研究倫理教育の高度化を効果的に支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度２回程度開催することを達成水準とする。	【研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止】 ■研究機関における研究費の管理・監査や公正な研究活動の推進に向けた体制整備 ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制の整備及びその実施状況等についてのチェックリスト並びに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況等についてのチェックリストを文部科学省に提出することを応募要件とし、研究費の管理・監査の徹底、公正な研究活動の推進に向けた体制整備を図った。 ・科研費では文部科学省と連携して実地検査（60 機関）を行い、チェックリストに基づき、各研究機関の不正防止の取組状況や科研費管理体制の実態の把握に努めた。また、管理体制の改善を要する点等についての検査記録を研究機関に通知し、必要に応じてフォローアップを行うこととした。 ■研究者を含む関係者の意識改革の促進 ・事業説明会等の場において、実地検査で把握した事例の周知を通じて、研究機関の教職員に対して不正使用、不正行為の防止策について注意喚起、指導等を実施した。 ■研究者の理解の明確化 ・科研費、特別研究員等の資金配分事業では、研究者の意識改革の取組として、参画する全ての研究者に交付申請時までに研究倫理教育プログラムを履修したことを誓約させた。 ・募集要項において、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為があった場合は、厳しい措置で対応する旨周知した。 ■その他 ・研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するた	（４）研究公正の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度の中期計画実施状況は、中期計画どおり、中期目標の達成に向けて順調に実績を上げていると言えることから、補助評定をｂとする。 （b 評定の根拠） ・チェックリスト提出の応募要件化や交付申請時までの研究倫理プログラム履修義務化について、公募要領や事業説明会において周知・徹底することにより、年度計画どおり実施している。また、研究機関における不正防止に対する取組状況の把握・指導については、科研費において実地検査を行うことにより着実に実施している。これらの取組みは、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止に実効性を持たせていると考えられ、評価できる。	（４）研究公正の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

		程度開催する。	は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは他の研究資金配分機関等と連携したシンポジウムを２回程度開催する。		め、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、同システムを通じ、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供した。 ・競争的資金等に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の告発受付窓口を設置している。 【研究公正推進事業】 ■研究倫理教育教材の開発・改修 ・人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野に共通する標準的な研究倫理に関する教育教材として開発した図書教材『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編（平成 27 年 3 月 31 日発行）の改訂に着手した。 ・上記図書教材をもとにした e-learning 教材 eL CoRE（日本語版・英語版）のサービス提供を実施するとともに、客観的な事情の変更にともなう学習コンテンツの修正等を行った。 https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html ・e-learning による学修について、双方向型の教育プログラムと組み合わせることにより教育効果を高める工夫・方法を開発するために、上記 e-learning 教材の履修者を対象とした反転学習研修を、研究倫理セミナー「研究者倫理教育にグループワークを導入する」として東京で開催し、反転学習としてグループワークを導入する際のポイントを講演するとともに、模擬グループワークの体験を行った。 ・研究機関における大学院生向け研究倫理教育のニーズ調査に基づき、大学院生向け e-learning 教材 eL CoRE（日本語版）の開発を行った（令和元年度中にサービス提供開始予定）。 ■研究機関における研究倫理教育の高度化に係る支援 ・e-learning による学修について、双方向型の教育プログラムと組み合わせることにより教育効果を高める工夫・方法を開発するために、上記 e-learning 教材の履	・既存の教材について、年度計画どおり図書教材の改訂に着手、e-learning 教材を改修するとともに、年度計画を超えて当該 e-learning 履修者を対象とした反転学習研修会を試行した。また、年度計画どおり大学院生向け e-learning 教材を開発した。さらに、年度計画どおり研究倫理セミナーを開催するとともに、他の研究資金配分機関と共催して研究公正シンポジウムを開催した。これらの活動は、公正な研究活動を推進するために適切な取組と考えられ、評価できる。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である７－４については、平成 30 年度においては中期目標に定められた水準（毎年度２回程度開催）と同程度にセミナー及びシンポジウムを開催し、順調に実績をあげている点は評価できる。	

					修者を対象とした反転学習研修を、研究倫理セミナー「研究者倫理教育にグループワークを導入する」として東京で開催し、反転学習としてグループワークを導入する際のポイントを講演するとともに、模擬グループワークの体験を行った。（再掲） ・科学技術振興機構及び日本医療研究開発機構との共催で、研究公正シンポジウム「「研究倫理教育の先進的な取組事例に学ぶ」」を東京で開催し、先進的な取組事例を紹介し、より効果的な教育を目指して、どのような手法が有効かについて提案や議論を行った。 ・ホームページ「研究公正～Research Integrity～」について構成を見直し、研究倫理教育教材や、シンポジウム・セミナーに係る情報をより分かりやすく提供した。		
（５）業務の点検・評価の推進 自己点検評価や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営の改善を図る。	（５）業務の点検・評価の推進 毎年度、自己点検評価を実施するとともに、学界や産業界などを代表する有識者による外部評価体制を整備し、管理運営や各事業の実施状況等について、効率及び効果の両面から評価を行う。また、その結果については、業務運営の改善に反映する。	（５）業務の点検・評価の推進 独立行政法人通則法第三十二条の規定に基づき、自己点検評価を実施するとともに、学界及び産業界を代表する有識者により構成される外部評価委員会を開催し、管理運営や各事業の実施状況等について外部評価を行う。 評価の結果は、ホームページ等において公表するとともに業務運営の改善に役立てる。	【評価指標】 ７－５ 業務の点検・評価の実施状況（Ｂ水準：自己点検評価及び外部評価を毎年度実施） 【目標水準の考え方】 ７－５ 継続的な業務運営の改善を図る観点から、自己点検評価及び外部評価を毎年度実施することを達成水準とする。	【自己点検評価】 ■計画・評価委員会開催実績 開催日：平成 30 年 4 月 24 日 各部の長において、平成 29 年度事業及び第 3 期中期目標期間における業務実績に関する自己点検評価資料を作成後、計画・評価委員会に提出した。 学術システム研究センターの所長、副所長及びグローバル学術情報センターの所長も委員として参画している計画・評価委員会において、その評価資料を基に自己点検評価を実施し、外部評価委員会に提出した。 【外部評価】 ■外部評価委員会開催実績 第 1 回：平成 30 年 5 月 10 日 第 2 回：平成 30 年 6 月 7 日 第 3 回：平成 30 年 6 月 18 日 外部評価委員会委員は、学会や産業界を代表する 6 名の有識者に就任いただいている。 外部評価委員会では、計画・評価委員会から提出された自己点検評価報告書を基に管理運営や各事業の実施状況について総合的な評価を行った。評価結果については、規程や自己点検要領、評価手法、外部評価委員名簿等と共にホームページ上に公開した。 ・自己点検評価・外部評価結果の公表	（５）業務の点検・評価の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通りに実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 （b 評定の根拠） ・評価指標は目標水準に達しており、計画通りに実施された。 ・自己点検評価では、計画・評価委員会が自己点検評価報告書をまとめ外部評価委員会に提出するとともに、評価結果をホームページで適切に公表している。 ・外部評価では有識者による委員会を計 3 回開催し、外部評価報告書をとりまとめた。その結果を受け、業務の現状・課題の把握・分析を通じて業務の改善や見直し、効率的な実施に役立てており PDCA サイクルを実施している。	（５）業務の点検・評価の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

					http://www.jsps.go.jp/j-outline/data/tenken_29.pdf ●外部評価委員 青木　克己：長崎大学国際連携研究戦略アドバイザー、長崎大学名誉教授 射場　英紀：トヨタ自動車株式会社電池材料技術・研究部長 巽　和行：名古屋大学特任教授 辻　篤子：名古屋大学特任教授 古瀬　奈津子：お茶の水女子大学基幹研究院教授 観山　正見：広島大学学長室特任教授	（各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である７－５については自己点検評価及び外部評価を平成 30 年度も実施しており、目標水準に達している。	

４．その他参考情報
特になし

業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項

１．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅱ	業務運営の効率化に関する事項 １　組織の編成及び業務運営 ２　一般管理費等の効率化 ３　調達等の合理化 ４　業務システムの合理化・効率化
関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度	（参考情報） 累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価			外部評価委員による評価	
				業務実績	自己点検評価			
１ 組織の編成及び業務運営 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する研究者及び国民の信頼性を維持しつつ、機能的・効率的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的執	１　組織の編成及び業務運営 理事長のリーダーシップにより、中期目標を達成するため、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。その際、	１ 組織の編成及び業務運営 理事長のリーダーシップにより、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。		＜主要な業務実績＞ 【組織編成】 ・国際的な取組の戦略的かつ機動的な推進を図る体制を整備するため、平成 30 年 4 月に国際統括本部を新たに設置した。 ・事業の成果等の情報の把握及び分析並びに情報発信等を図る体制を整備するため、平成 30 年 4 月にグローバル学術情報センターを学術情報分析センターに	評定	B ＜評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を B とする。 （B 評定の根拠）	評定	B ＜評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、実績を上げていると言えることから、自己点検評価に記載の内容で適切な評価が行われていると認

行を推進する。 効果的かつ効率的な業務運営を実現するため、複数の部署にまたがる共通的な業務について、一元的な運営が可能な組織体制を整備する。 また、法人の行う業務については、既存事業の見直し等により、効率化を進める。なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき学術研究を担う振興会の事業の特性に鑑み事業の継続性に十分留意する。 さらに、他のファンディングエージェンシーや大学等の幅広い関係機関との適切な連携・協力関係を構築する。	効果的かつ効率的な業務運営を実現するため、複数の部署にまたがる共通的な業務について、一元的な運営が可能な組織体制を整備する。 また、業務の運営に当たっては、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。	強固な国際研究基盤の構築と総合的な学術情報分析基盤の構築に取り組む体制を整備するため、平成 30 年度中に国際統括本部と学術情報分析センターを設置する。従来、各事業の担当課で個別に対応していた業務のうち、各事業に共通的な情報システム・データの管理業務及び研究公正業務のそれぞれについて、一元的な運営と業務の効率化を図るため、組織再編を行う。 業務の運営に当たっては、日本学術会議や国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学生支援機構、大学等との連携・協力関係を構築する。		改組した。 ・各事業における情報システム・データの管理業務及び研究公正業務を一元的に行う体制を整備するため、平成 30 年 4 月に情報企画課及び監査・研究公正室を設置した。 ・人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業の実施体制を整備するため、平成 30 年 11 月に人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センターを新たに設置した。 【他機関との連携】 ・日本学術会議からは、会長及び各分野を代表する各部会長に評議員に就任いただき、評議員会での審議を通して業務運営に意見を反映させる体制を整えている。 ・事業の実施にあたり、研究費の不合理な重複等を避けるため、申請内容を適切に吟味することに加え、特に、他のファンディングエージェンシーとは、府省共	【組織編成】 ・国際統括本部等を新たに設置するなど、理事長のリーダーシップのもとで機動的・弾力的な組織再編を行い、業務の効率化が図られている。 【他機関との連携】 ・国の政策を踏まえ、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等を活用して審査結果等をより迅速に提供するほか、KAKEN に科研費の情報を速やかに掲載するなど、関連する事業を実施している機関等との適切な連携・協力を行っている。	められ、評定を B とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

					通研究開発管理システム（e-Rad）への審査結果等の提供などにより連携を図った。なお、平成30年2月以降は、e-Radと科研費電子申請システムとの双方向連携を開始し、より迅速に情報の提供ができるようにしている。 また、国立情報学研究所（NII）の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に科研費の採択情報や成果等を速やかに掲載し、他のファンディングエージェンシーや大学等が科研費の情報を自由に活用できるようにしている。 更に、科研費では、「特別推進研究」及び「基盤研究（S）」のヒアリング審査において、研究代表者の競争的資金への応募･採択状況データをe-Radから抽出し、冊子として準備するとともに、それ以外の研究種目に係る審査会においても、審査委員からの申し出があった際にe-Radを利用して、競争的資金の応募・採択状況の確認を行っている。 特別研究員事業においても、日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、採用者の内定者情報を同機構に提供し重複チェックを行った。 ・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）とは、科研費の「特別推進研究」及び「基盤研究（S）」について行った研究進捗評価及び研究成果の検証結果を提供するなど、支援事業に係る情報共有を進めた。また､NIIが主導しているJSTのデータベースとKAKENとの間で横断的な検索を可能とする事業（プラットフォーム事業）に協力し、平成31年度からの開始に向けて検討を行った。 更に、国際業務においても、JSTと意見・情報交換を行った。 ・研究公正に関するシンポジウムをJST及びAMEDと	・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）とは、科研費の「特別推進研究」及び「基盤研究（S）」において実施している研究進捗評価結果等の提供、プラットフォーム事業に向けた検討、国際業務での意見・情報交換など、より密接な情報共有体制をとっている。	

２ 一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比３％以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比１％以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

また、給与水準につ

２　一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比３％以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比１％以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

さらに、毎年の運営

２ 一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比３％以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比１％以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

さらに、毎年の運営

共催するなど、研究助成機関として研究公正推進のための連携を図った。

・大学等研究機関とは各事業の説明会等における協力の他に、大学等が主催する 5 件のシンポジウム等の後援を通して連携を図った。

【業務運営についての見直し、効率化】

・組織体制、業務分担の見直しについては、P130「■機動的・弾力的な運営、業務の効率化の推進」に記載のような改革を行った。

・「独立行政法人日本学術振興会の組織運営に関する基本規程」が施行となり、幅広い研究者との協働を重視しつつ、理事長の意思決定のもとに能率的で公正・公平な業務遂行のための体制により業務を実施した。

・また、業務の合理的かつ効率的な執行に取り組んだ結果、運営費交付金を充当して行う事業について平成 30 年度においては、一般管理費（人件費を除く。）は平成 29 年度予算に対して 13.9%の削減を図ったほか、その他の事業費（人件費を除く。）は、平成 29 年度予算に対して 1.8%の削減を図った。

●一般管理費、その他事業費の削減状況

（単位：百万円，%）

	29年度予算	30年度実績	削減割合
一般管理費 (削減目標：3%以上)	164	141	△ 13.9
その他事業費 (削減目標：1%以上)	26,009	25,546	△ 1.8

※人件費を除く。※平成 29 年度予算は、平成 30 年度の予算編成における業務政策計数による影響額を含む。

※平成 29 年度予算において、本部土地建物借料、公租公課については予算上区分していないことから、比較対照のため平成 30 年度支出実績についても当該経費を含んだものとしている。

【業務運営についての見直し、効率化】

・効率的な業務運営のための体制整備を行った。

・運営費交付金を充当して行う事業において一般管理費（人件費を除く。）については、対前年度比3%以上にあたる13.9%の削減を達成し、その他事業費（人件費を除く。）についても、対前年度比 1%以上にあたる 1.8%の削減を達成した。

【人件費の効率化】

・振興会の事業を適切に実施するためには、高度な専門性が求められ、優秀な人材を確保する必要があることなどから、国に比べて、やや高い給与水準となっているが、地域差を是正した

いては、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。 また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。 また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	【人件費の効率化】 ・振興会は、①学術研究の助成、②若手研究者の養成、③学術に関する国際交流の推進、④大学改革の支援のための事業を行う我が国唯一の学術振興機関であり、これらの事業を適切かつ着実に実施するためには、高度な専門性が求められる。例えば高い言語能力を有する職員や研究推進のため業務に高度な対応ができる博士課程修了者を採用するなど優秀な人材を確保していることから、学歴勘案では、国に比べてやや高い給与水準となっている。 ・平成 29 年度の人件費削減の進捗状況や給与水準の在り方について主務大臣の検証を受けた結果、進捗状況は適正であり、適正な水準に見直されている旨の意見を受けており、検証結果はホームページで公表した。（平成 30 年度実績については、平成 31（2019）年 6 月 30 日までにホームページで公表予定。）	給与水準の比較では国家公務員の水準未満となっていることから、給与水準は適正であると評価する。 ・引き続き、国家公務員の給与改善に関する取組を踏まえ、適正な水準の維持に努めていくことが求められる。	
３ 調達等の合理化 引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底する。	３ 調達等の合理化 引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度調達等合理化計画を策定し、調達の現状と要因の分析、重点的に取り組む分野の設定、調達に関するガバナンスの徹底	３ 調達等の合理化 調達案件については原則一般競争によるものとし、随意契約による場合は、透明性を高めるためその理由等を公表する。 また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に	■調達等合理化計画の取組 調達案件については原則一般競争により行い、随意契約の実績については、本会ホームページで理由等を公表した。 「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、「平成 30 年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画」を策定し、平成 30 年 6 月 20 日付けで公表し、同計画に基づき、次の取組を行った。なお、策定にあたっては、契約監視委員会を開催し、外部委員の意見をもとに役員会において決定した。		

●ラスパイレス指数（平成 29 年度実績）

対国家公務員指数　109.6

（参考）地域勘案　97.8

学歴勘案　107.8

地域・学歴勘案　96.7

		等の取組を着実に実施することにより、契約の公正性、透明性を確保するとともに、外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底する。	基づき、平成 30 年度調達等合理化計画を策定し、調達の現状と要因の分析、重点的に取り組む分野の設定、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施することにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。なお、調達等合理化計画の策定及び自己評価結果等については、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、その審議概要をホームページに公開する。	１．重点的に取り組む分野 （１）一者応札・応募改善に係る取組 ●実施した取組内容 ①全ての入札公告期間を 20 日以上で運用した。 ②全ての入札公告について文科省の運営する調達情報サイトに掲載した。 ③入札説明書（仕様書）の電子配信 業者が来会せずに入札説明書（仕様書）を入手できるよう、全ての入札において電子メール請求に基づく電子配布を引き続き実施した。 ④応札者が一者になった場合は、公告期間の延長、仕様書の見直し等による調達のやり直しをすることがある旨を入札説明書に明記し、一者応札の可能性が見込まれた 5 件については、引き続き訂正公告を公示し、公告期間を延長するとともに仕様書の一部訂正を行った。その結果、3 件については複数者による応札を得た。 ⑤結果的に応札者が一者となった入札については、応札しなかった者にヒアリングを行い、応札しなかった理由等を聴取した。 ●取組の効果 取組みの結果、一般競争入札の結果一者応札となった件数（随契事前確認公募を実施した 6 件及び企画競争を実施した 1 件を除いた件数）については、昨年度と同数を維持することができた。 ○平成 30 年度の振興会の一者応札・応募状況	・入札公告の長期化・広範囲化、入札説明書の電子配信など、様々な取り組みを実施したことは評価できる。	

	平成 29 年度	平成 30 年度
【一者応札数件数】	8 件（12.7%）	15 件（37.5%）
うち一般競争入札の結果一者応札	8 件（8.3 億円）	8 件（2.56 億円）
うち企画競争	0 件（0 円）	1 件（0.09 億円）

うち随契確認公募	0 件(0 円)	6 件(0.35 億円)
【競争入札総数】	63 件	40 件

（２）労働者派遣契約の改善について

●実施した取組内容

①予定価格の積算にあたっては、業者からの参考見積書とともに厚生労働省の発表する資料を参考に算出した。

②昨年度に引き続き、 厚生労働省委託事業「優良派遣事業者認定制度」における認定事業者であることを参加資格とし、また過去 5 年以内に本会から取引停止の措置を受けた業者については、業務改善に関する報告書の提出を義務づけた。

③入札説明会において、当初の派遣労働者が交代した場合に代替者を確保できるよう適切な価格で応札するよう依頼した。また、案件に応じて 総合評価落札方式を採用した。

④昨年度から検討していた包括契約を実施した。当該包括契約においては、必要となる派遣職員の業務区分を「一般事務」～「通訳・翻訳」までの 10 種類、OA スキルを 3 段階に分類し、ニーズに応じた派遣職員が安定的に共有される仕組みを導入した。（平成 30 年 9 月～）

●取組の効果

包括契約の導入により、労働者派遣契約の入札件数が大幅に減り、入札にかかる事務の効率化が図られた。

なお、包括契約については、派遣期間が原則として 1 年以上のものを対象としているため、派遣期間が 1 年未満の短期の案件については、引き続き個別に入札を実施した。個別に入札する労働者派遣契約においては、昨年度からの取り組みを継続して実施することにより、適正な価格での契約を締結することができた。

・労働者派遣契約の改善のため、包括契約を導入したことは画期的な取り組みであり、評価できる。

包括契約導入を含めた上記取組の結果、取引停止の措置を講じた件数は、平成 29 年度の 2 件から 0 件となった。

○労働者派遣契約入札件数

	平成 29 年度	平成 30 年度
労働者派遣契約入札件数	32 件	4 件

（３）契約方法等の見直しによる経費節減の推進

●実施した取組内容

① 外国人研究者招へい事業において来日する外国人の国際航空券を手配する業務について、約 1,000 件を個別に発注していた方式を見直した。国際航空券手配業務として委託業務の競争入札を実施し、発注先を一本化した。（平成 30 年 10 月契約締結、平成 31 年 4 月来日分より実施）

② 法規集の追録を廃止した。

③ 文書寄託等業務にかかる契約期間を 3 年契約から 5 年に、また、リサイクル PPC 用紙供給契約の期間を 1 年から 2 年にそれぞれ複数年契約の期間を延ばした。

④会議用飲料について、これまで担当課からの依頼により都度個別発注していたものを、見積もり合わせにより、平成 31 年度より年間単価契約として発注先を一本化する体制を整えた。

⑤ 電子申請システム改修に係る契約及びデータベースシステムに係る契約について、年間を通して複数回行われるカスタマイズごとの個別契約の方式を見直し、平成 31 年度より年間単価契約として 1 件の契約に集約させる体制を整えた。

●取組の効果

①外国人研究者招聘事業等に係る国際航空券手配業務については、発券手数料において年間約 600 万円の節減が見込まれる。

・様々な角度から検討し、経費節減を推進したことは評価できる。特に、前年度に検討した国際航空券手配業務について競争入札を実施し、発注先を一本化したことは評価できる。

					②法規集の追録廃止により、約 440 万円（平成 29 年度実績）が節減された。 ③文書寄託等業務の複数年契約の期間を延ばしたことにより、約 60 万円の節減が見込まれる。 ④会議用飲料の見積もり合わせにより、約 30 万円の節減が見込まれる。 ⑤契約手続きの簡素化により契約件数が減り、事務の効率化が見込まれる。 ２．調達に関するガバナンスの徹底 （１）随意契約に関する内部統制の確立 平成 30 年度における競争性のない随意契約の件数は 28 件であり、そのうち平成 30 年度において新たに締結した随意契約は 5 件であった。当該 28 件の契約締結に当たり調達等合理化検証・検討チームによりその妥当性を確認した。（いずれも会計規程第 38 条に該当） また、昨年度から引き続き随意契約締結している案件についても契約を締結する都度、会計規程第 38 条に該当することを調達等合理化検証・検討チームで確認した。 さらに、履行できる者が 1 者しかいないとして随意契約するものについては、あらかじめ参加者確認公募（随意契約前事前確認公募）を新たに実施し、当該 1 者しか履行できる者がいないことを確認した。（平成 31 年 1 月～。該当 6 件） （２）不祥事の発生の未然防止のための取組 会内向けに「契約・資産管理手続きに関するマニュアル」を作成し会内に周知した（平成 31 年 2 月）。また、当マニュアルに係る e-ラーニングを構築し、平成 31 年 3 月末までに各課室等の担当者等 94 名が受講し、調達手続きに関する留意点について周知をはかった。 また、会計課調達担当の職員 4 名に対して「物品等調達	・新たに随意契約となった案件については、調達等合理化検証・検討チームによる会計規程との整合性の点検を受け、また、競争性のない随意契約についても計画通り点検したことについて評価できる。さらに、履行できる者が 1 者しかいないとして随意契約するものについては、あらかじめ参加者確認公募（随意契約前事前確認公募）を実施したことは、評価できる。 ・マニュアルの作成や e-ラーニング構築により、調達手続きに関する留意点が周知され、不正防止の必要性・重要性について理解が深まったことは評価できる。また、会計課調達担当職員についても業者対応の心構えができ不正防止につながっ	

	４ 業務システムの合理化・効率化 ICT 等を活用した業務システム整備に取り組む。	４　業務システムの合理化・効率化 情報化統括責任者（CIO）の指揮の下、業務プロセス全般について不断の見直しを行い、業務・システムに係る最適化の推進、調達についての精査を行う。	４ 業務・システムの合理化・効率化 （１）情報インフラの整備 （ｉ）業務システムの開発・改善 振興会外部から振興会内ネットワークへ安全にアクセスする仕組	事務に従事する者の留意事項」（平成 29 年 4 月作成）を配布し留意事項の共有を図り、不正経理の防止に努めた。 （３）適切な予定価格の設定について 情報システムの改修に係る予定価格については、外部専門家による開発コスト等の妥当性の検証（1 件）、及び情報システム等の開発、改修、保守・運用に係る契約については全件 CIO 補佐官による目的・使途と仕様の審査を行い予定価格に反映させた。 また、それ以外の調達案件にあっても過去の実績を参照する他、積極的に他の独立行政法人、国立大学法人等の納入実績を照会しそれを参考にした。 ●調達合理化計画に関する取組状況： http://www.jsps.go.jp/koukai/index5.html#id10_10 ●契約監視委員会： http://www.jsps.go.jp/koukai/contract_surveillance.html ●監事監査による点検・見直し状況： http://www.jsps.go.jp/koukai/index4.html#id4_4 ■情報インフラの整備 ◆業務システムの開発・改善 ・平成 30 年 1 月に稼働した業務基盤システムは、業務・システムの最適化を維持しつつ、ネットワーク分離等により情報セキュリティレベルのより高いシステムである。平成 30 年度は振興会外部から振興会内ネットワークへ安全にアクセスする仕組みを強化し、業務効率化を推進した。	たことは評価できる。 ・適切な予定価格の設定のため、外部専門家による開発コスト等の妥当性の検証及び CIO 補佐官による目的・使途と仕様の審査並びに他機関に積極的に契約実績の照会を行い、それを予定価格に反映させたことは評価できる。 【業務・システムの合理化・効率化】 ・振興会外部から振興会内ネットワークへ安全にアクセスする仕組みを強化することで高いレベルの情報セキュリティを保ちながら業務を効率化で	

		効率的な業務運営を実現するため、ICT 等を活用した業務システム整備に取り組む。 なお、業務の効率化、人件費の効率化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービス低下を招かないように配慮する。	みを強化し、振興会外からの業務遂行を可能とすることによる業務効率化を推進する。	・メールシステムやプロキシ等外部との接続点についてセキュリティ対策を強化し、業務効率に配慮しながら情報セキュリティを確保した。 ・Web サイト管理システム（コンテンツマネジメントシステム）を刷新し、Web サイト管理に係る業務の効率化を実施した。	きた点は評価できる。 ・業務効率に配慮しながら情報セキュリティ対策を強化した点は評価できる。 ・Web サイトの管理に係る業務を効率化できた点は評価できる。
			（ⅱ）情報管理システムの活用推進 振興会内に存在するシステムを網羅的に把握するために情報システム台帳を整備し、一元的な情報管理を推進する。	◆情報管理システムの活用推進 ・情報システム台帳を整備し、一元的な情報管理を推進した。	・情報システム台帳を整備し、一元的な情報管理を推進したことは評価できる。
			（ⅲ）情報共有化システムの整備 振興会事業全般の情報共有をより一層推進するため、グループウェアを積極的に活用する。また、振興会外の関係者との情報共有に係る時間やコストを削減するため、WEB 会議システムの活用を推進する。	◆情報共有化システムの整備 ・振興会内で全職員が共有すべき情報については、グループウェア内の掲示板及びポータルページを活用し、必要な情報を振興会全体で共有した。 ・外部との会議等で WEB 会議システムの活用を促進するため、利用環境の整備を実施した。	・情報の共有に当たっては、グループウェアを利用した掲示板及び内部ポータルページの活用が推進され、必要な情報を振興会全体で共有されており、職員の容易かつ安全な利用が可能となっている。 ・WEB 会議システムの活用促進のため、利用環境の整備を行ったことは評価できる。

			（２）業務運営の配慮事項 業務の効率化、人件費の効率化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービスの低下を招かないよう配慮する。		■業務運営の配慮事項 ・効率化を進めつつサービス低下を招かないための配慮として、各事業における情報システム・データの管理業務及び研究公正業務を一元的に行う体制を整備するため、情報企画課及び監査・研究公正室を設置した。	・学術研究の特性及び学術研究支援の動向を踏まえつつ、効率的に業務を実施し、研究者等へのサービスの向上にもつながるための体制整備を図った。	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項
関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度	（参考情報） 累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
				業務実績	自己点検評価		
寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、事業ごとに適正な財務管理の実現を図る。また、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。	Ⅲ　予算（人件費の見積り含む。）、収支計画及び資金計画	Ⅲ　予算、収支計画及び資金計画		（単位：百万円） 平成30年度 / 平成31年度 / 令和2年度 / 令和3年度 / 令和4年度 経常費用：257,517 / － / － / － / － 経常収益：257,584 / － / － / － / － 臨時損失：0 / － / － / － / － 臨時利益：0 / － / － / － / － 法人税、住民税及び事業税：0 / － / － / － / － 当期純利益：67 / － / － / － / － 当期総利益：153 / － / － / － / － 【財務状況】 ■当期総利益 ・平成 30 年度は 153 百万円 ■当期総利益の発生要因 ・当期総利益については、やむを得ず執行できなかった額等であり、経営努力による利益ではないため、目的積立金の申請は行わない。	評定：B ＜評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をＢとする。 （B 評定の根拠） ・財務状況について、当期総利益の発生要因は、やむを得ず生じた未執行額や返還金等であり、決算処理手続きにおいて利益としているものである。このため、法人運営において事業の実施に影響を及ぼすものではないと認められる。	評定：B ＜評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、実績を上げていると言えることから、自己点検評価に記載の内容で適切な評価が行われていると認められ、評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

				■利益剰余金 ・平成 30 年度末利益剰余金は 155 百万円である。 ■繰越欠損金 ・該当なし。 ■溜まり金 ・精査した結果、該当なし。	・利益剰余金については、発生要因を的確に把握しており、決算処理手続きも適切に行っている。
				【実物資産】 ■保有状況 実物資産の名称と内容、規模 車両：計 5 台（5 カ所の海外研究連絡センターにて保有） ※振興会本部が所有する車両（公用車）はない。	・実物資産（自動車）については、海外研究連絡センターで保有しているが、センター所在地での市内移動や荷物の運搬、日本からの訪問者の送迎などのために頻繁に使用されており、その保有は必要最低限であると認められる。
				【金融資産】 ■保有状況 ①金融資産の名称と内容、規模 ・現金及び預金として、914 億円、有価証券（定期預金）として、50 億円、そのほか、投資有価証券（10 年もの国債）として 2 億円(1 億円×2)である。	・金融資産の保有状況は、適切に管理され、資産規模も適切であり、保有目的についても明確にされていると認められる。
				②保有の必要性（事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性） （一般勘定）	・資産の運用について、国際生物学賞基金については長期国債とし、運用益の使途目的に従い、安全で効率的な運用を実施

				・国際生物学賞に要する経費は、国際生物学賞基金の運用益等をもってまかなうとしていることから、安全かつ効率的な運用の観点から長期国債として保有している。 （学術研究助成業務勘定） ・学術研究助成基金から交付する助成金の支払計画を踏まえ、支払い時期が到来するまでの間に資金を運用し、生じた利子（平成 30 年度利息の受取額：58,769 千円）を基金に充てることにより、有効に管理している。 ・資金の保有方法については、日本学術振興会法第十八条第 3 項、他の基金にあっては同法附則第二条の二第 3 項に基づき、独立行政法人通則法第四十七条に規定する金融機関への預金により保有しており、その管理は適切である。 ■資金の運用体制の整備状況 ・基金の運用責任者は理事長であり、運用業務は総務部長が行い、運用業務に係る事務は会計課長が行うことが基金管理委員会規程等で定められており、適切な運用体制を構築している。 ・監事及び外部監査人による監査を受け適性である旨の報告を受けている。 ■資金の運用に関する法人の責任の分析状況 ・上記運用体制から、責任は明確になっている。 ■貸付金・未収金等の債権と回収の実績 ・未収金の主なものは、科学研究費補助金等の繰越しに伴う国庫返納のため、平成 30 年度に補助金等の交付を受けた大学等に対し期限を定め返還を求めた。こ	していると評価できる。 ・学術研究助成基金については、その運用益の効果的な確保を図るため、安全性の確保を最優先としつつ、譲渡性預金等により適切な管理・運用が行われている。 ・各基金の運用体制については、適切であると認められる。 ・運用体制の整備だけではなく、基金管理委員会規程等により責任も明確にされており、適切であると認められる。 ・監事監査及び外部監査により、実際に適切に運用管理されていることが保証されている。 ・未収金については、事業別に、債務者、債権額、納付期限等を把握しており、未納の者に対しては確認を行うなど、適切に管

				れらについては、平成 31 年 5 月 8 日までに全額の回収を終了した。 ■回収計画の有無とその内容（無い場合は、その理由） ・科学研究費補助金等の繰越に係る、大学等から振興会への返還額の回収については、返還の期限を定めるなど計画的に実施した。 【知的財産等】 ■保有の有無及びその保有の必要性の検討状況 ・該当なし ■知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況／進捗状況 ・該当なし ■出願に関する方針の有無 ・該当なし ■出願の是非を審査する体制整備状況 ・該当なし ■活用に関する方針・目標の有無 ・該当なし ■知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況 ・該当なし	理、回収していると評価できる。	

		Ⅳ　短期借入金の限度額 　短期借入金の限度額は 78 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。 Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画 　重要な財産を譲渡、処分する計画はない。 Ⅵ　剰余金の使途 　振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査・研究の充実、情報化の促進に充てる。	Ⅳ　短期借入金の限度額 　短期借入金の限度額は 75 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。 Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画 　重要な財産等を譲渡、処分する計画はない。 Ⅵ　剰余金の使途 　振興会の決算において剰余金が発生したときは、広報・情報提供の充実、調査・研究の充実、情報化の促進に充てる。		■実施許諾に至っていない知的財産について、 ① 原因・理由、② 実施許諾の可能性、 ③ 維持経費等を踏まえた保有の必要性、 ④ 保有の見直しの検討・取組状況、 ⑤ 活用を推進するための取組 ・該当なし ＜主要な業務実績＞ ・平成 30 年度末（平成 31 年 3 月 31 日時点）における利益剰余金は 155 百万円である。その内訳として、平成 30 年度当期未処分利益が 155 百万円である。 ■利益剰余金が生じた理由 ・平成 30 年度当期未処分利益は、やむを得ず生じた執行残によるものである。 ・四半期ごとに行っている予算執行（見込）調査について、平成 30 年度においては、従前の報告に加え、		

					その後の執行見込の裏付けとして積算資料の提出を求めることで、より精緻な執行管理を図り、利益剰余金の削減に努めた。 ■目的積立金の有無及び活用状況 ・該当なし。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅳ	その他業務運営に関する重要事項 １ 内部統制の充実・強化 ２ 情報セキュリティの確保 ３ 施設・設備 ４ 人事 ５ 中期目標期間を超える債務負担 ６ 積立金の使途
関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度	（参考情報） 累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
					業務実績	自己点検評価		
	１ 内部統制の充実・強化 理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るため、規程の整備に加え、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みを整備・運用するとともに、法令遵守（コンプライアンス）を徹底する。また、内部統制が適切に機能しているか継続的に点検・検証し、必要に応じて規程及び体制の見直しを行う。	１　内部統制の充実・強化 法令等の遵守を徹底しつつ業務を行い、『「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について』（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るための規程を整備する。また、内部監査等により内部統制が適切に運用されているか継続的に点検・検証し、必要に応じて改善する。	１ 内部統制の充実・強化 内部統制の推進に関する職員の理解増進のため、初任者に対する研修を実施する。また、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みや、職員から役員に必要な情報が伝達される仕組みを整備・運用し、内部統制の充実・強化を図る。 職員の法令遵守（コンプライアンス）に対する意識向上を図るため、研修等により役職員倫理規定と職員行動規範について役職員に周知する。 さらに、内部監査、監事監査及び会計監査人による法定監査を実施することにより、内部統制の仕組みが適切に運用されているか点検・検証を行い、必要に応じて改善する。		＜主要な業務実績＞ 【内部統制の推進】 ・適切な業務運営を図るため、内部統制に関する規程が整備されている。 ・平成 30 年 4 月 9 日に初任者研修の中で内部統制に関する研修を実施した。 【理事長のリーダーシップの下での適切な業務運営】 ・理事長の職務の遂行を補佐し、業務の適正かつ円滑な執行を図るため、理事長及び理事で構成する役員会を月 2 回開催した。役員会には監事、学術システム研究センター所長等及び課長級以上の幹部職員も出席し、年度計画、予算、規程の制定、各事業の募集要項等の重要事項について審議した。 ・役員会の資料と議事要録は内部共有フォルダに保存され、全役職員が閲覧できる。 ・評議員会を年 2 回開催し、理事長の諮問に応じ、年度計画、予算案等の業務運営に関する重要事項について審議した。 ・毎週月曜日に役員及び課長級以上の幹部職員が集まる会議（月曜会）を開催し、理事長から訓示を行うとともに、予算や他機関との協議等に関する最新の情報共有と意見交換を行った。 ・年度初め等に全役職員を対象として理事長から訓示を行った。 【法令遵守】	評定　B ＜評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を B とする。 （B 評定の根拠） 【内部統制の充実・強化】 ・理事長の職務の適正かつ円滑な執行を図るため、役員会、評議員会を設置し、重要事項について審議している。 ・役員会、月曜会等の機会を通して理事長の指示が全役職員に伝達される体制が整備され、効率的に運用されている。 ・役職員倫理規程等の周知や研修等により法令遵守を徹底する環境が醸成されている。 ・首都直下地震対応業務継続計画及び防災マニュアルを実際の運用状況を踏まえて改正するなど、PDCA サイクルによる改善が行われている。 ・部長以上による連絡会議、通	評定　B ＜評定に至った理由＞ 平成 30 年度における中期計画の実施状況については、以下に示すように、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、自己点検評価に記載の内容で適切な評価が行われていると認められ、評定を B とする。 ・内部統制の推進、業務運営、法令遵守、リスク管理および人事などの案件に関して、着実に実施されている。 ・役員会等を通じて理事長の指示が的確に伝達されるなど、理事長がリーダーシップを発揮して、適切な業務運営がなされていると評価できる。 ・情報セキュリティの確保をめざして、様々な取り組みがなされている。情報セキュリティの重要性の職員への周知に加え、外部の専門業者によるセキュリティ監査がなされていることが評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課

					・幹部職員等を対象としたハラスメント研修を実施した。 ・役職員倫理規程を内部 HP に掲載し、役職員に周知した。 ・「独立行政法人日本学術振興会行動規範」（平成 22 年 11 月策定）の遵守について内部 HP で全職員に周知するとともに、外部 HP にも掲載している。 ・役職員の法令等違反行為に関する内部通報窓口、外部通報窓口を設けている。外部通報窓口については外部 HP で周知するなど、法令等違反行為を早期に発見・対応する体制を整備している。 【リスク管理】 ・リスクマネジメント委員会を 2 回開催し、業務運営上の新たなリスクの評価及び対応方策の検討、首都直下地震対応業務継続計画及び防災マニュアルについて実際の運用状況を踏まえた改正を行った。 ・改正された首都直下地震対応業務継続計画及び防災マニュアルを全役職員に周知するとともに、全役職員を対象とした訓練を行った。 ・部長以上による連絡会議を 平成 30 年度は 4 回開催し、各部所掌業務における中期目標・計画の達成状況、リスク生起の可能性やその防止に向けた取組等について情報を共有し、相互に確認している。 【監事及び会計監査人による監査】 ■監事監査における改善点等の法人の長、関係役員に対する報告状況 ・平成 29 年度の監事監査計画に基づき、業務運営、	報窓口設置等により、業務運営上のリスクを早期に把握する体制整備が図られている。	題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

予算・決算及び人員に対する監査を実施し、監査内容については、理事長及び理事に対し、役員会において文書及び口頭で監査結果及び所見を説明、報告を行った。（報告書の提出は平成 30 年 6 月 22 日）

・さらに、監査の一環として、役員会、リスクマネジメント委員会等に出席し、理事長によるマネジメントに配慮しつつ意見を述べるとともに、各種情報を共有することにより、健全な業務運営が遂行されるよう努めた。

■監事監査における改善事項への対応状況

・平成 29 年度監事監査結果報告（平成 30 年 6 月 22 日）について対応を検討し、改善すべき事項については措置を講じるなどの取り組みを行った。

■平成 29 年度決算等の監査状況

・平成 22 年度決算より、独立行政法人通則法第 40 条により文部科学大臣から選任された会計監査人による法定監査を受けている。また、監事による財務諸表及び決算報告書等の監査も受けている。

■独立監査人の監査報告

　独立行政法人日本学術振興会の平成 30 年度の一般勘定及び学術研究助成業務勘定に係る各勘定別財務諸表並びに法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人日本学術振興会の各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

２ 情報セキュリティへの対応 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、情報セキュリティ対策を推進する。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。	２　情報セキュリティの確保 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」や、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を踏まえ、振興会の情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、研修の実施やシステム監査の実施等、情報セキュリティ対策を推進する。	２ 情報セキュリティの確保 政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、PDCA サイクルの構築及び定着を図るため、情報セキュリティ・ポリシーの遵守状況についての評価を行うとともに、その結果を踏まえ、必要に応じた改善を行う。職員等に対して情報セキュリティに関する意識を高めるために、情報セキュリティ研修、自己点検及び標的型メール攻撃訓練を実施する。 さらに、高度化する情報セキュリティ対策	■平成 30 年度の監事監査 ・監事監査に関する規程に基づきつつ、平成 29 年度フォローアップも含め監事監査を実施した。 ・重点項目として「振興会の人材確保と育成について」及び「振興会における広報について」の監査を実施した。 ■情報の公開 ・平成 29 年度決算に関する監事監査結果及び会計監査人の監査報告書をホームページに公開した。 ・平成 30 年度決算についても監事監査及び会計監査人の監査を受け、適正であるとの意見を得た。 ◆情報セキュリティの確保 ・平成 30 年度版の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の内容を踏まえて、情報セキュリティポリシーを一部改正し、職員に周知した。また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」と照らし合わせて未整備又は修正が必要となっていた手順書等についても、整備・改正を行った。 ・振興会の保有する情報システムについて、外部の専門業者によるセキュリティ監査（「ポリシー準拠性監査」を含む。）を実施し、その結果をもとに対策を行った。 ・職員等を対象としてセキュリティ講習を毎月開催するとともに、ポリシーの遵守状況を確認するため、全職員を対象とした自己点検を 10 月に実施した。また、セキュリティ講習については、Learning Management	【情報セキュリティへの対応】 ・情報セキュリティ委員会を開催し、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、情報セキュリティポリシーを改正するとともに、それに関連する手順書等を整備・改正し、職員に周知したことは評価できる。 ・振興会の保有する情報システムについて、外部の専門業者によるセキュリティ監査を実施し、その結果をもとに対策を行うことにより、各情報システムのセキュリティの確保をより厳重に行っている。	

			に対応するため、最高情報セキュリティ責任者（CISO）補佐官業務を外部の専門家に委託する。 災害・事故等の非常時に、情報システムの停止を原因として業務の遂行ができなくなることを避けるため、情報システムを早期に復旧させ、継続して利用することを目的とした、情報システム運用継続計画に基づき運用する。 振興会の保有する個人情報及び特定個人情報等については、日常の取扱いや監査、及び漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応に関する保護管理体制を整備し、実施する。	System（LMS）により常時受講も可能とした。 ・CISO 補佐官業務については、外部の専門家に業務を委託した。 ・標的型メール攻撃訓練を実施するなど、振興会の情報セキュリティ対策の強化に資する取り組みを行った。 ・情報システムの運用継続計画（BCP）について見直しを行うとともに、BCP に基づきシステムの運用を行った。 ・平成 30 年度は情報漏えい発生事案はない。	・セキュリティ講習の実施回数の増加に伴い、より多くの職員に対して情報セキュリティ教育を実施できている。また、全職員を対象とした自己点検が適切に実施されている。 ・CISO 補佐官業務を外部の専門家に委託し、また情報システムの運用継続計画(BCP)を策定している。 ・これらの対策により、平成 30 年度に情報漏えい発生事案がなかった点は評価できる。	
	３ 施設・設備 施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	３　施設・設備に関する計画 施設・設備に関する計画はない。	３ 施設･設備に関する計画 施設・設備に関する計画はない。		
	４ 人事 職員の能力と実績を	４　人事に関する計画 振興会の業務を継続	４ 人事に関する計画 （１）人事評定	■人事管理方針 我が国の学術振興を担う唯一の資金配分機関として、	【人事に関する計画】 ・今後の交流人事のあり方や、

	適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行うなど、職員の能力の向上を図る。また、振興会の業務を継続的かつ発展的に遂行するため、中長期的な視点で、振興会の核となる職員の育成・充実を図る。	的かつ発展的に遂行するため、中長期的な視点で、以下の取組を実施することにより振興会の核となる職員の育成・充実を図る。 ① 職員の業績等の人事評価を定期的に実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。 ② 大学をはじめ学術振興に関連する機関との人事交流を促進して、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適切な人事配置を行う。 ③ 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、国内及び国外研修等を実施し、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。	職員の業務等の勤務評定を実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。 （２）人事交流 国立大学法人等との人事交流を行い、質の高い人材の確保・育成を図り、適切な人事配置を行う。 （３）職員の研修計画 職員の専門性及び意識の向上を図るため、下記の研修を実施する。また、資質の向上を図るため、外部で実施される研修に職員を参加させる。 ① 新任職員語学研修 ② 海外の機関での研修 ③ 情報セキュリティ研修 ④ コンプライアンス研修 ⑤ スキルアップ研修	学術の振興を図る目的を達成するための人材を常に確保していく必要がある。このため、経験値のある人材の確保・配置及び人材の育成を振興会の環境の変化に適切に応えつつ、計画的、効率的かつ公平・公正に実施していくため、平成 30 年度の人事管理方針を策定した。 ■職員の研修計画 ・新任職員語学研修：5 名が英会話等研修を受講 ・海外機関研修：2 名がオーストラリアと米国の大学等での語学研修を受講 ・情報セキュリティ研修：59 名が受講 ・コンプライアンス研修：33 名が受講 ・スキルアップ研修：19 名が受講 ・その他外部研修：82 名 9 研修を受講 ■人事交流 ・大学等学術研究機関の研究者を支援するに当たっては、当該機関における業務経験を持つ人材を活用することが業務の効果的・効率的な運営上有益であることから、国立大学法人等から 77 名を人事交流として受け入れ、適切な人事配置を行った。 ・これらの者に振興会の業務を経験させることにより研究助成や国際交流等の経験を積ませ、将来、国立大学等において業務を行うための有益なスキルを身につけさせる等、育成することができた。 ■国際学術交流研修（再掲） ・振興会本部での 1 年間の研修を経た国公私立大学の	職員の育成についての方策について検討し、限られた人員で事業効果の最大化を図れるよう体制を整備する方針を策定した。 ・効率的かつ適切な業務運営のため、語学研修をはじめとする国内外での研修へ職員を参加させることにより、職員の資質向上を図っている。 ・国立大学等における豊富な実務経験を有する人材を確保し、その経験を活かせる部署に配置し、業務を効率的・効果的かつ機動的に実施できるようにしている。	

		⑥ 放送大学科目の履修		職員16名を海外研究連絡センターで1年間受け入れ、センター業務に従事させることにより、国際交流に関する幅広い見識と高度な実務能力を有する大学職員の養成を図った。 ■人事評定 ・〈役員〉 理事長が文部科学大臣の行う業績評価の結果を勘案し、期末手当の額を100分の80以上100分の110以下の範囲内で増減できることとしている。 ・〈職員〉 複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定を行い、職員の勤務実績等の評価結果を勤勉手当や人事配置等へ具体的に反映した。また、昇給については、平成26年12月に国家公務員の給与基準を基礎とする新たな俸給表を導入した際に、併せて平成27年1月より国家公務員の給与支給基準に準じたものとし適正に実施した。	・職員の勤務評定については、勤務実績等の評価結果を職員の処遇に適切に反映させ、勤務評定の実効性を上げるとともに複数の評定者が関わることで、客観的かつ公平な実施を行っている。	
	５　中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、事業を効率的に実施するため、当該期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。	５ 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって債務負担を行うことがある。		・中期目標期間を超える債務負担はない。	

		６　積立金の使途 前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本学術振興会法に定める業務の財源に充てる。	６ 積立金の使途 前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本学術振興会法に定める業務の財源に充てる。		・前中期目標期間最終年度における積立金残高 960,975,378 円のうち、今中期目標期間の業務財源として繰越承認を受けた額は 87,464,077 円である。これらは本会及び海外研究連絡センター事務所賃借料の前払分等に充当され、31 事業年度以降に費用化される予定である。		

４．その他参考情報
特になし

令和元年 6 月 24 日

独立行政法人日本学術振興会
理事長　里見　進　殿

独立行政法人日本学術振興会
監事　小長谷　有紀
監事　西島　　和三

平成 30 年度監事監査報告

独立行政法人日本学術振興会（以下「学振」という。）の平成 30 年度における業務執行状況及び会計経理の執行状況等について、独立行政法人通則法第 19 条第４項及び独立行政法人日本学術振興会に関する省令第１条の２に基づき監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

Ⅰ　監査の方法及びその内容

平成 30 年 10 月 26 日付で提出した監査計画に基づき、情報の収集に努め、平成 30 年度における学振の業務執行、会計経理ならびに重点監査項目について、以下のとおり監査を実施した。

業務執行については、役員会、評議員会を始めとする重要な会議に出席し、学振の意思決定プロセスを監視した。また、規定などの重要な規則の改正等においてその内容を監視し、必要に応じて理事長に意見を具申した。

会計経理については、予算執行について適宜報告を受け、適正な執行が行われたかどうかを監査した。また、平成 31 年５月及び６月の計２回開催された契約監視委員会に委員として出席し、平成 30 年度に学振において発注した物品・役務等に係る契約についての適正さについて事後点検を行った。

平成 30 年度の重点項目として、「振興会の人材確保と育成」「振興会における広報」を設定した。前者については、学振の人事環境の特徴を踏まえて課題を明らかにするという観点に立ち、後者については、学振の情報環境の特徴を踏まえて課題を明らかにするという観点に立ち、監査を行った。

Ⅱ　監査の結果

１．　業務執行について

（１）法令等に従った業務執行及び中期目標達成に向けての実施状況について

【総括的監査意見】

役員会、評議員会を始めとする重要な会議に出席するほか、各種会議に陪席し、学振全体の運営及び各事業部の業務執行状況を確認した。運営及び業務は、学振の設置目的及び法令等の定めに従って適切に執行されており、中期目標の着実な達成

に向けて効果的に実施されている。平成 30 年度は第 4 期中期目標期間の初年度であり、順調にスタートしていると評価される。

特筆すべきこととして以下の３点が挙げられる。

【科研費改革のフォローアップ】

学術システム研究センターを中心にまとめた「科学研究費助成事業審査システム改革 2018」が平成 30 年度科研費公募から開始された。その効果について、科研費応募者や審査にあたった研究者たちからアンケート等を求めて調査するなど、改善に向けて不断の努力が傾注されていることは、大いに評価できる。

【国際協働ネットワークの強化】

多岐にわたる国際的な学術支援業務を統括するための、国際統括本部を設置し、海外のファンディングエージェンシーとの協力体制を確立しながら、リードエージェンシー方式による国際共同研究を推進するとともに、若手研究者の国際交流を促進するホープミーティング、ノーベル賞受賞者を通じて学術の意義を社会に還元するノーベル・プライズ・ダイアログなど多角的な諸活動が実施されていることは、大いに評価できる。

【人文学・社会科学データインフラ構築プログラム】

海外における日本研究の低迷を防ぐために、日本研究に資する学術情報を積極的に公開するための取組が開始されたことは重要であり、確実な進展が期待される。

（２） 組織・体制について

第 4 期中期目標期間の初年度として、新しい組織体制の運用が開始された。今の所、特段の問題は認められない。

（３） 役員の職務遂行における不正の行為または法令等に違反する重大な事実の有無

役員の職務遂行における不正の行為または法令等に違反する重大な事実は認められない。

２． 会計経理について

（１） 執行、現金等の出納ならびに保管、財務諸表及び決算報告

会計経理の執行については、法令及び独立行政法人会計基準の定めに従って適切に処理されており、法人単位、一般勘定、学術研究助成業務勘定の財務諸表及び決算報告書は、帳簿及び証憑書類の記載金額と一致し、収支状況を正しく示しているものと認められる。また法定監査を行う会計監査人により、監査の結果、いずれの項目についても適正に処理されている旨の報告を受けた。

（２） 契約の締結及び執行

履行できる者が一者しかいないとして随意契約していた案件については、新たな取組として参加者確認公募（随契事前確認公募）を実施するとともに、一者応札に

ついての調査検討など、公正な執行に努めていることを確認した。

（３） 資産の取得、管理及び処分

学振本部及び海外研究連絡センターにおいて定期的に実査が行われていることを確認した。

３． 重点監査項目について

（１） 振興会の人材確保と育成について

学術振興に関わる学振の事業の特殊性に鑑み、学術コーディネーターやプランニングができるような人材を学振内で養成し、そのキャリアパスを確立することは、中長期的にきわめて重要であると思われる。そうした目標を前提にした際、職員の3分の1が2～3年のサイクルで新規に入れ替わるという独特の人事環境は、むしろ利点であるとみなして工夫することもできるかもしれない。しかしながら、当面の課題として、結果的に業務の引継に多大な時間コストがかかっている。それゆえに、とりわけ各部署のスタッフが一斉に更新されないよう配慮しなければならず、また万一そうなった場合でもエフォートを複数部署にまたいで業務を相互に支援するなど、独特の人事環境に合わせた対策が必要であろう。そうした恒常的な工夫は、専門性と総合性を兼ね備えた人材の育成にも寄与すると思われる。

（２）振興会における広報について

学術振興に関わる学振の役割及びその重要性については学術研究の世界では十分に認知され、高く評価されており、マスメディアでも科研費についてときおり報道されてもいる。しかしながら、学術研究とりわけ基礎研究の振興を進めるには、国民への理解を深める広報活動を充実させる必要があるだろう。現在のところ、多様な取組が行われていることは確認できるものの、対象者も多様で決め手に欠く。例えば、学振HPにおいて、申請のためのシステムと一般向け広報が同居することも、広報を困難にしている要因の一つではあるだろう。学術的なコンテンツを社会還元するという明確な目標を掲げるならば、その際に手法の面でも学術上の最先端の方法を応用するなど創意工夫が必要であると思われる。何よりも、多様な諸活動に対して優先順位をつけなければ、効果的な取組は難しいと思われる。

Ⅲ 今後さらなる検討や実施を希望する事項

（１） 恒常的な業務の引継について

学振の独特な人事環境を踏まえて、人員配置を決定する際には、業務の引継が滞りなく実施できるよう十分に配慮すべきである。また、各部署では、多様な諸事業をそれぞれ効率的に引き継ぐことができるよう情報を簡便に整理すべきである。

（２） 学術システム研究センターの拡充について

学振の主要な事業である科研費については、各種委員会等からの要請がきわめて多く、学振としてそれらへの対応に追われがちである。一方、有意義な指摘を受け

ても、運用を担う学振としてはそのタスクを超える指摘であることも少なくない。そのような多重な期待がかかる中、拙速を避けた地道なフォローアップが求められる。さらに、第４期中に「新学術領域研究」に関する審査業務の学振への移管に備えて、学術システム研究センターの人、資金など総合的な拡充が喫緊の課題となっている。

（３） 科研費申請・審査の電子システムについて

技術的な改善を目的として、すでに人材配置が行われ、コンサルティングも予定されている。年来の課題の解決に向けて引続き努められたい。

（４） 若手研究者の支援について

若手研究者の支援については多方面から多様な方策が提案されているものの、根本的な解決のうち学振が担いうることとして、理事長の特別研究員（PD）増加プラン（案）は非常に効果的である。その実現に向けては、予算を求める一方で、国際社会の変容など時代の趨勢に対応しながら、ファンディングエージェンシーとしての優先順位の低い業務について見直しも必要であろう。

Ⅳ　監事監査結果報告への対応について

第４期中期目標期間の初年度が始まり、新たな組織体制がうまく機能しているかどうかを自ら点検することは、内部統制の原点である。監事監査報告を参考に、点検に役立てていただきたい。また、業務改善状況について、年１回程度各部課より監事に対して報告いただくようお願いしたい。

附　属　資　料

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程

平成１６年２月２０日
規　程　第　４　号
改正　平成２１年３月２５日　規程第４号
改正　平成２５年４月１日　規程第１７号
改正　平成２６年４月９日　規程第１５号
改正　平成２８年３月３１日　規程第４８号
改正　平成３０年３月３１日　規程第１４号

（設　置）
第１条　独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に、独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会）
第２条　委員会は、文部科学大臣から示された中期目標を達成するための計画（平成 25 年 3 月 29 日文部科学大臣認可）に記載された外部評価を行うことを目的とする。
２　委員会は、振興会の業務運営について評価を行い、その結果を理事長に報告する。
３　委員会は外部評価委員（以下「委員」という。）６名以内で組織する。

（委員の任命）
第３条　委員は、学界及び産業界を代表する有識者のうちから理事長が委嘱する。

（委員の任期等）
第４条　委員の任期は２年とする。ただし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
３　委員は、非常勤とする。

（委員長）
第５条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

（議事）
第６条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
２　委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
３　委員会に出席することのできない委員は、書面をもって票決をなし、又は他の委員に票決を委任することができるものとし、この場合には出席したものとみなす。

（資料の提出等の要求）
第７条　委員会は、必要があると認めるときは、振興会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）
第８条　委員会の庶務は、経営企画部経営企画課において処理する。

（雑則）

第９条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
１　この規程は、平成 16 年 2 月 17 日から施行する。
２　この規程の最初に任命される委員の任期は第４条第１項の規定にかかわらず、平成 18 年 6 月 30 日までとする。

附　則
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員名簿

射場（いば）　英紀（ひでき）	トヨタ自動車(株)電池材料技術・研究部部長
片岡（かたおか）　幹雄（みきお）	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授
巽（たつみ）　和行（かずゆき）	名古屋大学名誉教授
辻（つじ）　篤子（あつこ）	名古屋大学特任教授
古瀬（ふるせ）　奈津子（なつこ）	お茶の水女子大学基幹研究院教授
観山（みやま）　正見（しょうけん）	広島大学総合戦略室付特任教授

※敬称略
任期：令和元年 5 月 1 日～令和 3 年 4 月 30 日

独立行政法人日本学術振興会外部評価実施要領

（令和元年５月９日
外部評価委員会決定）

１．評価の区分

１）事業年度評価【各事業年度終了時の評価】

年度計画の実施状況を調査・分析し、各事業年度における業務の実績全体について総合的な評価を行い、以降の業務運営の改善に資する。

２）中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）【中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績の評価、中期目標期間終了時の評価】

中期目標期間に係る業務の実績（見込評価においては、中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績）を調査・分析し、中期目標期間における中期目標の達成状況等の全体について総合的な評価を行い、業務運営の改善（見込評価においては、業務継続の必要性、組織の在り方その他業務及び組織の全般にわたる検討）に資する。

２．事業年度評価

事業年度評価においては、中期目標及び中期計画に定められた各項目の毎事業年度の実施状況について、下記の通り実施する。

１）評価項目

中期目標で定められた項目を評価の単位とし、評価項目ごとに事業が中期目標及び中期計画に従って適切に実施されているかどうかを評価する。その際、業務実績、中期目標・中期計画の達成状況及び法人内のマネジメントの状況等についてより的確な評価を実施するため、必要に応じて、評価項目の下に補助評価項目を設定する。

２）評価基準

各評価項目の評定は、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの５段階の評点を付すことにより行うこととし、Ｂを標準とする。補助評価項目における評点はｓ、ａ、ｂ、ｃ、ｄとし、評価項目と同様の評価基準とする。

Ｓ：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の１２０％以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

Ａ：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の１２０％以上とする）。

Ｂ：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の１００％以上１２０％未満）。

Ｃ：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計

画値（又は対年度計画値）の８０％以上１００％未満）。

Ｄ：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の８０％未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

３）評価方法

振興会から提出される自己点検評価報告書等に基づき、中期目標及び中期計画に照らし、概ね以下の手順に沿って評価をとりまとめる。

①　振興会から、自己点検評価報告書等によりヒアリングを実施

②　各委員による評価案の作成

③　委員会の合議による項目評価の実施

④　委員会による総合的な評価（総論）の実施

３．中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）

１）項目別評価

中期目標で定められた項目を評価の単位として、その達成状況等についての評価を行う。

２）評価基準

各評価項目の評定は、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの５段階の評点を付すことにより行うこととし、Ｂを標準とする。補助評価項目における評点はｓ、ａ、ｂ、ｃ、ｄとし、評価項目と同様の評価基準とする。

Ｓ：法人の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値の１２０％以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

Ａ：法人の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値の１２０％以上）。

Ｂ：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値の１００％以上１２０％未満）。

Ｃ：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値の８０％以上１００％未満）。

Ｄ：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値の８０％未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

３）評価方法

振興会から提出される自己点検評価報告書等に基づき、中期目標及び中期計画に照らし、概ね以下の手順に沿って評価をとりまとめる。

①　振興会から、自己点検評価報告書等によりヒアリングを実施

② 各委員による評価案の作成

③ 委員会の合議による項目評価の実施

④ 委員会による総合的な評価（総論）の実施

独立行政法人日本学術振興会計画・評価委員会規程

平成２８年３月２２日
規 程 第 １ ４ 号
改正　平成２９年　４月２８日　規程第２２号
改正　平成３０年　３月３１日　規程第１３号
改正　平成３０年１１月１２日　規程第７２号

（設置）
第１条　独立行政法人日本学術振興会に、計画・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）
第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
一　中期計画及び年度計画の作成に関すること
二　自己点検に関すること
三　その他計画・評価に関する重要事項

（組織）
第３条　委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
一　理事長
二　理事
三　国際統括本部長
四　審議役
五　各部の長及び参事
六　学術システム研究センターの所長及び副所長
七　学術情報分析センターの所長及び副所長
八　世界トップレベル拠点形成推進センターのセンター長
九　人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センターのセンター長
十　監査・研究公正室長

（委員長）
第４条　委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代行する。

（委員以外の者の出席）
第５条　委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

（作業部会）
第６条　委員会に、必要に応じて作業部会を置くことができる。
２　作業部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、経営企画部経営企画課において処理する。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則　（平成２８年規程第１４号）

１　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

２　独立行政法人日本学術振興会自己点検評価委員会規程（平成１６年規程第５号）は廃止する。

附　則（平成２９年規程第２２号）

１　この規程は、平成２９年５月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第１３号）

１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第７２号）

１　この規程は、平成３０年１１月１５日から施行する。

独立行政法人日本学術振興会平成３１年度自己点検評価実施要領

（平成３１年２月２０日
理　事　長　裁　定）

１．目的

この要領は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が自己点検評価を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

２．対象

自己点検評価は、振興会が行った平成３０年度事業を対象とし、第４期中期目標における次の項目ごとに実施する。

Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- １　総合的事項
- ２　世界レベルの多様な知の創造
- ３　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成
- ４　大学等の強みを生かした教育研究機能の強化
- ５　強固な国際研究基盤の構築
- ６　総合的な学術情報分析基盤の構築
- ７　横断的事項

Ⅳ　業務運営の効率化に関する事項

Ⅴ　財務内容の改善に関する事項

Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項

３．計画・評価委員会

自己点検評価は、振興会に置かれた計画・評価委員会（以下「委員会」という。）が行う。

４．自己点検評価の手法

振興会は、自己点検評価における基本的な考え方を示した「独立行政法人日本学術振興会平成３０年度事業の評価手法について」（以下「評価手法」という。）を作成する。

５．自己点検評価報告書の作成

（１）各部の長は、各部における業務の実施状況等に関する資料として、別紙の様式に基づき以下の各調書を作成し、委員会に報告する。

① 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

② 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

（２）委員会は、各部等の長からの報告に基づき自己点検評価を行い、前項の項目別評定調書に基づき自己点検評価報告書を作成し、理事長に提出する。

６．自己点検評価報告書の外部評価委員会への提出

理事長は、自己点検評価報告書の内容が適正であると判断した場合、外部評価委員会に提出する。

（別紙１）

様式１－１　平成 30 年度事業評価　項目別評定調書・自己点検評価様式（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）
（様式１－２（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）も同様。
但し、「２．主要な経年データ　②主要なインプット情報」の欄は除く。）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
○－○					
当該事業実施に係る根拠		業務に関連する政策・施策		関連する政策評価・行政事業レビュー	
当該項目の重要度、難易度					
参考ＵＲＬ					

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度
決算額（千円）					
従事人員数（人）					

注１）決算額は●●●●の支出額を記載。

注２）従事人員数については●●●●の事業担当者数を計上（重複を含む）。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
					業務実績	自己点検評価		
				＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞	評定 ＜根拠＞ ＜課題と対応＞	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

４．その他参考情報

独立行政法人日本学術振興会
平成３０年度事業の評価手法について

平成３１年２月

独立行政法人日本学術振興会

目　　　　次

Ⅰ．序文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Ⅱ．背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Ⅲ．評価のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
＜評価指針＞
１．「独立行政法人の評価に関する指針」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

＜評価結果＞
１．　独立行政法人日本学術振興会外部評価結果における提言に即した評価・・・・・・・・・2
２．「独立行政法人日本学術振興会の業務の実績に関する評価」に即した評価・・・・・・・・2
３．　総務省独立行政法人評価制度委員会の点検結果を踏まえた評価・・・・・・・・・・・・2

＜指摘事項＞
１．「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」による指摘を踏まえた評価・・・・・・・・3

Ⅳ．評価の実施方法
１．評価の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
２．評価の項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
３．評価の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
４．評価の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
５．評価の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

参考資料

平成 30 年度事業の評価手法について

Ⅰ．序文

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）は、中期計画において自己点検評価・外部評価を実施することを定めている。この自己点検評価・外部評価は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）が示すように、独立行政法人として、適正かつ効率的に業務が実施できるよう自ら点検するとともに、外部有識者の評価を受けることによって、その結果を業務運営の改善に反映させようとするものである。

本「評価手法について」は、第 4 期中期目標期間の初年度に当たる平成 30 年度の事業に係る自己点検評価・外部評価を実施するに当たり、その基本的な考え方と具体的な実施手法をまとめたものである。

Ⅱ．背景

通則法は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」に基づき、平成 26 年 6 月 13 日にその一部が改正された。通則法においては、独立行政法人の事務・事業の特性に応じ、法人を「中期目標管理法人」、「国立研究開発法人」及び「行政執行法人」の 3 つに分類した。振興会は、同「基本的な方針」を踏まえ、通則法及び独立行政法人日本学術振興会法の規定に基づき、公共上の事務・事業を国が定める中期的な目標を達成するための計画に基づき行うことにより、多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする「中期目標管理法人」として位置づけられた。中期目標管理法人の業務運営に当たっては、主務大臣が 3~5 年の期間において法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人はこれを達成するための計画（中期計画・年度計画）を作成することとされた。なお、独立行政法人の目標設定と評価に関しては、平成 26 年 9 月 2 日に総務大臣が新たにそれぞれ指針を策定し、評価に関しては平成 26 年度事業の評価から、当該指針に基づいて実施することとなった。

改正通則法では、法人の業務実績について、第 32 条及び 35 条の規定に基づき、①毎事業年度終了後（②及び③の場合を除く）、②中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後、③中期目標期間の最後の事業年度終了後に、主務大臣が評価を実施し、必要に応じて当該法人に業務運営の改善その他の必要な措置を命ずることができるとされ、従来各府省で評価を行ってきた「独立行政法人評価委員会」は廃止された。

全府省共通の新たな評価の指針では、評語（S, A, B, C, D とし、B が標準）、評価基準、評価様式が統一されたほか、目標の設定単位毎にアウトプット情報（事業実施状況等）とインプット情報（予算の投入状況等）を対比した評価書を作成すること、また、評価に応じて予算配分や組織・業務の見直しを命じるなど主務大臣のとるべき措置が明確化された。

Ⅲ．評価のあり方

振興会が行う実施する学術振興事業に対する評価は、研究者の自由な発想と研究の多様性、長期的視点、継続性等の学術研究の特性に十分に配慮したものでなければならない。

評価を実施する際には、研究者の発意に対して適切な審査・評価、支援などが行われているか、また、長い時間をかけて成果が現れる研究に対して適切に支援を行う体制となっているか、などの観点から評価を行うことが重要である。

このような特性を踏まえた上で、以下に掲げる「評価指針」、「評価結果」、「指摘事項」の 3 点に留意する必要がある。

＜評価指針＞

1.「独立行政法人の評価に関する指針」（別紙１）

総務大臣は平成 26 年 9 月 2 日に「独立行政法人の評価に関する指針」（以下「評価の指針」と言う。）を策定し、平成 27 年 5 月 25 日にその一部を改定した。

独立行政法人制度が平成 13 年に導入されて以来、府省独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委」という。）、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）による階層的な評価結果等を踏まえた不断の見直しが行われ，着実に法人の業務改善がなされてきた。一方、従来府省評価委が行う評価は各府省評価委の定める独自の評価基準に基づき行っていたことから政府全体としての評価の統一性を欠く、中期目標期間を総括した評価が次期中期目標策定に活かされていない、との指摘があった。

このような指摘に対し、平成 26 年 6 月 13 日に通則法の一部改正が行われ、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下での PDCA サイクルを十分に機能させるため、主務大臣が目標の策定に加え評価も行い、評価結果を法人の組織・事業の見直しや改廃、国の政策への反映に活用するという、より効果的かつ効率的な目標の仕組みに改められたとともに、総務大臣が目標の策定及び業務の実績評価に関する政府統一的な指針を定めることとされた。

評価の指針は、上記のような経緯を踏まえ、主務大臣が評価を実施するに当たり指針とすべき事項を取りまとめたものであり、振興会の自己点検評価・外部評価を実施する際もこれに沿って実施する必要がある。

＜評価結果＞

1. 独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会による評価結果に即した評価（別紙 2）

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会は、平成 30 年 6 月 28 日に平成 29 年度事業及び第 3 期中期目標期間における業務実績に関する外部評価報告書を取りまとめ、振興会理事長に報告した。本報告書には、効率及び効果の両面から、管理運営の実施状況、各事業の達成状況等について検証を行った結果がとりまとめられている。

外部評価において指摘された事項については、適切に業務が実施され、かつ必要な改善が行われたか等を検証し、平成 30 年度事業に係る評価にその結果を反映することが必要である。

2. 文部科学大臣による評価結果に即した評価（別紙 3）

文部科学大臣は、通則法第 32 条第 4 項の規定に基づき、平成 30 年 8 月 23 日に平成 29 年度における業務の実績に関する評価の結果について、また、平成 30 年 9 月 6 日に中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果について、振興会に通知した。

文部科学大臣による評価において指摘された事項については、適切に業務が実施され、かつ必要な改善が行われたか等を検証し、平成 30 年度事業に係る評価にその結果を反映することが必要である。

3. 総務省独立行政法人評価制度委員会の点検結果を踏まえた評価（別紙 4）

総務省の独立行政法人評価制度委員会は、平成 30 年 11 月 29 日に「平成 29 年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の結果についての点検・確認結果」を取りまとめた。本結果においては、「評価の実施が著しく適正を欠く」と認められるものはなかったとされている。

＜指摘事項＞

1.「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）による指摘を踏まえた評価（別紙 5）

平成25年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」では、各独立行政法人等について講ずべき措置を定めるとともに、法人の事務・事業の特性に応じてガバナンスの高度化等の取り組みを行うこととされており、これらの指摘を踏まえた業務運営がなされているか、評価の際に留意する必要がある。

Ⅳ．評価実施方法

1. 評価の方針

評価は、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とし、各事業年度における業務の実績について、中期計画の実施状況等に留意しつつ、振興会の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行うものとする。

自己点検評価報告書の作成に当たっては、以下に記載する「2. 評価の単位」により、「3. 自己点検評価報告書の記載事項」に沿って、振興会の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。

2. 評価の単位

中期目標で定められた項目を評価単位とする。その際、業務実施、目標、計画の達成状況及び、法人内のマネジメントの状況等について十分に説明し得るよう、必要に応じて、中期目標で定められた項目の下に、補助評価単位を設定する。

3. 自己点検評価報告書の記載事項

(1) 当事務及び事業に関する基本情報

中期目標を設定した項目ごとの評価単位、当該事業実施に係る根拠等を記載する。

(2) 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

(3) 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価

① 中期目標、中期計画、年度計画

② 主な評価指標（評価指標、関連指標、目標水準の考え方）

中期目標で定められた評価指標、関連指標、目標水準の考え方

③ 法人の業務実績

上記②を踏まえ、当該年度の事務・事業の実施状況について、その概要を簡潔に記載

する。

④ 自己点検評価（評定及び課題と対応）

平成 30 年度における事務・事業の実施状況に対する総合的な分析・評価を行うとともに、上記②の中期目標で定められた指標について目標・計画と実績を比較した評価を行う。その際、目標・計画（予算）と実績（決算）の差異について要因分析を実施するほか、業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにする。また、今後の業務実施に当たって留意すべき点、今後の改善方策や方向性等も併せて記載する。

4. 評価の基準

自己点検評価における各評価項目の評定は、「評価の指針」に基づき、S、A、B、C、D の 5 段階の評語を付すことにより行うこととし、B を標準とする。補助評価項目における評点は s、a、b、c、d とし、評価項目と同様の評価基準とする。

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上とする）。

B：【標準】中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上 120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定しがたい場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。この場合も B を標準とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：【標準】目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

5. 評価の留意事項

(1) 評定を付す際には、なぜその評定に至ったかの根拠を合理的かつ明確に記述する。

(2) 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

(3) 最上級の評定「S」を付す場合には、法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、量的な面として、

- 法人の自主的な取組による創意工夫
- 目標策提示に想定した以上の政策実現に対する寄与
- 重要かつ難易度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

(4) 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

(5) 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

独立行政法人日本学術振興会
平成３０年度事業における事業の評価手法について

参　考　資　料

目　　次

別紙１　独立行政法人の評価に関する指針（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

別紙２　平成 29 年度事業・第３期中期目標期間における業務実績の
　　自己点検評価・外部評価報告書（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

別紙３－１　独立行政法人日本学術振興会の平成 29 年度に係る業務の実績に関する
　　評価の結果について（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

別紙３－２　独立行政法人日本学術振興会の第３期中期目標期間における
　　業務の実績に関する評価の結果について（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

別紙４　平成 29 年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の結果についての点検・確認結果
　　・・・１８

別紙５　独立行政法人改革等に関する基本的な方針（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

（別紙１）

独立行政法人の評価に関する指針（抜粋）

平成 26 年 9 月 2 日策定
平成 27 年 5 月 25 日改定
総 務 大 臣 決 定

Ⅰ 本指針について

１ 本指針の位置付け

⑴ 本指針は、通則法第 28 条の２第１項規定の「第 32 条第１項、第 35 条の６第１項及び第２項並びに第 35 条の 11 第１項及び第２項の評価」に関する指針である。

主務大臣は本指針に基づき所管する法人の評価を実施する必要がある。

⑵ 主務大臣は本指針に基づいた評価を実施するため、評価の基準を個別具体的に作成し、それに基づいて評価を実施するものとする。

２ 評価の指針を策定する目的及び評価の指針の策定の基本的考え方

本指針は以下の考え方の下に策定されたものであり、主務大臣はこれに基づき評価を実施しなければならない。

⑴ 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において、法人が取り組むべきとされた事項に関する実施状況について評価を行うとともに、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項への取組状況についても評価を行う。

⑵ 主務大臣の下でのＰＤＣＡサイクルを十分に機能させるという制度改正の趣旨を踏まえ、法人の業務実績評価（独立行政法人評価制度委員会や政独委が指摘した事項を含む。）に加え、関連する国の政策評価、行政事業レビュー及び行政評価・監視の結果を活用して評価する。

⑶ 評価は、評価単位（※）に合わせて行う項目別評定（以下「項目別評定」という。）と、項目別評定を基礎とし法人全体を評価する総合評定によって行う。

※「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの３（３）、Ⅲの４（３）及びⅣの２（３）の評価単位を示す。

⑷ 評価は、目標及び計画で掲げる指標を基準とする絶対評価によって行うものとする。なお、研究開発に係る事務及び事業については、研究開発業務の特性等を踏まえ、適切な評価軸に基づき評価を行う。

⑸ 評価に当たっては、各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する。

また、その際、政府の政策実現への寄与など、法人の目的やその業務の質の向上の観点に留意するとともに、社会経済情勢の変化や技術の進歩等を踏まえたものとする。

⑹ 評価に当たっては、独立行政法人制度創設の趣旨を踏まえ各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、業務が効果的かつ効率的に実施されているかどうかの視点を常に持ち、その業務がどれほどの投入資源を費やしているかについて業務の成果・効果と対比して評価する。

⑺ 評価に当たっては、早急な財務内容の改善など、法人個々に対する社会的要請をも踏まえるものとする。

⑻ 評価に当たっては、法人が通則法第 32 条第２項、第 35 条の６第３項及び第４項、第 35 条の 11 第３項及び第４項に基づき作成する、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を活用して評価するものとする。

⑼ 主務大臣による評価は、法人の業務運営の改善のほか、組織及び業務の全般にわたる検討、新中期目標の策定に活用されることが求められていることから、極めて重要である。簡素・効率的で実効性の高い目標管理・評価の仕組みの下、法人の評価が適正かつ厳正に行われ、評価結果に基づき業務の改善が促されることにより、評価の実効性が確保される。

⑽ 従来、府省評価委が各自で設定していた評定区分、総合評定の方法、評価の結果の様式等を標準化し統一性を向上させることにより、他法人や過年度実績との比較可能性を高めるとともに、目標・計画の実施状況、進捗状況及び達成の状況を標準化された評価書で明らかにすることにより、国民にとって分かりやすい評価

を実現し、透明性の確保・国民への説明責任の徹底（見える化）が図られるものとする。

(11) 通則法第 32 条第４項、第 35 条の６第７項及び第 35 条の 11 第６項の評価の結果（以下「評価書」という。）は、目標の達成状況及び計画の実施状況とそれに対する評価を分かりやすく記載し、公表するものとする。

３ 本指針の適用範囲

本指針の適用範囲は次のとおりである。

(1) 中期目標管理法人

① 通則法第 32 条第１項第１号に定める、各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価（年度評価）

② 中期目標期間における業務の実績の評価（中期目標期間評価）

i. 通則法第 32 条第１項第２号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（見込評価）

ii. 通則法第 32 条第１項第３号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（期間実績評価）

（注）日本私立学校振興・共済事業団法第 26 条第１項により準用される通則法第 32 条第１項に基づく同事業団の助成業務の実績の評価については、「Ⅱ 中期目標管理法人の評価に関する事項」の規定を適用する。

Ⅱ 中期目標管理法人の評価に関する事項

１ 総論

中期目標管理法人は、国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的としていることから、業務の質の向上と業務運営の効率化の両立を促す評価が重要である。

そのため、評価においては、中期計画の実施状況について、中期目標の達成及び達成見込みについても留意しつつ評価を行う。

また、業務運営上の課題についても留意し、当該課題を検出した場合には、改善方策についても提示する。また、過去の評価において示した改善方策の対応状況についても適正に評価する。

中期目標管理法人の実施する研究開発に係る事務及び事業の目標策定において、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの４（４）に基づき国立研究開発法人の研究開発の成果の最大化に関する事項の規定を準用した場合には、国立研究開発法人の評価に関する事項の規定を準用して項目別評定を行う（研究開発に関する審議会に係る事項を除く）。その際、「国立研究開発法人」を「法人」に、「中長期目標」及び「中長期計画」を「中期目標」及び「中期計画」に読み替えるものとする。ただし、その場合においても総合評定については中期目標管理法人の規定に基づくものとする。

２ 評価体制

政策実施機関としての法人の業務の実績の評価に当たっては、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人を所管する部局が中心となって評価を実施する。

また、評価の客観性を担保するため、政策評価担当部局など主務大臣による評価結果を取りまとめる部局等で評価結果を点検する。

３ 各評価の目的・趣旨・基本方針

主務大臣が行う各評価は、以下の目的・趣旨・基本方針に基づき行うものとする。

(1) 年度評価

① 年度評価は、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。
また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。

② 年度評価は、各事業年度における業務の実績について、法人による自己評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況等に留意しつつ、法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行うものとする。

③ 年度評価は、目標・計画の達成状況にかかわらず、法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該評価項目だけでなく法人全体の評定に反映させるなど、当該年度における法人のマネジメントの状況にも留意するものとする。

④　予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して法人が自主的な努力を行っていた場合には、評定において考慮するものとする。

(2) 中期目標期間評価（見込み評価、期間実績評価）

①　見込評価

i. 見込評価は、評価の結果を中期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討及び新中期目標の策定に活用することを目的とする。

ii. 見込評価は、中期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、法人の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を調査・分析し、中期目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行うものとする。

iii. 評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、新中期目標が適切に策定されるよう留意する。

iv. 「３（１）年度評価」の③及び④については、見込評価においても準用する。その際、「年度」を「中期目標期間」と読み替えるものとする。

②　期間実績評価

i. 期間実績評価は、中期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資することを目的とする。
また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。

ii. 中期目標期間終了時において、中期目標期間全体の業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、法人の中期目標期間に係る業務の実績を調査・分析し、中期目標期間における中期目標の達成状況の全体について総合的な評定を行うものとする。

iii. 見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績とに乖離がある場合には、期間実績評価時にその原因を分析するとともに、中期目標等の変更の必要性について検討する。

iv. 「３（１）年度評価」の③及び④については、見込評価においても準用する。その際、「年度」を「中期目標期間」と読み替えるものとする。

４　自己評価結果の活用等

(1) 通則法第 32 条第２項に基づき作成する自己評価書は、国民に対する説明責任の履行及び法人の自律的な業務運営の改善への活用等を目的とする。
あわせて、主務大臣が行う評価のための情報提供に資するものとする。

(2) 主務大臣は、法人に対して、主務大臣の評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある自己評価書の作成を求める。

(3) 主務大臣は、年度評価及び中期目標期間評価において、客観性を考慮しつつ自己評価書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。法人から質の高い自己評価書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合は、自己評価書を最大限活用し、当該自己評価書の正当性の観点から確認すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行う。

(4) 主務大臣は、法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う。

(5) 法人は、上記の主務大臣の評価の円滑化に資するよう、自己評価書の作成に当たって、以下の点に努める。

①　本指針の（Ⅱの３）「各評価の目的・趣旨・基本方針」、（Ⅱの５）「評価の単位の設定」及び（Ⅱの６）「評価の方法等」（法人として実施可能なものに限る）を踏まえ、中期目標、中期計画及び年度計画で定められた指標について目標・計画と実績を比較した評価を行う。

②　法人の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。

③　業務実績、目標・計画の達成状況及び法人内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得るよう、可能な限り最小の単位で評価を行う。その際、自己評価書の作成が法人の過度な負担とならないよう配慮しつつ、当該自己評価を適正に行うための評価単位を統合したものが主務大臣が行う評価単位と整合するよう留意する。

④　自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。
⑤　自己評価及び主務大臣による評価において検出された業務運営上の課題に関する改善方策が示されているものについては、次年度以降の自己評価書においてその実施状況を記入する。

5　評価単位の設定

項目別評定は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、原則、中期目標を定めた項目を評価単位として評価を行う。

なお、中期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

より的確な評価を実施するため、上記の考えに基づき設定した単位をより細分化した単位で項目別評定を行うことは妨げない。

6　評価の方法等

主務大臣は、目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。

(1)　評価の手順及び手法

原則、以下の手法による。

①　法人に対し，評価において必要かつ十分な資料の提出を求める。
②　評価にあたって法人の長からのヒアリングを実施するほか，監事等からも意見を聴取するなど，役員等から必要な情報を収集し、法人の実情を踏まえた的確な評価を実施する。
③　目標・計画（予算）と実績（決算）の差異についての要因分析を実施する。
④　業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連正統を明らかにした上で評価する。
⑤　定量的な成果実績（アウトプット指標）と資源投入量（インプット指標）の対比により、成果実績１単位を生み出すためにどれだけの資源投入が必要とされたか（アウトプット単位あたりのインプット）を把握し、効率性の観点からも評価する。その際、できるだけ事業等のまとまり毎の財務情報等を活用する。
⑥　過去の関連する政策評価、行政評価、監視及び行政事業レビューの結果を活用する。
⑦　業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。
⑧　同一法人の過去の実績との比較・分析を行う。
⑨　複数の施設・事務所で同種の業務を行っており、全体の評価を行うだけでは業務運営上の課題を把握しがたい場合には，施設・事務所毎の業務実績を把握し、計画に対する比較・分析を行う。

上記の他、必要に応じて以下に掲げる事項その他評価の実効性を確保するための手法を適用する。

i.　外部有識者の知見の活用（ただし、利害関係者を排除するなど手続の妥当性に留意するものとする。）
ii.　法人に対する現地調査
iii.　同業種の民間企業との比較･分析

(2)　評価の視点

別途途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

また、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のＩＣＴ化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成 26 年７月 25 日総務大臣決定）において、法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請したところであり、同方針の要請を踏まえた目標の取組状況についても業務改革の推進の観点から適正に評価を行う。

さらに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）において、「各法人がＰＤＣＡサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。

7　項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

(1)　年度評価

①　項目別評定

i.　評定区分

(ア) 原則として、S、A、B、C、Dの５段階の評語を付すことにより行うものとする。

(イ) 「B」を標準とする。

・　各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

・　なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要

ii.　項目別評定の留意事項

(ア) 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述する。

(イ) 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

(ウ) 最上級の評定「S」を付す場合には、法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として、

・　法人の自主的な取組による創意工夫

・　目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与

・　重要かつ難易度の高い目標の達成

等について具体的かつ明瞭に説明するものとする。

(エ) 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

(オ) 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

(カ) 主務大臣の作成する評価の基準において各業務に対し評定を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が標準となるよう設定するものとする。

②　総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、評語による評定を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

なぜその評定に至ったのかについての過程が明らかになるよう、項目別評定に基づき総合評定を付すまでの過程を、各府省の作成する評価の基準等の中であらかじめ明らかにするものとする。

その際、各項目について設定された重要度を考慮するものとする。

i. 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定を踏まえ、総合的な視点から以下の事項を記述する。

(ア) 項目別評定の総括

- 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策

特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨を具体的かつ明確に記述する。

- 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

(イ) 全体評定に影響を与える事象

- 法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評定に影響を与える事象
- 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの１（２）の「法人全体を総括する章」において記載される法人のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項
- 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害
- 対応など）

(ウ) その他特記事項

ii. 評語による評定

(ア) 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

(イ) 評定は、S、A、B、C、Dの５段階の評語を付すことにより行うものとする。

(ウ) 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

iii. 総合評定の留意事項

(ア) あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するものとする。

(イ) 法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うものとする。特に、法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。

(ウ) なお、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

⑵ 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）

① 項目別評定

i. 評定区分

(ア) 原則として、S、A、B、C、Dの５段階の評語を付すことにより行うものとする。

(イ) 「B」を標準とする。

(ウ) 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：法人の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得ら

れていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上）。

B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期目標値の100%以上120%未満）。

C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期目標値の80%以上100%未満）。

D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期目標値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

(エ) なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要

ii. 項目別評定の留意事項

(ア) 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのか根拠を明確に記載する。

(イ) 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

(ウ) 最上級の評定「S」を付す場合には、法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として、

- 法人の自主的な取組による創意工夫
- 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- 重要かつ難易度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

(エ) 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

(オ) 主務大臣の作成する評価の基準において各業務に対し評定を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が標準となるよう設定するものとする。

(カ) 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中期目標期間終了時の業務実績の見込みと中期目標期間実績評価時の実際の業務実績とに大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。

(キ) 評定にあわせ、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、法人全体の業務実績に対し評語を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

総合評定の過程が明らかになるよう、項目別評定に基づき総合評定を付すまでの過程を、各府省の作

成する評価の基準等の中であらかじめ明らかにするものとする。

i. 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定の総括とともに、総合的な視点から以下の事項を記述する。

(ア) 項目別評定の総括

- 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。
  特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨明記する。
- 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

(イ) 全体評定に影響を与える事象

- 法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評定に影響を与える事象
- 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの１（２）の「法人全体を総括する章」において記載される法人のミッション、役割の達成の状況
- 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）

(ウ) その他特記事項

ii. 評語による評定

(ア) 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

(イ) 評定は、S、A、B、C、Dの５段階の評語を付すことにより行うものとする。

(ウ) 評語による評定を行う際には、各項目の重要度を考慮する。

(エ) 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。

C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

iii. 総合評定の留意事項

(ア) 見込評価においては、評定の他、以下の事項を記載する。

- 業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標策定に関して取るべき方策
- 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項

(イ) 期間実績評価においては、評定のほか、以下の事項を記載する。

- 見込評価時に予期しなかった事項で次期中期目標の変更等の対応が必要な事項

(ウ) あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するものとする。

(エ) 法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うものとする。特に、法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。

(オ) なお、中期目標の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

(カ) 見込評価においては、評価単位の設定、評価指標、総合評定の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行うものとする。

８　評価書の作成

(1)　評価書の様式

評価書は，別途総務省行政管理局長が定める様式に基づき作成するものとする。

(2) 記載すべき事項

評価書は以下の事項を記載するものとする。

① 評価書の概要

i. 評価対象に関する事項
(ア) 法人名
(イ) 対象年度（年度評価）
(ウ) 対象期間（中期目標期間評価）

ii. 評価の実施者に関する事項
(ア) 共管法人の場合には評価の分担の概要
(イ) 評価を担当した部局、作成者（課長名）
(ウ) 評価を点検した部局、作成者（課長名）

iii. 評価の実施に関する事項
(ア) 理事長ヒアリングなど、評価に祭祀実施した手続
(イ) 外部有識者の知見を活用した場合にはその概要（構成員、意見聴取等の活動実績等）

iv. その他評価に関する重要事項

② 総合評定

i. 評語による評定
ii. 記述による全体評定
iii. 法人が実施した事項のうち、中期目標・中期計画・年度計画に記載のない事項で、全体評定において考慮すべき事項
iv. 見込み評価において、業務及び組織の全般的な見直し並びに次期中期目標策定に関して取るべき方策事項
v. 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項
vi. 中期計画の変更が必要な場合には当該事項
vii. 中期目標期間評価において、次期中期目標の変更が必要な場合には当該事項
viii. 外部有識者の知見を活用した場合には外部有識者の意見

③ 項目別評定の総括表

i. 項目別評定で付された評語の経年による一覧表示
ii. 各項目に付された重要度・難易度がわかるように記載
iii. 評価対象年度において該当する事象がなかった場合には「ー」とし、総合評定に反映しない。

④ 項目別評定

i. 当該事務及び事業に関する基本情報
(ア) 当該事務・事業の実施の根拠（関連する政策・施策、個別法の条文番号など）
(イ) 政策評価における事前分析表等との関連（事前分析表番号、行政事業レビューのレビューシートの番号を記載し、対応する達成手段を明らかにする。）
(ウ) 当該項目の重要度、難易度（目標策定の際に定めたものを記載）

ii. 主要な経年データ
(ア) アウトプット及び（又は）アウトカム情報
(イ) インプット情報（予算額、決算額、経常費用、行政サービス実施コスト、人員数など）

iii. 目標、計画、評価に関する事項
(ア) 対応する中期目標・中期計画・年度計画
(イ) 業務の実績、自己評価
(ウ) 用いた評価指標、評価の視点
(エ) 評定及びその根拠
(オ) 業務運営上の課題及び改善方策
(カ) 目標水準の変更が必要な場合にはその概要
(キ) 外部有識者の知見を活用した場合は外部有識者の意見

iv. その他参考情報（必要に応じ実施する予算差異分析、財務分析など）

(3) 記載における留意点

① 評価書は国民に対し法人の業務の実績とその評価を説明する重要な書類であることを踏まえ、曖昧又は冗長な表現は排除し、簡潔かつ明瞭な分かりやすいものとする。

② 経年比較等のデータ比較・分析情報を表形式で記載するなど、一覧性や分かりやすさに留意する。

③ 見込評価と中期目標期間実績評価の項目別評定は、それぞれ並列して表記し、見込みと実績の差異を分かりやすく示すよう努める。

④ 記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする。

Ⅴ その他留意すべき事項

1 評価結果の活用に関する事項

(1) 法人は、評価結果を、評語及び記述による評定を踏まえ、現行の中（長）期計画、年度計画又は事業計画の見直し、次期以降の中（長）期計画、年度計画又は事業計画の策定、法人内部の組織体制の見直し、人事計画、法人内部の予算配分、業務手法の見直し、役職員の処遇等に活用するものとする。

(2) 主務大臣は、評価結果を、評語及び記述による評定に応じて、現行の中（長）期目標、中（長）期計画、年度目標又は事業計画の見直し、事業の改廃を含む事務及び事業の見直し、新中期目標の策定、国の政策評価、政策等に反映させるほか、運営費交付金の算定を含む予算要求等に適切に反映させる。特に、「S」評定を付した場合は、予算要求において法人の業務経費に重点的に配分する等、法人のインセンティブを高めるよう努めるものとする。

(3) 主務大臣は、項目別評定で「D」評定を付した場合、業務の廃止を含めた抜本的な見直しを命ずるものとする。

また、総合評定で「D」評定を付した場合においては、組織又は業務の廃止を含めた抜本的な改善その他の必要な措置を命ずるものとする。

(4) 主務大臣は、通則法第 35 条第１項及び第 35 条の７第１項に定める、中（長）期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討をするときは、見込評価の結果を十分に活用し、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を的確に講じるものとする。

例えば、評価において組織ぐるみの談合の発生など内部統制の不全、ガバナンスの欠如が明らかになり、引き続き当該法人に事務及び事業を行わせたとしても効率的な業務運営や中（長）期目標の達成が期待できない場合、当該法人の存続の必要性が立証できない場合などには、当該法人は組織の抜本的な改廃がなされる必要がある。

また、中期目標若しくは年度目標において策定した「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」又は中長期目標において策定した「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上」に関する目標が達成できなかった場合、その原因分析の結果、当初見込んだ需要がなかった場合や他の主体により業務を実施することが適切であったことなどが判明した場合には、当該業務は廃止される必要がある。

(5) 評価の過程で特に対応が必要な業務運営上の課題が検出された場合には、翌年度以降、当該課題への法人の対応状況について適正に評価する。

2 評価結果等の公表に関する事項

(1) 評価結果は下記３のスケジュールに従い遅滞なく公表するものとする。

(2) 評価結果の他、評価に活用したデータ等についても、経年で並べるなど外部での活用のしやすさや、検証可能性の確保に留意した上で、積極的な公表に努める。

(3) 通則法第 28 条の４に定める、法人による評価結果の業務運営の改善等への反映の取組の公表の状況について、以下の点に留意してチェックする。

① 過去の事業年度、中（長）期目標期間に係る評価結果を踏まえ、中（長）期計画、年度計画、事業計画への反映、事務及び事業の改廃、予算要求への反映、組織及び人事その他業務改善への反映等、事業年度内に実施した措置状況を具体的に記載する。

② 評価結果との対応関係を、いつの事業年度の業務実績評価に係るものかも含め明らかにする。

③ 将来に措置することが予定されている事項についても記載する。

(4) 評価書等は、広く国民に周知できる方法で公表するものとする。

⑸ 独立行政法人評価制度委員会による評価の実効性を確保するため、法律により委員会に対し通知が求められている見込評価及び効率化評価に係る評価書のほか、年度評価及び期間実績評価の評価書についても参考として委員会に通知する。

⑹ 法人は、評価結果の業務運営の改善等への反映の取組について、翌事業年度に行う主務大臣の評価の中で記載内容をチェックできるよう、自己評価書の提出時期に合わせて取りまとめて公表するとともに、主務大臣に提出する。

３　評価のスケジュールに関する事項

評価結果を予算や業務運営の改善等に適切に反映できるよう、概算要求時を目処に各評価を完了させるよう努めるものとする。

具体的には、以下のようなスケジュールが想定される。

⑴ 自己評価

6月末までに提出、速やかに公表

⑵ 主務大臣による評価等

① 年度評価（全法人共通）

8月上旬を目処に評価を完了し、法人に通知、公表する。

なお、見込評価を行う際には、7月末を目処に評価を完了し、法人に通知、公表する。

② 見込評価及び業務全般の見直し（中期目標管理法人、国立研究開発法人）

見込評価については8月上旬を目処に完了、業務全般の見直し結果の作成は8月中旬に完了し、法人及び委員会に通知、公表する。

③ 期間実績評価（中期目標管理法人、国立研究開発法人）

8月中旬を目処に評価を完了し、法人に通知、公表する。

④ 効率化評価（行政執行法人）

8月中旬を目処に評価を完了し、法人及び委員会に通知、公表する。

⑶ 評価結果等の中期目標等への反映

① 新中（長）期目標案の作成（中期目標管理法人、国立研究開発法人）

1月上旬を目処に作成、委員会に通知

② 新中（長）期目標、年度目標（行政執行法人）の作成

2月下旬を目処に決定、法人に指示

③ 新中（長）期計画（案）、事業計画（案）の作成、認可

3月末までに主務大臣の認可を得る。

４　共管法人の取扱いに関する事項

複数の主務大臣が所管する法人の評価については、各主務大臣が所管する業務に関する評価はそれぞれの主務大臣が分担し、評価全体に関する事項及び共通して所管する事項の評価については主務大臣間で協議するなど、各主務大臣が連携して評価を行うものとする。

その際、評価手続の重複を排除するなど、効率的な評価に努めるものとする。

原則として、法人の年度評価、見込評価、期間実績評価などの各評価について一つの評価書を作成するものとする。

５　本指針の見直しについて

総務大臣は、評価の実効性や法人に関する種々の政府方針等を踏まえ、主務大臣の下でのＰＤＣＡサイクルの実効性をより高める観点や法人の実効性のあるマネジメントをより向上させる観点から、適時に本指針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

（別紙２）

平成29年度事業・第３期中期目標期間における業務実績の自己点検評価・外部評価報告書
（抜粋）

平成30年6月28日
独立行政法人日本学術振興会
外部評価委員会

【序文】

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関として、学術研究の助成、研究者の育成、学術に関する国際交流の促進、大学改革や大学のグローバル化の支援、学術の応用に関する研究とともに、国内外の学術研究動向や諸外国の学術振興方策に関する調査・研究などを総合的に行うことにより、広く我が国の学術の振興を担っている。

振興会は、中期計画に定められた自己点検評価・外部評価を毎年実施している。この自己点検評価・外部評価は、独立行政法人として適正かつ効率的に業務が実施できているか自ら点検するとともに、外部有識者の評価を受けることによって、その結果を業務運営の改善に反映させることを目的とするものである。

一方、振興会の事業は国の運営費交付金及び補助金等によって運営されていることから、自己点検評価・外部評価は、振興会の事業に係る国民への説明責任の一環ともいえる。

本報告書は、平成29年度事業と第３期中期目標期間における業務実績の評価結果をまとめたものである。評価は所定の評価手法によって実施され、本報告書には各事業に係る中期計画、年度計画、評価指標、業務実績、自己点検評価（評定とその根拠）、外部評価（評定と評定に至った理由）がまとめられている。

また、年度評価及び期間実績評価の評定に加え、振興会の事業全般に関する今後の課題も述べられている。

ここに、第３期中期目標に掲げた学術振興に不可欠な４本の柱、①世界レベルの多様な知の創造、②強固な国際協働ネットワークの構築、③次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上、④エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進に関する事業の評価を中心に総括する。

１．法人の制度運営

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）は着実に実施されるとともに、様々な改善も行われてきており、研究者コミュニティーからも高い評価と信頼を得ている。ここに至るまでの振興会の審査システム改革の努力と成果は高く評価される。そのうえで、昨今の日本の学術をめぐる厳しい現状を考えれば、研究助成を通じて学術研究を支える振興会が果たすべき役割はますます大きくなってきており、これからの学術研究の発展とそれを担う若手の育成のために、制度の不断の見直しなど、なお一層の努力を求めたい。学術システム研究センターは学術研究におけるシンクタンクとして重要な役割を果たしており、同センターにおける議論の成果や知見が学術に関わる政策形成の場などでさらに生かされ、実際の学術振興策へと展開されるような方法も考えてほしい。また、学術研究の意義やそれを支える制度などについて、一般の理解を広げていくことも欠かせない。そのための広報戦略も考える必要があるだろう。

振興会の国際事業は多岐にわたり、かつ柔軟に運営されており、我が国の学術研究の海外展開と国際連携を支えている。諸外国の国際共同（協働）プログラム及び海外学術振興機関の研究支援制度は国によって多様であり、また流動的である。その情報収集が日本の学術の国際戦略構築に欠かせないため、その任にあたる専任職員の確保が強く望まれる。さらに、新規国際事業の開拓や多様な海外学術振興機関との連携を一層深めることが必要である。そのため、振興会の海外研究連絡センターと連携しつつ、国際活動に関する高い見地に立った助言を幅広い学識経験者から受ける仕組みを構築してほしい。

研究者が国際共同教育研究プロジェクトを実施する際、人事交流と研究活動の双方に財政支援が必要な場合があるが、予算執行が研究事業部と国際事業部に分かれているために対応が困難な場合がある。プロジェクトによって両事業部の緊密な連携が求められる。

平成29年のグローバルリサーチカウンシルの議題であった「基礎研究とイノベーションとの相互作用」に関しては、両者をできるだけ早期につなげようとする取組が多い中で、本質的なあるべき姿が議論されたことは大変意味のあるものと考える。成果文書の宣言に基づき、今後、様々なマネジメントに展開されることを期待したい。

振興会が国公私立大学等職員を対象に実施している海外実務研修は、大学のグローバル化への対応に多大な貢献をしていることは明らかである。大学と連携して振興会がこの海外実務研修の拡大充実を図っていくことを期待したい。

男女共同参画推進の重要性を考えれば、振興会の事業における女性の審査委員の比率がやや低迷していることは課題である。女性研究者の現状からすれば難しいことは事実だが、より一層の努力を求めたい。

振興会はこのように、学術の支援機関として、学術振興にとって極めて重要な機関である。従ってその存在の重要性を不断にアピールする必要があるが、その際、しっかりとしたエビデンスに基づいたアピールが必要である。特に、科研費の配分、その結果としての成果などについては、多大なデータを有しており、それを調査・分析して公表することが重要な責務となる。このため、平成 30 年度に新たに設置した学術情報分析センターなどにおける重要な働きが期待される。さらに充実した体制とすることが望まれるが、適切な外部機関とも協力して、振興会が学術研究の推進にいかに貢献しているか調査・分析してほしい。また、管理業務を有効に行うことによるアウトカムの主要な部分は研究成果の質と量であるため、説得力を上げるためにもそれらをあわせて議論することを考えるべきではないか。

２．世界レベルの多様な知の創造

科研費に関しては、応募件数が増加し続けている中においても、計画通りに審査を実施しているなど、審査・評価業務の充実、募集業務・交付業務の円滑な実施において質の高い業務実績を上げており、これらの活動は、極めて高く評価できる。また、平成 27 年度の国際共同研究加速基金創設、総合審査方式や２段階書面審査、審査区分表の導入を主とした科研費審査システム改革 2018、挑戦的萌芽研究を発展的に見直した「挑戦的研究（開拓・萌芽）」の創設、「科研費に関するご意見・ご要望受付窓口」の設置など、短期間のうちに科研費に関する改革を次々に進めたことは大いに評価できる。

特に、科研費審査システム改革 2018 については、審査委員・応募者などから科研費に対する幅広い意見を集め、また、学術システム研究センター研究員の英知を注いで、様々な問題を乗り越えて実現できたこと、実際に科研費の審査をつつがなく実施できたことは高く評価したい。今後は、新たな審査システムの検証を行い、改革の評価をしっかりと受けることが必要である。同時に、文部科学省とともに改革を推進した振興会としては、改革の目的が何で、それが学術の振興にいかに役立つか、その成果がどのように出ているかを示しておくことが重要である。なおうまく機能していない状況があれば、さらなる改革も考えられるだろう。より一層、着実かつ安定した科研費システムを目指してほしい。

研究拠点の形成に関して、世界トップレベル研究拠点プログラムは、実際に世界レベルの研究拠点が創出されており、非常に成功したプログラムとなっている。振興会による適切な管理運営や評価がその成功を支えていることは間違いない。今後の事業に生かされるよう、そうした経験から得られた成功の要因や改善の必要性などを提示することも必要だろう。

３．強固な国際協働ネットワークの構築

近年特に、振興会が世界の学術振興策の策定、国際的な研究基盤の構築等の役割を十二分に果たしていることが報告書から読み取れる。例えば、グローバルリサーチカウンシルにおけるリーダーシップの発揮、ノーベル・メディアとの共催によるノーベル・プライズ・ダイアログ東京の頻回の開催、スイスとの連携事業の推進などに見られる振興会の世界における学術振興に向けた行動姿勢は、科学技術分野における日本のステータスをこれまで以上に向上させることにつながるであろう。また、日本の優れた学術研究の成果を背景にして、振興会にはアジア・アフリカの学術研究の振興にもリーダーシップを発揮していただきたい。

振興会の種々の国際共同研究支援事業はこれまで多くの成果を残し、その一部は大型共同研究へと発展したものもある。これらの事業が研究を円滑かつ確実に展開できる研究環境を研究者に提供していることがうかがえる。グローバル化が進む今日、振興会の国際共同研究への新たな支援枠組みの重要性はますます高まるであろう。一方、近年、JSPS 同窓会、JARC-Net、JSPS-Net、海外研究連絡センターの活動が、我が国の研究者が海外の研究者と共同研究を開始するための新たな環境整備としての役割を果たし始めている。特に、海外研究連絡センターの役割は、国際化の時代に向けて、ますます重要となるであろう。実際、海外研究連絡センターが主催するセミナー等を契機に様々な国際共同研究が開始されているようだ。また、日本の学術研究を外国の研究者に本当に理解してもらい、その進展に寄与してもらうためにも、外国の研究者が日本で研究に従事することが不可欠であり、海外研究連絡センターは一層積極的にその窓口としての機能を果たしてほしい。この点で、外国人特別研究員は

上記の期待に十分応える事業であることがアンケート調査でも示されていることは注目に値する。

こうした事業による国際連携が成果をあげている一方で、日本で研究を行う留学生数の減少や国内の若手研究者の海外離れなどの問題が顕在化している。限られた資源を有効に活かすには、これまでの実施結果を総括した上で、対象とする研究領域や協力の相手国なども含めて新たな戦略を構築していく必要がある。

４．次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上

振興会では、若手研究者を育成するための種々の事業が行われている。その中で、特別研究員事業については、①PD は採用期間終了後５年で約９割、DC でも採用期間終了後 10 年で約９割が常勤の研究職に就いていること、②「文部科学大臣表彰若手科学者賞」や「日本学術振興会賞」など優れた若手研究者に贈られる賞の受賞者の半数以上が特別研究員採用経験者であること、といった成果をあげている。このような特別研究員事業の優れた成果の背景には、若手研究者の育成には彼らが自立して研究に専念できる環境の提供が不可欠であるという振興会の人材育成理念があることを忘れてはならない。また海外特別研究員事業でも同様の優れた成果があがっている。振興会が第３期中期計画期間中に開始した、博士後期課程在学生を対象とした「若手研究者海外挑戦プログラム」も、若手研究者が大学院段階で海外において研究を行うことを支援するもので大変高く評価でき、今後その成果が期待される。

しかしながら、特別研究員事業については、PD 採用者数の減少が危惧される。PD は研究職に就くためのひとつの重要なステップとなっており、採用者の減少は今後の学問の未来に深刻な影響をもたらす。博士課程への進学者の減少等により応募者も減少していると思われ、学問や科学技術の将来を支える研究者の減少につながる恐れがある。次世代の人材育成の観点から、採用減を食い止める方策は、喫緊かつ優先度が高い課題ではないだろうか。

大学の教育研究機能の向上に関しては、様々なプログラムが文部科学省により立案され、その実施を振興会が担ってきた。数多くのプログラムのそれぞれについて、きめ細かな評価やフォローアップの体制が組まれており、成果のフィードバックや施策検討への活用なども行われていることは高く評価できる。その結果、それぞれのプログラムで、大学間の健全な競争と、プログラムの目的に沿った質の向上が推進されたと考える。しかしながら、振興会には、それぞれのプログラムの推進を担うだけではなく、より高次の「次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上」という目標に向けて、プログラム自体のあり方も含めてどういう施策がより効果的なのか、一段高い議論への貢献も期待したい。その際、プログラムオフィサーなどと協力して、成果について評価することなどが考えられる。多くのプログラムや事業の経験を通じて蓄積された知見を持つ振興会であればこその、エビデンスに基づいた議論が可能なのではないだろうか。

また、平成 30 年度から開始する卓越大学院プログラムを含め、博士の育成に係る事業が大学内に混在するため、事業の継続性も考えながら、個々の事業の整合性を図ることも必要である。なお、大学の教育研究機能の向上を支援する種々のプログラムでは、支援が終了した後もプログラムを継続することが求められているが、大学にとっては財政的にも人的にも負担が大きい。成果のあがっている取組をどう定着させ、あるいは広げていくか、今後の高等教育政策全体の中で検討されるべき課題である。

５．エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進

運営費交付金が減少傾向の中、大変適切に法人運営がなされている。学術研究者にとって、振興会の存在は極めて大きいが、それ以外の人にはなじみがない機関であるので、法人のアピールは大変重要である。そのためには、科研費などにおけるピアレビューの重要性や、競争的経費と基盤的経費の適切な割合、他の資金と比較した振興会の研究費の有用性などのエビデンスが必要であり、これによって振興会の重要性が再認識されると考える。データマイニングや、AI 技術の導入など、他機関との研究レベルの協力も将来的には考えていただきたい。また、学術システム研究センターに関しても、現在の専門研究員の主要業務である審査委員候補者の選考や検証業務をビッグデータの手法などを活用して効率化することにより、より付加価値の高い業務に注力できるようなマネジメントが必要だと考える。

広報活動における課題認識については的確になされており評価できる。また広報の内容と対象に応じて、従来の紙媒体に加えてメルマガや SNS を活用しているが、これらの媒体は効率がよく反響も定量的に把握できるので、さらなる利用拡大を期待したい。

一方、学術研究においては、国際会議や学会などでの発表から、研究領域ごとの日本の立ち位置や研究の最新動向を探ることができる。次の振興会事業の戦略を立案するうえで、こうした情報を踏まえることが極めて重要

であり、学術システム研究センターの専門研究員の報告書が、そのような観点で有効に活用されることが望まれる。

６．その他

外部評価委員からは、評価項目に関連する上記の意見に加え、日本の学術の振興を図るうえで重要と考えられる以下のような意見も出されたので、ここに記す。

・世界的に見れば、各国政府の方針が学術研究の動向や研究者の国際的な移動などに大きな影響を及ぼしかねない状況にある。そうしたなかで日本がどのように役割も果たしていくのか、変化に対応できる国際的なネットワーク作りにも一層力を入れてほしい。
・事業の終了後の成果について特筆するものを把握することは、今後の事業の運営や新事業の立ち上げに際し、価値があると考えられる。
・科研費において、将来的には研究分野の特質をより考慮した制度運営について、制度を所管している文部科学省とともに、検討することが望ましい。
・振興会の各事業の評価は支援終了後に種々の方法で行われているが、支援終了後に長期間の追跡調査が必要な事業もある。研究拠点形成、研究者育成、若手研究者海外派遣、大学の教育研究機能向上などである。４．で述べたように、特別研究員事業及び海外特別研究員事業は長期の追跡調査によりその優れた成果が示されている。しかし、研究拠点形成事業、大学の教育研究機能向上事業などの追跡調査を振興会が行うには多くの困難が伴い、これらの事業の真の成果は明らかになっていない。これらの事業の中にも優れた成果があがっている例は数多くあると思われるので、その成果を明らかにすることを望みたい。
・振興会の事業の成功例の中には、学術研究、人材育成を担う大学等研究機関に種々の波及効果を及ぼすことが期待されるものもある。近年、大学においては常勤の研究職ポストが減少し、任期付きの研究者が増加している。それに加えて課題解決型大型研究費の増加により、若手研究者が挑戦的・野心的な基礎研究を行いにくくなっている。出口志向を強調しすぎずに、確固たる学術基盤に基づいた、挑戦的で独自性のある新しい研究が生まれる体制の構築が求められる大学にとって、特別研究員事業の成果は参考になるであろう。

【まとめ】

自己点検評価と外部評価はともに、評価項目すべてにおいて、中期計画における所期の目標は達成されていると評価した。特に中期目標期間において学術研究を推進するために策定された４本の主要な柱、①世界レベルの多様な知の創造、②強固な国際協働ネットワークの構築、③次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上、④エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進、の評価項目の中には、所期の目標を上回る成果と判断されたＡあるいはＳ評価を受けた項目が数多く含まれている。またＢ評価を受けた項目の中にも、Ａ評価に相当すると評価された項目がいくつかみられ、振興会では大変厳しく自己点検評価が行われていることがわかる。その態度は大変評価したい。振興会の事業が日本の学術の振興の要の責務を果たしていることの証と言って良いが、先述したエビデンスデータをさらに得られれば、より高い評価にしても十分説得力があると考える。

一方、外部評価や主務大臣評価で指摘された問題点や改善点の多くについても、振興会が迅速に対応していることが確認された。このような評価結果と指摘事項への迅速な対応は、振興会が与えられた業務ミッションに精力的に取り組み、優れた成果をあげていることを示しており、国民の負託に応えるものだと言える。

以上の理由から、昨年まとめられた第３期中期目標期間の見込み評価報告書を基に策定された第４期中期目標・計画は、振興会に求められている我が国の学術振興の中核機関としての責務に十分に応えられるものである。多岐にわたる事業を比較的少数の職員により極めて効率的に遂行し、優れた成果をあげていることに対し、理事長はじめ職員各位に敬意を表したい。

だが、その一方で、国際的に学術論文が増加傾向にある中で日本の減少傾向が顕著になっているのに加え、将来の研究の担い手を育成する博士課程への進学者数も減り続けており、日本の研究力の危機が深まりつつある現状がある。正確な現状認識とエビデンスに基づいた政策の重要性はいうまでもなく、そこでは、研究現場に根ざした経験と知見の蓄積を持つ振興会が果たすべき役割は大きい。それによって日本の学術の新たな未来が切り開かれることを期待したい。

（http://www.jsps.go.jp/j-outline/data/tenken_29.pdf　参照）

（別紙３－１）

独立行政法人日本学術振興会の平成 29 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（抜粋）

平成３０年８月２３日
文 部 科 学 大 臣

２．法人全体に対する評価

法人全体の評価

○日本学術振興会は、研究者の知的探求心や自由な発想を源泉とした知的創造活動である「学術研究」の振興を目的とし、学術研究の多様な特性・ニーズに応じた支援を行う我が国唯一のファンディングエージェンシーとしての役割が求められている。少数精鋭の事務組織による効果的かつ効率的な業務運営の下、「世界レベルの多様な知の創造」「強固な国際協働ネットワークの構築」「次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上」「エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進」の 4 本の柱に基づく事業を、着実に行ってきたことは高く評価できる。

○科学研究費助成事業（科研費）の在り方について、我が国の一線級の研究者を擁する学術システム研究センターによる学術の動向を踏まえた分析・助言を基に、大規模な改革に向けた抜本的な提言を行った。平成 25 年度には新たな学術の芽を掘り起こすことを目的とした「基盤研究（B・C）特設分野研究」を、平成 28 年度には新たな学問領域創成などに繋がる挑戦的な研究の促進を目的とした「挑戦的研究」を新設するにあたり、自律的な分析、検討を行った。

　また、科研費の審査方式についても、審査区分の見直しや総合審査方式の導入などに係る詳細な議論を行い、その結果を反映させた審査を平成 29 年度に円滑に実施した。これらの改革は、我が国の学術研究に大きな進歩と変革をもたらすものとして高く評価できる。

○日本学術振興会は、我が国をハブとした国際共同研究を促進するため、国際研究ネットワークを強化している。特にグローバルリサーチカウンシルを主催し、世界各国の学術振興施策に多大な影響を及ぼす成果文書に日本の意見を多く反映させたことや、ノーベル賞受賞者を始めとする世界有数の科学者を招く「ノーベルプライズダイアログ」を 3 回開催し、国内外の若手研究者に研さんの機会を提供したことは高く評価できる。

　また、国際共同研究事業において、日本学術振興会初となるリードエージェンシー方式による審査を試行的に導入した新たなプログラムの立ち上げに至った点も評価する。

全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項

　特になし。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評定で指摘した課題、改善事項

○日本学術振興会における各審査会での女性審査員比率向上には、更に努力を継続いただくとともに、今後は、数を増やす努力だけでなく、より実質的な内容で女性研究者の要求や実状を反映させる努力に転換する必要があり、そのためにもこれまでの活動に対する客観的評価が必要である。(P3)

○「科研費審査システム改革 2018」そのものは高く評価できるが、今後のさらなる改善に向けた継続的な取組が必要。(P15)

○国際共同研究事業について、順調な進捗状況であると判断するが、今後は、効果的な取組をさらに拡大することや、改善が必要な事業にノウハウを活用してほしい。(P78)

（http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2018/09/21/1400390_1.pdf　参照）

（別紙３－２）

独立行政法人日本学術振興会の第３期中期目標期間における
業務の実績に関する評価の結果について（抜粋）

平成３０年９月６日
文 部 科 学 大 臣

２．法人全体に対する評価

法人全体の評価

○ 日本学術振興会は、研究者の知的探求心や自由な発想を源泉とした知的創造活動である「学術研究」の振興を目的とし、学術研究の多様な特性・ニーズに応じた支援を行う我が国唯一のファンディングエージェンシーとしての役割が求められている。少数精鋭の事務組織による効果的かつ効率的な業務運営の下、「世界レベルの多様な知の創造」「強固な国際協働ネットワークの構築」「次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上」「エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進」の 4 本の柱に基づく事業を、着実に行ってきたことは高く評価できる。

○ 科学研究費助成事業（科研費）の在り方について、我が国の一線級の研究者を擁する学術システム研究センターによる学術の動向を踏まえた分析・助言を基に、大規模な改革に向けた抜本的な提言を行った。平成 25 年度には新たな学術の芽を掘り起こすことを目的とした「基盤研究（B・C）特設分野研究」を、平成 28 年度には新たな学問領域創成などに繋がる挑戦的な研究の促進を目的とした「挑戦的研究」を新設するにあたり、自律的な分析、検討を行った。

また、科研費の審査方式についても、審査区分の見直しや総合審査方式の導入などに係る詳細な議論を行い、その結果を反映させた審査を平成 29 年度に円滑に実施した。

これらの改革は、我が国の学術研究に大きな進歩と変革をもたらすものとして高く評価できる。

○ 日本学術振興会は、我が国をハブとした国際共同研究を促進するため、国際研究ネットワークを強化している。特にグローバルリサーチカウンシルを主催し、世界各国の学術振興施策に多大な影響を及ぼす成果文書に日本の意見を多く反映させたことや、ノーベル賞受賞者を始めとする世界有数の科学者を招く「ノーベルプライズダイアログ」を 3 回開催し、国内外の若手研究者に研さんの機会を提供したことは高く評価できる。

また、国際共同研究事業において、日本学術振興会初となるリードエージェンシー方式による審査を試行的に導入した新たなプログラムの立ち上げに至った点も評価する。

全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項

特になし。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評定で指摘した課題、改善事項

○日本学術振興会における各審査会での女性審査員比率向上には、更に努力を継続いただくとともに、今後は、数を増やす努力だけでなく、より実質的な内容で女性研究者の要求や実状を反映させる努力に転換する必要があり、そのためにもこれまでの活動に対する客観的評価が必要である。(P3)

○「科研費審査システム改革 2018」そのものは高く評価できるが、今後のさらなる改善に向けた継続的な取組が必要。(P15)

○国際共同研究事業について、順調な進捗状況であると判断するが、今後は、効果的な取組をさらに拡大することや、改善が必要な事業にノウハウを活用してほしい。(P78)

（http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2018/09/21/1400390_91.pdf　参照）

（別紙４）

平成29年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の結果についての点検・確認結果

平成 30 年 11 月 29 日
独立行政法人評価制度委員会

1　主務大臣による平成29年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に係る評価（年度評価）及び29年度に中（長）期目標期間を終了した法人の中（長）期目標期間における業務の実績に係る評価（期間実績評価）について、

・　A以上の評定の場合、所期の目標を上回る成果が得られていると認められること、又は難易度を高く設定した目標の水準を満たしていることが具体的根拠として説明されているか
・　C以下の評定の場合、評価書において、改善に向けた取組方針又は具体的な改善方策（以下「改善方策等」という。）が記載されているか

等の観点から点検した。

また、法人の職員のモチベーションの向上を目指す取組を行い、組織運営の活性化につながっていると思われるものや、短期的な結果に着目するだけではなく、長期的な成果を見据えて評価方法を工夫していると見られるものなど他の法人の参考になるような事例はないかとの観点から確認した。

2 点検・確認した結果は以下のとおりである。

（1）　A以上の評定については、ほぼ全ての評価項目において、評定に至った根拠の合理的かつ明確な記述が確認できた。しかし、中には、取組の内容は記述されているものの、評定に至った根拠の記述が十分でないと考えられる項目が数例見られたため、所管府省に評定に至った根拠を確認したところ、著しく適正を欠く評価の実施と考えられるものはなかった。

また、C以下の評定についても、ほぼ全ての評価項目において、改善方策等に係る記述が確認できた。しかし、中には、改善方策等に係る記述が十分でないと考えられる項目が見られたため、所管府省に改善方策等を確認したところ、著しく適正を欠く評価の実施と考えられるものはなかった。

なお、確認の結果、評価書には十分に記述されていなかったものの、①A以上の評定に至った根拠の合理的かつ明確な説明を受けることができたものや、②C以下の評定を付す場合の改善方策等に係る説明を受けることができたものについて、来年度以降の評価の参考となるよう、その詳細を別紙１のとおり取りまとめた。

（2）また、評価書において、法人の現状や課題を的確に分析している例として、

① 定量的指標の達成状況は120%未満であるが、難易度の高い項目に係る評定を一段階引き上げるにふさわしいとした根拠を具体的かつ明確に記述した上で、A以上の評定としているもの
② 定量的には把握が難しい業務の達成状況も含めて、根拠を合理的かつ明確に記述した上で、A以上の評定としているもの
③ 改善方策等を記述する上で、C以下の評定とした根拠となる課題の発生要因も記述しているもの
④ 法人内部の連携・融合の取組の強化の結果、法人の職員のモチベーションが向上し、組織運営の活性化につながっていると思われるものが見られた。来年度以降の評価の参考となるよう、その詳細を別紙２のとおり取りまとめた。

3 なお、情報セキュリティ対策に関する取組及び調達等合理化に関する取組に係る年度評価の状況を見ると、

・　情報セキュリティ対策について、いずれの法人も評価が実施されており、情報セキュリティに関する事項を理由にA以上の評定が付されている１法人については、評定に至った根拠が、C以下の評定が付されている１法人については、改善方策等が、いずれも明確に記述されていた。
・　調達等合理化について、いずれの法人も評価が実施されており、調達等に関する事項を理由にA以上の評定又はC以下の評定が付されている法人はなかった。

4　委員会としては、S、A、B、C、Dといった評定の結果自体に重きを置いているのではなく、評定を付

すに至った根拠が合理的かつ明確に記述され、主務大臣において、評価結果によって判明した法人の業務運営上の課題や、法人を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえた業務及び組織の見直し等の対応が行われることが重要と考えている。

つまり、評価を実施した結果、法人の良い取組については継続し、又は更に高い目標を目指し、改善すべき事項が確認された場合には、見直し方策を講ずるなど目標に向けたより優れた取組や工夫を行うなど、評価を実施したことのみに満足することなく、ＰＤＣＡサイクルを回す中で、より高みを目指していく、いわば螺旋状に改善する形で適切に機能させることを目指すべきである。

（別紙５）

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（抜粋）

平成25年12月24日
閣　議　決　定

Ⅰ 独立行政法人改革等の基本的な方向性

○ 独立行政法人制度は、平成13 年1 月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施のパフォーマンスを向上させることを目的として導入された。

○ 独立行政法人は国の政策を実現するための実施機関として、これまで各方面で成果をあげている一方、様々な問題点が指摘されたことから、第１次安倍内閣において、全ての独立行政法人を対象とした制度・組織全般にわたる改革に着手した。それ以降、様々な議論・検討が行われ、制度全般の改革に係る法案も２回国会に提出されたが、審議未了のまま廃案となるなど、独立行政法人改革には今日に至る長い検討経緯がある。このため、今回の改革は、今までの改革の集大成として実現を図る必要がある。

○ 今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。

このため、

- 組織・運営における自主性・自律性やインセンティブを最大限機能させ、国民に対する法令遵守を的確に果たさせる
- 制度本来の趣旨から逸脱した一律・硬直的な運用は見直し、多種多様な各法人の特性を踏まえた制度・運用とする
- 数合わせのための組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施するとともに、きめ細やかに事務・事業を見直す
- 各法人の業務類型（金融、公共事業執行等）の特性を踏まえたガバナンスを整備する

との観点から、運用を含めた制度及び組織の見直しについて、講ずべき措置を取りまとめた。

○ また、国が自ら事業を実施している特別会計・勘定について、国が実施主体となることが必要不可欠か否かを検証し、国の事業を独立行政法人に移管した上で特別会計を廃止するなど、講ずべき措置を取りまとめた。

○ 今後、この改革に必要な措置を速やかに講じ、新たな制度・組織の下で、法人の有する政策実施機能が十全に発揮され、各法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することにより、これまでの集大成としての改革が実現するよう、政府が一体となって取り組んでいくこととする。

Ⅱ 独立行政法人制度の見直し

Ⅰの基本的な方向性を踏まえ、運用を含めた制度の見直しについて、以下の措置を講ずる。

１．法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

独立行政法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるが、現行制度では法人分類を設けておらず、多くのルールが全法人一律に適用されている。今後は、法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築していくため、法人の事務・事業の特性に応じ、法人を分類することが必要である。

具体的には、業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等を基に、法人を以下の３つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築する。

① 中期目標管理により事務・事業を行う法人
国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人（以下「中期目標管理型の法人」という。）

② 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人
「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の中長期的な

目標管理により研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人（以下「研究開発型の法人」という。）

③ 単年度の目標管理により事務・事業を行う法人

国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度管理型の法人」という。）

法人の役職員の身分については、法人に高い自主性・自律性を発揮させた業務運営を行わせることにより国民向けサービスの質の向上、業務の成果の最大化を実現するため、財務・会計面における運用と同様、人事・給与面での柔軟かつ弾力的な運用ができるよう、非公務員とする。

ただし、単年度管理型の法人は、その行う事務・事業が国の行政事務と一体的な進行管理により確実・正確な執行が求められ、その業務の停滞は、国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、争議行為の禁止など国家公務員と同様の厳しい服務を適用するため、その役職員は国家公務員とする。

中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人のガバナンスは以下の２．から４．に記載するとおりであり、評価主体の変更や内部ガバナンスの強化などの事項は研究開発型の法人にも適用するが、研究開発業務に特有の目標管理の仕組みの導入など研究開発型の法人に固有の事項は、５．で後述する。

２．PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のPDCA サイクルが十分に機能することが必要である。このPDCA サイクルを強化する観点から、主務大臣自らが業績評価を行うこととする。その際、主務大臣による評価等の客観性や政府全体としての整合性を確保するなどのため、外部から点検する仕組みを導入する。

(1) 効率的かつ実効性のある評価体制の構築

○ 主務大臣が法人の業績評価を実施する仕組みとする。これにより、主務大臣の下での政策のPDCA サイクルを強化するとともに、評価手続の効率化を図る。

○ 主務大臣は、業績評価の結果、成果が不十分、事務・事業が非効率であることにより目標が達成できないおそれがある場合には、法人に対して業務運営の改善を命令することができるようにする。

○ 主務大臣は、政策の実施部門である法人の業績評価結果を政策の企画立案部門である国の政策評価及び政策への反映に活用する。また、政策評価の結果を当該政策体系下の実施部門である法人の業績評価及び法人の組織や事業の見直しに活用する。

(2) 目標設定及び業績評価の在り方

○ 総務大臣は、法人の業務の特性や類型を踏まえて、目標設定及び業績評価に関する政府統一的な指針（基準や評語等）を策定する。

主務大臣は、法律や総務大臣が策定する指針に基づき目標設定を具体的に行うとともに、毎年度、評価事務の効率化にも配慮しつつ、適正かつ厳正に業績評価を実施する。また、主務大臣は、目標案又はその変更案を作成する際には、法人と十分に意思疎通を図るものとする。

○ 法人は、業績評価結果を活用し、主務大臣から指示された目標の達成に向け、計画の見直しなど必要な業務運営の改善を図るとともに、業績評価結果の反映状況を毎年度公表する。主務大臣は、業績評価結果を、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し、次期中期目標期間における目標設定や予算要求などの際に活用する。

(3) 法人分類に応じた評価手続の整備

① 中期目標管理型の法人における評価手続

○ 中期目標期間に係る業績評価の時期を早めることとし、最終年度において、前年度までの業績及び最終年度の業績の見込みを対象に評価を行う仕組みとする。

○ 主務大臣は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、業務継続の必要性の検討にとどまらず、組織自体の存続の必要性を含め組織の在り方についても必ず検討を行い、所要の措置を講ずるとともに、検討結果及び講ずる措置内容を公表する。

② 単年度管理型の法人における評価手続

○　主務大臣が毎年度、法人に対して目標を指示するとともに業績評価を実施するという単年度の目標管理の仕組みを基本とする。

○　主務大臣は、業務運営の効率化に関する事項については、毎年度の業績評価に加え、中期的にも評価を実施する。

(4) 第三者機関による業績評価結果等の点検、勧告等

○　第三者機関は、主務大臣の中期目標案及び中期目標期間に係る業績評価結果（単年度管理型の法人にあっては、一定期間ごとに主務大臣が実施する業務運営の効率化に関する評価結果）を点検し、必要と認める場合には、主務大臣に対して意見を述べることができることとする。

○　さらに、第三者機関は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し結果及び講ずる措置内容を点検し、主要な事務・事業の改廃の勧告や、内閣総理大臣に対する勧告事項についての意見具申ができることとする。また、法人の見直しが実効性あるものとなるよう、政府の行政改革関係部門は適切に連携を図るものとする。

○　第三者機関は、総務大臣の指針並びに評価の制度及び実施に関する重要事項を調査審議し、総務大臣又は主務大臣に対して意見を述べることができることとする。

○　総務省の行政評価・監視の調査対象に法人を追加する。また、第三者機関が点検等の業務を行う場合には、総務省の調査結果や行政事業レビューによる点検結果を活用する。

３．法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

法人の長の下での自律的なPDCA サイクルを機能させるため、役員の責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る。

また、主務大臣の関与が限定されたものにとどまっている現行制度を見直し、法人の自主性・自律性に配慮しつつ、事後的に適正な関与を及ぼすことができることとする。

(1) 監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化

③　監事・会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員の不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成を義務付ける。また、これに併せ、監事監査の指針や会計監査の指針を見直すほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、監事と会計監査人・第三者機関等との連携強化、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。

④　法人は、法令等を遵守しつつ業務の適正を確保するための体制を整備する。

⑤　役員に職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を課し、業務運営上の義務と責任を明確化する。

⑥　中期目標の達成に責任を持たせるため、法人の長の任期を中期目標期間に対応させるとともに、監事の地位や職務遂行の安定性を強化しつつ決算関連業務を考慮するため、監事の任期を中期目標期間の最終年度の財務諸表承認日までとする。また、財務諸表の早期確定及び監事の任期の安定性を確保する観点から、主務大臣は、法人からの財務諸表提出後、速やかに財務諸表をチェックし、特段の事情がない限り、遅くとも８月末までには承認するよう努める。

⑦　会計監査人については、適格性を主務大臣がチェックした上で、監事の同意を得て継続して同一の会計監査人を選任し、法人が複数年度にわたって同一の会計監査人と契約することも可能である。主務大臣は、当該法人に対する監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合には、こうした手法を活用する。

⑧　役員の任命については、法人が適切に政策実施機能を発揮できる体制とするよう、説明責任を果たしつつ、適材適所の人材登用の徹底を図る。

(2) 法人の役職員への再就職あっせん等に関する規制の導入

⑨　役職員が非公務員である法人の役職員に対し、再就職あっせん等に関する規制を導入する。

(3) 主務大臣による事後的な是正措置

⑩ 法人及び役職員の違法行為や不正行為、法人の著しく不適正な業務運営に対し、主務大臣が違法・不正行為の是正、業務運営の改善の命令をそれぞれ行えるようにする。

４．財政規律、報酬・給与等の見直し、調達の合理化及び情報公開の充実

独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、国から使途が特定されず弾力的かつ効率的な執行が可能な運営費交付金のメリットを維持する必要がある。一方、運営費交付金は国民から徴収された税金を財源にしていることから、予算の見積りと執行実績を明らかにするなど財務運営の透明性と説明責任を向上させる必要がある。また、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運用を改善する。

各法人の給与水準について、その事務・事業の特性等を踏まえた水準とすることができるよう、法人ごとに柔軟な取扱いを可能とする一方、法人及び主務大臣の説明責任を強化する。

法人が行う調達について、各法人の事務・事業の特性を踏まえた合理的なものとなるよう、随意契約によることができる場合を明確化するなどの見直しを行う。さらに、これまでの一律的で過度に厳格な運用を見直し、弾力化することと併せて、法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形での情報公開の充実、すなわち「見える化」を推進する。

(1) 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

⑪ 法人への運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、法人に対し運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課す。一方、制度の運用に当たり、独立行政法人の多種多様な事務・事業の特性や業務運営における自主性に十分配慮することを明確化する。

⑫ 国から事前に使途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の事業等のまとまりごとに予算の見積り及び執行実績を明らかにし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明させることとする。ただし、予算の硬直化につながらないよう運用において十分に留意する。

⑬ 中期目標において主務大臣が指示する効率化目標については、各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、法人ごとに適切な目標を設定するよう努める。

⑭ 法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。

また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予見できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。

これらの取組のほか、事務・事業の特性や業績評価結果等も踏まえ、メリハリのある資源配分を行う。

○ 毎年度の剰余金の処理に当たり、法人の業務と運営費交付金の対応関係を明らかにした上で、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益の一定割合（原則として５割）を経営努力として認めるほか、恒常的な業務であっても新たなテーマや工夫による取組について新規の利益と認め、前年度実績ではなく過去の平均実績の利益を上回れば足りることとするなど、認定基準の要件を改善することとする。また、速やかに認定手続を行うこととし、中期計画に定めた範囲で様々な使途に迅速に活用できることとする。

○ 法人の積立金の処分については、中期目標期間をまたいで円滑に事務・事業を執行させるとともに、中期目標期間の最終年度においても経営努力を促すため、繰越事由を拡大することとし、中期目標期間終了時の積立金のうち、

・資材調達業者の倒産や震災の影響、共同研究の相手先の研究遅延など自己の責任でない事由により中期目標期間内に使用できなかった場合

・中期目標期間の最終年度に経営努力認定に相当する事由がある場合に該当するものについては、中期目標期間を超える繰越しを認めることとする。

○ 法人の業務上の余裕金は、独立行政法人通則法（平成11 年法律第103 号）により、預金や国債のほか、主務大臣が指定する有価証券等に限定して運用することとされている。しかし、資産運用を行うことを本来の業務としている法人や個別法で例外規定を設けている法人を除けば、そもそも投機的な金融取引を行ってまで収益を獲得することが求められているものではないため、主務大臣は、安全資産であることを十分に確認して有価証券を指定するものとする。

○ 法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとまりごとに区分された情報を充実

するとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る。

○　単年度管理型の法人の運営費交付金については、毎年度、見積りに基づき交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰越しを認めることとする。また、単年度の財政措置とすることに伴い、運営費交付金の会計上の取扱い等について、会計基準を見直す。

⑵ 報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上

○　独立行政法人の役職員の報酬・給与・退職手当は、人件費総額について国が中期計画の認可を通して関与するものの、支給基準は主務大臣に届け出れば足り、職員数は法人の独自の判断で定めることができるなど、法人の自律的な運営が可能となっている。現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、事務・事業の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入が可能である。

　しかしながら、現実には柔軟な報酬・給与制度の導入が進んでいないため、各法人において業績給等の実施状況を公表させ、その導入を促進する。また、職員表彰や賞与の一部を活用した報奨金制度の導入、成績不良者に対する厳正な対応の実施など、信賞必罰の考え方の下、業績評価を反映する取組を実施することにより、業績の向上や業務の効率化を促進する。

○　法人の長の報酬については、法人の事務・事業の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の事務・事業がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。

○　各法人は、長の報酬水準が妥当であると判断する理由について、職務内容の特性、参考となる他法人の事例等を用いて公表する。また、「お手盛り」とならないよう、監事等によるチェックを行うものとする。その上で、主務大臣は法人の説明を検証し、その結果を公表するとともに、国民の納得が得られないと認められる場合には、報酬額の見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。

○　法人の役職員の報酬・給与の支給基準の設定に当たり、役職員が非公務員である法人の役職員については職務の特性や国家公務員・民間企業の役員・従業員の報酬・給与等を勘案し、役職員が公務員である法人の役職員については国家公務員の給与を参酌するなど、設定の考え方を具体的に明記する。

○　法人の給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえ当該事務・事業がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。このような柔軟な取扱いにより、給与の水準や体系について法人の自由度を高める一方、透明性向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、法人は、総務大臣が定める様式により、給与水準を毎年度公表するものとする。その際、法人の分類に応じ、

　① 役職員が非公務員である法人については、国家公務員との比較に加え、当該法人と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など、当該法人が必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、その職務の特性を踏まえながら説明するものとする。このうち、特に国家公務員と比べて法人全体の職員の給与水準が高い法人は、高い水準であることの合理性・妥当性について、国民に対して納得が得られる説明を行うものとする。

　② 役職員が公務員である法人については、国家公務員の給与を参酌して当該水準が妥当であると考える理由を説明するものとする。監事による監査においても、給与水準を厳格にチェックするものとする。

○　主務大臣は、法人の説明を検証し、その給与水準の妥当性について、判断理由とともに公表する。また、国民の納得が得られないと認められる場合には、給与水準そのものの見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。総務省は、主務省から報告を受けて公表する。

○　また、役員の退職手当への業績反映について、現在、各府省評価委員会が認定するなどの仕組みとなっているところ、この改革により各府省評価委員会が廃止されることから、今後は、主務大臣の責任の下、今般の報酬・給与の弾力化の趣旨も踏まえ、透明性や説明責任を果たしつつ、業績を的確に反映することができるような弾力的な仕組みとする。

⑶ 調達の合理化

○　各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業

の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。

総務省は、各法人において会計規程等の見直しを行うに当たり、特殊で専門的な機器の調達であり相手方が特定される場合など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進するとともに、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。

(4) 情報公開の充実

○ 各法人の事業等のまとまりごとに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業報告書に添付・公表することとし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明する。

○ 各法人において、職務段階、年齢、家族構成等について一定の仮定を置いて算出したモデル給与、業績給導入実績の推移や業績給導入による給与実態等を公表する。

○ 法人は、業績評価結果の業務運営や予算等への反映状況について、毎年度公表する。

５．研究開発型の法人への対応　（略）

Ⅲ 独立行政法人の組織等の見直し

１．組織等の見直しの基本的考え方

○ 国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させることを目的とする。

○ 「民でできることは民で」という原則に則り、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用等により官の肥大化防止・スリム化を図る。

○ 民に委ねられる事務・事業については積極的に民間開放、廃止を行う。それに伴い、組織を存続する必要がない法人は廃止・民営化を行う。また、国、地方公共団体など公的主体間での適切な役割分担の観点から必要な見直しを行う。

○ 類似の業務や互いに密接に連関する業務を実施している法人について、これらの法人を統合することにより政策実施機能の向上や業務の効率性と質の向上が図られる場合には、統合する。その際、マネジメントが確実に行われ、ガバナンスが的確に発揮される法人規模という点にも留意する。

○ 独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがない法人については、他の法人との統合を検討する。

○ 法人間における業務実施の連携強化について積極的に取り組むほか、外部委託の活用の実態等を踏まえながら、事務・事業のスリム化、効率化を一層推進する。

２．各独立行政法人等について講ずべき措置

各法人等について講ずべき措置は、別紙のとおりとする。

３．法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し

○ 法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるため、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、これに応じてガバナンスを高度化するなど、制度・運用の見直しを行うことにより、各法人が期待される政策実施機能を的確に発揮できるようにするとともに、その効率性を確保することが必要である。

○ このため、法人が行う以下の６つの業務について、以下の方針でガバナンスの高度化等の取組を行う。

（略）

⑥ 助成・給付業務

法人が運営費交付金等を用いて、個人、団体等に対して資金の助成、給付（研究開発等の資金配分を含む。）を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

○ 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。

○　不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。
○　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30 年法律第179 号。以下「補助金等適正化法」という。)が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。

⑦ その他横断的見直し事項
○　補助金等適正化法等に基づくチェック事項に関する評価の簡素化
・法令や補助金等交付要綱への適合性や金額の妥当性については、補助金等適正化法等に基づき主務大臣が毎年度チェックしていることから、中期目標管理においては、これらを除いた業務・財務の改善目標に重点を置きつつ、業務の実施方法の妥当性や効率性について主務大臣による評価を実施する。

上記の事務・事業の特性に応じた制度・運用の見直しのうち、各法人等について特に講ずべき措置は、別紙記載のとおりとする。

IV その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等　（略）

各法人等について講ずべき措置（別紙）
文部科学省所管
【日本学術振興会】
○ 中期目標管理型の法人とする。
○ 科学技術振興機構との連携を強化する。
○ ファンディング機能を有する代表的機関として、国からの補助金等を用いて行う資金の助成・給付業務について、不正防止策を強化するとともに、受給団体のガバナンス強化に対する支援を行う。

（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/pdf/sankou-k3.pdf　参照）

独立行政法人日本学術振興会が達成すべき
業務運営に関する目標
（中期目標）

平成３０年３月１日

文部科学省

目　　次

Ⅰ　政策体系における法人の位置付け及び役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　中期目標の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項　・・・・・・　1

1　総合的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　世界レベルの多様な知の創造　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

3　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

4　大学等の強みを生かした教育研究機能の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

5　強固な国際研究基盤の構築　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

6　総合的な学術情報分析基盤の構築　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

7　横断的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

Ⅳ　業務運営の効率化に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

Ⅴ　財務内容の改善に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

※　Ⅲ１～７の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、Ⅲ１～７及びⅣ～Ⅵの各項目を評価の単位とする。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

Ⅰ　政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、学術研究の助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、大学改革や大学のグローバル化の支援、学術の応用に関する研究とともに、国内外の学術研究動向や諸外国の学術振興方策に関する調査・研究などを総合的に行うことにより、広く我が国の学術の振興を担っている。

人類社会の持続的発展とともに国の国際競争力の強化に貢献する卓越した知は、研究者一人ひとりの自由で柔軟な思考と斬新な独創的発想に基づく果敢な挑戦によって生み出されるものであり、研究者の自由な発想を源泉として新たな知を生み出す学術研究の役割は極めて大きい。平成 28 年１月 22 日に閣議決定された「科学技術基本計画」においては、学術研究の推進を初めて盛り込み、「イノベーションの源泉」として、「挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点から改革と強化」を進めるべきものと位置付けており、振興会は、文部科学省の政策目標の達成に向けて必要不可欠なものとして、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割が求められる。

一方、情報通信技術の急速な進化やグローバル化は学術研究に大きな構造変化をもたらし、世界レベルでの学術研究の競争も激しさを増す中、研究者が国内外の垣根なく協働していく時代にある。このような変化の中、振興会には、我が国の研究者が学術研究を先導していくことができる国際的な研究基盤を構築するとともに、事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支える業務基盤を確立し、国や分野の枠にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を支えることが一層求められる。

このような役割を果たすため、振興会の中期目標は、以下のとおりとする。

（別紙）政策体系図

Ⅱ　中期目標の期間

振興会が実施する学術振興事業は、研究助成や研究者養成、学術の国際交流など長期的な視点に立って推進すべきものが多いことから、中期目標の期間は、平成 30 年４月１日から平成 35 年３月 31 日までの５年間とする。

Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　総合的事項

我が国の学術振興の中核機関として、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割を十分に果たすため、研究者を中心とする幅広い関係者の意見を取り入れるとともに、研究者の自由な発想と研究の多様性、長期的視点、継続性等の学術研究の特性に基づき、挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。

（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営

学術の振興を目的とする振興会の事業の特性に配慮し、評議員会や学術研究に対する高い識見を持つ学識経験者の意見を反映させるとともに、学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れることにより、研究者コミュニティの信頼を得つつ、効果的な業務運営を行う。

（２）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化

学術システム研究センターに第一線級の研究者を配置し、事業の実施に必要な調査・研究機能や審査・評価業務に係る機能を充実・強化する。また、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行う。

（３）学術研究の多様性の確保等

年齢や性別、分野、機関にかかわらず研究者が自らの能力を発揮できるよう多様性を確保するとともに、研究の長期的視点、継続性等を踏まえて事業を推進する。また、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。

【評価指標】

１－１　研究者等の意見聴取状況（評議員会の開催実績等を参考に判断）

１－２　学術システム研究センターによる各種事業への提案・助言の状況（有識者の意見を踏まえ判断）

１－３　学術研究の多様性の確保と現代的要請を踏まえた業務運営状況（有識者の意見を踏まえ判断）

【目標水準の考え方】

１－１　研究者等の意見を取り入れる機会を確保し、業務運営に適切に反映されたか、評議員会の開催実績や学識経験者からの意見聴取実績及びそれら意見を踏まえた業務運営状況を参考に判断する。

１－２　第一線級の研究者の知見を生かした、各種事業への提案・助言が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。

１－３　学術研究の多様性を確保する観点から、幅広い分野等への支援や女性研究者の参画を促進するとともに、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営が行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。

２　世界レベルの多様な知の創造

我が国が世界の学術研究を先導していくため、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出する。

（１）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）により、人文学、社会科学、自然科学の各学問分野の独創的・先駆的な学術研究に対する幅広い助成を行い、創造的で優れた学術研究の発展に寄与する。科研費事業は、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業（文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基金運用方針に規定する事業）により実施する。その際、国の事業としての一体性を確保し、それぞれの研究種目に応じて長期的観点や国際的な観点も考慮して審査・評価業務を適切、公正に行うとともに、研究の進捗状況に応じた柔軟な運用を確保しつつ早期の交付に努める。

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直した科研費審査システム改革について、研究者コミュニティにおける新たな審査システムの理解向上に資する取組を行いその定着を図りつつ、課題等の把握に努める。また、中期目標期間中に新たな審査システムの評価を行い、その結果を踏まえて必要な改善に取り組む。

科研費事業のうち、文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、業務の効率化と研究者の利便性の向上を図る観点から、中期目標期間中に振興会への業務の一元化を行うための体制を整備する。

（２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

国を越えた学術研究を振興する観点から、学術研究を支援する事業における国際性を高めるとともに、国際的な共同研究等を支援する。

特に、諸外国の学術振興機関とのマッチングファンドによる国際共同研究については、世界レベルの研究を円滑・確実に支援する新たな枠組みを検討・調整し、中期目標期間の早期に導入する。

（３）学術の応用に関する研究等の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、我が国の学術及び社会の発展や社会的問題の解決につながるような学術研究等を行う。

【重要度：高】【難易度：高】

世界レベルの多様な知の創造を目的とした研究支援業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関としての根幹をなすものであり、我が国の研究者が国内外で学術研究を先導していくための取組として極めて重要である。また、その実施に当たっては、膨大な研究課題の中から極めて効果的かつ効率的な手法により、短期間で公正性、透明性を確保した審査を行い、優れた研究課題を選定することや、前例のない国際共同研究への新たな支援枠組みの導入に際しては、相手国との間で、異なる諸制度の調整を行い、研究者にとって使いやすい仕組みを構築する必要があることから難易度は高い。

【評価指標】

２－１　科研費の審査・評価の公正性、透明性（有識者の意見を踏まえ判断）

２－２　科研費の交付処理状況（Ｂ水準：ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き４月上旬に交付内定を通知）
２－３　国際共同研究における新たな枠組みの導入による申請・審査過程の効率化・国際化（有識者の意見を踏まえ判断）
２－４　学術の応用に関する研究における適切な課題設定に向けた取組状況（有識者からの意見聴取実績等を参考に判断）

【関連指標】
２－Ａ　科学技術の状況に係る総合的意識調査（文部科学省科学技術・学術政策研究所）における科研費に関する調査 (※) 結果
（※）「科学研究費助成事業は、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦することに十分に寄与していると思いますか」という質問
２－Ｂ　事後評価を行う科研費の研究種目において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合
２－Ｃ　二国間共同研究・セミナーのうち、次のステージとなる共同研究に結び付いた発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究及びセミナーの割合
２－Ｄ　事後評価を行う国際的な共同研究等を支援する事業において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合

【目標水準の考え方】
２－１　資金配分機関として公正性、透明性を確保した適切な審査等が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
２－２　交付処理の迅速性を確保する観点から、ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き４月上旬に交付内定を通知することを達成水準とする。
２－３　英語での申請に加え、相手国対応機関と審査を分担することにより、審査過程の効率化・国際化が図られたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
２－４　様々な学術的・社会的要請に応えた課題設定に向けた取組が行われたか、有識者からの意見聴取実績や情報収集の取組等を参考に判断する。
２－Ａ　卓越した研究成果が持続的に生み出されるための環境の整備状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成 28 年度調査における実績（指数 5.6 (※)）を基準とした状況変化を評価において考慮する。
（※）指数 5.5 以上で、最も高い水準である「状況に問題はない」とされる。
２－Ｂ　独創的・先駆的な学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度の評価において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：73%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。
２－Ｃ　国際的な共同研究の促進と国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査結果（平成 25～28 年度の調査において、研究成果の

発展予定、別事業への申請予定、相手国側とのネットワークの形成・拡大、研究者の育成等の点で進展があると評価された共同研究及びセミナーの割合：75%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

２－Ｄ　国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度の評価において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：84%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

３　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくため、国際的な頭脳循環を踏まえながら、若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実するとともに、優れた研究者の顕彰や国際的な研さんの機会を提供すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成する。

（１）自立して研究に専念できる環境の確保

若手研究者に対し、自由な発想の下に主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、目的や対象者に応じた多様な方法により、研究を奨励するための資金を支給する「特別研究員事業」を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。

（２）国際舞台で活躍する研究者の養成

国際舞台で活躍する世界レベルの研究者を養成するため、目的や対象者に応じた多様な方法により、「海外特別研究員事業」等、優れた若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。

また、目的やキャリアステージに応じた優れた外国人研究者の招へいや研究者の交流を行い、国際的な頭脳循環の中で若手研究者の研究環境の国際化を図る。

（３）研究者の顕彰・研さん機会の提供

研究者としてのキャリアステージに応じ、優れた研究能力を有する研究者を顕彰することにより、研究者の研究意欲を高め、研究の発展を促進する。また、優れた若手研究者に対し、シンポジウムやセミナーの開催等を通じて国際的な研さんの機会を提供することにより、学術的・国際的視野を広げ、リーダーとなる人材の育成を図る。

【重要度：高】

次世代の研究者の養成に係る業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関として、研究支援業務と並んで根幹をなすものであり、将来にわたり我が国の学術研究の水準を高め

ていくための取組として重要であるため。

【評価指標】

３－１　特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（Ｂ水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が 80％程度）

３－２　特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（Ｂ水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が 80％程度）

３－３　外国人研究者を受け入れた研究機関における研究環境の国際化状況（Ｂ水準：受入研究者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が 75％程度）

３－４　若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（Ｂ水準：振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が 95％程度）

【関連指標】

３－Ａ　特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況

【目標水準の考え方】

３－１　特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、採用者のニーズを踏まえてさらなる制度改善を図る観点から、現状の支援に関するアンケート調査を実施し、80％程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

３－２　特別研究員及び海外特別研究員の受入先に対し、特別研究員及び海外特別研究員の活動状況に関するアンケート調査を実施し、80％程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

３－３　国際的な頭脳循環の中で、外国人研究者の受入れによって受入機関の研究環境の国際化を図る観点から、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査の結果（平成 25～28 年度実績：76.8％）を踏まえ、75％程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

３－４　若手研究者の学術的・国際的視野を広げる観点から、振興会が実施するシンポジウム等へ参加したことによる効果についてアンケート調査を実施し、前中期目標期間におけるアンケート調査の結果（平成 25～28 年度実績：91～100％）を踏まえ、各シンポジウム等において 95％程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

３－Ａ　事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成 28 年度の状況（５年経過後特別研究員-PD は 91.6％、５年経過後海外特別研究員は 94.2％、10 年経過後特別研究員-DC は 88.5％）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

４　大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

卓越した知を生み出す環境を整備するため、学術振興の観点から、大学等における教育

研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能の強化を行う。

（１）世界最高水準の研究拠点の形成促進

国の方針を踏まえ、国際的な体制の下で審査・評価等を行い、国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成や、その成果の最大化に向けた取組を総合的に支援する。

（２）大学教育改革の支援

大学が自らの強みや特色を生かし学部や大学院の教育改革に取り組むことで、我が国の大学教育を牽引することができるよう、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。

（３）大学のグローバル化の支援

我が国の大学教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。

【評価指標】

４－１　世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る国際的な審査・評価等の実施状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備状況等を参考に判断）

４－２　大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断）

【関連指標】

４－Ａ　大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況

【目標水準の考え方】

４－１　世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、国際的な観点から事業及び研究拠点の形成に有益な指摘を得るための審査・評価等が適切に行われたか、委員会における外国人委員参画割合、英語による審査・評価等を行う体制整備の状況等を参考に判断する。

４－２　国の方針を踏まえた審査・評価等が適切に行われたか、委員会等開催実績や審査・評価等実施件数等を参考に判断する。

４－Ａ　振興会の関与を通じ、国の方針を踏まえた取組が適切に行われたかを把握するため、事業採択機関における取組状況について事後評価等を通じて毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業については、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が 100％（平成 28 年度実績）、大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援については、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事

業の割合が 75%（平成 25～28 年度における中間評価及び事後評価の実績））を基準とした状況変化を評価において考慮する。

5　強固な国際研究基盤の構築

国際的な競争が激しさを増す中で、我が国の研究者が学術研究を先導し、そのプレゼンスを高めていくことができるよう、諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築する。

（1）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、各種事業を通じた国際的な活動の動向や海外関係機関等の動きなどを定期的に集約・共有するとともに、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開できる体制を整備し、積極的に事業の国際化に取り組む。

また、前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について検討し、中期目標期間の早期に一定の結論を得て、必要な改善・強化を行う。

さらに、中期目標期間の早期に、国際的な取組の種別や内容が研究者にとってより分かりやすくなるよう体系的に整理し、発信する。

（2）諸外国の学術振興機関との協働

地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けた多国間の学術振興機関ネットワークにおいて主導的な役割を果たすとともに、各国学術振興機関とのパートナーシップを形成し、質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築・強化する。

（3）在外研究者コミュニティの形成と協働

振興会の事業を経験した外国人研究者や在外日本人研究者によるコミュニティの形成やその活動支援を行うことにより、我が国と諸外国との学術交流を持続的に発展させる。

（4）海外研究連絡センター等の展開

海外研究連絡センター等が、所在地域の学術振興機関、在外公館、その他の海外拠点等と連携し情報の収集と発信に努め、我が国の大学等のグローバル化を支援するとともに、我が国の学術研究のプレゼンスの向上に寄与する。

【難易度：高】

強固な国際研究基盤の構築に当たっては、振興会の業務全般を横断する基盤的機能を有する組織の整備という初めての取組を行うこととしており、また、これまで長期的に実施してきた事業の在り方を検討する際には、多様な関係者の理解を得ながら実施するプロセ

スが不可欠であることから、難易度は高い。

【評価指標】

５－１　前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務との比較による改善・強化状況（有識者の意見を踏まえ判断）

５－２　国際的な取組の内容に関する発信状況（有識者の意見を踏まえ判断）

５－３　諸外国の学術振興機関等との交流の見直し等の状況（有識者の意見を踏まえ判断）

５－４　同窓会の活動状況及び在外日本人研究者コミュニティとの連携状況（同窓会イベント等の開催実績等を参考に判断）

５－５　海外研究連絡センター等における活動状況（Ｂ水準：ホームページによる情報発信数が年間 840 件程度）

【関連指標】

５－Ａ　国際交流事業の採用者による国際共著論文数

【目標水準の考え方】

５－１　事業の在り方に係る検討を経て、効果的な改善・強化が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。

５－２　国際的な取組を体系的に整理し、効果的な周知がなされたか、有識者の意見を踏まえ判断する。

５－３　質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築する観点から、各国の学術振興機関との交流状況に応じて適切に協定の廃止・改訂や、新規立ち上げが行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。

５－４　同窓会主体の活動が活発に行われたか、また外国人研究者と在外日本人研究者コミュニティ等が連携する機会が提供されたか、同窓会イベント等の開催実績、会員数等を参考に判断する。

５－５　現地の事務所を利用した効果的な情報収集・情報発信を実施する観点から、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度実績：年間 652～1,181 件）を踏まえ、全センターのホームページで年間840 件程度の情報発信が行われることを達成水準とする。

５－Ａ　学術の国際的な競争・協働の中で我が国のプレゼンス向上の状況を把握するため、国際交流事業の採用者による国際共著論文数について毎年度確認を行うとともに、その状況変化を評価において考慮する。

６　総合的な学術情報分析基盤の構築

事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支えることができるよう、振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築する。

（1）情報の一元的な集積・管理

事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、情報セキュリティや個人情報保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する。

（2）総合的な学術情報分析の推進

振興会の諸事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行うことにより、総合的視点に立った企画・立案と事業改善に資する。

（3）学術動向に関する調査研究の推進

振興会の諸事業を長期的観点に立って効果的に展開するため、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究を行うとともに、その結果を新たな事業の企画・立案等に活用する。

【評価指標】

６－１　情報の一元的な管理の状況（取組実績を参考に判断）

６－２　情報の分析や調査研究の成果の発信状況（Ｂ水準：中期目標期間中に 10 件程度）

６－３　学術動向調査の実施件数（Ｂ水準：中期目標期間中に 614 件程度）

【目標水準の考え方】

６－１　事業の枠を超えた活用を可能とする情報基盤が構築されているか、情報の一元的な管理に係る取組実績を参考に判断する。

６－２　振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析する観点から、10 件程度のテーマを設定し、分析や調査研究を行い、その成果について発信することを達成水準とする。

６－３　学術の振興を図るための諸事業を長期的観点に立って効果的に展開する観点から、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究について、前中期目標期間における実績（614 件）と同程度実施することを達成水準とする。

7　横断的事項

振興会の事業が、研究者のみならず社会からもより高い支持、信頼を得られるよう、横断的な取組を行う。

（1）電子申請等の推進

研究者の負担軽減や業務効率化の観点から、電子申請等に必要な情報システムを整備する。

（2）情報発信の充実

振興会の活動及びその成果を総合的・効果的に情報発信することができるよう、広報活動に係る体制を整備する。その上で、受け手のニーズを踏まえた積極的な情報発信に取り組むとともに、情報発信の在り方について更なる検討を進め、中期目標期間の早期に一定の結論を得る。

（３）学術の社会的連携・協力の推進

大学と産業界の研究者等による情報交換等を促進することにより、相互のインターフェイス機能の充実を図る。

（４）研究公正の推進

助成・支援事業の実施に当たり、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策を徹底するとともに、研究者の所属機関に対し、研究費の適切な管理・執行を促す。

（５）業務の点検・評価の推進

自己点検評価や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営の改善を図る。

【評価指標】

７－１　電子申請等の推進状況（応募手続や審査業務等の電子化実績等を参考に判断）

７－２　振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断）

７－３　大学と産業界の研究者等による情報交換の場として新たに設置した委員会・研究会数（Ｂ水準：中期目標期間中に８件程度）

７－４　研究倫理教育の高度化に係る支援状況（Ｂ水準：研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度２回程度開催）

７－５　業務の点検・評価の実施状況（Ｂ水準：自己点検評価及び外部評価を毎年度実施）

【目標水準の考え方】

７－１　研究者の負担軽減や業務効率化を図るための情報システムが整備されているか、応募手続や審査業務等の電子化の実績及び制度改善や研究者等の意見を踏まえたシステムの改修実績等を参考に判断する。

７－２　振興会の活動及びその成果の総合的かつ効果的な情報発信が行われているか、ホームページへのアクセス件数（平成 26～28 年度の各年度平均実績：478 万件）、コンテンツごとのアクセス動向等を参考に判断する。

７－３　適時適切な研究テーマの設定により、学界と産業界の交流・連携を促進する観点から、平成 29 年度中に活動している研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計８委員会全てを中期目標期間中に刷新することを達成水準とする。

７－４　研究機関における研究倫理教育の高度化を効果的に支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシン

ポジウムを毎年度２回程度開催することを達成水準とする。

７－５　継続的な業務運営の改善を図る観点から、自己点検評価及び外部評価を毎年度実施することを達成水準とする。

Ⅳ　業務運営の効率化に関する事項

１　組織の編成及び業務運営

国の定めた法令等を遵守し、事業に対する研究者及び国民の信頼性を維持しつつ、機能的・効率的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的執行を推進する。

効果的かつ効率的な業務運営を実現するため、複数の部署にまたがる共通的な業務について、一元的な運営が可能な組織体制を整備する。

また、法人の行う業務については、既存事業の見直し等により、効率化を進める。なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき学術研究を担う振興会の事業の特性に鑑み事業の継続性に十分留意する。

さらに、他のファンディングエージェンシーや大学等の幅広い関係機関との適切な連携・協力関係を構築する。

２　一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比３％以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比１％以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

３　調達等の合理化

引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底する。

４　業務システムの合理化・効率化

ICT 等を活用した業務システム整備に取り組む。

Ⅴ　財務内容の改善に関する事項

寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、事業ごとに適正な財務管理の実現を図る。また、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項

１　内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るため、規程の整備に加え、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みを整備・運用するとともに、法令遵守（コンプライアンス）を徹底する。また、内部統制が適切に機能しているか継続的に点検・検証し、必要に応じて規程及び体制の見直しを行う。

２　情報セキュリティへの対応

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、情報セキュリティ対策を推進する。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。

３　施設・設備

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

４　人事

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行うなど、職員の能力の向上を図る。また、振興会の業務を継続的かつ発展的に遂行するため、中長期的な視点で、振興会の核となる職員の育成・充実を図る。

日本学術振興会の政策的位置付け

別紙

主な政府方針

■第５期科学技術基本計画（平成28年1月22日 閣議決定）
- ・若手研究者の育成・活躍促進
- ・大学院教育改革の推進
- ・国際的な研究ネットワーク構築の強化
- ・学術研究の推進に向けた改革と強化
- ・国際共同研究の推進と世界トップレベルの研究拠点の形成　等

■科学技術イノベーション総合戦略2017（平成29年6月2日 閣議決定）
- ・博士課程学生への経済的支援を充実
- ・若手研究者等が独立して研究可能な競争的資金による独創的な研究を促進
- ・大学等研究機関における、高いポテンシャルを有する海外研究機関との研究者の派遣・受入れ
- ・相手国・地域のポテンシャル・分野と協力フェーズに応じた多様な国際共同研究及び研究交流を促進　等

■教育振興基本計画（平成25年6月14日 閣議決定）
- ・博士課程を中心とする大学院教育の抜本的な改革・強化を図る
- ・各大学等の強みを生かした教育研究拠点の形成を促進　等

文部科学省の政策目標における位置づけ

～「文部科学省政策評価基本計画」（平成25年3月29日 文部科学大臣決定）における「文部科学省の使命と政策目標」より抜粋 ～

政策目標４　個性が輝く高等教育の振興
- ー　施策目標４－１　大学などにおける教育研究の質の向上

政策目標７　イノベーション創出に向けたシステム改革
- ー　施策目標７－２　科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標８　科学技術イノベーションの基盤的な力の強化
- ー　施策目標８－１　科学技術イノベーションを担う人材力の強化
- ー　施策目標８－２　イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進

独立行政法人日本学術振興会法

（振興会の目的）
第三条　独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

日本学術振興会が果たすべき役割

学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、研究者の活動を安定的・継続的に支援

世界レベルの多様な知の創造

研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出

知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成

大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能を強化

強固な国際研究基盤の構築

諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築

総合的な学術情報分析基盤の構築

振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築

独立行政法人日本学術振興会が
中期目標を達成するための計画
（中期計画）

平成３０年３月３０日

独立行政法人日本学術振興会

目　　次

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
　目標を達成するためとるべき措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

　1　総合的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

　2　世界レベルの多様な知の創造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

　3　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

　4　大学等の強みを生かした教育研究機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・　6

　5　強固な国際研究基盤の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

　6　総合的な学術情報分析基盤の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

　7　横断的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置・・・・・・・・・・　11

Ⅲ　予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・　12

Ⅳ　短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

Ⅵ　剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・　12

別紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日までの５年間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１　総合的事項

（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営

研究者の自由な発想に基づく学術研究の成果は、人類社会共通の知的資産として文化的価値を形成するものであり、学問領域を限定せず、分野の性格に応じた適切な支援方法により、幅広くバランスをとって振興する必要がある。特に、長期にわたる試行錯誤を必要とする知的創造活動としての基礎研究への支援や、将来の学術研究を担う優秀な研究者の養成について十分配慮する必要がある。このため、学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れた業務運営を行う。

業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、各界・各層からの学識経験者で構成し、定期的に開催する。事業実施に当たっては、評議員会等での幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考とし、効果的に成果が上がるよう業務運営に反映させる。

（２）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化

学術システム研究センターに第一線級の研究者を配置し、学問領域の専門的な知見に基づき、学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。特に、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行うよう努める。

同センターの組織運営に当たっては、運営委員会における高い識見に基づく審議及び意見を参考とし、その際、各種事業への提案・助言が適切に行われたかについても、同委員会において意見を得る。

さらに、同センターの業務内容の透明性の向上を図る観点から、同センターの活動について分かりやすく積極的な情報発信を行う。

（３）学術研究の多様性の確保等

研究者が、年齢、性別、分野、機関にかかわらず自らの能力を発揮することができるよう、事業の推進に当たっては、学術研究の多様性を確保するとともに、学術研究が無限の発展可能性を有していることを踏まえ、長期的視点を加えた継続的かつ着実な支援に努める。また、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた支援を行うとともに、我が国として途絶えさせてはならない学問分野の継承などに配慮する。

幅広い分野等への支援や女性研究者の参画促進、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営が適切になされているか、評議員会において意見を得る。

また、振興会の諸事業における女性研究者の参画や支援の状況について、男女共同参

画推進委員会において検証し、必要な改善方策を検討する。

2　世界レベルの多様な知の創造

学術研究を支援する我が国唯一の資金配分機関として、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出するため、科学研究費助成事業を確実に実施するとともに、研究の国際化と国際的な共同研究等を推進する。

（1）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）については、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により実施する。事業の実施に当たっては、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき、以下により、滞りなく確実に実施する。

- 科研費事業の配分審査、研究評価等を行うために、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会を置く。
- 科研費事業の交付等の手続きに関する業務は、文部科学省が定めた規程、通知に従って行う。
- 科学研究費委員会において、科研費事業の毎年度の審査方針等を、文部科学省科学技術・学術審議会が示す審査の基本的考え方を踏まえて決定する。

文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、文部科学省との連携の下、振興会への一元化を行うための体制の整備を図る。

①　審査・評価の充実

学術システム研究センター等の機能を活用し、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を行う。

公募に当たっては、科学研究費委員会において決定した審査方針等について、研究者等が応募前に確認できるよう広く公表する。

審査・評価に当たっては、科学研究費委員会に置かれた各部会において、それぞれの研究種目の目的・性格に応じ、厳正に実施する。

科研費審査システム改革については、新たな審査システムの理解向上を図るため、審査委員等研究者に向けた説明会等、普及活動を実施する。また、審査等を通じて新たな審査システムの課題等を把握し、中期目標期間中に新たな審査システムの評価を行った上で、その結果を踏まえた必要な改善に取り組む。

審査・評価については、科学研究費委員会において、その公正性、透明性についての意見を得る。

②　助成業務の円滑な実施

科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業の特性に配慮しつつ、研究費が有効に活用されるよう早期交付に努める。特に、採否に関する通知は、ヒアリング審査等の実施が必要な研究課題を除き、４月上旬までに迅速かつ確実に行う。

研究費の交付に当たっては、研究の進捗状況に応じて前倒して使用することや次年度以降に使用すること等を可能とするなど、弾力的に運用する。

③　研究成果の適切な把握

科研費事業の研究課題の研究成果について適切に把握するとともに、産業界や他の研究機関等において活用できるようホームページ等において広く公開する。

（２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

我が国の研究水準の向上や国際競争力の強化を一層進めるため、以下の取組を行い、国際的な共同研究等を総合的に推進する。

・諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、又は新興国等の新たなニーズに対応し、二国間の共同研究やセミナー・シンポジウムの開催を支援する。

・海外の学術振興機関との連携の下、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う共同研究を推進する。その際、相手国対応機関と審査を分担し、審査を一方の機関で行うリードエージェンシー方式による新たな枠組みを検討し、平成30年度中に導入する。

・先端研究分野における世界的水準の研究交流拠点の形成やアジア・アフリカ地域における諸課題解決に資する中核的な研究交流拠点の形成を推進する。

・科研費事業のうち国際共同研究加速基金において、国を越えた学術研究を支援する。

また、学術研究を支援する事業において、研究の国際性を高めるための取組を検討し、実施する。

これらの事業の実施に当たっては、国際事業委員会等において、審査の公正性・透明性を確保し、厳正な審査を行う。また、国際共同研究における新たな枠組みについては、その導入による申請・審査過程の効率化・国際化が図られたかについての意見を得る。

（３）学術の応用に関する研究等の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるために、国の審議会等による報告等を踏まえつつ、学術の発展や社会問題の解決につながるような学術研究等を行う。

・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業

文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について（報告）」を踏まえ、先導的な人文学・社会科学研究を推進する。

事業の実施に当たっては、委員会を設けて課題を設定するとともに、研究の進捗状況等について評価する。様々な学術的・社会的要請に応える課題設定に向けた取組として、有識者から意見聴取や情報収集等を行う。また、ホームページへの掲載やセミナー・シンポジウムの開催等により、広く研究成果を発信する。

人文学・社会科学のデータの共有、利活用を促進するオールジャパンの基盤の構築を推進する。

３　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成するため、優れた若手研究者に

対する経済的支援や海外で研さんを積むことができる環境の整備等に取り組む。

事業を実施するに当たっては、第一線で活躍する若手研究者も含む人材育成企画委員会を置き、人材育成に係る諸課題について検討を行う。

（1）自立して研究に専念できる環境の確保

大学院博士課程（後期）学生又は博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員」として採用し、研究奨励金を支給する。

博士の学位を有する者で特に優れた研究能力を有する者については、世界レベルでの活躍を期待して、能力に応じた処遇を確保する。

対象者に応じた多様な採用区分を設け、採用計画を毎年度整備し、幅広い研究分野における優れた若手研究者を計画的・継続的に採用する。

また、学術研究分野における男女共同参画を進めるため、出産・育児に配慮した取組を推進する。

① 審査の適切な実施

特別研究員の選考に当たっては、我が国の第一線の研究者を審査委員とする特別研究員等審査会を設置し、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に審査を実施する。

若手研究者の挑戦性・創造性に富んだ研究を促すよう、平成30年度より新たな審査区分を導入して審査を実施する。若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針を整備するとともに、審査方針等をホームページ等で公開する。

審査委員は、学術システム研究センターからの推薦に基づき、理事長が選考する。

②事業の評価と改善

採用期間終了後の就職状況調査や、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、事業の実施状況や支給の効果等について評価・検証を行う。その際、採用者への支援に関する調査及び採用者の受入先への研究活動に関する調査については、それぞれ80%程度の肯定的評価を得る。

また、これらの評価・検証結果を活かし、学術システム研究センターや人材育成企画委員会等での議論を踏まえ、事業趣旨に留意しながら、必要に応じ、運用上又は制度上の改善を図る。

③募集・採用業務の円滑な実施

研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複支給を防止するための取組を引き続き行う。

（２）国際舞台で活躍する研究者の養成

若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。また、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいする取組を実施することにより、国内の大学等研究機関における研究環境の国際化を支援する。

各種事業における選考審査は、特別研究員等審査会又は国際事業委員会において、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に実施する。

①　若手研究者の海外派遣

我が国の大学等学術研究機関に所属する常勤の研究者や博士の学位を有する者の中から優れた若手研究者を「海外特別研究員」として採用し、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念させるため、滞在費等を支給する。また、採用期間終了後の就職状況調査や、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、事業の実施状況や支給の効果等について必要に応じて評価・検証を行う。その際、採用者への支援に関する調査及び採用者の受入先への研究活動に関する調査については、それぞれ80％程度の肯定的評価を得る。また、これらの評価・検証結果を活かし、学術システム研究センターや人材育成企画委員会等での議論を踏まえ、事業の趣旨に留意しながら、必要に応じ、運用上又は制度上の改善を図る。

我が国の大学院に在籍する博士後期課程学生の中から海外に挑戦する優れた若手研究者を採用し、海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供するため、滞在費等を支給する。

頭脳循環により優れた研究者の育成を図るため、研究機関の国際研究戦略に沿って、若手研究者を海外へ派遣し、派遣先の研究機関と行う世界水準の国際共同研究に携わり、様々な課題に挑戦する機会を提供する大学等研究機関の支援等を行う。

②　外国人研究者の招へい

内外の研究者が我が国の大学等研究機関で切磋琢磨する国際的な研究環境を創出し、若手研究者の養成等に資するため、優秀な若手研究者や世界的研究業績を有する著名研究者等、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者招へいのための取組を推進し、我が国の研究機関の研究環境の国際化について、75％程度の受入研究者からの肯定的評価を得る。また、外国人研究者招へい事業については、事業の質をより高める観点からの検証を行う。

加えて、招へいした外国人研究者の協力を得て、我が国の将来を担う高校生に科学や国際社会への関心を深める機会を提供する。

（３）研究者の顕彰・研さん機会の提供

優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰や、国際的な研さんを積む機会の提供などの取組を行う。

①　研究者の顕彰

我が国の学術研究の発展への寄与が期待される研究者の養成に資するため、優れた若手研究者を顕彰する「日本学術振興会賞」及び大学院博士課程学生を顕彰する「日本学術振興会育志賞」を実施する。

また、国際生物学賞委員会により運営される生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰する国際生物学賞に係る事務、野口英世博士の功績に因み、アフリカの医学研究・医療活動分野において卓越した業績を挙げた研究者を顕彰する賞（野口英世アフリカ賞）のうち医学研究分野の審査業務を担当し、着実に実施する。

② 国際的な研さん機会の提供

我が国と先進諸国やアジア・アフリカ諸国等の幅広い若手研究者の育成及び相互のネットワーク形成を促すため、若手研究者の集中的な討議の機会を提供するシンポジウム・セミナー等の取組を実施する。その際、振興会が実施するシンポジウム等に参加したことによる効果について、95%程度の参加者から肯定的評価を得る。

（4）研究者のキャリアパスの提示

全国の大学等の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示する卓越研究員事業について、国の方針を踏まえ、審査及び交付業務を行う。卓越研究員候補者の審査に関しては、審査の公正性、透明性を確保し実施する。

4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

大学等の教育研究機能を強化するため、大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化に関わる国の助成事業について、審査・評価等業務を実施する。また、事業による成果等について情報発信を行う。

（1）世界最高水準の研究拠点の形成促進

国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成を目的とした国の助成事業について、国の定めた制度・方針に従い、審査・評価等業務を行うとともに、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務を行う。

審査・評価等の実施に当たっては以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保するとともに、審査・評価等を行う委員会における国際的な体制を整備する。

・審査・評価等を担う委員会の設置
・審査に関する情報の公表
・利益相反に配慮した審査の実施
・審査・評価等終了後の委員名の公表
・評価結果等の公表

また、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務として、当該事業全体としてのブランドを維持・向上させる活動を行うとともに、世界最高水準の研究拠点の形成に係る情報収集・分析や経験・ノウハウの共有・展開を行う。

（2）大学教育改革の支援

大学の学部や大学院の教育改革を支援する以下のような国の助成事業について、審査・評価等実施機関の公募が行われ、振興会の有する審査・評価等に関する知見が活用できる場合には、当該事業への応募及び実施機関として選定されるよう努め、審査・評価等業務を行う。

・世界をリードする教育拠点の形成支援
・地域再生・活性化の拠点としての大学の取組の支援
・革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する意欲的な取組の支援

審査・評価等の実施に当たっては国の定めた制度・方針に従うとともに、以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保する。

・審査・評価等を担う委員会の設置
・審査に関する情報の公表
・利益相反に配慮した審査の実施
・審査・評価等終了後の委員名の公表
・評価結果等の公表

また、事業の成果及び課題について情報発信するとともに、当該情報が事業の改善や国における施策の検討に活用されるよう努める。

（3）大学のグローバル化の支援

大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、審査・評価等実施機関の公募が行われ、振興会の有する審査・評価等に関する知見が活用できる場合には、当該事業への応募及び実施機関として選定されるよう努め、審査・評価等業務を行う。

審査・評価等の実施に当たっては国の定めた制度・方針に従うとともに、以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保する。

・審査・評価等を担う委員会の設置
・審査に関する情報の公表
・利益相反に配慮した審査の実施
・審査・評価等終了後の委員名の公表
・評価結果等の公表

また、事業の成果及び課題について情報発信するとともに、当該情報が事業の改善や国における施策の検討に活用されるよう努める。

5　強固な国際研究基盤の構築

諸外国との強固かつ双方向の国際研究基盤を構築・発展させるため、我が国を代表する資金配分機関として、戦略的・機動的に国際的な取組を展開する体制を整備するとともに、諸外国の学術振興機関、海外研究連絡センター、在外研究者コミュニティ等と協働する取組を推進する。

（1）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、新たに設置する国際統括本部において、各種事業を通じた国際的な活動の動向や、海外関係機関等

の動向等を集約・共有する会合を定期的に開催するとともに、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開する仕組みを構築し、積極的に事業の国際化に取り組む。

前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について、必要に応じて外部有識者の意見も聴取した上で検討し、平成 30 年度中を目途に基本的な戦略を策定する。その戦略に基づき、事業の見直しを要するものについては順次着手可能なものから着手し、中期目標期間中に必要な改善・強化を行う。

また、振興会の業務に係る国際的な取組を体系的に整理し、研究者や国民にとって分かりやすい情報発信の在り方を検討・実施するとともに、説明会の開催等、積極的な情報発信を行う。

さらに、事業の在り方に係る検討を踏まえ、事業の効果的な改善・強化や周知が行われたかについて、有識者の意見を得る。

（2）諸外国の学術振興機関との協働

地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けて議論を行うための学術振興機関長会議や、多国間の学術振興機関ネットワークにおいて積極的に役割を果たす。また、各国学術振興機関との交流協定等に基づくパートナーシップを形成する。交流協定については、戦略的に重要な諸外国との交流を推進し、必要性及び予算状況に応じて廃止、改訂又は新規立ち上げを行う。その際、各国の学術振興機関等との交流状況に応じた適切な協定の見直し等が行われているかについて、有識者の意見を得る。

（3）在外研究者コミュニティの形成と協働

振興会の事業により我が国での研究滞在を終えて母国に帰国した外国人研究者や、在外日本人研究者によるコミュニティの形成やその活動の支援を行う。

在外研究者コミュニティの活動の支援においては、我が国と諸外国との学術交流が持続的に発展するよう留意する。

（4）海外研究連絡センター等の展開

海外研究連絡センター及び海外アドバイザーは、所在する地域の学術振興機関、在外公館、その他の関係機関の海外拠点等と連携し、当該地域の学術動向等に係る情報の収集及び発信を行う。その際、全センターからの情報を集約し、ホームページにおいて、合わせて年間 840 件程度（前中期目標期間実績：年間 652～1,181 件）の情報発信を行う。

また、学術研究ネットワーク形成支援や我が国の大学等のグローバル化支援の拠点としての機能を果たす観点から、世界の学術振興機関との関係構築、大学の海外展開の支援、セミナー、シンポジウムの開催等を実施する。

6　総合的な学術情報分析基盤の構築

振興会の諸事業等に関する情報を総合的に活用する基盤を構築し、事業の成果の把握、分析を行うとともに、事業の改善や高度化に向けた取組を実施する。

（1）情報の一元的な集積・管理

情報セキュリティの確保や個人情報の保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する体制を整備するとともに、事業横断的な分析を可能とするための情報の整理に取り組む。

（2）総合的な学術情報分析の推進

学術情報分析センターにおいて、振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行う。その際、関係機関との連携協力を進める。

分析や調査研究の成果については、学術システム研究センターや諸事業の担当部署に提供・提案するとともに、必要に応じホームページ等において情報発信を行う。分析や調査研究の成果の発信については、中期目標期間中に 10 件程度のテーマについて実施する。

（3）学術動向に関する調査研究

学術システム研究センターにおいて、学問領域の専門的な知見に基づき、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等、振興会の業務運営に関して必要な調査・研究を実施する。

国内外における学術振興施策については、学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、海外研究連絡センターにおける収集情報などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。

学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。特に、学術システム研究センターの研究員全員に専門分野についての学術動向研究を依頼し、毎年度報告を受けるとともに、結果を取りまとめ、事業の企画・立案に活かす。

これらの調査・研究については、前中期目標期間の実績と同程度の件数を実施する（前中期目標期間実績：614 件）。また、その成果については、必要に応じ報告書等に取りまとめホームページ等において公表する。

7　横断的事項

（1）電子申請等の推進

公募事業については、研究者、審査委員及び大学等研究機関の負担を軽減し、業務を効率的に実施するため、情報システムを活用する。その際、応募や審査に係る機密性の高い情報を保護するため、情報セキュリティを確保する。

公募事業の応募手続き及び審査業務については、「電子申請システム」を整備し、費用対効果を勘案しつつ、電子化を推進する。電子化に当たっては、府省共通研究開発管理システムとの連携を図りつつ、積極的に推進する。

なお、両システムに共通する機能については、業務効率化の観点から十分な検証を行い、重複開発を行わないように調整を図る。

（２）情報発信の充実

①　広報と情報発信の強化

振興会の活動及びその成果を総合的・効果的に情報発信することができるよう、広報活動に係る体制を整備するとともに、研究者、関係機関、国民等の受け手のニーズを踏まえた積極的な情報発信を行う。

情報発信に際しては、広報誌等出版物、メールマガジン、ホームページ等の内容充実や見やすさ・分かりやすさの確保に努めるほか、ホームページへのアクセス動向等を踏まえ、最新情報を多様な媒体を活用しながら迅速かつ効果的に提供する。

また、振興会の活動及びその成果に係る一層効果的な情報発信の在り方について、更なる検討を進め、平成30年度中を目途に一定の結論を得る。

②　成果の社会還元・普及・活用

（ⅰ）学術システム研究センター等の調査・研究の成果、学術情報分析センターの分析結果、海外研究連絡センターの収集情報、及び科研費事業をはじめ振興会が実施する各事業において支援対象者から提出された実績報告書等については、知的所有権等に配慮した上で、事業の企画立案等に活用するとともに、ホームページへの掲載や出版等により、研究者をはじめ社会に積極的に提供し、広く社会還元を目指すとともに普及を図る。

（ⅱ）学術研究の進展により生じた卓越した研究成果を広く一般に公開することにより、学術研究の成果・普及及びその重要性についての理解促進に努める。また、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する。

（３）学術の社会的連携・協力の推進

大学等の研究のシーズ及び産業界の研究のニーズに応じた情報交換、交流促進を図るための場、また学界と産業界の連携による若手研究者の人材育成の場としての産学協力研究委員会等を、研究者の発意に基づいて設置する。その際、学界と産業界の研究者等が協力し、平成29年度中に活動している研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計８委員会全てを刷新し、新たなテーマを設定した委員会・研究会を８件程度設置する。委員会等の設置に当たっては、学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携によって発展が期待される研究のシーズや分野及びその推進の方法・体制等について検討する産学協力総合研究連絡会議を開催し、審議結果を積極的に外部に情報発信する。また、国内外の研究者を集めてのセミナー、シンポジウムを開催するとともに研究成果の刊行を通じて、これら研究委員会の研究成果を発信する。

学術関係国際会議の開催のため、免税措置を受けられない主催者に代わり、特定公益増進法人としての募金の事務を行う。

（４）研究公正の推進

助成・支援事業のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止策を強化する。

このため、政府等の方針を踏まえ、研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、同システムを通じ、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供する。

また、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為を防止するため、文部科学省との適切な役割分担の下、各研究機関の不正防止に対する取組について、必要に応じ、事業ごとに適切な指導を行う。

さらに、研究機関を対象とする調査や利用者を対象とするアンケートから抽出したニーズを踏まえ、研究倫理教育教材の開発・改修を進める。また、研究機関における研究倫理教育の高度化を支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度２回程度開催する。

（５）業務の点検・評価の推進

毎年度、自己点検評価を実施するとともに、学界や産業界などを代表する有識者による外部評価体制を整備し、管理運営や各事業の実施状況等について、効率及び効果の両面から評価を行う。また、その結果については、業務運営の改善に反映する。

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

１　組織の編成及び業務運営

理事長のリーダーシップにより、中期目標を達成するため、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。その際、効果的かつ効率的な業務運営を実現するため、複数の部署にまたがる共通的な業務について、一元的な運営が可能な組織体制を整備する。

また、業務の運営に当たっては、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。

２　一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務･経費の合理化に努め､運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比３％以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比１％以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

3　調達等の合理化

引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、毎年度調達等合理化計画を策定し、調達の現状と要因の分析、重点的に取り組む分野の設定、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施することにより、契約の公正性、透明性を確保するとともに、外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底する。

4　業務システムの合理化・効率化

情報化統括責任者（CIO）の指揮の下、業務プロセス全般について不断の見直しを行い、業務・システムに係る最適化の推進、調達についての精査を行う。

効率的な業務運営を実現するため、ICT等を活用した業務システム整備に取り組む。

なお、業務の効率化、人件費の効率化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービス低下を招かないように配慮する。

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1　予算（中期計画の予算）

別紙１－１～１－３のとおり

2　収支計画

別紙２－１～２－３のとおり

3　資金計画

別紙３－１～３－３のとおり

Ⅳ　短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は78億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

Ⅵ　剰余金の使途

振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査・研究の充実、情報化の促進に充てる。

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1　内部統制の充実・強化

法令等の遵守を徹底しつつ業務を行い、『「独立行政法人の業務の適正を確保するため

の体制等の整備」について』（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るための規程を整備する。また、内部監査等により内部統制が適切に運用されているか継続的に点検・検証し、必要に応じて改善する。

2　情報セキュリティの確保

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」や、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を踏まえ、振興会の情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、研修の実施やシステム監査の実施等、情報セキュリティ対策を推進する。

3　施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

4　人事に関する計画

振興会の業務を継続的かつ発展的に遂行するため、中長期的な視点で、以下の取組を実施することにより振興会の核となる職員の育成・充実を図る。

①　職員の業績等の人事評価を定期的に実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。

②　大学をはじめ学術振興に関連する機関との人事交流を促進して、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適切な人事配置を行う。

③　限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、国内及び国外研修等を実施し、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

5　中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、事業を効率的に実施するため、当該期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。

6　積立金の使途

前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本学術振興会法に定める業務の財源に充てる。

（別紙1－1）

平成30年度～平成34年度 予算（総括表）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
収入									
運営費交付金	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
国庫補助金収入	0	1,142,241	12,164	3,048	0	0	510	0	1,157,963
科学研究費補助金	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成基金補助金	0	434,410	0	0	0	0	0	0	434,410
事業収入	4	88	66	0	96	0	0	10	265
寄附金事業収入	0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業収入	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業収入	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,511	1,154,810	121,723	3,149	2,136	1,636	3,224	1,881	1,290,069
支出									
一般管理費	0	2,545	0	0	0	0	0	1,881	4,426
うち 人件費	0	485	0	0	0	0	0	1,124	1,609
物件費	0	2,060	0	0	0	0	0	757	2,817
事業費	1,510	12,492	109,513	101	2,102	1,635	1,404	0	128,757
うち 人件費	147	733	904	101	395	74	176	0	2,531
物件費	1,363	11,759	108,609	0	1,707	1,561	1,228	0	126,228
科学研究費補助事業費	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成事業費	0	434,654	0	0	0	0	0	0	434,654
寄附金事業費	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業費	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,510	1,157,522	121,792	3,149	2,136	1,635	3,311	1,881	1,292,937

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

［人件費見積り］

中期目標期間中に支出する人件費の見積りは、6,229 百万円である。

［運営費交付金の算定ルール］

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

A（y）（運営費交付金）＝B（y）（一般管理費）＋C（y）（事業費）－D（y）（事業収入）

B（y）（一般管理費）＝｛B（y-1）（前年度一般管理費）－E（y-1）（前年度一般管理費の人件費）－F（y-1）（前年度公租公課）－κ1（y-1）（前年度一般管理費本部建物借料）｝×β（消費者物価指数）×α1（一般管理費効率化係数）＋E（y）（一般管理費の人件費）＋F（y）（公租公課）＋ι1（新規追加・拡充一般管理経費）＋κ1（y）（一般管理費本部建物借料）＋ζ1（当該年度特殊経費）

C（y）（事業費）＝｛C（y-1）（前年度事業費）－G（y-1）（前年度事業費の人件費）－κ2（y-1）（前年度事業費本部建物借料）｝×β（消費者物価指数）×γ（業務政策係数）×α2（事業費効率化係数）＋G（y）（事業費の人件費）＋ι2（新規追加・拡充事業経費）＋κ2（y）（事業費本部建物借料）＋ζ2（当該年度特殊経費）

D（y）（事業収入）＝D（y-1）（前年度事業収入）×η（事業収入政策係数）×θ（収入調整係数）

各経費及び各係数値については、以下のとおり。

A（y）：運営費交付金

B（y）：運営費交付金額の一般管理費

C（y）：運営費交付金額の事業費

D（y）：事業収入

E（y）：一般管理費の人件費（退職手当を含む）＝E（y-1）（前年度一般管理費の人件費）×δ（人件費調整係数）

F（y）：公租公課

G（y）：事業費の人件費（退職手当を含む）＝G（y-1）（前年度事業費の人件費）×δ（人件費調整係数）

κ1（y）：当該事業年度における一般管理費に計上する本部建物借料。

κ2（y）：当該事業年度における事業費に計上する本部建物借料。

α1：一般管理費効率化係数。中期目標に記載されている一般管理費に関する削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α2：事業費効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

δ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ζ1：当該事業年度における一般管理費に計上する特殊経費。事故の発生、退職者の人数の増減、法令改正等に伴い必要となる措置等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

ζ2：当該事業年度における事業費に計上する特殊経費。事故の発生、退職者の人数の増減、法令改正等に伴い必要となる措置等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

η：事業収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

θ：収入調整係数。過去の実績における事業収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ι1：新規追加・拡充一般管理費。新規に追加されるもの、拡充分など、社会的・政策的需要を受けて実施する事業に伴い増加する一般管理費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

ι2：新規追加・拡充事業費。新規に追加されるもの、拡充分など、社会的・政策的需要を受けて実施する事業のため増加する事業費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

［中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等］

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

・運営費交付金の見積りについて、公租公課、新規追加・拡充事業経費、本部建物借料及び特殊経費については各事業年度の予算編成過程において具体的に決定するが、ここでは、各事業年度において便宜的に平成 30 事業年度の値を用いている。またα1（一般管理効率化係数）を各事業年度 3.0％の縮減、α2（事業効率化係数）を各事業年度 1.0％の縮減とし、θ（収入調整係数）は一律 1 として試算。

・物件費の見積りについて、β（消費者物価指数）は変動がないもの（±0%）とし、γ（業務政策係数）は一律 1 として試算。

・人件費の見積りについて、δ（人件費調整係数）は変動がないもの（±0%）とし、退職者の人数の増減等がないものとして試算。

・事業収入の見積もりについては、η（事業収入政策係数）は据え置き（±0%）として試算。

（別紙1－2）

平成30年度～平成34年度 予算（一般勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
収入									
運営費交付金	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
国庫補助金収入	0	707,831	12,164	3,049	0	0	510	0	723,553
科学研究費補助金	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
事業収入	4	11	66	0	96	0	0	10	188
寄附金事業収入	0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業収入	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業収入	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,511	720,323	121,723	3,150	2,136	1,636	3,223	1,881	855,582
支出									
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,881	1,881
うち 人件費	0	0	0	0	0	0	0	1,124	1,124
物件費	0	0	0	0	0	0	0	757	757
事業費	1,511	12,492	109,512	101	2,102	1,636	1,405	0	128,759
うち 人件費	147	733	904	101	395	74	176	0	2,531
物件費	1,363	11,759	108,609	0	1,707	1,561	1,228	0	126,228
科学研究費補助事業費	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
寄附金事業費	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業費	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,511	720,323	121,792	3,150	2,136	1,636	3,311	1,881	855,739

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙1－3）

平成30年度～平成34年度 予算（学術研究助成業務勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
収入									
国庫補助金収入									
学術研究助成基金補助金	0	434,410	0	0	0	0	0	0	434,410
事業収入	0	77	0	0	0	0	0	0	77
計	0	434,487	0	0	0	0	0	0	434,487
支出									
一般管理費	0	2,545	0	0	0	0	0	0	2,545
うち 人件費	0	485	0	0	0	0	0	0	485
物件費	0	2,060	0	0	0	0	0	0	2,060
学術研究助成事業費	0	434,654	0	0	0	0	0	0	434,654
計	0	437,199	0	0	0	0	0	0	437,199

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※基金補助金は翌中期計画期間分の支出分を含めた金額を一括で収入額に計上し、事業費は前中期目標期間の収入分を含めた金額を一括で支出額に計上しているため収支が一致しない。

（別紙2－1）

平成30年度～平成34年度 収支計画（総括表）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
費用の部									
経常費用	1,512	1,158,042	121,937	3,149	2,181	1,638	3,321	1,946	1,293,726
業務経費	1,511	12,492	109,512	101	2,133	1,636	1,405	0	128,788
科学研究費補助事業費	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成事業費	0	434,654	0	0	0	0	0	0	434,654
寄附金事業費	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業費	0	0	24	0	34	0	0	0	58
一般管理費	0	2,545	0	0	0	0	0	1,881	4,426
減価償却費	1	520	146	0	14	2	9	65	757
収益の部									
経常収益	1,512	1,158,042	121,937	3,149	2,150	1,638	3,321	1,946	1,293,695
運営費交付金収益	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
科学研究費補助金収益	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金収益	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金収益	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金収益	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金収益	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成基金補助金収益	0	437,122	0	0	0	0	0	0	437,122
業務収益	4	88	66	0	96	0	0	10	265
寄附金事業収益	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業収益	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業収益	0	0	24	0	34	0	0	0	58
資産見返負債戻入	1	520	146	0	14	2	9	65	757
純損失	0	0	0	0	31	0	0	0	31
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	31	0	0	0	31
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙2－2）

平成30年度～平成34年度 収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
費用の部									
経常費用	1,512	720,666	121,938	3,150	2,181	1,638	3,320	1,946	856,350
業務経費	1,511	12,492	109,512	101	2,133	1,636	1,405	0	128,790
科学研究費補助事業費	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
寄附金事業費	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業費	0	0	24	0	34	0	0	0	58
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,881	1,881
減価償却費	1	343	146	0	14	2	9	65	580
収益の部									
経常収益	1,512	720,666	121,938	3,150	2,150	1,638	3,320	1,946	856,319
運営費交付金収益	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
科学研究費補助金収益	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金収益	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金収益	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金収益	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金収益	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
業務収益	4	11	66	0	96	0	0	10	188
寄附金事業収益	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業収益	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業収益	0	0	24	0	34	0	0	0	58
資産見返負債戻入	1	343	146	0	14	2	9	65	580
純損失	0	0	0	0	31	0	0	0	31
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	31	0	0	0	31
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙2－3）

平成30年度～平成34年度 収支計画（学術研究助成業務勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
費用の部									
経常費用	0	437,375	0	0	0	0	0	0	437,375
学術研究助成事業費	0	434,654	0	0	0	0	0	0	434,654
一般管理費	0	2,545	0	0	0	0	0	0	2,545
減価償却費	0	177	0	0	0	0	0	0	177
収益の部									
経常収益	0	437,375	0	0	0	0	0	0	437,375
学術研究助成基金補助金収益	0	437,122	0	0	0	0	0	0	437,122
業務収益	0	77	0	0	0	0	0	0	77
資産見返負債戻入	0	177	0	0	0	0	0	0	177
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙3－1）

平成30年度～平成34年度 資金計画（総括表）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
資金支出									
業務活動による支出	1,514	1,158,939	121,923	3,151	2,144	1,637	3,315	2,375	1,294,998
次期繰越金	31	80,402	2,437	7	42	34	132	40	83,125
資金収入									
業務活動による収入	1,514	1,156,227	121,855	3,151	2,144	1,637	3,228	2,351	1,292,107
運営費交付金による収入	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
科学研究費補助金による収入	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金による収入	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金による収入	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金による収入	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成基金補助金による収入	0	434,410	0	0	0	0	0	0	434,410
寄附金事業による収入	0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業による収入	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業による収入	0	0	24	0	34	0	0	0	58
その他の収入	7	1,505	198	2	104	1	4	480	2,301
前期繰越金	31	83,113	2,505	7	42	34	220	40	85,992

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙3－2）

平成30年度～平成34年度 資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
資金支出									
業務活動による支出	1,514	721,739	121,924	3,152	2,144	1,637	3,314	2,351	857,775
次期繰越金	31	479	2,437	7	42	34	132	40	3,203
資金収入									
業務活動による収入	1,514	721,739	121,855	3,152	2,144	1,637	3,226	2,351	857,618
運営費交付金による収入	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
科学研究費補助金による収入	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金による収入	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金による収入	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金による収入	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
寄附金事業による収入	0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業による収入	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業による収入	0	0	24	0	34	0	0	0	58
その他の収入	7	1,428	198	2	104	1	4	480	2,224
前期繰越金	31	479	2,505	7	42	34	220	40	3,359

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙3－3）

平成30年度～平成34年度 資金計画（学術研究助成業務勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
資金支出									
業務活動による支出	0	437,199	0	0	0	0	0	0	437,199
次期繰越金	0	79,923	0	0	0	0	0	0	79,923
資金収入									
業務活動による収入	0	434,487	0	0	0	0	0	0	434,487
学術研究助成基金補助金による収入	0	434,410	0	0	0	0	0	0	434,410
その他の収入	0	77	0	0	0	0	0	0	77
前期繰越金	0	82,634	0	0	0	0	0	0	82,634

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成３０年度

独立行政法人日本学術振興会

年度計画

平成３０年３月３０日

目　次

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

1　総合的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　世界レベルの多様な知の創造　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

3　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成　・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

4　大学等の強みを生かした教育研究機能の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

5　強固な国際研究基盤の構築　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

6　総合的な学術情報分析基盤の構築　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

7　横断的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置　・・・・・・・・・・　１６

Ⅲ　予算、収支計画及び資金計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

Ⅳ　短期借入金の限度額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

Ⅵ　剰余金の使途　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

別紙　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第三十一条の規定により、平成３０年３月３０日付け２９文科政第９７号で認可を受けた独立行政法人日本学術振興会の中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、平成３０年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1　総合的事項

（1）研究者等の意見を取り入れた業務運営

学術研究を実際に行う研究者を含めた各界の学識経験者から成る評議員会を平成30年度中に2回開催する。評議員会では、年度計画、予算案等の重要事項や各事業の実施状況を審議することにより、学術研究の特性を踏まえ、研究者の意見を取り入れた業務運営を図る。

また、学術研究に対する特に高い見識を有する学識経験者を学術顧問に委嘱し、振興会の業務に関する特定の事項について、専門的な助言を求める。

（2）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化

学術システム研究センターに第一線級の研究者を所長、副所長、相談役、主任研究員及び専門研究員として配置することにより、人文学、社会科学から自然科学に至る全ての学問領域をカバーする体制を整備する。その上で、学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。

重要でかつ継続的に審議が必要な課題に対し、必要に応じてワーキンググループやタスクフォースを設置し、機動的に対応する。特に、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行うよう努めるとともに、各種事業への提案・助言が適切に行われたかについて、運営委員会において意見を得る。

さらに、事業における審査・評価等のプロセス等を含め、同センターの活動について分かりやすく積極的な情報発信を行う。

（3）学術研究の多様性の確保等

各事業において多様な分野、研究機関等を支援対象とすることを募集の段階から周知するとともに多様な審査委員を確保する。また、審査区分の大括り化や制度改善などにより、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた支援を行うとともに、我が国として途絶えさせてはならない学問分野の継承に配慮する。平成 30 年度中に開催する評議員会において、各事業の実施状況を審議し、学術研究の多様性や挑戦性等が確保されているか確認する。

加えて、振興会の諸事業における女性研究者の参画や支援の状況について、男女共同参画推進委員会において検証し、必要な改善方策に向けた検討を行う。

2　世界レベルの多様な知の創造

（1）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）については、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により実施する。事業の実施に当たっては、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき、以下により、滞りなく確実に実施する。また、文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、文部科学省との連携の下、振興会への一元化を行うための体制の整備へ向けた検討を行う。

①　審査・評価の充実

学術システム研究センター等の機能を活用して以下の業務を実施し、科学研究費委員会において、その公正性、透明性についての意見を得る。

（ⅰ）審査業務

・文部科学省科学技術・学術審議会が示す「審査の基本的考え方」を踏まえ、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会において、科研費事業の審査方針等を決定し、審査を行う。

・審査委員については、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターの機能を活用して選考を行うとともに、審査終了後に検証を行い、審査委員の選考や審査体制の改善につなげる。加えて、新たな審査システムに対応する具体的な公表方法について透明性・公正性を念頭に検討する。

・新たな審査システムについて、幹事説明会や審査の手引等を通じて審査委員の理解向上を図る。また、新たな審査システムのさらなる改善を行うため、審査委員に対するアンケートや審査会での意見交換等を通じて課題等の把握に努める。

（ⅱ）評価業務

・特別推進研究及び基盤研究（S）については研究進捗評価、研究成果公開促進費（国際情報発信強化）については中間評価を実施する。またその評価結果については、ホームページにおいて広く公開する。

②　助成業務の円滑な実施

（ⅰ）募集業務（公募）

・公募に当たっては、科学研究費委員会において　決定した審査方針等について、研究者等が応募前に確認できるよう広く公表・説明等を行い、研究計画調書の様式や公募要領を研究者等が迅速に入手できるようにする（外国人研究者の利便性向上を図るための英語版の公募要領等の作成を含む）。

・研究機関からの要望に応じて、全国各地で説明会を行い、制度の改善等に係る正しい理解の促進を図る。

・応募者の利便性向上のため、応募書類について、researchmap との連携を開始する。

（ⅱ）交付業務

・科学研究費委員会の審査結果及び文部科学省からの通知に基づき、研究費が有

効に活用されるよう平成 30 年度課題に係る交付業務を迅速に行う。
・採否に関する通知は、ヒアリング審査等の実施が必要な研究課題を除き、４月上旬までに行う。
・研究費の交付に当たっては、研究費の前倒し使用や次年度使用を活用し、研究計画等の進捗状況に応じた弾力的な運用を行う。
・平成 29 年度に補助事業期間が終了する課題に係る額の確定、並びに平成 30 年度に継続する基金事業の課題に係る状況の確認及び国庫債務負担行為を適用している特別推進研究の課題に係る額の確認を行う。
・研究者 ・研究機関が作成する各種様式に関し、関係規程を改正することにより、印刷物での提出を不要とし、研究者・研究機関の利便性向上を図る。

（ⅲ）学術研究助成基金の管理及び運用
・基金管理委員会において定めた運用方式に基づき、流動性の確保と収益の向上に努めつつ、安全かつ安定的な基金の運用を行う。

③ 研究成果の適切な把握

（ⅰ）研究成果の把握・公表

平成 30 年度に受理した研究課題の研究実績の概要・研究成果報告書を科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に速やかに公開する。

（ⅱ）広報誌等

「科研費 NEWS」、エッセイ「私と科研費」、研究費の規模が大きい研究課題の概要を記した「我が国における学術研究課題の最前線」等、最近の科研費による成果や科研費への期待等をホームページに掲載し、科研費の情報発信・広報普及活動を行う。

（２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

我が国の研究水準の向上や国際競争力の強化を一層進めるため、以下の取組を行い、国際的な共同研究等を総合的に推進する。

① 諸外国との二国間交流の支援

諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、共同研究やセミナーの開催、研究者交流を支援する。加えて、多様な国との交流ニーズに応えるため、国交のある全ての国・地域を対象としたオープンパートナーシップ共同研究・セミナーを着実に実施する。その際、各国の研究水準・研究ニーズや外交的観点等、学術に関する国際交流の必要性に配慮しつつ、円滑に実施する。

また、大学院教育の国際化及び博士課程における若手研究者の育成のため、ドイツ研究振興協会（DFG）と協力し、日独の大学が大学院における教育研究を共同で行う日独共同大学院プログラムを実施する。

② 国際的な共同研究の推進

海外の学術振興機関との連携の下、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う国際共同研究事業を実施する。平成 30 年度は、ドイツ研究振興

協会（DFG）、英国研究会議（RCUK）との間で審査をどちらか一方の機関で行うリードエージェンシー方式による新たな枠組みを試行的に導入する。

科研費事業のうち国際共同研究加速基金においては、他の科研費同様に文部科学省が定める基本的考え方・分担に基づき、国際的な学術研究を支援する。平成 30 年度は、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化を図るため、国際共同研究強化（B）を新たに創設する。

また、若手研究者が真に国際的な視野を持つリーダーとして活躍できるよう、志を同じくした研究者との交流や相互連携の強化を図る機会として JSPS-LEADSNET（リーズネット）事業研究交流会を開催する。

③　研究交流拠点の形成支援

先端的又は地域共通課題の解決に資する研究分野において、世界的水準又は地域における中核的な研究交流拠点の構築を図る研究拠点形成事業を実施する。また、日中韓の学術振興機関との協定等に基づき、アジアにおける世界的水準の研究拠点の構築を図る日中韓フォーサイト事業を実施する。

これらの事業の実施に当たっては、国際事業委員会等において、審査の公正性・透明性を確保し、厳正な審査を行う。

（3）学術の応用に関する研究等の実施

課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業において、平成 24 年 7 月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会報告「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について」を踏まえ、「領域開拓プログラム」、「実社会対応プログラム」及び「グローバル展開プログラム」による共同研究を推進し、先導的な人文学・社会科学研究を推進する。併せて平成 30 年度より「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築プログラム」を実施する。

平成 30 年度は、平成 29 年度までに採択された「領域開拓プログラム」、「実社会対応プログラム」及び「グローバル展開プログラム」の研究テーマのフォローアップを行う。また、平成 27 年度に採択された「実社会対応プログラム」の研究評価を行い、評価結果に基づき研究期間の延長の可否を決定するとともに、同プログラムの新規課題の設定に当たっては、様々な学術的・社会的要請に応える課題を設定するために、有識者からの意見聴取等を行う。プログラムの実施に当たっては、専門家による公正な審査体制を整備し、透明性・信頼性の確保及び適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報の公開に努める。さらに、研究成果についてシンポジウムの開催等により情報発信を行う。

「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築プログラム」の推進に当たっては、委員会を設置しプログラムの適切かつ円滑な運営を図り、併せてポータルサイトの運営に向けた予備的調査に着手する。また、データのアーカイブ化等を担う機関を選定し、アーカイブ機能の強化等を図る。

3　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

（1）自立して研究に専念できる環境の確保

大学院博士課程(後期)学生又は博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員-DC」「特別研究員-PD」として採用し、研究奨励金を支給する。また、世界最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保するため、PD 採用者のうち、特に優れた者を「特別研究員-SPD」として採用し、研究奨励金を支給する。

学術研究分野における男女共同参画を推進する観点も踏まえ、出産・育児により研究を中断し、研究現場復帰を希望する優れた若手研究者を「特別研究員-RPD」として採用し、研究奨励金を支給する。特別研究員の出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを実施する。また、出産育児による中断期間中も短時間の研究を行うことで、中断後の研究の再開が円滑に図れるよう、中断期間中に研究奨励金の半額を支給する取扱いを実施する。

①　審査の適切な実施

審査の独立性を確保する観点から､我が国の第一線の研究者を審査委員とする｢特別研究員等審査会」を設置し、審査方針に基づき、書面審査に加え面接審査を効果的に活用して審査を実施する。

若手研究者の挑戦性・創造性に富んだ研究を促すよう、平成 30 年度より新たな審査区分を導入する。若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針等を整備するとともに､書面審査の基準及び評価方法の書面審査委員への周知、面接終了後の合議審査により、公正かつ精度の高い審査を実施する。また、審査の透明性を確保する観点から、審査方針等をホームページ等で公開する。

審査委員の選考について､専門的見地から､より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターが候補者名簿案を作成する。

書面審査の不採択者に対し、その詳細な評価結果を開示する。

②　事業の評価と改善

特別研究員採用期間終了後の進路状況等の調査を行い、研究奨励金支給の効果等について確認する。また、調査結果をホームページ等で国民に分かりやすい形で公表する。

特別研究員等審査会の審査結果について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検証を行い、審査委員の選考や審査体制等の改善に反映させる。

「特別研究員-SPD」については、研究の進捗状況等について評価を行い、その結果を本人に通知する。

事業趣旨に留意しながら、若手研究者の実態等を踏まえつつ、必要に応じて事業内容の検討・見直しを行う。改善・見直し内容については十分な周知期間、経過措置を講じた上で、募集要項等に反映させ、ホームページへの掲載、説明会の開催等を行い、広く周知する。また、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、それぞれ 80%程度の肯定的評価を得る。

③　募集・採用業務の円滑な実施

研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、募集要項等に重複受給を禁ずる旨を掲載するとともに、採用内定者情報を同機構に提供し、重複チェック等を行う。

特別研究員事業等についての説明会を開催し、事業内容等の周知を図る。

（２）国際舞台で活躍する研究者の養成

国際舞台で活躍できる世界レベルの研究者を育成するため、若手研究者個人の海外派遣とともに、研究機関の国際研究戦略に沿った組織的な研究者海外派遣など、若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。

また、国内の大学等研究機関における研究環境の国際化を支援するため、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいする。

各種事業における選考審査は、特別研究員等審査会等において、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に実施する。

①　若手研究者の海外派遣

（ⅰ）海外特別研究員

海外の大学等研究機関に優れた若手研究者を派遣する海外特別研究員事業に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。

また、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、結婚・出産・育児・看護・介護のライフイベントによる研究中断等を経た優れた若手研究者を海外の大学等研究機関に派遣する海外特別研究員-RRA 事業に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。

両事業については、採用期間終了後の就職状況調査を行い、調査結果をホームページ等で国民に分かりやすい形で公表する。また、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、それぞれ 80%程度の肯定的評価を得る。

（ⅱ）若手研究者海外挑戦プログラム

海外という新たな環境へ挑戦する優秀な博士後期課程学生を海外の大学等研究機関に派遣する「若手研究者海外挑戦プログラム」に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。

（ⅲ）国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業

頭脳循環により優れた研究者の育成を図るため、「国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業」において、研究機関の国際研究戦略に沿って、若手研究者の海外派遣及び研究者の招へいを実施し、派遣先の研究機関と行う世界水準の国際共同研究に携わり、様々な課題に挑戦する機会を提供する大学等研究機関の支援等を行う。終了した事業について事後評価を行うとともに、前年度に交付した補助金について、補助事業者から提出される実績報告書の確認や、必要に応じて行う現地調査等により、額の確定を行う。

公募に関する情報や報告書等については、ホームページを通じて広く公開する。

② 外国人研究者の招へい

（ⅰ）外国人研究者招へい事業

様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいするための事業を実施する。

「外国人特別研究員」では、多様な国からの研究者の招へいを着実に図る。とりわけ、海外対応機関との連携及び海外研究連絡センターを通じた積極的な広報活動等を通じて、優秀な若手研究者の確保に努める。

「外国人招へい研究者」では、優れた研究業績を有する外国人研究者を招へいし、討議や意見交換、講演等の機会を与える。

（ⅱ）論文博士号取得希望者への支援事業

論文提出により我が国の博士号取得を希望するアジア・アフリカ諸国等の若手研究者を支援する事業を実施する。

（ⅲ）招へい研究者への交流支援

長期に来日する研究員に対しては、我が国での研究生活を円滑に開始するためのオリエンテーションを来日直後に実施し、日本語研修支援等を行い、日常生活面においても支援する。

さらに、我が国の将来を担う高校生等を対象に、科学や国際社会への関心を深めさせることを目的とし、外国人研究者が高等学校等において、自身の研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログ事業を実施する。

平成 30 年度においては、外国人研究者招へい事業が我が国の研究機関の研究環境の国際化にどの程度貢献しているかアンケート調査を実施し、75%程度の肯定的評価を得るとともに、より事業の質を高めるための方策について検討する。

（3）研究者の顕彰・研さん機会の提供

優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰や、若手研究者に対する国際的な研さんを積む機会の提供などの取組を行う。

① 研究者の顕彰

（ⅰ）日本学術振興会賞

我が国の学術研究の水準を世界のトップレベルに発展させるため、創造性豊かな優れた研究を進めている若手研究者を見いだし、早い段階から顕彰してその研究意欲を高め、独創的、先駆的な研究を支援する日本学術振興会賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。

（ⅱ）日本学術振興会育志賞

我が国の学術研究の発展への寄与が期待される若手研究者の養成に資するため、優秀な大学院博士課程学生を顕彰する育志賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。

（ⅲ）国際生物学賞

国際生物学賞委員会により運営され、生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者

を顕彰することにより国際的にも高い評価を受けている国際生物学賞の第 34 回顕彰に係る事務を行うとともに、第 35 回顕彰に向けた準備の事務を積極的に実施する。また、国内外に向けて本賞の意義や内容の周知活動に努める。

（ⅳ）野口英世アフリカ賞

野口英世博士の功績に因み、アフリカの医学研究・医療活動分野において卓越した業績を挙げた研究者を顕彰する野口英世アフリカ賞の医学研究分野の選考を行う「野口英世アフリカ賞医学研究分野推薦委員会」における、審査業務を円滑に実施する。

② 国際的な研さん機会の提供

（ⅰ）HOPE ミーティング

ノーベル賞受賞者等の著名研究者とアジア太平洋アフリカ地域の大学院博士課程学生等が参加する合宿形式の会議を開催し、若手研究者に国際的環境でのリーダーシップを身につけさせるとともに、将来の研究リーダー同士のネットワークを作る機会を提供する。

（ⅱ）ノーベル・プライズ・ダイアログ

ノーベル・メディアとの共催により、若手研究者及び一般市民向けの講演会であるノーベル・プライズ・ダイアログを実施し、ノーベル賞受賞者を含む著名研究者と社会との対話の機会を提供する。

（ⅲ）先端科学シンポジウム事業

次世代を担う研究者の育成等のため、諸外国の学術振興機関と連携し、学際的な観点から先端的な研究課題について集中的に議論を行う先端科学シンポジウム事業を実施する。

（ⅳ）国際的な会議等への若手研究者の参加支援

国際経験を培うべく、ノーベル賞受賞者との討議等を行うリンダウ・ノーベル賞受賞者会議など、国際的な会議等への若手研究者の参加を支援する。

（ⅴ）国際ワークショップ及びセミナーの実施

若手研究者のための国際ワークショップ及びセミナーを開催し、専門性の向上とネットワーク形成の機会を提供する。

平成 30 年度においては、振興会が実施するシンポジウム等に参加したことによる効果を確認するため、各シンポジウム等においてアンケート調査を実施し、95％程度の肯定的評価を得る。

（4）研究者のキャリアパスの提示

新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が、大学等において安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現するとともに、全国の大学等の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示することを目的とした国の事業である「卓越研究員事業」について、審査及び交付業務を行う。

平成 30 年度は、卓越研究員候補者選考委員会において、新たに公募する卓越研究

員の審査を行うとともに、研究機関に対する交付業務を行う。

4　大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

（1）世界最高水準の研究拠点の形成促進

高いレベルの研究者を中核とした研究拠点構想を集中的に支援し、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える研究拠点」の形成を目的とした国の助成事業である「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」について、国の定めた制度・方針に従い、審査及び評価・進捗管理業務を行うとともに、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務を行う。

平成 30 年度は、新たな拠点の採択審査を行うとともに、平成 19 年度に採択された１拠点、平成 22 年度に採択された１拠点、平成 24 年度に採択された３拠点、平成 29 年度に採択された２拠点に対して年次評価を行う。

審査・評価等の実施に当たって、審査・評価等を行う委員会における国際的な体制を整備するとともに、公正な審査・評価等が行われるよう利益相反への配慮を行う。また、透明性を担保するため、審査に関する情報に加え、審査・評価等の終了後にはその結果を委員名とともにホームページにおいて公表する。さらに、評価・進捗管理業務を専門的な観点から行うため、プログラムを担当するプログラム・ディレクター及び拠点ごとのプログラム・オフィサー等を配置する。

WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援業務として、WPI プログラム全体が社会から「見える」存在となることを目指し、サイエンスシンポジウムの開催や、高校生等向けアウトリーチ活動等の広報活動、拠点に向けたファンドレイジングに係る研修会、国際頭脳循環の加速・拡大に資する取組等を実施する。また、WPI プログラム全体の運営戦略の検討に用いるため、拠点の認知度等に関する調査分析、過去の拠点在籍者に係るデータの収集、WPI プログラムの成果の評価方法の検討を行う。さらに、WPI プログラムの実施により得られた国際研究拠点形成に係る経験・ノウハウの共有・展開を行うため、それらを取りまとめたコンテンツを掲載するウェブサイトの新設等を行う。

（2）大学教育改革の支援

大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業について、国の定めた制度・方針を踏まえ、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

平成 30 年度は、以下の事業に係る審査・評価等を行う。

①　博士課程教育リーディングプログラム

俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、国内外の第一級の教員・学生を結集し、産学官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援することを目的とした国の助成事業である「博士課程教育リーディングプログラム」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

平成 30 年度は、平成 24 年度に採択された 24 件の事業の事後評価を行うととも

に、平成 25 年度に採択された 18 件の事業のフォローアップを行う。

② 卓越大学院プログラム

各大学の持つ学術研究・大学院教育における強みを核として、これまでの大学院改革の成果を生かし、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した５年一貫の博士課程学位プログラムを構築し、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材を育成することを目的とした国の助成事業である「卓越大学院プログラム」について、委員会を開催し、審査業務を行う。

平成 30 年度は、新たに公募する事業の審査を行う。

③ 大学教育再生加速プログラム

高等学校や社会との円滑な接続のもと、入口から出口まで質保証の伴った大学教育を実現するため、先進的な取組を実施する大学等（短大、高専を含む）を支援することを目的とした国の助成事業である「大学教育再生加速プログラム」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

平成 30 年度は、平成 26 年度に採択された 46 件、平成 27 年度に採択された 12 件及び平成 28 年度に採択された 19 件の事業のフォローアップを行う。

④ 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業

地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援することを目的とした国の助成事業である「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC＋）」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

平成 30 年度は、平成 27 年度に採択された 42 件の事業のフォローアップを行う。

（３）大学のグローバル化の支援

大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、国の定めた制度・方針を踏まえ、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

平成 30 年度は、以下の事業に係る審査・評価等を行う。

① 大学の世界展開力強化事業

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流の実施等を推進する国際教育連携やネットワークの形成の取組の支援を目的とした国の助成事業である「大学の世界展開力強化事業」について、委員会を開催し、審査・評価業務を行う。

平成 30 年度は、新たに公募する事業の審査を行う。また、平成 28 年度に採択された 25 件の事業の中間評価、平成 25 年度に採択された７件の事業の事後評価を行うとともに、平成 26 年度に採択された９件、平成 27 年度に採択された 11 件及び

平成 29 年度に採択された 11 件の事業のフォローアップを行う。

② スーパーグローバル大学創成支援事業

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための人事・教務システムの改革など国際化を徹底して進める大学や、学生のグローバル対応力育成のための体制強化を進める大学を支援し、我が国の高等教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を目的とした国の助成事業である「スーパーグローバル大学創成支援事業」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

平成 30 年度は、平成 26 年度に採択された 37 件の事業のフォローアップ等を行う。

5 強固な国際研究基盤の構築

（1）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、国際統括本部を設置して、各種事業を通じた国際的な活動の動向や、海外関係機関等の動向等を集約・共有する会合を定期的に開催する。また、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開する仕組みを構築し、積極的に事業の国際化に取り組む。

平成 30 年度は、前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について、必要に応じて外部有識者の意見も聴取した上で検討し、平成 30 年度中を目途に基本的な戦略を策定する。

また、振興会の業務に係る国際的な取組を体系的に整理し、ホームページ上で示すなど、研究者や国民にとって分かりやすい情報発信の在り方を検討・実施するとともに、説明会の開催等、積極的な情報発信を行う。

（2）諸外国の学術振興機関との協働

諸外国の学術振興機関とのネットワークを強化・発展させるべく、世界各国の主要な学術振興機関の長によるグローバルリサーチカウンシル（GRC）に積極的に参画し、各国共通の課題に係る認識を共有するとともに、その課題解決に向けた取組を進める。

また、アジア 10 か国の学術振興機関長がアジア地域共通の課題解決や地域全体の研究水準の向上に向けて広く意見交換を行うアジア学術振興機関長会議（ASIAHORCs）及び日中韓によるハイレベルな研究活動促進に向けた議論を行う日中韓学術振興機関長会議（A-HORCs）に積極的に参画し、関係機関との協力を推進する。

さらに、A-HORCs の合意に基づき北東アジアシンポジウム及び日中韓フォーサイト事業を実施する。

加えて、各国学術振興機関との交流協定等に基づくパートナーシップを形成する。交流協定については、戦略的に重要な諸外国との交流を推進する観点から、交流状況を検証し、必要性及び予算状況に応じて廃止、改訂又は新規立ち上げを検討する。

（３）在外研究者コミュニティの形成と協働

振興会事業を終えて帰国した研究者のネットワーク強化を図るため、世界 18 か国において形成された研究者コミュニティ（同窓会）による活動を支援するとともに、海外研究連絡センター等の協力を得ながら、新たに体制が整った研究者コミュニティ（同窓会）の活動を支援する。

また、在外日本人研究者との連携を強化するとともに、日本への滞在経験を持つ諸外国の研究者や、諸外国との研究協力に関心を持つ在外日本人を含む日本人研究者等の情報を集めたデータベース及びソーシャル・ネットワーク・サービス（JSPS-Net）を運用し、登録者間のネットワーク強化を図る。

（４）海外研究連絡センター等の展開

我が国の研究者や大学等研究機関の国際的なネットワーク形成を支援する拠点としての機能を果たす観点から、学術振興機関との関係構築、セミナー・シンポジウムの開催、我が国の大学の海外展開の支援を行う。海外の学術動向や高等教育に関する情報収集・調査については、体系的な情報収集及び国内への情報発信の充実を図り、平成 30 年度は全センターからの情報を集約し、ホームページにおいて、合わせて年間 840 件程度の情報発信を行う。

我が国の大学等のグローバル化支援においては、海外の学術動向や高等教育に係る情報を大学関係者に提供することに加え、将来的な大学の国際交流を担当する職員の育成を目的として若手職員を対象に「国際協力員」として海外実地研修を行う機会を提供する。

6　総合的な学術情報分析基盤の構築

（１）情報の一元的な集積・管理体制の構築

事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、振興会の諸事業に係るデータについて、情報セキュリティの確保や個人情報の保護を徹底した上で、業務の状況を勘案しつつ集約・共有及び一元的な管理を進める。

（２）総合的な学術情報分析の推進

学術情報分析センターにおいて、振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を開始する。その際、関係機関との連携協力を進める。

分析や調査研究の成果については、学術システム研究センターや諸事業の担当部署に提供・提案するとともに、ホームページ等において情報発信を行う。情報発信については２件の報告書の他、適時に成果の公表を行う。

（３）学術動向に関する調査研究

学術システム研究センターにおいて、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等に関する調査・研究を実施し、その結果を取りまとめ、振興会事業の企画・

立案等に活用する。

国内外における学術振興施策については、学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、海外研究連絡センターにおける収集情報などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を行う。

学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を行う。特に、学術システム研究センターの研究員が専門分野に係る学術動向研究を年間 125 件程度実施し、その成果をより適切な審査委員の選考や評価システムの整備等に反映させ、振興会が行う審査・評価業務等の向上に役立てる。

また、これらの成果については、必要に応じて報告書等に取りまとめ、ホームページ等において公表する。

7　横断的事項

（1）電子申請等の推進

研究者へのサービス向上等を図るため、募集要項・応募様式等の書類は、原則として全ての公募事業においてホームページから入手可能な状態とする。

研究者からの申請書類を電子的に受け付ける「電子申請システム」については、本格運用を開始している公募事業を継続して実施する。

なお、実施に当たっては、文部科学省が開発・運用を行っている府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の連携活用を推進し、柔軟に対応する。

また、システムの設計・開発に当たっては、情報セキュリティ・ポリシー及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を含む政府機関における一連の対策を踏まえた情報セキュリティ対策を実施する。システムの基幹部分において必要に応じてアップグレードを行い、セキュリティを確保する。

（ⅰ）科学研究費助成事業

応募手続･審査業務･交付業務について電子申請システムを活用するとともに、制度改善に伴う電子申請システムの見直しを行い、研究者・研究機関の利便性向上を図る。

（ⅱ）特別研究員事業、海外特別研究員事業

応募手続、審査業務について電子申請システムを活用するとともに、制度改善等に伴い電子申請システムの見直しが必要な場合は､随時開発を行うことにより、申請者、審査委員の利便性向上を図る。

（ⅲ）学術の国際交流事業

既に電子申請システムを用いて応募手続・審査業務を行っている事業は、当該システムを活用する。

ただし、推薦書等の第三者による認証が必要な調書の提出を伴う事業については､調書の提出以外の申請手続において電子申請システムを活用することとする。

新たに応募・審査業務の電子化を検討する際には、申請数や公募を行う回数等とシステム開発に要する費用を比較し、電子化することの効率性も勘案して導入の是非を判断する。

（２）情報発信の充実

①　広報と情報発信の強化

広報活動に係る体制を整備し、振興会の活動及びその成果に係る一層効果的な情報発信の在り方について、外部有識者の意見も聴取した上で検討を行うとともに、平成 30 年度中を目途に一定の結論を得る。

また、各事業の実施状況等、学術研究に関わる情報について、以下の方法により公開し、積極的な情報発信を行う。

（ⅰ）ホームページの活用

公募情報を中心として、振興会の業務内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供する。また、コンテンツごとのアクセス動向等を踏まえ、一般国民や研究者のニーズに応える的確かつ見やすい情報提供に努める。

（ⅱ）ブローシャー等の発行

振興会の事業内容について分かりやすく編集したブローシャーを作成し、大学等関係機関、行政機関、海外の諸機関に配布するほか、必要に応じて事業ごとにリーフレット等を発行・配布する。また、英語版ニューズレターを年４回発行し、振興会の事業により来日経験のある外国人研究者、海外の学術振興機関、在日大使館等に配布する。

（ⅲ）メールマガジンの発信

インターネットを活用したメールマガジンにより、公募案内や行事予定等の情報提供を行う。

（ⅳ）ソーシャルメディアの活用

多様な媒体による迅速な情報発信を行うため、公募やイベントの情報等について、必要に応じてソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用する。

②　成果の社会還元・普及・活用

（ⅰ）ひらめき☆ときめきサイエンス事業

我が国の将来を担う児童・生徒を主な対象として、研究者が科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすく発信する「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を全国各地の大学等で実施する。

（ⅱ）卓越研究成果公開事業

学術の進展により生じた卓越した研究成果をデータベースにより広く一般に公開することを目的とする「卓越研究成果公開事業」を実施する。

平成 30 年度は、委員会を開催し、「発見と発明のデジタル博物館（卓越研究データベース）」の充実方策について検討し、実施する。

（３）学術の社会的連携・協力の推進

学界と産業界の第一線の研究者等からのボトムアップによる発意に基づき、自由な研究発表、情報交換を行う場を提供し、産学協力の橋渡しを行う。

平成 30 年度は、以下の会議等を開催するとともに、産学協力研究委員会等の活動及び産学協力総合研究連絡会議の審議結果についての情報発信に努める。

・産学協力総合研究連絡会議

産学協力研究委員会等諸事業の充実強化を図るとともに、学界と産業界との学術の社会的連携・協力によって発展が期待される分野やその推進方策を検討する。また、委員会・研究会の設置にあたって調査・審議を実施する。

・産学協力研究委員会

産学の研究者の要請や研究動向に関し幅広い角度から自由に情報・意見交換を行うとともに、蓄積された成果発信の場として国際シンポジウム等の開催、活動成果の刊行を行う。

・研究開発専門委員会

将来発展が期待される分野及び解決すべき課題について、新たなテーマを設定した委員会・研究会を３件程度新規設置し、専門的な調査審議を行う。

また、学術関係国際会議の開催のため、指定寄付金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。

（４）研究公正の推進

研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、各事業の特性に応じ、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用するとともに、同システムを通じ、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供する。

研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為を防止するため、必要に応じ、事業毎に各研究機関における不正防止に対する取組の状況等を把握し、指導を行う。また、各事業に参画する全ての研究者に対して、事業説明会や公募要領への記載等の方法により、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為については厳格に対応する旨周知するとともに、研究倫理教育に関するプログラムの履修を徹底させる。

公正な研究活動を推進するため、研究機関を対象とする調査や利用者を対象とするアンケートから抽出したニーズを踏まえ、学生向け研究倫理教育教材の開発及び既存の研究倫理教育教材の改修を進める。また、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは他の研究資金配分機関等と連携したシンポジウムを２回程度開催する。

（５）業務の点検・評価の推進

独立行政法人通則法第三十二条の規定に基づき、自己点検評価を実施するとともに、学界及び産業界を代表する有識者により構成される外部評価委員会を開催し、管理運営や各事業の実施状況等について外部評価を行う。

評価の結果は、ホームページ等において公表するとともに業務運営の改善に役立て

る。

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1　組織の編成及び業務運営

理事長のリーダーシップにより、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。

強固な国際研究基盤の構築と総合的な学術情報分析基盤の構築に取り組む体制を整備するため、平成 30 年度中に国際統括本部と学術情報分析センターを設置する。従来、各事業の担当課で個別に対応していた業務のうち、各事業に共通的な情報システム・データの管理業務及び研究公正業務のそれぞれについて、一元的な運営と業務の効率化を図るため、組織再編を行う。

業務の運営に当たっては、日本学術会議や国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学生支援機構、大学等との連携・協力関係を構築する。

2　一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比３％以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比１％以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

3　調達等の合理化

調達案件については原則一般競争によるものとし、随意契約による場合は、透明性を高めるためその理由等を公表する。

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、平成 30 年度調達等合理化計画を策定し、調達の現状と要因の分析、重点的に取り組む分野の設定、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施することにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。なお、調達等合理化計画の策定及び自己評価結果等については、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、その審議概要をホームページに公開する。

4　業務・システムの合理化・効率化

（１）情報インフラの整備

（ⅰ）業務システムの開発・改善

振興会外部から振興会内ネットワークへ安全にアクセスする仕組みを強化し、振興会外からの業務遂行を可能とすることによる業務効率化を推進する。

（ⅱ）情報管理システムの活用推進

振興会内に存在するシステムを網羅的に把握するために情報システム台帳を整備し、一元的な情報管理を推進する。

（ⅲ）情報共有化システムの整備

振興会事業全般の情報共有をより一層推進するため、グループウェアを積極的に活用する。また、振興会外の関係者との情報共有に係る時間やコストを削減するため、WEB 会議システムの活用を推進する。

（２）業務運営の配慮事項

業務の効率化、人件費の効率化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービスの低下を招かないよう配慮する。

Ⅲ　予算、収支計画及び資金計画

１　予算

別紙１－１～１－３のとおり

２　収支計画

別紙２－１～２－３のとおり

３　資金計画

別紙３－１～３－３のとおり

Ⅳ　短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は 75 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産等を譲渡、処分する計画はない。

Ⅵ　剰余金の使途

振興会の決算において剰余金が発生したときは、広報・情報提供の充実、調査・研究の充実、情報化の促進に充てる。

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1　内部統制の充実・強化

内部統制の推進に関する職員の理解増進のため、初任者に対する研修を実施する。また、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みや、職員から役員に必要な情報が伝達される仕組みを整備・運用し、内部統制の充実・強化を図る。

職員の法令遵守（コンプライアンス）に対する意識向上を図るため、研修等により役職員倫理規定と職員行動規範について役職員に周知する。

さらに、内部監査、監事監査及び会計監査人による法定監査を実施することにより、内部統制の仕組みが適切に運用されているか点検･検証を行い､必要に応じて改善する。

2　情報セキュリティの確保

政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、PDCA サイクルの構築及び定着を図るため、情報セキュリティ・ポリシーの遵守状況についての評価を行うとともに、その結果を踏まえ、必要に応じた改善を行う。職員等に対して情報セキュリティに関する意識を高めるために、情報セキュリティ研修、自己点検及び標的型メール攻撃訓練を実施する。

さらに、高度化する情報セキュリティ対策に対応するため、最高情報セキュリティ責任者（CISO）補佐官業務を外部の専門家に委託する。

災害・事故等の非常時に、情報システムの停止を原因として業務の遂行ができなくなることを避けるため、情報システムを早期に復旧させ、継続して利用することを目的とした、情報システム運用継続計画に基づき運用する。

振興会の保有する個人情報及び特定個人情報等については、日常の取扱いや監査、及び漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応に関する保護管理体制を整備し、実施する。

3　施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

4　人事に関する計画

（1）人事評定

職員の業務等の勤務評定を実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。

（2）人事交流

国立大学法人等との人事交流を行い、質の高い人材の確保・育成を図り、適切な人事配置を行う。

（3）職員の研修計画

職員の専門性及び意識の向上を図るため、下記の研修を実施する。また、資質の向

上を図るため、外部で実施される研修に職員を参加させる。

① 新任職員語学研修
② 海外の機関での研修
③ 情報セキュリティ研修
④ コンプライアンス研修
⑤ スキルアップ研修
⑥ 放送大学科目の履修

5 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって債務負担を行うことがある。

6 積立金の使途

前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本学術振興会法に定める業務の財源に充てる。

（別紙1－1）

平成30年度　予算（総括表）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
収入									
運営費交付金	307	2,543	22,322	20	408	333	286	381	26,601
国庫補助金収入	0	228,448	2,433	690	0	0	102	0	231,673
科学研究費補助金	0	141,566	0	0	0	0	102	0	141,668
研究拠点形成費等補助金	0	0	0	174	0	0	0	0	174
大学改革推進等補助金	0	0	0	55	0	0	0	0	55
国際化拠点整備事業費補助金	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助金	0	0	2,433	0	0	0	0	0	2,433
国際研究拠点形成促進事業費補助金	0	0	0	400	0	0	0	0	400
学術研究助成基金補助金	0	86,882	0	0	0	0	0	0	86,882
事業収入	1	18	13	0	19	0	0	2	53
寄附金事業収入	0	0	5	0	0	0	5	0	10
産学協力事業収入	0	0	0	0	0	0	257	0	257
受託事業収入	0	0	24	0	7	0	0	0	30
計	308	231,009	24,797	710	434	333	649	383	258,623
支出									
一般管理費	0	509	0	0	0	0	0	383	892
うち 人件費	0	97	0	0	0	0	0	228	325
物件費	0	412	0	0	0	0	0	155	567
事業費	308	2,545	22,336	20	427	333	286	0	26,255
うち 人件費	29	147	181	20	79	15	35	0	506
物件費	278	2,399	22,155	0	348	319	251	0	25,749
科学研究費補助事業費	0	141,566	0	0	0	0	102	0	141,668
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	174	0	0	0	0	174
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	55	0	0	0	0	55
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	2,433	0	0	0	0	0	2,433
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	400	0	0	0	0	400
学術研究助成事業費	0	89,160	0	0	0	0	0	0	89,160
寄附金事業費	0	0	18	0	0	0	23	0	41
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	257	0	257
受託事業費	0	0	24	0	7	0	0	0	30
計	308	233,781	24,810	710	434	333	667	383	261,426

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙1－2）

平成30年度　予算（一般勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
収入									
運営費交付金	307	2,543	22,322	20	408	333	286	381	26,601
国庫補助金収入	0	141,566	2,433	690	0	0	102	0	144,791
科学研究費補助金	0	141,566	0	0	0	0	102	0	141,668
研究拠点形成費等補助金	0	0	0	174	0	0	0	0	174
大学改革推進等補助金	0	0	0	55	0	0	0	0	55
国際化拠点整備事業費補助金	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助金	0	0	2,433	0	0	0	0	0	2,433
国際研究拠点形成促進事業費補助金	0	0	0	400	0	0	0	0	400
事業収入	1	2	13	0	19	0	0	2	38
寄附金事業収入	0	0	5	0	0	0	5	0	10
産学協力事業収入	0	0	0	0	0	0	257	0	257
受託事業収入	0	0	24	0	7	0	0	0	30
計	308	144,111	24,797	710	434	333	649	383	171,726
支出									
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	383	383
うち 人件費	0	0	0	0	0	0	0	228	228
物件費	0	0	0	0	0	0	0	155	155
事業費	308	2,545	22,336	20	427	333	286	0	26,255
うち 人件費	29	147	181	20	79	15	35	0	506
物件費	278	2,399	22,155	0	348	319	251	0	25,749
科学研究費補助事業費	0	141,566	0	0	0	0	102	0	141,668
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	174	0	0	0	0	174
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	55	0	0	0	0	55
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	2,433	0	0	0	0	0	2,433
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	400	0	0	0	0	400
寄附金事業費	0	0	18	0	0	0	23	0	41
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	257	0	257
受託事業費	0	0	24	0	7	0	0	0	30
計	308	144,111	24,810	710	434	333	667	383	171,757

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙1－3）

平成30年度　予算（学術研究助成業務勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
収入									
国庫補助金収入	0	86,882	0	0	0	0	0	0	86,882
学術研究助成基金補助金	0	86,882	0	0	0	0	0	0	86,882
事業収入	0	15	0	0	0	0	0	0	15
計	0	86,897	0	0	0	0	0	0	86,897
支出									
一般管理費	0	509	0	0	0	0	0	0	509
うち 人件費	0	97	0	0	0	0	0	0	97
物件費	0	412	0	0	0	0	0	0	412
学術研究助成事業費	0	89,160	0	0	0	0	0	0	89,160
計	0	89,669	0	0	0	0	0	0	89,669

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※基金補助金収入に対する支出は複数年度にわたり行われるため、年度予算の収支は一致しない。

（別紙2－1）

平成30年度　収支計画（総括表）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
費用の部									
経常費用	308	233,946	24,858	710	469	334	671	398	261,694
業務経費	308	2,545	22,336	20	458	333	286	0	26,286
科学研究費補助事業費	0	141,566	0	0	0	0	102	0	141,668
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	174	0	0	0	0	174
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	55	0	0	0	0	55
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	2,433	0	0	0	0	0	2,433
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	400	0	0	0	0	400
学術研究助成事業費	0	89,160	0	0	0	0	0	0	89,160
寄附金事業費	0	0	18	0	0	0	23	0	41
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	257	0	257
受託事業費	0	0	24	0	7	0	0	0	30
一般管理費	0	509	0	0	0	0	0	383	892
減価償却費	0	165	47	0	4	1	4	15	237
収益の部									
経常収益	308	233,946	24,858	710	438	334	671	398	261,663
運営費交付金収益	307	2,543	22,322	20	408	333	286	381	26,601
科学研究費補助金収益	0	141,566	0	0	0	0	102	0	141,668
研究拠点形成費等補助金収益	0	0	0	174	0	0	0	0	174
大学改革推進等補助金収益	0	0	0	55	0	0	0	0	55
国際化拠点整備事業費補助金収益	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助金収益	0	0	2,433	0	0	0	0	0	2,433
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益	0	0	0	400	0	0	0	0	400
学術研究助成基金補助金収益	0	89,654	0	0	0	0	0	0	89,654
業務収益	1	18	13	0	19	0	0	2	53
寄附金事業収益	0	0	18	0	0	0	23	0	41
産学協力事業収益	0	0	0	0	0	0	257	0	257
受託事業収益	0	0	24	0	7	0	0	0	30
資産見返負債戻入	0	165	47	0	4	1	4	15	237
純損失	0	0	0	0	31	0	0	0	31
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	31	0	0	0	31
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙2－2）

平成30年度　収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
費用の部									
経常費用	308	144,219	24,858	710	469	334	671	398	171,967
業務経費	308	2,545	22,336	20	458	333	286	0	26,286
科学研究費補助事業費	0	141,566	0	0	0	0	102	0	141,668
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	174	0	0	0	0	174
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	55	0	0	0	0	55
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	2,433	0	0	0	0	0	2,433
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	400	0	0	0	0	400
寄附金事業費	0	0	18	0	0	0	23	0	41
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	257	0	257
受託事業費	0	0	24	0	7	0	0	0	30
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	383	383
減価償却費	0	107	47	0	4	1	4	15	179
収益の部									
経常収益	308	144,219	24,858	710	438	334	671	398	171,936
運営費交付金収益	307	2,543	22,322	20	408	333	286	381	26,601
科学研究費補助金収益	0	141,566	0	0	0	0	102	0	141,668
研究拠点形成費等補助金収益	0	0	0	174	0	0	0	0	174
大学改革推進等補助金収益	0	0	0	55	0	0	0	0	55
国際化拠点整備事業費補助金収益	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助金収益	0	0	2,433	0	0	0	0	0	2,433
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益	0	0	0	400	0	0	0	0	400
業務収益	1	2	13	0	19	0	0	2	38
寄附金事業収益	0	0	18	0	0	0	23	0	41
産学協力事業収益	0	0	0	0	0	0	257	0	257
受託事業収益	0	0	24	0	7	0	0	0	30
資産見返負債戻入	0	107	47	0	4	1	4	15	179
純損失	0	0	0	0	31	0	0	0	31
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	31	0	0	0	31
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙2－3）

平成30年度　収支計画（学術研究助成業務勘定）

（単位：百万円）

区　　分	**総合的事項**	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
費用の部									
経常費用	0	89,727	0	0	0	0	0	0	89,727
学術研究助成事業費	0	89,160	0	0	0	0	0	0	89,160
一般管理費	0	509	0	0	0	0	0	0	509
減価償却費	0	58	0	0	0	0	0	0	58
収益の部									
経常収益	0	89,727	0	0	0	0	0	0	89,727
学術研究助成基金補助金収益	0	89,654	0	0	0	0	0	0	89,654
業務収益	0	15	0	0	0	0	0	0	15
資産見返負債戻入	0	58	0	0	0	0	0	0	58
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙3－1）

平成30年度　資金計画（総括表）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
資金支出									
業務活動による支出	308	234,064	24,837	710	436	334	668	477	261,833
次期繰越金	31	80,342	2,492	7	42	34	203	40	83,190
資金収入									
業務活動による収入	308	231,292	24,823	710	436	334	650	477	259,030
運営費交付金による収入	307	2,543	22,322	20	408	333	286	381	26,601
科学研究費補助金による収入	0	141,566	0	0	0	0	102	0	141,668
研究拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	174	0	0	0	0	174
大学改革推進等補助金による収入	0	0	0	55	0	0	0	0	55
国際化拠点整備事業費補助金による収入	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助金による収入	0	0	2,433	0	0	0	0	0	2,433
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	0	0	0	400	0	0	0	0	400
学術研究助成基金補助金による収入	0	86,882	0	0	0	0	0	0	86,882
寄附金事業による収入	0	0	5	0	0	0	5	0	10
産学協力事業による収入	0	0	0	0	0	0	257	0	257
受託事業による収入	0	0	24	0	7	0	0	0	30
その他の収入	1	301	40	0	21	0	1	96	460
前期繰越金	31	83,114	2,505	7	42	34	220	40	85,994

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙3－2）

平成30年度　資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
資金支出									
業務活動による支出	308	144,395	24,837	710	436	334	668	477	172,164
次期繰越金	31	479	2,492	7	42	34	203	40	3,328
資金収入									
業務活動による収入	308	144,395	24,823	710	436	334	650	477	172,133
運営費交付金による収入	307	2,543	22,322	20	408	333	286	381	26,601
科学研究費補助金による収入	0	141,566	0	0	0	0	102	0	141,668
研究拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	174	0	0	0	0	174
大学改革推進等補助金による収入	0	0	0	55	0	0	0	0	55
国際化拠点整備事業費補助金による収入	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助金による収入	0	0	2,433	0	0	0	0	0	2,433
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	0	0	0	400	0	0	0	0	400
寄附金事業による収入	0	0	5	0	0	0	5	0	10
産学協力事業による収入	0	0	0	0	0	0	257	0	257
受託事業による収入	0	0	24	0	7	0	0	0	30
その他の収入	1	286	40	0	21	0	1	96	445
前期繰越金	31	479	2,505	7	42	34	220	40	3,359

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙3－3）

平成30年度　資金計画（学術研究助成業務勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
資金支出									
業務活動による支出	0	89,669	0	0	0	0	0	0	89,669
次期繰越金	0	79,862	0	0	0	0	0	0	79,862
資金収入									
業務活動による収入	0	86,897	0	0	0	0	0	0	86,897
学術研究助成基金補助金による収入	0	86,882	0	0	0	0	0	0	86,882
その他の収入	0	15	0	0	0	0	0	0	15
前期繰越金	0	82,634	0	0	0	0	0	0	82,634

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 30 年度事業自己点検評価・外部評価の実施経緯

平成 31 年 2 月 20 日
　独立行政法人日本学術振興会平成 31 年度自己点検評価実施要領の制定
　「独立行政法人日本学術振興会平成 30 年度事業の評価手法について」の決定

平成 31 年 4 月 22 日
　独立行政法人日本学術振興会計画・評価委員会を開催
　　議題　１）　平成 30 年度における業務実績に関する自己点検評価について

令和元年 5 月 9 日
　独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会（第 1 回）を開催
　　議題　１）　委員長の選出について
　　２）　外部評価の実施方法について
　　３）　平成 30 年度業務実績に関する外部評価担当項目について
　　４）　平成 30 年度業務実績に関する評価について
　　５）　その他

令和元年 6 月 6 日
　独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会（第２回）を開催
　　議題　１）　決算等の状況について
　　２）　平成 30 年度業務実績に関する外部評価コメント及び評定について
　　３）　外部評価結果の総括（案）について
　　４）　その他

令和元年 6 月 28 日
　外部評価委員会から独立行政法人日本学術振興会理事長に対する外部評価結果の報告
　文部科学大臣へ「平成 30 年度事業自己点検評価・外部評価報告書」を提出

独立行政法人日本学術振興会
自己点検評価・外部評価報告書（平成３０年度事業）
令和元年６月発行
発行・連絡先　独立行政法人日本学術振興会　経営企画課
東京都千代田区麹町５－３－１
ＴＥＬ　０３－３２６３－１８４９
ＦＡＸ　０３－３２３７－８２３６
ホームページ　　http://www.jsps.go.jp/